

令和 6 年 9 月 26 日 開会  
令和 6 年 10 月 11 日 閉会

第 435 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

## 第435回長野県議会（定例会）会議録目次

### 9月26日（木曜日）

応招議員及び不応招議員の席次及び氏名……………	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件……………	5
新任理事者の紹介	
企画振興部長 中 村 徹 君……………	6
公安委員会委員 矢ヶ崎 学 君……………	6
警務部長 長 瀬 悠 君……………	6
諸般の報告……………	6
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について	
令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	
「令和5（2023）年度公立大学法人長野県立大学の業務実績に関する評価結果報告書」について	
少子化対策に関する施策の実施状況について	
地方独立行政法人長野県立病院機構令和5年度業務実績に関する評価結果及び第3期中期目標期間業務実績の見込評価結果について	
長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について	
令和6年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」について	
現金出納検査結果	
公社等の経営状況説明書の提出について	
会期決定の件……………	6
知事提出議案の報告……………	7
第1号より第17号まで及び報第1号より報第8号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君……………	8
延 会 午後1時30分	

### 10月1日（火曜日）

開 議 午前10時1分

知事提出議案の報告……………17

第18号

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

佐藤千枝君……………18

佐々木祥二君……………29

グレート無茶君……………40

休 憩 午前11時49分

再 開 午後1時

酒井茂君……………47

荒井武志君……………62

竹村直子君……………69

休 憩 午後2時37分

再 開 午後2時53分

小林君男君……………75

小山仁志君……………81

百瀬智之君……………89

延 会 午後4時8分

## 10月2日(水曜日)

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

共田武史君……………99

勝山秀夫君……………109

丸山寿子君……………117

休 憩 午前11時37分

再 開 午後1時

大畑俊隆君……………125

高島陽子君……………133

小林あや君……………141

休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時41分

小林陽子君	149
藤岡義英君	159
加藤康治君	169
延会	午後4時19分

### 10月3日（木曜日）

開議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

奥村健仁君	181
宮下克彦君	185
小池久長君	193
和田明子君	197
休憩	午前11時27分

再開 午後1時

丸茂岳人君	203
望月義寿君	212
清水純子君	216

休憩 午後2時13分

再開 午後2時29分

山田英喜君	222
向山賢悟君	229
延会	午後3時22分

### 10月4日（金曜日）

開議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

林和明君	241
勝野智行君	248
山口典久君	253
早川大地君	263

休憩 午前11時49分

再開 午後1時

清水正康君	271
垣内将邦君	278
休憩	午後1時48分
再開	午後2時4分
青木崇君	285
知事提出議案委員会付託	296
第1号より第17号まで	
請願・陳情提出報告、委員会付託	297
請願（請第11号）	
陳情（陳第265号より陳第269号まで及び陳第271号より陳第327号まで）	
陳情取下げの件	297
議員提出議案の報告	297
議第1号より議第9号まで	
散会	午後2時49分

#### 10月11日（金曜日）

開議	午後1時
知事提出議案の報告	309
報第9号	
知事提出議案修正の件	310
委員会審査報告書提出報告	310
農政林務委員長報告	
副委員長 竹内正美君	310
県民文化健康福祉委員長報告	
副委員長 大井岳夫君	312
環境文教委員長報告	
副委員長 丸茂岳人君	313
危機管理建設委員長報告	
副委員長 竹村直子君	314
産業観光企業委員長報告	
副委員長 小林陽子君	315
総務企画警察委員長報告	

副委員長 百瀬智之君	317
閉会中継続審査及び調査の申し出	318
議員派遣の件	319
閉 会 午後1時29分	

令和 6 年 9 月 26 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 1 号





令和6年9月

第435回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和6年9月26日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊那郡	宮田村	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊那郡	平谷村	川	上	信	彦
26 番	東	筑摩郡	山形村	百	瀬	智	之
27 番	佐	久	市	小	山	仁	志
28 番	千	曲	市	竹	内	正	美

29 番	諏訪市	宮下	克彦
30 番	木曾郡木曾町	大畑	俊隆
31 番	安曇野市	寺沢	功希
32 番	岡谷市	共田	武史
33 番	長野市	高島	陽子
34 番	千曲市	荒井	武志
35 番	長野市	埋橋	茂人
36 番	塩尻市	続木	幹夫
37 番	松本市	中川	博司
38 番	松本市	両角	友成
39 番	上田市	清水	純子
40 番	諏訪郡富士見町	小池	久長
41 番	伊那市	酒井	茂人
42 番	須坂市	堀内	孝善
43 番	南佐久郡小海町	依田	明善
44 番	小諸市	山岸	喜昭
45 番	中野市	小林	東一郎
47 番	岡谷市	毛利	栄子
48 番	長野市	和田	明子
49 番	北安曇郡池田町	宮澤	敏文
50 番	中野市	丸山	栄一
51 番	飯田市	小池	清司
52 番	飯山市	宮本	衡隆
53 番	長野市	西沢	正隆
54 番	長野市	風間	辰一
55 番	駒ケ根市	佐々木	祥二
56 番	松本市	萩原	清
57 番	上水内郡信濃町	服部	宏昭

不応招議員の席次及び氏名

7 番	松本市	青木	崇
8 番	上伊那郡辰野町	垣内	将邦

欠員（1名）

出席議員 (54名)

1 番	竹 村 直 子	29 番	宮 下 克 彦
2 番	小 林 陽 子	30 番	大 畑 俊 隆
3 番	林 和 明	31 番	寺 沢 功 希
4 番	勝 山 秀 夫	32 番	共 田 武 史
5 番	グ レ ー ト 無 茶	33 番	高 島 陽 子
6 番	奥 村 健 仁	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一
28 番	竹 内 正 美	55 番	佐 々 木 祥 二

56 番  
欠席議員（2名）

萩原清

57 番

服部宏昭

7 番

青木崇

8 番

垣内将邦

説明のため出席した者

知事	阿部守一	林務部長	須藤俊一
副知事	関昇一郎	建設部長	新田恭士
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆	会計管理者兼会計局長	尾島信久
企画振興部長	中村徹	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉沢正
総務部長	渡辺高秀	財政課長	新納範久
県民文化部長	直江崇	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笹渕美香	教育次長	米沢一馬
環境部長	諏訪孝治	教育次長	曾根原好彦
産業労働部長	田中達也	警察本部長	鈴木達也
観光スポーツ部長	加藤浩	警務部長	長瀬悠
農政部長	小林茂樹	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原涉	議事課担当係長	萩原晴香
議事課長	矢島武	議事課主査	山田淳貴
議事課企画幹兼課長補佐	山本千鶴子	総務課主任	東方啓太

午後1時開会

○議長（山岸喜昭君）ただいまから第435回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに9月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

#### 令和6年9月26日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

---

#### 本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後1時1分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

---

#### ●会議録署名議員決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議ありませんので、大井岳夫議員、丸茂岳人議員、花岡賢一議員を

指名いたします。

---

●新任理事者の紹介

○議長（山岸喜昭君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

最初に、中村徹企画振興部長。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）7月8日付で企画振興部長に着任いたしました中村徹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、矢ヶ崎学公安委員会委員。

〔公安委員会委員矢ヶ崎学君登壇〕

○公安委員会委員（矢ヶ崎学君）9月13日付で長野県公安委員会委員に任命されました矢ヶ崎学と申します。3期目になりますが、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、長瀬悠警務部長。

〔警務部長長瀬悠君登壇〕

○警務部長（長瀬悠君）7月16日付で長野県警察警務部長を命ぜられました長瀬悠と申します。どうぞよろしく願いいたします。

---

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

---

○議長（山岸喜昭君）次に、垣内将邦議員、青木崇議員から本日より10月2日まで欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

---

●会期決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から10月11日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年9月26日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年9月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第2号）案
- 第 2 号 長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 3 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 第 4 号 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について
- 第 5 号 障がい児等療育支援事業に係る損害賠償について
- 第 6 号 県営農村地域防災減災事業西塩田地区沢山池改修工事変更請負契約の締結について
- 第 7 号 長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事請負契約の締結について
- 第 8 号 長野県防災交換機改修工事請負契約の締結について
- 第 9 号 ローター除雪車の購入について
- 第 10 号 除雪トラックの購入について
- 第 11 号 凍結防止剤散布車の購入について
- 第 12 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋1工区）請負契約の締結について
- 第 13 号 長野県道路公社定款の変更について
- 第 14 号 権利の放棄について
- 第 15 号 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事請負契約の締結について
- 第 16 号 令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 第 17 号 令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 報第1号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第2号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第3号 障がい児等療育支援事業に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第4号 計量検定業務中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第5号 出張中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第6号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第7号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第8号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

---

### ●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

今月20日からの低気圧と前線による大雨は、震災の影響が残る能登半島に更なる被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。能登半島では今年1月の地震に引き続いての災害であり、本県としては、引き続き、職員派遣、義援金の募集など、被災者の皆様に寄り添った支援に努めてまいります。

こうした災害は、決して他人事ではありません。今般、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震対策の更なる充実・強化を図るため、「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定しました。基本目標として「『地震災害死ゼロ』に挑戦」を掲げ、予防対策・応急対策・復旧復興対策の3つの段階に応じた10のアクションを設定しました。

予防対策としては、「最低3日間、できる限り1週間分の物資備蓄」を県民の皆様に呼び掛けるほか、住宅の耐震化、孤立地域の発生に備えた情報・物資両面での対策強化、災害に強い道路網の整備などを推進します。

応急対策としては、高齢者、障がい者、女性、性的マイノリティ、子ども、外国人などの多様な視点で避難所運営マニュアル策定指針を改定するほか、入浴支援や温かい食事提供の仕組みづくりなど、避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の更なる進化を図るとともに、ライフラインの確保と早期復旧のための仕組みを構築します。

復旧復興対策としては、県外からの応援職員やボランティアのための宿泊場所の事前確保、デジタル技術の活用等による住家の被害認定調査の迅速化、県内企業の事業継続計画の策定・



見直しの促進などを進めてまいります。

このアクションプランを推進するため、今回の補正予算案では、住宅耐震改修補助の予算を増額するほか、衛星通信機器の整備及び住宅の耐震化が遅れている地域等で耐震化を促進するための専門家派遣に要する経費を計上しました。

「地震災害死ゼロ」という高い目標の実現に向け、市町村はもとより、県民、事業者の御協力をいただきながら、全庁を挙げて取り組んでまいります。

先月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、運用開始以来初めてとなる「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。本県では速やかに警戒・対策本部を設置し、冷静な対応と地震に対する備えの再確認を県民の皆様呼び掛けるとともに、市町村や防災関係機関との連絡体制の確認、道路や農業用ため池、学校・文化施設の点検などを行ったところです。

臨時情報の期間中、県内では大きな混乱はありませんでしたが、市町村や企業からは、「イベントを開催するべきか悩んだ」、「宿泊予約の取扱いを地域全体で揃えてはどうか」など、様々な御意見が寄せられています。国が実施する「『南海トラフ地震臨時情報』アンケート」の結果なども踏まえ、今後の対応を検討してまいります。

死者58名、行方不明者5名と我が国における戦後最悪の火山災害となってしまった御嶽山の噴火から、明日で10年となります。犠牲になられた方の御霊に謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この間、二度と犠牲者を出さないとの強い決意のもと、避難シェルターの設置等登山者の安全確保対策の強化、研究観測体制充実のための名古屋大学火山研究施設の誘致、御嶽山火山マイスター制度の創設やビジターセンターの設置による火山と共生する地域づくりの推進など、御嶽山における火山防災対策の充実・強化に取り組んでまいりました。木曾町、王滝村をはじめ、御尽力、御協力をいただいていた全ての関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

本県は6つの活火山を有する全国有数の火山県です。そのため、火山を知り、火山防災に対する意識を高めることを目的として、「信州火山防災の日」及び「信州火山防災月間」を昨年制定いたしました。今月14日にはその記念イベントを小諸市で開催し、浅間山の噴火の歴史や火山防災のこれまでの取組を参加者の皆様に学んでいただいたところです。

我が国を代表する山岳県として、安全に登山をお楽しみいただけるよう、御嶽山での取組を他の火山にも広げるなど、各地域での火山防災対策の充実・強化に努めてまいります。

人口問題は社会経済の様々な分野に与える影響が極めて大きく、本県にとって最も重要な政策課題です。

今年2月に策定した少子化・人口減少対策戦略方針案を基に、若者や子育て世代、移住者、

関係団体など様々な方々と県内各地で約140回にわたり意見交換を重ねてまいりました。固定的な性別役割分担や年功序列などが若者や女性の生きづらさにつながっている現実を改めて認識し、寛容な社会づくりの重要性を痛感しました。また、多くの若者が交通を含めた楽しく便利なまちづくりに強い関心を持っていることも新たな気づきとなりました。

これらを踏まえて今回取りまとめた「人口戦略（仮称）骨子案」では、「人口減少の事実の共有と価値観の転換」、「個性きわ立つ信州づくりを通じた急激な人口減少の緩和」、そして「人口減少社会に適応した『ゆたかな社会』の実現」を大きな3本の柱として位置付けました。

「人口減少の事実の共有と価値観の転換」では、人口見直しなどを県民の皆様と広く共有するとともに、様々な取組の前提となる価値観の転換を図るべく、今までの常識を問い直して、新しい「当たり前」を県民の皆様とともに創り上げたいと考えております。

「個性きわ立つ信州づくりを通じた急激な人口減少の緩和」では、誰もが自分らしくいられる地域や職場づくりに力を入れて取り組むほか、育児休業を取得しやすい環境づくりなど多様で柔軟な働き方の普及、地域ごとの高校生等の居場所等になるユースセンターの設置促進、外国人の生活をサポートするための体制整備などを検討してまいります。また、豊かな自然環境や大都市圏との近接性を活かした移住や関係人口創出の一層の推進、一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」を追求する学びへの変革など、長野県の強みや特色を最大限に活かし、出生数減少の反転や人口の社会増を図ってまいります。

本県の人口は、2025年以降社会増減が均衡し、かつ、2040年までに合計特殊出生率が人口置換水準の2.07に上昇してそれ以降は維持されたとしても、2100年頃までは減少が続く見通しです。そのため、「人口減少社会に適応した『ゆたかな社会』の実現」に向けた取組を今から積極的に進めていくことが急務であると考えます。まず、都市機能の集約や公共交通の充実などを勘案し、県土全体の発展に向けたグランドデザインを策定します。社会の変革期にこそ多くのビジネスチャンスが存在するものと積極的に捉えつつ、徹底したDXや業務の共同化、産業のグローバル化や高付加価値化などを推進し、あわせて人材の育成・確保のための取組を重点的に進めます。必要な行政サービスを維持するため、市町村と県との新たな連携の在り方についても検討します。このほか、副業・兼業の促進など一人多役で活躍できる社会の実現や、社会課題解決の担い手たるソーシャルセクターの活性化なども進めてまいります。

この戦略の最大の特徴は、様々な個人や企業・団体が参加する県民会議を立ち上げ、オール信州で人口減少社会への対応を進めていくことにあります。現在、県民会議準備会合を開催して、県民の皆様の参画方法等について鋭意御議論をいただいているところです。12月には県民会議を立ち上げ、戦略を決定し、具体的な取組を展開してまいります。

本県は、豊かな自然や美しい景観、歴史的な名所などに恵まれ、四季折々に多彩な楽しみ方

ができる、観光資源に富んだ地域です。しかしながら、今年7月に発表された旅行代理店による全国の旅行満足度調査によれば、本県は総合的な満足度こそ全国12位であるものの、「現地へのアクセスが良かった」、「現地で良い観光情報を入手できた」、「若者・子どもが楽しめるスポットや施設・体験があった」、「魅力ある特産品や土産物があった」などの項目別満足度においては軒並み全国平均を下回っており、残念な状況です。本県が目指す世界水準の山岳高原観光地を実現するためには、国内外の先進的な観光地に学びつつ、交通の利便性向上や観光分野のDX、スノーリゾート・温泉地や宿泊施設等の受入環境整備などに積極的に取り組まなければなりません。観光振興審議会観光振興財源検討部会が今年3月に取りまとめた内容を踏まえ、本日、「長野県観光振興税（仮称）骨子」として県の考え方を公表いたしました。

今回新たにお示しした主な点は、税率は1人1泊300円の定額、免税点は3,000円、修学旅行等の学校行事は課税免除とすることなどです。税収は観光振興の目的で「長野県らしい観光コンテンツの充実」、「観光客の受入環境整備」、「観光振興体制の充実」、「県内市町村への支援」のために活用することとし、基金を設けて管理します。納税者等に明確な成果をお示しできるよう、例えば、宿泊施設が集積する地域を重点的に支援するなど、税を充当する施策や地域については極力重点化したいと考えており、市町村、宿泊施設の代表者等の御参加のもと策定する「観光ビジョン（仮称）」で用途の具体化を図ってまいります。また、当初は3年経過後、その後は5年ごとに制度の在り方について検証を行い、必要な見直しを行ってまいります。

観光振興は、市町村と県とが協調して行うことが重要であることから、徴税経費等を除く税収の2分の1は市町村に交付することとします。そのうち3分の2は自由度の高い一般交付金（仮称）、3分の1は県が定める重点施策に活用してもらった重点交付金（仮称）とする考えです。また、宿泊行為に対して独自に課税を行う市町村については、県の税率を1人1泊150円に引き下げて市町村の課税余地を広げる一方、一般交付金（仮称）、重点交付金（仮称）のいずれも交付の対象外とします。なお、これらの交付金以外の県からの補助金については、他の市町村と同様に対象とする予定です。

観光先進県を目指す本県としては、国内外の他地域の取組に後れをとることは許されません。県議会、市町村等に対して速やかに骨子の考え方を御説明するとともに、関係事業者・県民向けの説明会やパブリックコメントを実施し、早ければ11月定例会での条例案の提出を視野に入れて取り組んでまいります。

リニア中央新幹線の整備については、本県内においても一部工事が遅れるとの見通しがJR東海から示されています。県としては、工事の長期化に伴う地域への負の影響を低減するため、発生土等の運搬ルートの再検討や運行時間帯の調整を行うこと、十分な交通安全対策を講じることなどを要請しているところです。地域の皆様の理解を得ながら工事を進めるよう、JR東

海には今後とも強く求めてまいります。

今月9日に首相官邸で開催された「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」において、本県としては、東京一極集中を是正するための多極分散型国家のモデルとなる実証都市圏域を長野県駅（仮称）を中心に形成していく方針であることを説明しました。岸田文雄内閣総理大臣からは、リニア中央新幹線は日本経済を牽引する国家的プロジェクトであり、「各リニア駅について、整備効果が最大限発揮されるよう、駅周辺を含めたまちづくりを国として全面的に支援していく」との力強い御発言をいただいたところです。

今月18日には、飯田市長をはじめとする伊那谷・木曾谷の6市町村長とともに、丹羽俊介社長をはじめJR東海の幹部に対する要請活動を行いました。私からは、早期開業の実現と開業時期の明確化、建設工事等に対する住民理解の確保に加え、地域振興への積極的な取組、特にまちづくりの重要性について申し上げ、本社機能の一部移転の検討等JR東海としても積極的に協力するよう要請したところです。

今後は、関係市町村や地域の皆様と連携しながら、リニアバレー構想の実現に向けた取組を一層加速するとともに、リニア中央新幹線の開業効果を広域に波及させるための地域再生計画の策定に取り組んでまいります。

先般開催されたパリオリンピック・パラリンピックで選手たちが躍動する姿は、私たちに大きな夢と希望、そして感動を与えていただきました。柔道女子57キロ級の出口クリスタ選手が夏季の個人種目では本県出身者として初となる金メダルを、総合馬術の大岩義明選手が馬術競技で日本として92年ぶりのメダルとなる銅メダルを、それぞれ獲得されたことをはじめ、本県にゆかりのある15名の選手たちが大いに活躍されました。

選手たちのたゆまぬ努力に深く敬意を表し、その健闘を心から讃えるため、メダルを獲得されたお二人にスポーツ特別栄誉賞を、他の選手にはスポーツ栄誉賞を授与させていただきました。各選手がますます御活躍されますことを祈念しております。

2028年に開催する「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に向けては、選手の競技力向上、競技会場となる施設の整備、大会参加者の宿泊・輸送・医療救護体制の確保などの準備を計画的に進めております。全ての正式競技で会場地となる市町村が決定し、県民誰もが参加できるデモンストレーションスポーツの選定などを現在行っているところです。県民の皆様的心に残る素晴らしい大会となるよう取り組んでまいります。

スポーツを取り巻く環境が大きく変化する中で、国民スポーツ大会の意義や在り方が改めて問い直されており、主催者の一員である日本スポーツ協会において、今後の大会の在り方を考える有識者会議が設置されました。私も全国知事会の代表として参画しており、夏の知事会議で取りまとめた「3巡目国スポの見直しに関する考え方」を踏まえ、大会の開催意義や総合

開・閉会式の見直し、財政負担の在り方等についての検討を強く求めているところです。「信州やまなみ国スポ」においても、式典の簡素化などを検討する必要があると考えており、「SAGA2024国スポ」等を参考に「体育」から「スポーツ」へと名称が変更された新しい大会の在り方を関係者の皆様とともに考えてまいります。

今年度の里地におけるクマの目撃件数は、先月末現在で平年の約1.6倍となる1,094件に上っており、クマによる人身被害も10件11人と昨年度を上回っています。被害に遭われた皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

こうした深刻な状況を踏まえ、6月5日に全県に「ツキノワグマ出没注意報」を発出し、さらに今年9日には出没件数が多い佐久・上伊那・木曾・北アルプス・北信の5地域を「ツキノワグマ出没警報」へと引き上げ、県民の皆様に一層の注意・警戒を呼び掛けているところです。警報発出地域においては、地域振興局、市町村、猟友会員等で構成する広域連携クマ対策チームを立ち上げ、クマの目撃や人身被害のあった集落周辺での集中的な監視活動を実施しています。速やかに出没痕跡や出没経路を確認することにより、人身被害の未然防止を図るとともに、早期の防除、捕獲につなげてまいります。また、追い払い機能や録画機能があるセンサーカメラを市町村に貸与するほか、クマ出没時の対応訓練を実施するなど、人身被害の発生防止に全力で取り組んでまいります。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算案は111億2,011万円であります。これまで述べたことのほか、県民生活の安全・安心の確保、教育環境の整備などに必要な予算を計上しました。

県民生活の安全・安心の確保としては、今年度の大雨により被災した道路・河川等の応急対策・復旧の実施、緊急輸送路や砂防施設等の防災・減災対策の推進に加え、損傷が進んでいる観光地へのアクセス道路等の集中的な修繕を行ってまいります。教育環境の整備としては、老朽化の著しい松本養護学校と若槻養護学校の改築に向け、既存施設の解体等の工事に着手します。また、駐日大使、海外メディア等に本県の魅力を発信するための外務省との共催イベントの開催、信州まつもと空港の駐車場増設に向けた用地測量・設計の実施、森林資源の有効活用のために需要者と供給者が連携して行うサプライチェーン構築への支援などに必要な経費を計上しました。このほか、建設事務所の維持管理事務所を統合するため、北信合同庁舎改修工事の設計に係る債務負担行為を設定しました。消費者行政を市町村とともに充実させるため、来年4月には県の消費生活センターを松本に集約したいと考えており、引き続き、効果的・効率的な県組織の実現に向けて取り組んでまいります。

この補正予算案の財源として、県債69億8,000万円、国庫支出金28億2,990万5千円、その他

繰越金など13億1,020万5千円を見込み、計上しました。

今年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと1兆132億7,968万4千円となります。

次に、条例案は、一部改正条例案2件であります。

このうち「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案」は、マイナンバーを利用する県の独自事務として、難病に係る医療費の支給等に関する事務を追加するものであります。

事件案は、長野県道路公社定款の変更についてなど14件であります。

専決処分報告は、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告など8件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

これらの議案は、来る10月1日から行う質疑の対象に供します。

---

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る10月1日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後1時30分延会

令和 6 年 10 月 1 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 2 号





令和 6 年 9 月  
第 435 回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 6 年 10 月 1 日 (火曜日)

出席議員 (54 名)

1 番	竹 村 直 子	29 番	宮 下 克 彦
2 番	小 林 陽 子	30 番	大 畑 俊 隆
3 番	林 和 明	31 番	寺 沢 功 希
4 番	勝 山 秀 夫	32 番	共 田 武 史
5 番	グ レ ー ト 無 茶	33 番	高 島 陽 子
6 番	奥 村 健 仁	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一
28 番	竹 内 正 美	55 番	佐 々 木 祥 二

56 番 萩原 清 | 57 番 服部 宏昭  
欠席議員 (2名)

7 番 青木 崇 | 8 番 垣内 将邦

説明のため出席した者

知事	阿部 守一	農政部長	小林 茂樹
副知事	関 昇一郎	林務部長	須藤 俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢 直隆	建設部長	新田 恭士
企画振興部長	中村 徹	建設部リニア整備推進局長	室賀 荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林 真人	会計管理者兼会計局長	尾島 信久
総務部長	渡辺 高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢 正
県民文化部長	直江 崇	財政課長	新納 範久
県民文化部こども若者局長	高橋 寿明	教育長	武田 育夫
健康福祉部長	笹渕 美香	教育次長	米沢 一馬
環境部長	諏訪 孝治	教育次長	曾根原 好彦
産業労働部長	田中 達也	警察本部長	鈴木 達也
産業労働部営業局長	合津 俊雄	警務部長	長瀬 悠
観光スポーツ部長	加藤 浩	監査委員	増田 隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原 涉	議事課委員会係長	風間 真楠
議事課長	矢島 武	議事課担当係長	萩原 晴香
議事課企画幹兼課長補佐	山本 千鶴子	総務課主任	東方 啓太
		総務課主事	古林 祐輝

令和6年10月1日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

---

本日の会議に付した事件等

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時1分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年10月1日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年9月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第18号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

---

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

---

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君） 次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君） 皆様、こんにちは。私は、東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。一般質問は今日から始まりましたが、初日トップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

全国で唯一消費生活条例未制定であった長野県では、平成20年度、消費生活条例が制定されました。

県庁の組織改革では、平成27年、消費生活室からくらし安全・消費生活課に改組し、県内各消費生活センターの名称も、長野は北信センター、松本は中信センター、飯田は南信センター、上田は東信センターに変更し、現在に至っています。以後、略してセンターと言いますが、各センターは、消費者庁が所管する独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者行政における中核的な機関としての役割を担っております。社会情勢の変化に伴い、消費者問題も多様化、複雑化している昨今ですが、国家資格を持つ消費生活相談員が電話や対面対応などの相談に日々追われています。

新聞に消費生活センター集約の記事が掲載されたことを受け、日頃から県内各地で消費者の課題に対し研さんし、実践活動を行っている消費者の会の皆様にも、本日、傍聴席から見守っていただいております。

消費生活センターの機能強化と消費者活動の推進について順次質問いたします。

新たな県センターを松本に集約とのことですが、市町村相談窓口はもとより、これまで同様、身近な地域にセンターがあったほうが相談しやすく、1か所に集中されることで住民サービスの低下につながるかと心配の声が届いています。今回の集約に至る経緯と、今後集約化により何をどのように機能強化を図っていくのか、伺います。

また、消費者である県民や各市町村への効果をどのように考えているのでしょうか。阿部知

事に伺います。

次に、各センターにおける相談、そして問合せ、要望などの現状についてはどうか、伺います。

また、今回提案されているセンター集約化について、これまで消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会ではどのような議論がなされてきたのでしょうか。伺います。

県では、平成26年度から消費生活サポーター制度が始まりました。消費者問題について学び、消費生活に関するリーダーとして、地域、職場、学校等で啓発活動や見守り活動をボランティアで行い、自らも消費生活について学び、周囲の方へ最新の情報を伝える活動を行う制度です。私も、制度のスタート以来、サポーターの活動をさせていただいておりますが、地元との関わりが全くありません。サポーター同士の情報交換もないという課題を感じておりました。現在のサポーターの活動状況と、市町村との連携も含め、活動を今後どのように進めていくのか、伺います。

成年年齢が引き下げられたことにより、令和4年度に行った若者の消費生活意識に関するアンケート調査結果では、商品購入やサービス利用における被害について不安を感じている中で、被害に遭ったときの対処法が分からない、契約や取引に関する法律や制度を詳しく知らないまま消費者被害に遭わないよう、契約の際、トラブル回避・防止ができるよう知識を得たいと、消費者教育を積極的に進めることを求めています。

中学校や高校、専門学校、大学など、学校教育において継続して段階的な消費者教育に力を入れるべきと考えます。専門性の高い外部講師による授業など、現状と今後の取組はどうか。以上4点について直江県民文化部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、消費生活センターに関連して、集約に至った理由と集約化による機能強化について、そして、消費者や市町村への効果をどう考えているのかという御質問があります。

消費者行政の重要性は論をまたないわけですがけれども、しかしながら、制度的、環境的に昔と比べて大分変化が生じてきているという状況であります。

平成21年に制定されました消費者安全法によりまして、県と市町村、消費者行政における役割の明確化が図られたわけであります。日本の行政は、県と市町村が同じような行政をやっているわけでありますけれども、しかしながら、より効果的な施策を講じるためには、やはり県の役割、市町村の役割についてもしっかりと明確にして取り組むということが極めて重要だというふうに思っています。

そうした中で、県は主に広域的見地や専門的な知識が必要な相談に対応し、市町村は身近な

相談窓口として対応するとされているわけであります。このため、私ども長野県としては、国の制度も活用しながら、市町村における消費生活センターの整備を促進してきたところであります。県だけではなく、市町村の皆様方にもこの役割をしっかりと担ってほしいということで市町村の取組を応援してきました。その結果、市町村における相談体制の整備は着実に進んできておりました、市町村に対する相談件数が大変増えてきております。令和5年度の実績を見ますと、全体の相談の約3分の2は市町村に対するものとなっております。

一方で、近年、社会、経済が大きく変わってきています。社会のデジタル化で、デジタルを通じていろいろな紛争に巻き込まれる県民の皆様方が多くなっておりますし、また、消費者事案も、専門化、複雑化、高度化してきております。こうしたものについては、広域的にしっかり対応していくということが喫緊の課題だというふうに思っております。そのため、長野県消費者の会連絡会をはじめとする関係団体、学識経験者、市町村関係の皆様方から成る消費生活審議会において、今後のこの消費者行政の在り方について御審議いただけてきたところであります。

その中では、やはり市町村窓口と県の消費生活センターが連携しての相談体制の整備、複雑化、高度化する相談案件に対応した専門職のスキルアップ、さらには、住民の皆様方に身近な市町村における相談体制の充実、こうした様々な御意見を頂戴したところであります。

その結果として、県は、より専門性が高く複雑な相談への対応に注力するとともに、市町村の相談体制の充実を支援する必要があると考えられることから、令和5年3月に策定いたしました第3次長野県消費生活基本計画において、県の消費生活センターの機能強化を行うための集約化の方向を出させていただいたところでございます。今回の集約では、県の相談機能、消費者教育、市町村支援、この3点について強化を図っていききたいというふうに考えております。

まず、多くの方々、特に若い人たちを中心に、オンライン、SNSなどを活用しての相談がよりしやすい環境になってきておりますので、オンライン相談やSNS相談の導入により、時間や場所にとらわれない相談体制を実現していききたいというふうに思っております。

また、新たに設置する予定の消費者教育アドバイザーによります消費者団体の皆様方とも連携したタイムリーな消費者被害情報の提供や、各世代向けの消費者教育、啓発活動等も実施していきたいと考えております。

また、市町村支援員を増員したいというふうに考えております。このことによりまして、市町村の相談員に対するOJT研修の実施等、市町村に対する支援も強化していききたいと考えております。加えて、県のセンターと市町村とをオンラインで結ぶことによりまして、困難事案について県が直接市町村を支援するという形も講じていききたいと考えております。

また、相談員の方々を集約させていただくことによりまして、相談対応のノウハウを蓄積し

たり、相談員の皆様方の研修機会を確保していきたいというふうに考えております。あわせて、正規職員化も含めて、相談員の方々の処遇の改善を検討させていただきたいと思っております。このことによりまして、相談スキルの一層の向上を図っていきたいというふうに考えております。

こうした丁寧な取組を行い、また、相談体制の時代に合わせた充実強化を行うことによりまして、県と市町村との適切な役割分担の下、消費者被害の早期解決や未然防止を図っていききたいというふうに考えております。このことによりまして、県民の皆様方が安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には、消費生活センターの関係で4点御質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、消費生活相談の状況についてでございます。

県設置の4センターの令和5年度の消費生活相談件数でございますけれども、問合せ、要望を含めて5,705件となっております。前年度と比較いたしまして140件減っておりまして、前年度比97.6%という状況でございます。

これらを各消費生活センター別に見ますと、最も相談件数が多いのは中信消費生活センターとなっております。2,308件、全体の約4割を占める状況となっております。件数的に申し上げますと、次いで東信消費生活センターが1,473件、北信消費生活センターが1,125件、南信消費生活センターが799件という順でございます。

各センターにおけます消費生活相談の状況でございますけれども、これはおおむね似通っておりまして、通信販売が普及したことで、事業者が県外あるいは海外に所在することが珍しくなくなりましたこと、それから、電子マネー、QRコードなど、決済方法が多様化したことによりまして、相談内容が複雑化して、被害も広域化しているという傾向が全体的に見られるところでございます。

次に、センターの集約に関わる消費生活審議会での議論についてのお尋ねでございます。

先ほど知事からも答弁がございましたけれども、第3次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画では、令和5年度から令和9年度までの計画期間中に消費生活センターの機能強化と集約を行うこととしております。

センターの機能強化につきましては、例えば、県町村会選出の委員からは、オンライン会議を活用して、市町村窓口が県の消費生活センターと顔の見える関係で相談できる体制を整えてほしいといった御意見や、時代のニーズに応えられるよう専門職のスキルアップが必要との御

意見をいただいております。

また、学校現場を知る委員からは、成年年齢が引き下げられたことによりまして、18歳になった生徒が特殊詐欺に巻き込まれることを心配している。小学校、中学校、高校、特別支援学校とそれぞれに合った消費者教育が求められる等の御意見をいただいたところでございます。

また、集約に当たりましては、高度化、複雑化する課題に対応できる体制を構築した上で集約する必要があるとの御意見ですとか、市町村と連携を取りながら、県民に不利益にならない対応が必要といった御意見をいただきました。このような御意見を踏まえ、県消費生活センターの機能強化と集約を図るものでございます。

次に、消費生活サポーターの活動状況と今後どのように生かしていくのかという点についての御質問でございます。

令和6年9月末時点で293名の方にサポーターに登録いただいております。地域や職場での消費生活情報の共有、消費者トラブルに遭われた方の消費生活相談窓口への誘導など、多様な活動を行っていただいております。こうしたサポーターの皆様の個々の人脈、関係性に基づきます身近な場所での消費者教育・啓発は、非常に効果が高いものと認識しております。引き続きおのこの地域や職場等との関わりを生かした啓発活動を担っていただきたいと考えているところでございます。

一方で、市町村の消費者行政担当課や福祉担当課とのつながりが弱く、活動の場が限られるという点や、各サポーターの得意分野が異なり、近年の消費者相談の複雑化に対して思うように消費者教育や啓発の活動ができていないという状況もあるものと認識しております。

今後、よりサポーターの皆様に御活躍いただくためには、個々の活動に加えまして、組織的な横のつながりによります市町村や他のサポーターの方と連携した活動も重要になると考えております。

このため、市町村及び各サポーターの意向を尊重いたしまして、市町村消費者行政推進支援員が積極的に関与し、サポーター同士、あるいは市町村等と顔の見える関係が築けるよう広域単位での連絡会議を開催するなど、地域における活動機会が増えるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、学校教育における消費者教育の充実についてでございます。

令和4年4月の成年年齢引下げ以降、18歳から契約の締結ができるようになりましたことから、若年者に対する段階的な消費者教育は特に重要でございます。

県では、消費者教育をさらに推進していくため、今後設置を予定しております消費者教育アドバイザーが、消費者教育・啓発に取り組む市町村、学校、地域等と、高い専門性を有する消費者教育・啓発の担い手とのマッチングを行い、児童、中学高校の生徒、大学生に対し、商取



引や金融、経済に関する知識、経験等に応じた消費者教育を実施してまいりたいと考えております。

実施に当たりましては、これまで長野県金融広報委員会が行ってございました講師派遣事業を引き継いだ金融経済教育推進機構等との連携を図りながら、県で実施いたします消費者教育推進講師派遣事業等を活用して、各世代に応じた効果的な消費者教育を実施してまいります。

こうした消費者教育を推進していく中で、県民、とりわけ若年層が、自ら考え、合理的な消費行動を行う力を養うことを通じまして、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいま阿部知事、そして直江県民文化部長に御答弁をいただきました。消費生活サポーターの取組については前向きにこれから進めていくということで、期待していきたいというふうに思っています。

消費者トラブルが複雑化している中で、消費者行政職員、そして、消費生活相談員の知識、スキルの向上は本当に不可欠です。先ほど消費生活相談員を正規職員にしていくという阿部知事の答弁がありましたけれども、これは本当に全国初となり、評価をしたいと考えています。

しかし、来年4月から集約するというのであれば、11月議会に議案が上程され、三つのセンターが閉所するという県民への告知、相談員のさらなる確保、また、私どものように現在活動している消費者の会への周知等を考えますと、準備が足りないのではないかと心配をしています。

40年以上熱心に消費者活動を続けてこられた大先輩からの声を紹介したいと思います。

今、地球温暖化や薬害、健康被害、医療の在り方、社会保障などに課題があり、そうした中で監視していく消費者行政は今こそ大事であり、よりよいエシカルな消費を推進していくためにも、消費者庁、そして消費生活センターの役割は今後さらに重視されていかなければならないと思います。身近にセンターがなくなれば、県民の多くはますます声を上げられないのではないのでしょうかという心配の声が届きました。

今回の消費生活センターの集約化は、消費者庁からの方針ではなく、長野県独自の取組ということですので、拙速ではないかと考えます。どうか御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、障がい者の自立促進のための農福連携事業について伺います。

我が国の人口減少は農村で先行し、農業者の減少、高齢化が著しく進展しています。自営農業従事者は、2000年の240万人から2022年には123万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上となっています。生産現場では、多くの産地で人手不足が生じ、農林水産業分野での労働

力の確保が喫緊の課題となっており、農業人材の確保が重要であると考えます。

その一端を担うのが、農福連携です。農業と福祉が連携し、農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自立や生きがいを創出し、新たな働き手の確保につなげるという取組です。

政府は、官民を挙げた取組の実践により、農福連携等の一層の推進を図るため、農福連携等推進会議を設置し、その会議の結果を踏まえて、「知られていない」という認知度の向上、「踏み出しにくい」というきっかけと定着、「広がっていかない」という拡大と成長、この三つのアクションを挙げ、令和元年6月に農福連携等推進ビジョンを取りまとめています。

農家が農福連携に取り組むメリットの一つは、労働力の確保です。障がい者にとっても、農業を通じた働く場の確保や賃金・工賃の向上に加え、地域との交流の促進等の生活の質の向上が期待される取組です。

そこで、お聞きいたします。農家が障がい者を受入れることによって、農家の経営にどのような影響を与えたのでしょうか。また、農福連携のメリットを生かし、今後どのように推進を図っていくのでしょうか。伺います。

次に、国が示す農福連携等推進ビジョンでは、農福連携を広く展開し、裾野を広げていくための、知られていない、踏み出しにくい、広がっていかないという三つのアクションの課題を挙げていますが、県では、この三つの課題に対しどのように取組を進めているのでしょうか。以上2点を小林農政部長に伺います。

長野県では、農業分野での障がい者就労の拡大の一環として、平成26年度からチャレンジ事業を実施しています。事業概要とこれまでの実績を伺います。

次に、農業就労チャレンジサポーター事業が令和5年度をもって廃止となりました。この事業は、事業者からの推薦を受けて、農作業または障がい者の就労支援について福祉事業者サイドの申請に応じてサポーターが派遣されるという事業です。農業経営体サイドでは、この事業に対しどのように評価をしてきたのでしょうか。また、事業廃止に伴い、推進体制の立て直しが必要と考えますが、今後の取組について伺います。

最後に、ノウフクJASの認証について伺います。

ノウフクJASは、2019年3月に制定され、障がい者が生産工程に携わって生産した生鮮食品、また、観賞用の植物の日本規格のことをいいます。ノウフクJAS認証を助成している自治体は県内外にありますが、県はノウフクJASに対してどのようなお考えかを伺います。以上3点を笹渕健康福祉部長に伺います。

続きまして、カスタマーハラスメント、悪質なクレーム対策の推進についてお聞きします。

現在、悪質クレーム行為等のカスタマーハラスメント、略してカスハラが社会問題になって

います。厚生労働省の令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査によりますと、過去3年間に勤務先でカスハラを一度以上経験した労働者の割合は15%に上っています。

公務員に対するカスハラは、全国の地方自治体や公共サービスに従事する公務員の約半数が過去3年間にカスハラを経験したと報告されています。これは、パワハラに次いで高い割合です。例えば、税金を下げろといった要求で長時間居座られたり、1日に何度も電話でクレームを受けたりするケースがあります。これにより、職員が精神的に追い詰められ、出勤が憂鬱になる、眠れなくなるといった影響も報告されました。

自治体によっては、カスハラ対策として、啓発ポスターの掲示や通話の録音、悪質なケースでは対象者の氏名を公表するなどの対応を行っています。また、最近では、長野県庁、東御市役所も始めましたが、自治体や企業によっては職員の名札を名字のみで表すようになっていきます。

小売や外食などの労働組合でつくるU Aゼンセンの今年6月の調査では、2年以内にカスハラの被害に遭った人は46.8%に上りました。カスハラをしたお客の4分の3が男性、推定ではその9割が40歳以上とのことでした。

一方、長野県職労は、職員に対する理不尽な要求などカスハラに関する初の実態調査を行いました。実施した調査によりますと、カスハラを受けたことによる生活上の変化として、出勤が憂鬱になった。心身に不調を来した。仕事を辞めた、変えた。眠れなくなった。人と会うのが怖いなどが挙げられており、カスハラは、受けた人の生活に大きな影響を及ぼしています。

対策の法整備は徐々に進んでいます。ホテル業界では、23年の旅館業法改正で、カスハラ客の宿泊を拒否できるようになりました。JR東日本では、カスハラには対応しないとの方針をこの4月に公表し、タクシー大手の日本交通は、カスハラ客に乗車拒否や慰謝料の請求をする可能性を示しています。人手不足の状況の中、企業は、勤務先として選ばれるためにも、職場環境の整備が進められています。企業にとっては、カスハラ対策の法整備が進めば、理不尽な顧客から従業員を守りやすくなるのではないかというふうに思います。

以上、それぞれに伺っていきます。

県職員に対する暴言や不当な要求などの迷惑行為の現状と、職場内での情報共有や研修等、啓発活動の対応についてどう行われているのか、伺います。また、県の職場において、カスハラを含めたハラスメント対応の相談窓口を充実する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。以上2点を渡辺総務部長に伺います。

労働者を守るため、企業や事業所などにおける顧客等のカスハラ対策に対する県の支援について、現在の取組を田中産業労働部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農福連携について2点御質問をいただきました。

まず、農福連携の効果と推進についてのお尋ねです。

農福連携は、障がい者が農業生産に参加することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していくとともに、労働力不足が進む農業分野においても新たな働き手の確保につながるものと考えております。

受入れを行った農業者からは、時間はかかっても、作業が丁寧なので、生産が安定した。人手が不足する時期に手伝ってもらえるため、規模拡大が可能となったといった感想をいただいております。障がい者、農業者の双方にプラスの取組であると認識しております。農業分野の多様な働き手の一つとして期待できるものであり、引き続き健康福祉部と連携し、取組者の掘り起こし、マッチング等に取り組んでまいります。

次に、農福連携における三つの課題への取組についてのお尋ねです。

農福連携の取組をさらに広げていくためには、農業者、障がい者、福祉施設双方にとってウィン・ウィンのアクションであることの理解が重要となります。

報道で扱われることも増えてまいりましたが、県におきましても、動画による紹介やパンフレットを活用した発信、市町村や農業者を対象とした研修会などの取組をさらに強化し、「知られていない」という課題に対応してまいります。その上で、お試しノウハウにより、まずは体験していただき、これをきっかけに、気負わずに踏み出せるよう支援してまいります。

さらには、障がい者の特性に合わせた作業の切り出しや写真を多用した分かりやすい作業マニュアルの作成など、様々な視点からの工夫により、さらなる広がりにつなげていきたいと考えております。今後とも、先行する好事例の横展開も図りながら、関係機関と共に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には農福連携に関連して3点お尋ねがございました。

まず、農業就労チャレンジ事業の概要とこれまでの実績についてでございます。

この事業は、農業分野における障がい者の就労を促進し、工賃アップを図るとともに、障がい者の働く場の創出、拡大を目的に実施しております。

主な取組ですが、人手不足により労働力を求める農家と、障がい者の仕事を確保したい障がい者就労支援施設とのマッチング、技術的支援を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣、農福連携により生産した農作物を障がい者が販売員として販売するマルシェの開催等でございます。

昨年度までの直近5年間の実績ですが、農家と障がい者就労支援施設とのマッチングは394

件、農業就業チャレンジサポーターの派遣は135事務所、マルシェの開催は15回でございます。これらの取組によって、農業に取り組む事業所数は、平成26年度の86事業所から令和5年度には159事業所へ拡大し、多くの障がい者が農業分野に携わる機会を創出することができました。また、農業に取り組む障がい者就労支援施設の令和5年度の平均工賃月額が2万3,963円となり、全体の平均工賃月額2万2,858円を上回る成果を上げております。

次に、農業就労チャレンジサポーター事業の評価と今後の取組についてでございます。

農作業の現場において、それぞれの障がい者の特性を見極めた上で作業を進めやすい環境づくりをサポートする役割を担っていただくため、県では、農業就労チャレンジサポーターを事業所の要請に基づいて派遣する事業を昨年まで実施しておりました。農家や事業所からは一定の評価をいただく一方、サポーターが農作業そのものに専念してしまう事例もあるなど、本来の役割である障がい者のサポートが十分ではないとの指摘もあったところです。

こうした御指摘に加え、国の補助制度の変更があったことなども踏まえ、今年度は実施を見送り、サポーターに期待されている役割を十分に発揮できる形に事業を再構築すべく、現在検討を進めているところでございます。障がいのある方が安全かつ効果的に農作業に取り組むことができる体制の整備に向けて取り組んでまいります。

最後に、ノウフクJASに対する考え方についてでございます。

障がい者が生産に携わった食品等を認証するノウフクJASは、平成31年に制度が創設され、県内ではこれまで4事業者が認証を取得しております。認証を取得し、大規模に農業を展開している事業者からは、販路や売上の増加につながった。公共施設で特別に販売が認められた。一般的な相場より高い値段がついたなどの声を伺っております。

一方、認証取得の費用の一部を助成している自治体からは、ノウフクJASが消費者から十分に認知されていないため、費用対効果の面でメリットが少ないという課題もあるとお聞きしております。ノウフクJASについては、様々な御意見はあるものの、農産物等の背景にある社会的価値をブランド化した有意義な仕組みであると考えており、県としては、今後、経営上メリットがあると見込まれる事業者にはノウフクJASの取得の検討を促してまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはカスタマーハラスメント対策に関して2点のお尋ねを頂戴しております。

最初に、県職員に対する暴言や不当な要求などの現状と対応についてでございます。

まず、現状につきましては、令和5年度に県職員を対象に行ったコンプライアンス等に関する職員意識調査では、1年以内にカスタマーハラスメントを受けたと感じたことがあると答え

た職員の割合は21.8%となっております。

具体的には、頻繁、長時間の電話等の対応が最も多く、70.8%、次いで、怒鳴り声や人格否定などの誹謗中傷、これが67.2%という状況でございます。

こうした中、具体的な事例を踏まえた正しい知識の習得のための研修会の開催、執務室で騒いだり居座ったりした場合、課室長等が行為の中止や退去を命ずるなど、庁舎管理規則の制定によるルールの明確化、問題のある行為に対し管理職が複数で対応するなど、標準的な手順の策定、周知などの対応策を行ってきたところでございます。

また、執務室の受付担当者を明確にし、確実に声がけを行うなど、来庁者への対応手順についても取りまとめまして、県民の皆様からの貴重な御意見を真摯に受け止め、県民に寄り添った対応を行うことで、カスタマーハラスメントを未然に防ぐことにも努めております。

次に、カスタマーハラスメントを含めたハラスメント対応の相談窓口の充実の必要性についてのお尋ねでございます。

職員のハラスメントなどの悩みを解消し、職務に注力できるよう、相談窓口を含め、常に時代に即した相談体制の充実は重要と認識しております。これまでも、ハラスメント対策として、コンプライアンス・行政経営課に専用の電話やメールによるハラスメント相談窓口を設置するとともに、各部局、地域振興局等に配置した職員相談員がハラスメント全般の相談に応じているところです。

また、職員相談員に対しては、県が独自に作成した不当要求行為への対応の手引を配付し、実際にハラスメント事象が起きた場合に、慌てることなく、組織として一貫した行動が取れるようにしているところでございます。加えて、今年度は、ハラスメント全般の相談体制を強化するため、相談対応スキルの向上に向けた研修会を予定しております。引き続き先進事例や外部の専門家などの御意見を参考にしながら、様々な事象に即応できる相談体制の構築などに努めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には企業等におけるカスタマーハラスメントに対する県の取組についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、企業や事業所などの職場で働く労働者を事業主がハラスメント行為から守っていく対策が必要であるところでございます。

県におきましては、労政事務所が実施する労働教育講座において、カスタマーハラスメントをテーマとした講座を開催したほか、県公式ホームページでカスタマーハラスメントを含む職場のハラスメント防止について周知を図るとともに、労政事務所における個別相談を行って

るところでございます。

これに加えまして、国で令和2年に策定しましたカスタマーハラスメント防止に関する指針の内容について、県の職場環境改善アドバイザーによる企業訪問を通じて周知し、具体的には、適切に対応するための体制の整備やメンタルヘルスの不調への対応等被害者への配慮、マニュアルの作成の必要性といった助言等を行うなど、事業者、労働者双方に対し対策の必要性や事象が生じた場合の対応を周知しているところでございます。

また、政府の骨太の方針2024の中では、カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメントについて、法的措置も視野に入れ対策を強化するとしていることから、この法改正の動向等も注視しながら、誰もが生き生きと働くことのできる働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。

農福連携事業を進めるためには、農業の知識はもちろん、障がい者の適性などを含めた福祉の知識も必要になります。農福連携推進ビジョンで示された農業と福祉の両方の知識を兼ね備えた農業版ジョブコーチという存在も不可欠になります。また、何でも相談のできるワンストップ窓口の役割を今後も十分に果たしていただくよう要望いたします。

また、カスタマーハラスメント対策については、東京都では全国初となるカスハラを防止するための条例制定を目指し、東京都カスタマーハラスメント防止条例の基本的な考え方が示されています。また、北海道でも、今年6月から、超党派議員がカスハラ防止条例の制定に向けて動き出したり、三重県でも、今年7月にカスハラ防止対策推進本部が設置されました。

県内でも、松本で、市職員を対象としたカスタマーハラスメント防止条例を来年度中に制定する意向を市議会に示されています。長野県としても、県内で働く全ての人を守るためのカスハラ防止条例の制定を視野に今後進めていただくことを要望いたしまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、佐々木祥二議員。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）佐々木祥二でございます。

一般質問に当たり、阿部知事をはじめ執行部に対し、私見を交えながら質問をさせていただきますので、明快かつ前向きで具体的な答弁を期待するものであります。

まず、私から、今月20日からの豪雨災害でお亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を表します。また、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復

興を願うものでございます。長野県もしっかり支援に努めていただきますようお願い申し上げます。

まず、今定例会の冒頭、知事から観光振興税の導入に向けた提案説明がありました。この税の導入を機に、コロナ禍を経て、一度は落ち込んだ長野県観光が力強く復活し、さらに発展することを切に願いますが、これについて知事の意気込みをお伺いいたします。

また、地域の多様な観光ニーズや観光を取り巻く環境の変化に対応できるよう、最初から柔軟に使える内容にしてはどうかと考えますが、観光スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

次に、長野県においても、高齢化に加え、少子化、人口減少が想像以上の速さで進んでおります。こうした中、子供たちを取り巻く家庭や学校などの環境も大きく変化し、心の健康に様々な課題や問題を抱える子供たちが増えております。

さらに、自閉症や注意欠陥・多動性障害など、発達障がいや摂食障害は社会的な関心を集めております。特に、児童虐待やいじめに巻き込まれた子供たちは心に深刻なダメージを抱え、適切な支援が求められております。心や発達に課題を抱える子供たちには、幼児期から児童・思春期、青年期まで切れ目のない継続した支援が必要となります。

また、その子供たちやその家族を医療の面で専門的に支えるのが、児童・思春期精神科医療となりますが、長野県の状況は、児童・思春期病床は2病院19床、青年期は1病院30床とその数が限られており、速やかな入院治療が受けられない子供が増加しております。また、児童・思春期から青年期を一貫して見ることができている病院は県内にはない状況であります。特に、青年期の精神疾患の患者さんに対しては、医療の手が届き難い状況であります。

また、子供の心の診療を担う医師の不足も大きな一因となっております。

そこで伺いますが、緊急的に受入れ可能な病床数も不足し、さらに外来の予約待ちの長期化も大きな課題であります。長野県の児童・思春期、青年期の子供を取り巻く医療環境についてどのように認識し、対策されているのか。健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、子供・若者に対する施策については、知事が先頭に立ち、次代を担う子供・若者を社会全体で応援する取組を総合的に推進されております。

私も、こうした取組をさらに推進するためにも、医療のセーフティーネットが大切であり、子供たちが必要とする医療を必要なタイミングで受けることができるために、長野県において児童精神科病床の増床と専門医の養成が急務であると考えます。

また、しあわせ信州創造プラン3.0にも施策の展開で、増加する児童・思春期、青年期の精神疾患に対するため、子どものこころ総合医療センター（仮称）の設置検討を進め、医療体制の充実強化が記載されております。

先日、私が会長を務める長野県立こころの医療センター駒ヶ根運営協議会が開催され、子ど



ものこころ総合医療センターについては、基本設計まで既に終了をしたが、県立病院機構の財政状況悪化により中断との報告がありました。

そこで伺いますが、全県域を対象とした児童・思春期、青年期精神科の専門医療の充実と医療人材育成を行う子どものこころ総合医療センターは、これは絶対に必要であり、児童虐待、発達障がい、摂食障害、インターネットゲーム依存症の子供が増加する今、その開院を遅らせることなく、一日も早く子供たちを救う医療対策と医療提供が必要と考えます。知事の決意のほどをお伺いいたし、第1回目といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2問御質問を頂戴いたしました。

まず、観光振興税についてでございます。

観光振興税（仮称）につきましては、今般、骨子をお示しさせていただき、今後、県議会の皆様方をはじめ多くの皆様方に御理解をいただけるようにしっかり取り組んでいくことが必要だというふうに思っております。

意気込みという御質問であります。長野県は県内どこを取っても観光地と言っても過言ではない県だというふうに思っております。これまでも、国内外から多くのお客様をお迎えして、温かなおもてなしと、美しい景観等優れた観光資源で多くの観光客の皆様方に御満足いただけるように各般の施策を進めてきたところであります。

しかしながら、提案説明でも申し上げたように、長野県はまだまだそのポテンシャルを十分に生かし切れていないというふうに思っております。移動の足の確保や観光関連のDXの推進など、多くの皆様方に御満足をいただき、来てよかった、また来たいと思っただけけるようにするために取り組むべきことはたくさんあるというふうに思っております。

一方で、観光産業は、御質問にもありましたように、コロナ禍の中で大変大きな打撃を受けたところであります。観光立県を目指す長野県としては、こうしたポテンシャルをしっかり生かしつつ、観光産業の皆様方にも再び未来に向けて希望を持って事業活動を進めていただけるような取組を進めていくことが大変重要だというふうに思っております。

長野県は、これまでも、世界水準の山岳高原観光地づくりを掲げていろいろな取組を進めてきました。この世界水準にかけた思い、願いは、国内はもとより、海外の主要な観光地ともしっかり競い合える、競争力のある観光地をつくっていきたくと、そういう思いであります。

御存じのとおり、世界の主要な観光地は、観光のための独自の財源確保をかなり行っているところであり、国内においても、今検討しているところも含め、各地で財源確保に向けた議論が進められ、既に具体化されてきているところも多くなっているわけであり、

そうしたことを考えると、県民の皆様方から頂戴する税金だけで観光振興を進めていくとい

うことにはやはり限界があるというふうに思います。御訪問いただける皆様方からも一定の御負担をいただく中で、しっかりと財源を確保して、長野県の観光振興につなげていくということが大変重要だというふうに思っております。こうした観点で今回の骨子案を示させていただいたところでございます。

制度化されましたら、世界水準の山岳高原観光地を目指して、観光コンテンツの充実、受入れ環境の整備、こうした様々な取組を着実に進めていきたいというふうに思っております。今後、県民の皆様に対する説明会もしっかり行っていきたいというふうに思いますし、宿泊関係の事業者をはじめ、事業者の皆様方からリクエストがあれば、できるだけ説明の御要請にも対応していきたいというふうに思っています。

今申し上げたような点も含めて、今回の制度の考え方を十分に御説明させていただき、御理解をいただくことができるように丁寧に取り組んでいきたいというふうに思いますが、その一方で、できるだけ早く制度化ができるようにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それからもう一点、子どものこころ総合医療センターの早期開設について、その決意を伺うという御質問を頂戴しました。

子供・若者が自分らしく活躍できる社会をつくっていくために、児童・思春期、そして青年期の精神科医療を充実させるセンターの設置を速やかに実現させていきたいというふうに私も考えております。

しかしながら、県立病院機構の令和5年度決算は、11億円を超える赤字を計上しておりまして、今後の投資計画を改めて検討する必要があるということで、センターの開設予定を一旦延期している状況でございます。

現在、県立病院機構におきましては、外部コンサルタントを活用した収支構造の分析や適正な投資水準の構築など、抜本的な経営改善に着手しているところでございます。センターの早期開設を含めた様々な取組が円滑に実施できるように検討を行っていただいているところでございます。

県としては、こうした県立病院機構の経営改善への取組を支援すること等により、財務状況をいち早く安定させて、このセンターが早期に開設できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）の使途の柔軟な対応についての御質問でございます。

観光振興税の使途につきましては、観光が交通などを含めまして裾野の広い産業であること

を考慮するとともに、県内各地の多様性や観光を取り巻く環境の変化に的確に対応していく必要がございます。また、納税者に税導入の効果を実感していただけるよう、施策や地域を極力重点化することも必要であると認識しております。こうした状況を念頭に、今後、使途の検討に当たりましては、市町村や宿泊事業者など現場に近い皆様の御意見もお聞きしながら活用の方向性を示す観光ビジョン（仮称）を策定することを想定しております。

また、市町村が実施します観光振興施策の充実や強化に対しまして、自由度が高く活用いただけますよう、税収の活用可能額の3分の1を一般交付金といたしまして地域の観光ニーズや状況の変化に対応できる仕組みも検討しております。こうした取組により効果的な施策が実施できるよう努めてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、児童・思春期、青年期の精神科医療に対する認識と対策についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、児童・思春期、青年期の精神科医療に関しては、専門医の不足や対応できる病床の確保が課題であると認識しております。

専門医の不足に関しては、県独自の事業として、信州大学医学部に委託し、長野県発達障がい診療医・専門医の養成を行ってまいりました。ほかにも、県立こころの医療センター駒ヶ根等において、子どものこころ専門医の養成といった取組も行われております。また、入院治療が必要な方については、これまで小児科等との連携の中で対応が行われてきたところです。

しかしながら、近年、依存症や摂食障害等の児童・思春期、青年期の精神科医療へのニーズが高まる中で、それらに特化した病床の必要性を強く感じており、今後は専用病床の確保を含めた医療提供体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）次に、令和5年10月6日から、私が発起人となりまして、長野県議会日東友好促進議員連盟を設立させていただきました。それに伴い、今年の3月27日から31日の5日間にわたり、カンボジアと長野県の持続可能な関係構築のために、現地、カンボジア王国を調査・視察させていただきました。現地では、日本に駐在経験のある労働職業訓練省のソカーさん主導の下、カンボジアプレスダッチ郡の中高一貫校3校を調査させていただき、多くの若者が日本語に興味を持ち、また、日本の各種団体の支援を受けて学んでいる姿に感動した次第でございます。

また、この夏、飯田市のNPO法人ふるさと南信州緑の基金の支援により、カンボジアの飯田小学校がカンボジア政府から公立校に認定されました。この飯田小学校は私立校でしたが、

公立化され、全学年が通えるようになることを期待しているところでございます。

また、飯田風越高校では、毎年、文化祭にて文房具などの支援物資を募集し、伊那北高校や松本県ヶ丘高校、松本国際高校等ではカンボジア研修を実施し、生徒の皆さんが現地でカンボジアの歴史や文化を学んだり、ボランティア活動を経験するプログラムに参加されております。

また、起業家で長野県政参与の千本倅生氏がカンボジアにキャンパスを置くアジアイノベーション大学の理事長に就任されました。千本県政参与は、グローバル人材の育成に注力する方針を掲げ、日本とカンボジアのかけ橋となる人材を育成したいと述べ、両国の関係強化にも貢献する意向を示されております。

そこで伺いますが、県内の中高校生におけるカンボジアとの留学や交流プログラムの強化・充実について教育長の御所見をお伺いいたします。

また、長野県立大学や駒ヶ根にある看護大学とカンボジアとの交流の状況について県民文化部長に御所見をお伺いいたします。

また、カンボジアのみならず、外国人材が日本に来日する中で大きなハードルとなっているのが、日本語の習得でございます。現地にて日本語を学んで、日本で働くためにも、早期からの交流、支援が重要と考えます。日本語教育をしている学校との協力、交流、これもまた必要と考えます。産業労働部長の御所見をお伺いいたします。

また、外国人が長野県で生活するには、日本語研修や教育が必要と考えます。私見でございますが、日本カンボジア友好人材センター、NPO法人、JICA、JOCAとも協力し、長野県に日本語研修センターが必要と考えますが、県民文化部長の御所見をお伺いいたします。

また、3月28日、カンボジア労働職業訓練省にて、私は、ヘン・スオー大臣と、今後のカンボジアと長野県の相互協力、そして持続可能な関係について意見交換をさせていただきました。ヘン・スオー大臣は、日本への留学経験もあり、大変日本通でもございます。

そこで伺いますが、今後選ばれる長野、長野モデル構築に相互理解を深める一方で、労働力の確保、労働市場拡大のために、県として、NPO団体との連携強化や県のPR映像制作など、歴史文化、交流も含め、カンボジア王国に対しどのように取り組んでいかれるのか。

また、特に、送り出す側、そして受け入れる側がしっかりとお互いを理解し、そしてつながっていくことが大変重要であると大臣はおっしゃっておりました。ヘン・スオー大臣も、日本へ行ったときにはぜひ長野県を訪問したい、そして、阿部長野県知事にもぜひカンボジアを訪れていただき、友好を深めていきたいとおっしゃっております。併せて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、私は、7月18日、日本国際博覧会協会にて、大阪・関西万博の調査をさせていただきました。準備も進んでおり、開幕が楽しみです。

2025年に開催される大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、「未来社会の実験場」をコンセプトに掲げ、人類共通の課題解決に向けて世界の英知を集め、新たなアイデアを創造・発信する場となることを目指し、準備が進められております。

また、この大阪・関西万博は、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの達成を後押しする機会ともなっております。その理念、成果をレガシーとして後世に継承していくことも本万博の開催意義の一つでございます。

このレガシーの一つである大屋根リングは、日本の木造建築技術の先進性を示すものとして世界中の注目を集めることが期待されております。この木造建築技術の成果を継承していくため、日本国際博覧会協会では、仮設整備する大屋根リングについて、万博閉会後もリユース等により有効活用の可能性を検討する提案募集が本年2月に行われ、この募集に対して、自治体や設計事務所、建設会社など20社から提案があったと聞いております。主な提案といたしまして、立体公園、公園と駅をつなぐ歩行者デッキ、庁舎の内外装、仮設住宅、ベンチなどへの活用が提案されたとのことであります。

そこで伺いますが、今後、事務局では、これらの提案を中心に検討を進め、来年初めから公募入札の準備を進める予定とのことですが、この公募に対し、県として公共施設への再利用を検討されているのか。建設部長に御所見をお伺いいたします。

また、大阪・関西万博の大屋根リングは、技術性や持続可能性の面から、県の建築技術の向上をはじめ、リニア開業を控えた伊那谷のまちづくりにおいても参考となる部分が多くあると思っておりますが、どのような可能性を感じているのか。ここも建設部長の御所見をお伺いいたします。

次に、大屋根に使用されているCLTは、構造部材としての有用性、高付加価値のポテンシャルを持つ製品と言われておりますが、その一方で、東日本にはCLT工場が少ない状況であります。仮にCLT工場を長野県に誘致や投資をすれば、県内の木材産業や建設関連産業が活性化し、サプライチェーンの発展にもつながり、工場が必要とする財やサービスを県内企業から調達することにより、県内企業の付加価値額の増加や、最終的にはチップ化し、燃料として活用することにより、循環経済への転換に資するものと考えます。木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想にも大きな弾みとなります。

そこで伺いますが、最先端技術を持つ工場が、木曽・伊那谷、県内に設置されることにより、関連する国内外企業や投資家から注目を集め、県内全体の投資環境の向上にも資すると考えますし、産業振興の観点から、CLT工場の誘致を含め、県内の森林資源を活用した付加価値の高い県産材製品の生産を検討すべきと考えますが、可能性と取り組むべき方向性について知事の御所見をお伺いし、第2回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 中高生のカンボジアとの交流についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、グローバル人材の育成に当たり、海外への留学や交流は意義あるものと認識しております。

中学生については、県内の多くの市町村で海外との交流が行われております。例えば、議員の地元の駒ヶ根市では、平成6年より中学生がネパールとの交流を行い、国際協力の在り方を学んでいると承知しております。

また、カンボジアとの交流では、上田市の中学校が、カンボジアに井戸を掘るプロジェクトという上田高校の取組に賛同し、アルミ缶回収で資金を集め、高校生を介してカンボジアに寄附した例がございます。

高校生につきましては、県教育委員会の留学支援事業、信州つばさプロジェクトにおいて、国際ボランティアの支援等について学ぶ場としてカンボジアへの短期留学を実施しているところございまして、この短期留学に、令和4年度は15名、令和5年度は28名が参加し、小学校や児童養護施設を訪問して現地の子供たちと交流いたしました。参加した生徒からは、世界の問題に対して当事者意識を持てるようになったとの感想が聞かれるなど、平和や教育の重要性について理解を深めることができました。

本年度、カンボジアへの短期留学は30名を予定しております。今後も、国際的視野を持ち、様々な分野で活躍できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私にはカンボジアとの交流に関しまして2点御質問を頂戴しております。

まず、県立大学及び看護大学とカンボジアとの交流の状況についてでございます。

長野県立大学では、大学の理念の一つであるグローバル教育を実施しているところございまして、海外プログラムは、今年度、6か国8校で実施。交換留学に関する連携協定を9校と締結しておりますが、現時点ではカンボジアとの交流は行われていない状況でございます。

長野県看護大学におきましては、令和元年度からカンボジアを国際看護学の実習先としております。令和4年度までの間はコロナ禍により中止となりましたが、令和6年3月に学生9名、教員2名がJICAカンボジア事務所、サンライズジャパンホスピタル等の医療、看護の現場を視察し、国際的視点を持った看護教育の学びを深めております。

次に、NPO法人等と協力した日本語研修センターの設置についてでございます。

県内に在住する外国人が増加する中、これらの方々の日本語の習得は、職場での仕事や地域における生活を営む上で不可欠でございまして、非常に重要であると認識しております。

現在、県内には34市町村に77の地域日本語教室があり、県では、昨年度、それらを対象に実態調査を実施いたしました。その結果、日本語教師やボランティアの不足及び高齢化に大きな課題があることが見えてきたところでございます。

この課題に対応するためには、議員から御指摘がございましたとおり、国際協力や国際理解の知見にたけましたNPO法人やJICA、JOCAに御協力をいただくことが有効でありますことから、今後、関係機関の皆様と相談をしながら、地域日本語教室のボランティア等として協力をいただけるよう働きかけをしてみたいと考えております。

また、先ほど申し上げました調査では、日本語を学びたくても、身近に教室がない、交通手段がないなどの理由で受講できないとの回答が多数寄せられております。県内のどこに住んでいても日本語を学ぶことができる環境づくりも重要な課題であると考えております。

先頃公表いたしました人口戦略（仮称）骨子案では、「外国人が活躍し、みんなが暮らしやすい社会を実現しよう」を掲げておりまして、県としても、日本語教育については重要な課題と受け止めております。

御示唆いただきました日本語研修の場につきましては、学習効果や受講者の利便性なども考慮しつつ、関係者の意見も伺いながらしっかり検討してみたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には日本語教育を行う学校との協力や交流についてのお尋ねでございます。

外国人労働者が日本で働く、そして、生活をする上で、仕事の知識や技術に加え、日本語能力は大変重要でありまして、受入れ側の不安の解消にもつながるものと考えております。

現在、県では、外国人材受入企業サポートセンターにおいて、外国人材活用セミナーの中でやさしい日本語講座を実施し、企業の受入れ態勢づくりについても支援しているところでございます。

長野県内在留のカンボジア人は、出入国在留管理庁の在留外国人統計で、令和5年12月末時点で269人でありまして、まだまだ少ないのが現状でございます。一方で、若い人材が多いなど、カンボジアの持つポテンシャルは高いと考えております。今後、人材の受入れに向けて、今回議員から御提案のありました現地の日本語教育を行う学校との交流や協力は大変貴重な御示唆をいただいたものと思っております。

検討を進めるに当たり、現地人材の語学力や知識等の状況を把握する必要があると考えております。このため、まずは海外駐在員を通じて、現地のニーズや県内からの進出企業から情報を得るなどし、受入れをしていく上で何が効果的な施策となるのかを把握し、今回の御提案も

踏まえ、関係部局と連携してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、カンボジアとの交流についてという御質問でございます。

佐々木議員におかれましては、カンボジアとの交流に大変御尽力いただいておりますことに敬意を表したいと思います。

ヘン・スオー労働職業訓練大臣から、相互訪問、交流の御提案があったということをお大変ありがたく受け止めております。ヘン・スオー大臣をはじめ、カンボジアの皆様方に御来県いただければ、私どもはしっかり歓迎させていただきたいというふうに思っております。

県内の在留カンボジア人の数は300人に満たない状況ではございますが、人材を誘致するといった観点から見ますと、2021年の数字であります。平均年齢が26.5歳と、本県、我が国と比べると、非常に若い国であります。また、人口がこれからも増加する見込みということで、国としての発展のポテンシャルは高い国だというふうに考えております。

また、外務省の調査によると、カンボジアから見て日本とは友好関係にあるという回答が92%ということで、親日的な国であるというふうに承知しております。そういう観点からも、相互の理解を深めていくということは大変重要なことだというふうに思っております。今月、議会の皆様方がベトナム、カンボジアの海外調査を行われるというふうに伺っております。その際、県職員も同行させていただき、しっかり現地の状況等を把握させていただきたいと思っております。

また、カンボジアとの交流が進むことによって、本県にとっては様々な人材の受入れの可能性が高まるということと併せて、カンボジアの皆さんにとっても、人づくり、人材育成を通じて国の発展につなげることができるということで、双方にとってウィン・ウィンの関係を構築することは可能だというふうに思っております。

今後、人口戦略をしっかり検討していきたいというふうに思っておりますが、海外との交流、それから外国人の受入れ環境の整備は、いずれも重要な課題だというふうに考えております。こうしたことをしっかり検討する中で、カンボジアの皆様方との交流の在り方、そして、御質問にあった私の現地への渡航も十分検討していきたいというふうに考えております。佐々木議員におかれましては、カンボジアとの友好交流に引き続きの御協力をいただければというふうに思っております。

それからもう一点、森林資源を活用した付加価値の高い県産材製品の生産についての御質問を頂戴しました。



脱炭素への取組、E S Gの観点といったことから、木材利用促進の重要性は年々高まってきております。

都市の木造化推進法の制定や建築基準法の改正によりまして、都市部等を中心に高層オフィス等でC L T等を活用した木造建築の事例が増加しております。県内でも、防火基準への対応が求められる中高層建築物と非住宅分野において、C L Tの活用のほか、カラマツの強みを生かした耐火集成材などの技術開発や生産が進展してきているところでございます。

その一方、県内は中小規模の製材工場が多いことから、C L T等の最新技術を必要とする製品の生産、品質や性能が明確なJ A S認証製品の供給が難しいといったような課題を抱えており、県内で十分な付加価値をつけていくという点では、御指摘のとおり、まだまだ課題があるというふうに考えております。

そういう中で、御質問にもありましたC L T工場の誘致を含めて、県としては、新技術により新たな需要開拓を行おうとする企業の皆さんへの支援や、複数の中小工場が連携してJ A S認証を取得する取組、事業譲渡を希望される製材工場に対する円滑な事業承継、こうしたことが進められるように積極的に検討していくことが重要だというふうに受け止めております。

これらの検討を通じて、付加価値の高い県産材製品の供給力の強化につなげることができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には大阪万博における大屋根リングの活用などに関する質問をいただきました。

大阪万博の大屋根リングは、構造部材として使用された集成材であるため、その再利用に当たっては、建築基準法において材料の性能や品質が損なわれていないこと及び接着性能が構造用集成材のJ A S規格に適合していることをサンプル抽出して確認することが求められます。

現在、大屋根リングの活用に関する詳細な情報が示されていないため、公共施設への活用について検討はできませんが、今後示される公募要領などを確認した上で、材の規格や品質、法的な制約を考慮し、利用の可能性について関係部局と研究してまいります。

また、リニア開業を控えた伊那谷のまちづくりにおいては、大阪万博の大屋根リングの先進的な建築技術を参考とし、耐火、耐震にまだ研究すべき点はありますが、県産材を利用した森林県ならではの脱炭素、環境性に優れる革新的な大型木造建築を建設できるとしたら、長野県から最先端の建築技術を世界へ発信することができると思われれます。

加えて、建築物が老朽化した際には、チップ化などにより木質バイオマスに活用するなどエネルギー循環を推進することで、建物の建設、維持管理、耐用年数終了に関連する建物の生涯

を通じて排出される全ての温室効果ガス、エンボディドカーボンの削減にも寄与できるものと考えられます。

以上です。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。

観光税につきましては、十分な説明と打合せ等をお願いいたします。

また、知事、長野県の病んでいる幼児・児童や、思春期、青年期の子供たちを支援し、手を差し伸べ、命を救うことができるのは、知事しかいないのであります。子どものこころ総合医療センターの一日も早い開設の決断を強く要望させていただきます。

カンボジア王国にも早期に訪問していただき、相互理解を深め、交流の輪を広げていただきたいと思います。

万博の大屋根リングにつきましても、やまなみ国スポの各種会場やリニア長野県駅などでの利用の検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、万博のお客様の長野県への観光誘導もぜひお願ひしたいと思ひます。

長野県の森林資源を安く売るのではなく、高付加価値が出るような施策展開も強く要望させていただきます。

ちょうど時間となりました。私の全ての質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）新政策議員団のグレート無茶です。

まず一つ目、これをやらなければ始まりません。とことんやります。そば県について。

各種報道で御存じかと思いますが、2024年8月16日に長野県を「そば県」にする議員の会を立ち上げました。各方面から賛否両論、様々な意見などをいただき、いろいろな意味で手応えを感じております。

また、ヤフーニュースや、他県である中国新聞、四国新聞、そして、そば県を狙っている福井県の福井新聞でも取り上げてもらいました。メディアの取り上げ方も様々ですので、ここで改めて私のそば県への見解をお話できればと思ひます。

まず、御承知のとおり、一くくりに長野県のそばといっても、地域によって様々な特徴があります。まさに長野県内だけで特徴の異なるそばを北から南、各地域で楽しめるわけで、この多様性あふれる魅力こそが長野県を売り込むのうってつけのコンテンツであると考えているわけではあります。

そう考えると、行政が長野県のそばはかくあるべしと筋道や型をあらかじめ決めてブランド化するのは無理だと思っています。そうではなく、そば県信州の旗印の下、県内各地域や民間事業者の「我がそばが一番」という自主的な取組を促し、尊重して、その取組に際し、民間事業者などからそばの振興のためにもっとこうしてもらいたいという要望を受け、そこで、行政は速やかに検討し、お手伝いをするという形が望ましいのではないかと考えています。そば県信州というブランドの打ち上げを利用して、それぞれの業界や事業者で、それぞれのもうけ方で長野県を活性化させてもらいたいと考えているわけです。

注意しなければいけないのは、こういった取組はあながち行政主導と思われてしまいがちですが、そうなっては絶対に駄目だと思います。なので、メディアの注目度が高い政治家でもある知事がそば県信州を発信することが意味のあることだと思っています。本県のそば振興の方針を改めて知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本県におけるそば振興の方針についてという御質問でございます。

全国に誇る信州のそば、これは農業者の皆さん、そして、製造業者、小売業者、飲食店など、多くの皆様方の多彩な取組によりそのブランドが築かれてきているというふうを考えております。そのため、今後のそば振興の在り方について、まさに様々な皆様方にこれまでの現状や今後の取組への要望等について聞き取りを行ってきたところでございます。

一部を御紹介しますと、例えば、県オリジナル品種の普及の推進や適期収穫による品種・収量向上対策などをしっかり進めてほしいといったような御意見、さらには、県内産そば粉を使用している旨の表示制度の導入、銀座NAGANO等におけるしっかりとしたPR、さらには、海外への乾麺の普及による認知度の向上、海外への販路開拓の推進、こうしたことと併せて、県内のそば関係者の意見を取りまとめた政策につなげていく会議体の設置の必要性、こうした御意見も頂戴してきたところであります。

こうしたことを具体化するため、まずは幅広い関係団体によります会議体を年内のできるだけ早い時期に設置していきたいというふうに思っています。多くの関係者の皆様方と問題意識や課題を共有して、具体的な取組を進めるための推進体制を構築したいというふうに思っております。

その中では、御質問にもありましたように、行政がこうしたいからこうするというのではなく、これまでも丁寧にもろいろな御意見を伺ってきましたので、事業者の皆様方の主体性、自主性を尊重しつつ、歴史や食文化といった学びとつなげたり、観光県として信州そばを観光誘客にもつなげるなど、多角的な視点を持ちながら信州そばの振興に向けた取組を進めていきたいと考えております。

もとより、PRが必要でトップセールスをやったほうがよろしければ、私も先頭に立ってPRを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。継続は力なり。知事がだんだんこっちのほうに来ていただいているというふう実感しております。行政主導にならないようにだけ注意していただきたいというふうに思っております。

私もやっていますけれども、2024年9月にリリースされた県の公式LINE。この中で公式LINEをやっている方がどれだけいるのかなというところですが、その登録者の目標値と現在の登録者数を教えていただけますでしょうか。

私は常々感じているのですが、県は情報発信力がちょっと弱いのではないかと思っています。行政の情報は確かに重要ですが、県民の立場からすると、行政情報のみならず、幅広く長野県に関する様々な情報を求めているのではないかと思います。ですが、アプリを入れてもらうのは、そう簡単なことではありません。でも、私は、この公式LINEは、災害時などの緊急時を考えると、全县民に使ってもらいたいと思います。そういった目的も考えると、今までと違うアイデアが必要なのではないでしょうか。

例えば、県のLINE等に民間団体のイベント告知ができるプラットフォームを搭載して、利用者が気軽にアクセスできるような仕組みを考えてはいかがでしょうか。ライブの情報、スポーツイベントの情報、各地のそば祭りなど、あらゆる情報をその主催者がプラットフォームにそれぞれ投稿するなど、より多くの方に利用して触れてもらえる仕組みもあっていいかと思えます。以上、中村企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県の公式LINEの関係で2点御質問をいただきました。

まず1点目でございます。県公式LINEの友だち登録者数の目標値と現在の登録者数についてでございます。

県公式LINEの友だち登録者数は、まずは県人口の約1割に当たる20万人を目標値として取り組んでおります。また、昨日、9月30日正午現在の友だち登録者数は6万1,944人。6日の開設から1か月足らずですが、滑り出しとしては順調な登録状況であると考えております。

2点目でございます。LINE等への民間団体のイベント告知ができるプラットフォームの搭載についてでございます。

県の取組だけでなく、民間団体の取組についても、県政の推進に資するものは併せて発信していくことが重要です。その観点で、子育てや芸術文化、観光などに関するイベントについて

は、それぞれの分野の特設サイトにおいて、県だけでなく民間団体のイベント情報も含めて掲載しているところです。

こうした特設サイトは、県公式ホームページで紹介するだけでなく、県公式LINEにおきまして画面に表示されるメニューに特設サイトへのリンクを掲載し、県民の皆様が常時アクセスしやすいようにしているところです。

これらに加えまして、LINEやXによる情報配信でイベント情報をタイムリーに発信するなど、多くの県民の皆様が、民間団体が行うものも含め、様々なイベント情報に簡単にアクセスできるよう取り組んでまいります。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ぜひとも継続して見てもらえるLINEにさせていただければと思います。続きはまた次の議会でやりたいと思います。

さて、今年7月に東京都知事選挙が行われました。元安芸高田市長の石丸伸二氏は、東京一極集中化から全国にわたる多極分散に向かうときが来ていると発信し、それが地方の発展につながると訴え、東京都民にとっては不利かと思われる決意にもかかわらず、2位という結果を残しました。そんな地方分権への訴えが多く支持を得て、世間が地方分権へ関心を持ち始めたのではないかと思います。確かに、都知事を決める選挙でありながらも、全国からの期待がかなり寄せられていたのは、私もすっかりこの目で見てきました。

しかしながら、国の方向性は、改正地方自治法における国の指示権や、私が前回令和6年6月定例会にて質問した児童養護施設に係る国の補助金による施策誘導の問題など、国が地方の自主性を抑えている場面を多々感じる場合があります。

実は、私が石丸伸二候補者を応援しているというSNSを見た人から、このように言われました。あんなのを応援するなら今すぐ議員を辞める。国から出向で来ている県の職員はもうグレート無茶を見下して相手にしなくなる。もう無茶のやりたいことは県ではやらせてもらえないと言われました。

これを私に言ったのは、国から地方自治体に出向で来ている方です。やはり国や地方に対してこのように思っているのか。地方分権などを訴える石丸氏を応援することがそんなに国にとって邪魔で迷惑なのかと思わずにいられない出来事でありました。

もし国から出向で来ている皆さんが同じようにこのようなお気持ちで地方行政に携わっているようであれば、ゆゆしき問題だと思いました。本当はお一人ずつに聞いてみたいところですが、少なくとも長野県庁の職員として来られている方はそんなことは決して思っていないと信じております。地方分権への関心の高まりに反するような国の動き、そして、私の個人的な経験も相まって、国と地方との関係性に強い危機感を抱いています。

知事にお伺いします。2000年4月の地方分権一括法において、国と地方との関係は対等・協力であると定められました。が、実感として現在どのようになっていると思われませんか。国と地方の適切なバランスはどうあるべきと考えるか、両方の立場で実務を経験されている知事の考えを聞かせていただけますでしょうか。

最後に、私は議員になって1年半、どうしても気になることがあります。県の職員の皆さんは、試験を勝ち抜いてきた選ばれし優秀な皆さんであることは言うまでもありません。動機はそれぞれだと思いますが、少なくとも初入庁時、長野県がよくなるために頑張りたいと思っていたはず。一般の人間からすれば、県庁で働いているというのは物すごいことだと思っています。

しかしながら、希望を持って入庁した職員が離職するとはなぜなのでしょう。もちろん、全員が全員というわけではありませんが、どこことなく県職員は挨拶や笑顔が少なく、全体に暗いという印象を受けてしまいます。あれ、かえるプロジェクトというのはこういう基本的なところにメスを入れていくのではなかったのかなと思ってしまいました。実際には、かえるプロジェクトが笛吹けど踊らずになってしまっているのではないのでしょうか。

渡辺総務部長に伺います。県民のために真に役立つ組織、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる組織になるため、県の組織風土をつくり変えることを目指すかえるプロジェクトが始まって1年半、職員自身は本当にかえプロの効果を実感できているのでしょうか。そして、かえプロは職員にどのような変化をもたらしていると思われませんか。

残業なし、テレワーク推進など職場環境を幾ら整備したところで、やる気ややりがいがないければ辞めてしまうのも無理はないと思います。制度的な環境も大事かもしれませんが、一番やはり人間関係。当たり前ですが、一人間としてその感情をきちんと把握し、満たしてあげることが重要だと思っています。

民間企業であれば、成績優秀者や成果を出した社員に対して特別ボーナスや賞品などでみんなをたたえることができると思います。それは、公務員という性質上、なかなか難しいとは思いますが、チーム一丸となってプロジェクトの目標を達成するという達成感を味わい、お互いをたたえ合うことができるチームビルディングなどの手法を取り入れるべきだとも思います。大前提として、職員の心が満たされる仕組みづくりが必要だと思っています。

でも、その前に、県の職員がやる気、やりがいを持っていつも笑顔でいられるよう、そして、優秀な能力を100%引き出してあげられるのは褒める文化だと思っています。部下にしっかり関心を持って、見守って褒める、こういったことができるトップ層の意識改革こそがかえるプロジェクトの第一歩ではないかと思っています。

管理職の皆さんは、これでもかというぐらい職員を褒めていますか。部下が一生懸命やって

いる姿に関心を持って見守っていれば、自分以上に部下は優秀な一面を持っていると気づきます。そして、ぜひもっともっと褒めてください。最高のチームが出来ます。

知事にお伺いします。褒める文化の浸透に向けて、逆転の発想で、まずは既に多くの民間企業で採用されている管理職が部下から評価されるという仕組みを導入し、管理職の意識改革を促してはいかがでしょうか。知事のお考えをお聞かせください。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点質問をいただきました。

まず、国と地方との適切な関係性についてということで、国と地方の関係は、対等、協力と定められているけれども、適切なバランスはどうあるべきかという御質問であります。

御質問の中にあつた国からの出向者は、本県にも多くいるわけでありましてけれども、私自身の経験からすると、地方公共団体に行ったときには当然その組織のために全力を尽くす、これが基本的な考え方でありまして。そういう意味では、県に来ている職員はみんな、長野県の発展のため、県民の皆さんの幸せのために頑張ってもらっているというふうに思っています。

そうした中で、今の国と地方の関係は、御質問にもありましたように、非常に中央集権的な色彩が強い関係性だというふうに思っております。国が様々な権限を持ち、法令で画一的なルールを定め、そして、財政的にも、国税で徴収した財源を補助金等で地方に分配する。何でも国の言うことを聞かないと地方の行財政運営は支障を来すというのが私の率直な感覚であります。

そういう意味で、いろいろなところで国に対する文句もたくさん言ってきているわけでありましてけれども、文句を言っているだけでは始まりませんので、我々自身も自力をつけて、自主的、主体的な政策展開をしっかりと図っていくということがやはり重要だというふうに思っております。

議員に御指摘いただいた国庫補助金の交付要件としての計画策定の義務づけや、子育て支援を充実しようというときに保育室の居室面積や保育士の配置基準も全国一律で定められているといったような現状は、何とか打破しなければいけないというふうに思っています。

これは、我々も、知事会等を通じてしっかり一致団結して取り組んでいくことがまずは重要だというふうに思いますし、県議会の皆様方をはじめ、政治家の皆様方とも、問題意識と思い、方向性をしっかり共有しながら分権型社会への転換を進めていきたいというふうに思っています。議員各位には、この問題への御理解とそれぞれのお立場でのお取組を期待するところでございます。

それからもう一点、県職員の意識改革ということで、褒める文化の浸透、それから、管理職の意識改革と評価の仕組みという御質問であります。

人口戦略をつくるに当たっては、若い世代の皆さんとかなり対話をしてきました。県の若い職員ともずっと話をさせてきていただいている中で、世代間のギャップはいろいろな部分であるのかなというふうに思っています。そうした中の一つが、この褒めるということであろうというふうに思います。昭和世代と言うと語弊があるかもしれませんが、昔はばりばり猛烈に働くということがよしとされていた時代でありましたので、なかなか褒めるという文化が様々な組織になかった。そういうこともあり、やはり若い世代の皆さんを褒めるという部分が一定年齢層以上には十分ではないのではないかというふうに思っております。

今回、T e a m s というものを県で導入しております。それに称賛機能というものがありますので、私も「いいね！職員チャレンジ」における職員の取組をこの称賛機能を活用してたたえたりしたところではありますが、かえるプロジェクトのメンバーからは、知事がもっと率先して褒めるべきという御意見も頂戴しているところでもあります。この点は、私自身も十分に意識していかなければいけないというふうに思っております。できるだけ頻繁に県職員の頑張り、組織の取組を褒めていきたいというふうに思います。

そして、この褒めることを含めて、職場全体の士気向上、活気を上げていく、元気にしていくためには、やはり、御指摘のとおり、管理職のマネジメント能力というものも重要だというふうに思っております。かえるプロジェクトにおいても、管理職が専門能力であるマネジメント能力を身につけることができる人事・人材育成制度についての御提言をいただいているところでもあります。これは、研修の充実や管理職の行動例の提示も行っていきたいというふうに思いますし、御質問にありましたように、部下が評価するような、いわゆる360度評価制度の導入といったようなことも含めて取組を進めていくことが必要だというふうに考えております。

本年度は、部下が職場環境を点数化して評価し、上司と共に改善につなげていくという取組を新たに実施中でございます。こうした取組の定着も図りながら管理職のマネジメント能力の向上を図っていきたいというふうに思っています。

明るい職場をどうつくっていくか、非常に本質的な問題提起をいただいたというふうに思っておりますので、引き続きこのかえるプロジェクトを推進する中で、みんなが楽しく前向きな思いで仕事に向き合える、そうした職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には職員自身がかえるプロジェクトの効果を実感しているのか、また、どのような変化をもたらしているかとお尋ねを頂戴しました。

これまで、上司への説明、いわゆるレクの勤務時間内実施の徹底やペーパーレス化等の重点アクション、また、心理的安全性の確保やオフィス改革など、10のプロジェクトチームにより



取組を進めており、一定の成果が上がる中で、職員との意見交換の場などにおいて、お話にもありましたし、私自身も大切と思っています職場内でのコミュニケーションが取りやすくなったという声や、より効率的な働き方を考えるなど職場の雰囲気が変わってきた、こういったような声もいただいております。こうした中で、かえるプロジェクトの自分事化であったり、変えようとする意識が生まれてきているものと感じているところでございます。

また、先月実施したプロジェクトの進捗会議におきましても、当初から参加いただいている外部の組織風土改革推進アドバイザーから、プロジェクトに参加している職員の意識は確実に変わってきているとのコメントを頂戴しております。

一方で、かえるプロジェクトについて、まだまだ職員全てに浸透し切れていないということもございます。お話にもありましたけれども、明るく元気で活躍いただくことが基本だというふうに思っております。そういった意味でも、職員がどう変化を感じているかなど、実態をしっかりと把握することが重要と考え、今後、職員への調査を行うとともに、結果を共有しながら改善につなげるなど、機動的かつ効果的に取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）以前も申し上げましたが、まずは知事の率先垂範、笑顔でたくさんの職員を褒めていただければと思います。演じてでもやっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂でございます。地方行政にとりまして最も重要なものの一つは、教育であります。そこで、今回、私は教育問題一本に絞って質問をさせていただきます。

自治体に教育委員会が置かれましたのは昭和23年のことではありますが、ここでの狙いというのは、教育分野におきまして地方自治を実現するというものであります。しかし、現状は、

教育委員会は文部科学省の言いなりであるとの指摘を受ける、そんな状況にあるわけでありませう。4月に着任されました武田教育長には、教育委員会の改革のために活躍されることを期待するものでございます。

阿部知事は、教育委員会の業務執行におきまして疑問を抱くことがあり、そうした場合に、教育委員会不要論を唱えることがあるというふうにお聞きしております。

そこで、知事にお聞きしたいと思います。

これまでの県教育委員会の業務執行に関して、知事は総体的にどのように評価をしておられるのでしょうか。また、県教育委員会や学校は変わるべき旨の発言をされておりますが、何が問題で、どう変わるべきと考えておられるのでしょうか。さらに、武田教育長のどのような面を評価し、教育長に何を期待しておられるのか、伺います。

次に、教育長に以下2点についてお聞きいたします。

長野県のあるべき教育の姿をどう捉え、これまでの経験を生かしてどのような姿勢で教育行政に臨むのか、その意気込みを伺います。

二つ目に、教育長は、就任の記者会見で、学校は変わらなければならないと発言されておりますが、これまでの長野県の学校教育をどう評価し、課題をどう捉え、課題解決に向けてどう対応していくのか、伺います。

次に、学校教育の課題のうち不登校対策についてであります。

県内の不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、昨年度は過去最多となりました。学校教育においては大変大きな課題であります。

私の地元の伊那市では、最近4年間の傾向を見ますと、不登校の小学生は2.8倍へ、中学生は2.2倍へと増えておりまして、まさに激増している状況であります。

文科省は、不登校の要因に関して学校側と子供側の両者に調査を行い、その結果が今年3月に公表されたところであります。文科省では、これまで毎年度学校のみを対象とした調査を実施しておりましたが、実態が見えづらいとの反省に立ちまして、今回の調査は子供側と学校側の両方に不登校の理由を聞いたものであります。

調査で明らかになったことは、不登校の要因について子供と学校の認識に大きな差があることとあります。例えば、不登校の要因について「いじめ」とする回答では、子供側と学校側とでは6.5倍の開きがあり、「教職員への反抗・反発」とする回答では10.3倍の開きがあるなど、双方の認識に差があります。要因が学校側にあると思われる項目ほど学校側では要因としては認識していない傾向にありまして、注目する必要があると考えます。両者に認識の差があれば、学校による不登校への早期の対応や適切な対応が取れなくなることが懸念されるわけでありませう。

不登校は、誰にでも起こり得ることでありまして、問題のある子供と決めつけるのは危険であります。私は、不登校の子供を学校に適応させるという考え方から、学校現場や教育を子供に合わせるように変えていく必要があると考えるものであります。

そこで、以下2点、教育長にお聞きいたします。

一つ目。文科省が公表しました不登校の要因分析に関する調査研究によりますと、不登校の要因について子供と学校双方の認識に大きな差があることが分かりましたが、この認識の差について県内の状況も踏まえてどのように捉えておられるのでしょうか。

調査結果を見ますと、不登校に関して学校側の認識に甘さがあるのではないかと推測できますし、不登校への対応について学校側が考え直すべき面があり、学校が変わらなければならないと考えるわけであります。

また、県内における不登校への対応について、現状と課題をどう捉え、今後どう対応していきますでしょうか。

二つ目。学校に行きたくても行くことのできない児童生徒に学びを保障することも大変重要でありまして、不登校児童生徒への支援として、学校以外の場における学習や多様な学びの場の確保を進める必要があると考えますが、今後どう対応していかれるのでしょうか。

次に、高校教育についてであります。

高校再編に関する伊那新校の開校時期や校舎の建設スケジュールが、9月24日に開催されました再編実施計画懇話会で示されました。今回示されたスケジュールは、今年3月に示されたものとは大きく異なっております。今年3月に示された内容については、懇話会の出席者や地域の理解が得られませんでした。これを受けて、5月には、上伊那広域連合や経済界などからスケジュールや工期等を見直すよう知事と教育長に要望書が提出されたところでありまして。

そもそも、新校の開校に向けては、新校ごとに懇話会を設置し、懇話会における意見を踏まえて県教委が必要な検討事項を検討することとしていたところでありまして。しかし、伊那新校の懇話会では、教育委員会は、委員や地域の意見を聞くという姿勢ではなく、一応意見は聞きましたというアリバイづくりに終始したように私は感じております。

また、昨年度までの県教委の対応を見ますと、主役である高校生や中学生の視点が重要であるにもかかわらず、その視点が不足していたと考えます。こうした姿勢では、地域の理解を得ることはできず、信頼関係を築くことはできないと考えます。また、他の新校に係る再編の議論においても同様の状況になるであろうと推測するわけでありまして。

一方、今年度における教育委員会の議論の進め方を見ていますと、昨年度までとは大きく異なり、地域や学校、生徒や保護者等の声を聞くという姿勢が見てとれます。今年度からは、教育長をはじめ職員の高校再編に関する姿勢が明確に変わったと感じます。伊那新校に係る懇話

会の進め方などについて、これまでの対応を大いに反省し、今年度は他の新校に係る議論の進め方に生かすべきと考えます。

そこで、教育長にお聞きいたします。

県教育委員会が再編実施計画懇話会で示した伊那新校の開校や工事等に関するスケジュール等については、地元からの異論により再検討を余儀なくされたところであります。本懇話会の目的及び位置づけを改めて伺うとともに、懇話会において出された意見や要望をどのように新校に反映していくのか、伺います。

また、懇話会の検討状況を随時地域へ丁寧の説明するよう努めることとしておりますが、これまでの状況を見ますと、説明が不十分であります。今後どのように地域の理解を得ながら再編に関する手続を進めていきますか。

次に、以下2点、知事にお聞きいたします。

一つ目。知事は、会議等の場におきまして、とがった人材の育成、個性を伸ばす教育をしっかり行うべき。あるいは、既存の高校の在り方を乗り越えなければ、子供たちが楽しい、行きたいという学校にはならないと発言されております。新校の目指す学校像は、従来からの延長線上のものではなく、生徒が行きたいと思えるようなものであるべきと考えますが、知事として高校再編における新校の特色化や魅力づくりについてどう考えておられるのか、伺います。

二つ目。人口減少の抑制、若者の定住促進には医療環境の整備が不可欠であります。県内の医師数は地域偏在が大きく、各地域における必要な医師数の確保が求められているところであります。県内高校生の近年の医学部進学者数は、最も多かった年度と比較して8割程度と大きく減少しておりますが、医学部進学者数を増やすために今後どう対応していかれますか。

また、上伊那では、県内でも特に医師数の少ない地域であることから、伊那新校における医学部進学コースの設置を地元が要望しておりますが、具体的にどのように対応するのか、伺います。

以上で学校教育の課題についての質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には教育に関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、教育委員会をどう評価しているのか。また、教育委員会や学校の何が問題で、どう変わるべきと考えているのか。そして、武田教育長のどのような面を評価し、期待しているのかという御質問であります。

まず、教育委員会におかれましては、県立高校の特色化に関する方針の策定や、一人ひとりに合った学び実践校の設置に向けた検討等、本県の教育の課題に対して新しい視点を持って前向きに取り組んでもらっていることに感謝し、評価をしているところでございます。酒井議員

の御質問にもあったように、新しい教育をつくり出そうという思いが教育委員会の中になんか広がってきているというふうに思っております。

教育委員会や学校の何が問題かという点ではありますが、私はいろいろなところでやや過激な発言をさせていただいております。文部科学省も、また、県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場の皆さんも、みんな一生懸命誠実に仕事をされていると思います。

ただ、私が問題だと思うのは、システムが制度疲労を起こしているのではないかとということでもあります。先ほども御紹介いただいたように、教育委員会制度は、非常に長い間この仕組みが続いているわけでありましてけれども、私は、行政委員会としての限界があるのではないかとこのように思っております。

例えば、公安委員会のような組織は、もちろん一部ほかの分野との政策連携が必要な部分ではありますが、どちらかというところと独立性が非常に強く求められる分野を担っていただいているというふうに思っています。

その一方で、教育という分野は、まさに教育単独だけではもはや成り立たない。産業振興や様々な分野の人材育成、あるいは地域の振興活性化、まちづくり、こうしたことと密接に関係しているわけでありまして、執行機関としては、教育委員会と、知事や市町村などの地方公共団体では、明確に責任と権限が分担されているところであります。

これは、大きな変革を伴わない、また、教育だけの視点で教育行政を進めればよい時代はそれでよかったと思いますけれども、もはや教育の分野だけで教育の在り方を論じるということとは不可能な時代ではないか。そういうことを考えると、システムとしての教育委員会制度の在り方を国レベルでいま一度しっかり考え直さなければいけない時期に来たのではないかとこのように思います。

それからもう一点、先ほど酒井議員の御質問にもありましたが、文部科学省、国との関係について、私たち知事や市町村長は、住民の皆様方から直接負託を受けている立場でありますので、国に対しても比較的強く物を申し上げることができるというふうに思っております。これは、県民の皆様方、住民の皆様方の御支持があればこそだと思っておりますけれども、行政委員会だとなかなかそうした行動をすることは難しいと思います。こうしたことが積み重なると、どうしても上意下達的な行政になりがちだという側面もあろうかというふうに思います。

教育の在り方は、まさに学校現場が中心、子供たち中心に考えられるべきもので、それを地域の皆さんがしっかりサポートしていく。私は、地方自治の中でも、特に学校の自治はしっかり尊重されなければいけないというふうに思っています。学校につきましても、画一、一斉型の教育ではなく、学校の先生方が本当にやりたいことにチャレンジできる。そして、子供たちが学びたいこと、実現したいことを自ら進んで行いたくなるような環境をつくっていく。こう

したことが求められていると思います。

これは、学校現場から遠いところで構想をつくって、これをやりなさいとか、これをやるのが望ましいなどと言われるのではなく、目の前にいる子供たちが一体何をしたいと思っているのか、この地域の中に存在している学校がどういう教育を行っていくべきなのか、まさに学校現場の先生方を中心に考えてもらうということが大変重要だと思います。こういう分権的、自治的な視点で長野県の教育改革を進めていくことを教育委員会には強く期待しておりますし、私もそうした取組をサポートしていきたいと思っております。

武田教育長につきましては、長年教育に携わってこられました。子供たちとも接していただき、何よりも学校現場の先生方の信頼が厚い方だと思っております。また、伊那小学校での実績をはじめとして、様々な改革マインドをお持ちの方でございます。そうした観点で、まさにこれからの新しい教育を、武田教育長の下、教育委員会全体で協力して進めていってほしいというふうに思っております。

信州学び円卓会議からのメッセージを受けて、武田教育長と私は一緒に学びの「新しい当たり前」を創ろうというメッセージを発出させていただいております。信州教育のよい部分はしっかりと残しながらも、県民の皆様方と共に新しい時代に適合した学びの県づくりを進めていきたいと考えております。

それから、2点目の高校教育であります。高校再編における新校の特色化や魅力づくりについてという御質問でございます。

これについては、特色ある県立高校づくり懇談会で御議論いただき、私もオブザーバーとして参加してきました。この9月に、教育委員会に県立高校の特色化に関する方針を取りまとめたところでございます。この中では、「様々な選択肢から、自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べます」「社会に求められる技術・能力が身につきます」「長野県のリソースを使った地域での学びができます」「一人ひとりの個性や多様性が尊重されます」、こうした四つの視点を基に各校の特色化を進めていくことになっております。生徒の皆さんの多様なニーズに応えられるようにしていこうという思いだと考えております。

高校再編につきましては、単に再編統合という議論だけではなく、こうした特色ある高校づくりを進めていくということが大変重要だというふうに思っております。今回取りまとめた人口戦略骨子案におきましても、「世界に通じる新しい学びを共につくる」という視点を柱として入れ込ませていただいております。

特に、高等学校の在り方は、人材の育成という観点のみならず、Uターンの促進も含む人材の確保や、教育移住・定住の促進にもつながるものであります。さらには、伊那市をはじめとする地域のように、学校を核としたまちづくりを進めていこうという思いの皆様方もいらっ

しゃいます。まさに地域の活性化にもつながるものだというふうに考えております。こうした幅広い視点から高等学校の在り方をしっかり考えて、教育委員会と共に高校の特色化、魅力づくりに取り組んでいきたいと考えております。

3点目、最後でありますけれども、医学部進学者数を増やすための対応についてという御質問でございます。

県内から医学部への進学実績は、平成23年、24年には120名を超えておりましたが、近年は110名前後で推移しております。全国の医学部定員は増員されてきているということを考えれば、相対的に入学者数が減っているのではないかというふうに受け止めております。

地域における医療・福祉を充実させるためには、この医師確保は非常に重要なテーマだというふうに考えておりますし、医師になるためにはどうしても医学部に行かなければ医師資格を取れませんので、御指摘のとおり医学部の進学者を増やすということは大変重要だというふうに思っております。

こうした観点で、県としてもいろいろな取組を進めてまいりました。例えば、信州大学と、今日から名称が東京科学大学と変わりました東京医科歯科大学には、医学部の地域枠を設けさせていただいております。信州大学は令和5年から7名、東京医科歯科大学は令和4年から3名、それぞれ枠を増員させていただき、現在はこの地域枠が合計で27名という状況になっております。

また、学納金を理由として医学部の受験を断念しないように、医学生への修学資金の内定時期を前倒しさせていただいたところでもあります。また、高校生向けの医師の仕事に関するセミナー等も開催してきております。

今後とも、こうした取組を通じて、医師を志す意欲ある高校生の支援を行っていききたいというふうに思いますし、また、大学医学部の地域枠についても、これは相手方がある話でありますので、簡単にはいと言うわけにはいきませんが、できるだけ交渉を行って地域枠のさらなる拡大を行っていききたいというふうに思っております。

また、伊那新校における医学部進学コースの設置検討という御質問であります。上伊那地域からは、昨年4月に、伊那新校に医師を目指す生徒にも対応できるような教育課程について検討するよう要望をいただいているところであります。

伊那新校における新しい学びのイメージにつきましては、生徒の進路に合わせて履修する科目が選択できる単位制の導入や、進路希望に対応できるコース制の導入等が現在検討されているというふうに聞いております。

今回公表いたしました県立高校の特色化に関する方針にも記載されております医学部進学を含む難関理系コースの設置の検討や、生徒の進学意欲を高めるための医療系大学との定期的な

授業連携、こうしたことの検討を含めて、医学部進学を希望される生徒の皆さんにも対応した学びができるよう、地域の関係者の皆さん等とも意見交換をしながら、教育委員会と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私に幾つか質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず、教育行政に臨む意気込みについてでございます。

教育の目的は、人格の完成を目指すことであり、そのためには、教師と子供の人格的触れ合いが重要であると私は考えております。子供に一番近いところに自由と権限が与えられることによって、そのことはなし得るのではないかと思います。

長野県のあるべき教育の姿は、教育現場の教師たちが、教育という責任は重いけれども、教師であることの自信とプライドを持って、常に子供を第一に考え、理想の教育を求め、教育に取り組むことでございます。そのためには、県内の一つ一つの教育現場がより主体的に子供のための教育に専心できるような教育環境をつくることが重要だと思い、そのことに向かって県教育委員会で取り組んでまいりたいと考えております。

2点目に、長野県の学校教育の評価や課題解決に向けた対応についてでございます。

長野県は、明治期以来、教育県と言われ、その教育実践は信州教育と呼ばれ、全国的にも注目されてまいりました。信州教育は、子供を中心として、子供の個性を尊重し、人格を陶冶する様々な挑戦的な実践が行われ、成果を上げてまいりました。それらは、信州教育という伝統になりました。

一方、近年、この伝統を守るために、変えることをちゅうちょし、新しいことを敬遠する傾向があったこともまた事実でございます。伝統は、改革の連続の中にあると私は考えております。長野県の教育課題は、変えることをためらっていることにあると思います。そして、変える主体はやはり学校現場であると認識しております。県教育委員会といたしましては、学校現場を支え、変えようとする取組を支援していくことが重要であると考えているところでございます。

次に、不登校の要因における認識の差の捉えについてでございます。

議員御指摘の文部科学省が実施した調査では、不登校のきっかけ、要因として、いじめ被害や教職員との関係等について、教師と児童生徒の回答割合に違いが見られました。県内でもほぼ同様の傾向にございます。

不登校は、学校生活や家庭環境等、様々な要因が複雑に重なり合って生じることから、調査対象によって異なる結果になることもあると捉えますが、重要なことは、子供の視点から支援



をしていくことであると認識しております。

不登校対応の現状と課題、今後の対応についての御質問でございます。

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、近年では、特に小学校の不登校児童数が増加傾向にございます。今後は、さらなる教育相談体制の充実により、いじめの予防や早期発見等、適切な対応をし、困難を抱える家庭への支援等にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育委員会では、子供中心の、全ての子供が自己実現できる学校づくりを市町村教育委員会と協力して進めてまいります。子供たちが明日も学校に行きたくなるような楽しい学校づくりを進めることが最大の不登校対策であると考え、取組を進めてまいります。

次に、多様な学びの場の確保における今後の対応についてでございます。

県内の教育支援センターの設置状況は、令和5年度末時点で48市町村に78教室であり、不登校の児童生徒が通いやすい時間帯や場所を考慮しての開所や、学校とフリースクールとの連携支援、自宅にいる児童生徒のオンラインでの相談支援など、学校外における多様な学びの場として重要な役割を担っております。

また、県教育委員会では、本年度、多様な学び支援コーディネーターを5市町村に配置し、教育支援センターの新設・常設や、地域の連携の促進、民間団体との連携、メタバースを含むICTを活用したアウトリーチ支援など、教育支援センターを中核とした多様な学びの場の拡充を支援しているところでございます。

さらに、既存の学校とは別に、学びの多様化学校や夜間中学の設置、また、それらの機能を併せ持つ信州オープンダスクールの設置を検討している市町村への支援や、信州型フリースクール認証制度を活用したフリースクールと学校との連携の支援も行うなど、不登校児童生徒の社会的自立を目指した多様な学びの場の充実に努めているところであり、今後さらに充実していくように努めてまいります。

次に、新校再編実施計画懇話会の目的及び位置づけ等についてでございます。

懇話会は、新校における再編実施計画を策定するに当たり、学校像や教育方針、教育内容、校地活用等について学校関係者や地域の代表者等から成る構成員に意見を聞くために開催する会議でございます。

懇話会で出された意見や要望等については、必要性等を検討し、県教委が策定する新校の再編実施計画に反映させているところでございます。今年3月の伊那新校懇話会では、地域の皆様に対する事前の情報共有の不足により、理解が十分に深まっていない状況で、令和10年度、新校開校から2年後の新校舎の供給開始という校舎整備スケジュール案を提示したことで地域に大きな不安を広げることとなり、大変申し訳なく思っているところでございます。

これを踏まえ、県教委の考え方や懇話会で出された意見や要望に対する検討状況について、

これまでも地元の広報紙に掲載してもらうなど広報に努めてまいりましたが、今後、より一層、学校関係者や地域の代表者等と随時進捗状況の情報共有を図ることなど、地域の皆様との合意を大切にしながら、共に再編を進めていけるよう努めていく所存でございます。

以上でございます。

[41番酒井茂君登壇]

○41番（酒井茂君）知事からは、教育委員会の制度上の課題なども含めてお話しいただきましたが、やはり知事のおっしゃるとおりかなというふうになんか納得したわけでありまして。

それから、教育長には、現状、考え方についてしっかりと御説明いただき、教育長の意気込みが十分に伝わってまいりましたので、今のお話のとおりしっかりと対応していただきたいと思っております。

劇的に少子化が進んでいる中で、再編の対象外の高校がある地域におきましては、今の高校が将来どうなってしまうのかということで大変心配されている状況であります。そこで、次の時代を見据えた高校の在り方検討を早期に開始するよう要望いたしまして、次の女性から選ばれる県づくりについて質問をいたします。

人口減少・少子化への対応策として、若い女性の県外への流出を防がなければならない状況であります。そのために、女性にとって住みやすい地域づくりを行う必要があるわけでありまして。また、女性が住み続けたくないとする要因を的確に分析し、これを解消していかなければなりません。

私は、男女の固定的役割分担意識、女性差別意識を解消し、地域や家庭、社会に残る旧来からの慣習を改善するための対策を講じることが重要と考え、これまで一般質問で取り上げてまいりました。その中で、効果的な施策として、日本一の長野県の公民館活動を活用することを提案してまいりました。

一般質問におきます伊藤、原山、内堀の3人の教育長の答弁は、私の提案を受けまして施策を推進するというものでありましたが、現状におきましては、積極的な取組はほとんど見えておりません。市町村へも何も伝わっておりません。

先日、ラジオを聞いておりましたら、若い女性が、故郷を出て都会に暮らす理由を述べておりました。彼女は、母親の日常の姿を見ていますと、固定的役割分担意識や女性差別意識を受け入れてしまっている。ここに暮らし続けたら自分も母親と同じようになってしまう。女性にとって生きづらい地域に暮らすのは嫌だと述べておりました。

私は、これこそ核心を突く言葉ではないかと思ったのであります。私は、若い女性の親や祖父母の時代、つまり、中高年者の意識が変わらない限り、旧来からの慣習や意識を変えることはできないと考えるものであります。慣習や意識を変えることは大変難しいことではあります

が、県民が公民館活動の中で地道に学んでいくことが最も効果的であると考えます。

こうした中で、9月20日に県部局長会議で示されました人口減少対策を進めるための戦略骨子案の中には、オール信州で取り組むことの1項目といたしまして「性別による固定的役割分担意識をみんなでなくそう」と記述されておりました。評価をしたいと思います。

兵庫県豊岡市では、女性に選ばれるまちづくりを目指して官民一体になって活動を展開しており、一定の成果を上げているところであります。大いに参考にすべきと考えます。

そこで、7月に上伊那で開催されました人口減少対策に関する意見交換会に出席し、若い世代の皆さんと意見交換をされました副知事にお聞きいたします。

若い女性の県外流出が顕著な中で、女性から選ばれる県づくりを進めることが重要であります。男女の固定的役割分担意識等を解消し、地域に残る旧来の慣習を改善するための対策を積極的に進めるべきと考えますが、県の現状の対策をどう認識し、課題をどう捉え、今後どう対応していくのか、伺います。

次に、教育長にお聞きいたします。

固定的役割分担意識等の解消のために県内の公民館活動を活用するよう議会で提案してまいりましたが、教育委員会では、これまで、具体的にどのような取組を行い、それによって地域や県民の意識がどのように変化したのでしょうか。私は、現時点では何も変わっていないと感じており、例えば、長野県教育振興基本計画に具体的な施策を掲げるとともに、目標を掲げて、毎年度執行状況を点検評価するなどして、地域住民が学び合いながら意識改革を着実に進めていくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、地方行政の自立性の確保についての質問であります。

2020年2月28日に、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業に関する通知が長野県教育長から市町村教育長に発出されたところであります。これは、同日、文科省から全国一斉休業に関する通知が発出されたことを受けて対応したものであります。

そして、県教委の通知は、県立学校が臨時休業を実施することを例に挙げて、市町村立学校においては県立学校の方針を参考にしてくださいというものであります。国からの一斉休業の通知は法的な根拠を持つものではないことから、強制力はありませんが、実質的には県が市町村に対して休業を要請するものであったと考えるところであります。

私は、明確な科学的な根拠もない中、また、地方自治権を尊重する観点からも、国から一斉休業の要請をすべきではなかったと考えます。また、文科省からの通知を受けた県教委は、各市町村には独自に判断するよう求めるべきであったと考えるものであります。

県教委からの通知を受けても、感染者がいないなどの理由で休業しなかった自治体が県内に

もありました。他市町村と同じ対応をするほうが楽ではありますが、その自治体が自ら考え、自ら判断したことは、評価すべきであると考えます。

全国的には、コロナの感染者がない岩手県などに対しても休業の要請が行われたこと、学校現場や家庭等に混乱を招いたこと、子供への影響が大きかったことなど様々な影響があったことから、全国的に批判の声もありました。

本来、休校を決める権限は、学校保健安全法では、学校の設置者であり、国ではありません。一方、今年6月には地方自治法が改正され、従来は国と地方の関係は対等としていた法体系を改正し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、特に必要があるときは、国は地方公共団体に対して必要な指示をすることができることとされたところでもあります。平成12年の地方分権一括法によりまして、国と地方は対等とする関係になり、国の地方への関与は必要最小限にとどめられておりましたが、今回、特例を制度化したものであります。

今回の法改正については、制度の適正運用を求める意見書が全国各地の議会で議決されたところでもあります。長野県議会におきましても、6月28日に国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書案が議決されたところでもあります。

そこで、知事にお聞きいたします。

改正された地方自治法に基づく国の指示は最小限にとどめるべきであり、指示を出すに当たっては、地方公共団体と十分に事前協議を行うよう、引き続き知事会として要請していただくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、国からの指示が間違っていると知事が判断した場合には県として従うべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、教育長にお聞きいたします。

今後、新型コロナウイルス等の感染症対策として、全国一斉の臨時休業の要請があった際、県教育委員会としては、教育行政の自律性の確保の観点からも、市町村教育委員会には独自の判断を求めるべきであり、県下一律の対応を取るよう指示すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

以上で4項目めの質問といたします。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君）女性から選ばれる県づくりに向けて、男女の固定的役割分担意識等を解消するための対策と課題についての対応についてお尋ねをいただきました。

県では、これまで、人口戦略の策定に向けた意見交換を積極的に重ねてまいりまして、私も各地に出席させていただきました。7月には、議員をはじめ上伊那地域の議員の皆さんにもお集まりをいただき、女性・若者との意見交換に参加させていただいたところでもあります。その

際には、参加者の皆様から、多様な考え方が受け入れられ、住みたいと感じる地域や、若者が集い、女性の働く場所があり、活躍できる地域が理想といった切実な声をお聞きいたしました。性別による固定的役割分担意識の解消が、女性・若者から選ばれる県づくりを進める上で不可欠な視点であると改めて強く認識したところであります。

このほか、県下各地域で意見交換を行いました。男性、女性という性別イメージで仕事や生活の役割が決まっていて、個人の希望を実現できないといった御意見も頂戴したところであります。

県では、これまで、アンコンシャスバイアス、無意識の思い込み、こうしたことに関する講座などの意識啓発や、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会などを通じた企業や自治体のリーダーの意識改革、行動変容や、男性の育児休業取得促進による柔軟な働き方の普及などの取組を進めてまいりましたが、正直なところ、現状ではまだまだその解消には至っていないものと認識しております。

人口戦略（仮称）骨子案では、価値観の転換を図り、性別による固定的役割分担意識を解消するとしておりますけれども、これは、県の取組だけで実現することは難しいものと考えております。職場や地域コミュニティでの、そして家庭での抜本的な意識変革が必要であると考えております。

議員からもお話がありましたように、公民館数が日本一である長野県においては、そうした地域に入り込んだ取組が必要だと思っております。経済界や市町村等をはじめ、県民一体となった継続的な取組が必要だと考えております。

このため、今後、人口減少対策を進めるための県民会議を立ち上げ、県はもとより、オール信州で具体的な取組を展開し、女性・若者から選ばれる県づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）男女の固定的役割分担意識等を解消するための方法としての公民館活動についてのお尋ねでございます。

地域づくりの拠点である公民館活動での学びは、同じ地域に暮らす住民同士が多様な考えを持ち寄り、お互いに議論し合いながら気づきを得るものであると考えております。こうした学びは、固定的役割分担意識等を解消し、多様な属性の人々が活躍できる地域づくりのために有効であると認識いたしております。

県教育委員会では、公民館活動を支援するため、生涯学習推進センターの公民館支援専門員が市町村の公民館等に出向き実施している公民館・社会教育講座で、女性活躍推進をテーマと

して取り上げているほか、県公民館運営協議会と連携し、市町村の公民館関係者を対象に、男女共同参画について学ぶ研修会を実施しているところでございます。

また、去る9月20日に駒ヶ根市で開催された第72回長野県公民館大会において、私も参加させていただき、公民館活動の功労をたたえとともに、さらなる活動の推進を呼びかけたところでございます。

地域や県民の意識を変えていくためには、県民に身近な公民館活動への支援を粘り強く実施していくことが必要というふうに考えております。今後も、公民館数が全国一を誇る本県の公民館活動を財産と捉え、その活動を支援することで、固定的役割分担意識などの解消や持続可能で活力ある地域社会の形成につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、感染症対策として全国一律の臨時休校の要請があった場合の対応についてのお尋ねでございます。

令和2年2月28日付の国の通知を受け、県教育委員会では、学校保健安全法第20条の規定を踏まえつつ、世の中の状況や、その後の感染拡大のおそれなどに留意しながら県立学校の臨時休校を決定するとともに、市町村教育委員会に対しましては、学校の設置者として主体的に判断していただくため、県の対応方針を参考例として示し、通知したところでございます。

議員御指摘のとおり、学校保健安全法の規定により、感染症に係る学校の臨時休校を行う権限は学校設置者にございます。県教育委員会といたしましては、今後も法にのっとり対応し、市町村教育委員会の独自性を尊重してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には改正自治法に基づく国の指示について御質問をいただきました。

まず、指示を出すに当たって地方公共団体と十分事前協議を行うよう引き続き知事会として要請していくことを提案するがいかがかという御質問であります。このことについては、これまで、全国知事会として再三政府等に要請を行ってきたところであります。それを受けて、国会においては、全国知事会の提案内容を踏まえて議論がされたというふうに認識しております。その結果、衆参両院の総務委員会において附帯決議がなされております。

かなり多岐にわたる附帯決議になっておりますが、主なものを申し上げます。事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとする。地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行うことなど、私どもの要請に沿った附帯決議を国会において行っていただいたものというふうに考えております。

政府においては、当然、国権の最高機関であります国会の附帯決議を踏まえて対応されるも

のというふうを受け止めておりますので、改めて同様の趣旨の要請を行う必要はないのではないかとこのように思っております。

また、間違っていると私が判断した場合、国の指示に従うべきではないと考えるがいかがかという御質問でございます。

私も、直接県民の皆様方から負託を受け、知事の職を担わせていただいております。当然、直接的に県民の皆様方に責任を負う立場でもあります。今申し上げたように、この国会の附帯決議を踏まえて政府が対応すれば、必要な調整を私どもと十分に行っていただくという形になりますので、そうしたケースは生じないものというふうには思いますが、仮に、明らかに現場の実態と合わない、かつ県民の皆様方の生命を逆に脅かすような指示が行われた場合には、これは当然従わないこともあるというふうに考えております。

以上です。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれ明快な御答弁をいただいたところであります。

しかし、改善すべき旧来からの意識、慣習というのは、先ほど教育長から答弁がありましたように、地域でしっかり取り組んでいく必要がある。現場に近いところでみんなが学んでいくということでもありますので、やはり公民館活動というのは一つの重要な手段ではないかなというふうに考えるところでございます。

そして、公民館活動もさることながら、女性を大切にしていくという思想、男女共同参画社会を実現していくということについて、様々なことをやらなければならない。教育委員会としても連携しなければならないわけではありますが、これまで、3人の教育長に答弁をいただき、今日、武田教育長に御答弁いただきましたが、実態としては、なかなか男女共同参画担当と生涯学習との連携というのはやはり弱いなというふうを感じるわけであります。

そこで、私は知事に提案したいと思っております。

県が性別による固定的役割分担意識をなくすという大きな目標を実現するためには、先ほど知事から行政委員会としての限界があるという答弁をいただきましたけれども、そういうことであるとすれば、一つのやり方として、生涯学習課を知事部局に移すということも御検討されたいかがかというふうに提案するわけであります。

知事は、かつての対談の中で、教育県から学習県へ転換すべきと発言されておりますが、私はこの考えに大賛成であります。生涯にわたり学ぶことを生涯学習というふうに言っておるわけではありますが、まさに生涯学習により皆が学び、そして地域をよりよくしていくことが重要と考えるわけであります。

教育県から学習県へと転換するために、県として様々な施策を積極的に推進することを要望

いたしまして、以上で全ての質問といたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、荒井武志議員。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）皆さん、こんにちは。初めに、県史の編さんについて伺います。

文化財行政は、今年度、教育委員会から県民文化部に移管され、新たな文化振興課がその業務を担い、推進に当たられています。県史の編さんについても取り組まれていると承知しています。

県史編さんの意義は、県の歴史の歩み、社会や県民生活の変遷を後世に伝承すること。県民が歴史に学び、郷土愛・一体感・誇りを育み未来を考えること。歴史資料の散逸・滅失を防ぎ現在・未来の県民利用に供すること。歴史研究を担う地域人材の育成などでありまして、全38巻70冊、原始・古代から1945年終戦までの近代史が、1992年（平成4年）までに刊行されています。

未刊行の戦後現代史を中心に、新たな長野県史編さんについて、ようやくではありますが、具体的な検討を行うため、昨年度、教育委員会所管の中、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会が発足し、2回開催されました。2回目の懇談会では、今後の進め方が示され、令和6年1月頃新たな長野県史編さん大綱（素々案）を事前に提示し、3月に第3回懇談会を、6月、8月にはそれぞれ第4回、第5回目の懇談会を開催し、9月には新たな長野県史編さん大綱を策定していくとのことであったようですが、現在に至るまで、大綱の提示を含め、有識者懇談会が開催されていない現状にあります。

新たな長野県史編さんに必要な要領等（イメージ）によれば、令和6年度に新たな長野県史編さん大綱を策定し、令和7年度には新たな長野県史編さん準備委員会（仮）を立ち上げ、新たな長野県史編さん実施計画（仮）を検討・策定し、令和8年度以降策定される実施計画に基づき、新たに長野県史編さん実施要領（仮）を定めるとともに、新たな長野県史編さん委員会（仮）及び新たな長野県史編集委員会（仮）等を立ち上げ、実行段階に入っていくとことです。

そこで、以下、県民文化部長にお伺いします。

昨年度、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会が2回開催され、2回目では、県史の編さんに係る今後の進め方が示されました。しかし、以降、現在に至るまで、編さん大綱（素々案）の提示を含め、有識者懇談会が開催されていません。何が課題で取組が遅れたのかを含め、今年4月以降の取組状況と今後のスケジュールなどについて伺います。

二つに、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会開催要項では、会議の開催期間は令和7年3月31日までとなっていますが、来年4月以降の県史編さんに向けた方向性はどのようなか、



伺います。

三つに、県立歴史館は、歴史資料調査・収集を編さん大綱策定に並行して行うとされていますが、取組状況はどのようなか、伺います。

次に、県立歴史館の活用推進についてであります。

県立歴史館は、1994年に開館し、今年11月3日で30周年を迎えます。また、この4月には、所管が教育委員会から県民文化部に移管されました。

歴史館は、この間、長野県の歴史文化の拠点として、考古資料、古文書や行政文書類の文献資料、その他の歴史資料を収集、整理、保存、調査研究し、展示や閲覧等によって県民に公開、情報提供しながら、県民の文化財に対する理解の促進や歴史学習を支援することを通じて、県民の教養と文化振興の向上を図ってこられたこと。とりわけ、年に3回ないし4回開催している企画展には、学芸員さんが精魂込めて取り組んでこられたことも承知しているところであります。

この30年を経過する中で、歴史館が地元千曲市に設置されていることもあり、何回も足を運ばせていただき、施設の老朽化への対応や収蔵スペースの不足問題、関係書画等の購入への対応、入館者増大への取組、子供たちへの配慮、喫茶・休憩スペースのありよう等々、課題は多岐多岐であることもお聞きしたり、認識もしているところであります。施設の長寿命化への対応を含め、子供たちにも一層愛され、親しんでもらえるようリニューアルも重要かつ必要性が高いものと感じているところであります。

そこで、県民文化部長に2点伺います。

一つに、県立歴史館は開館30周年を迎えましたが、今年4月には所管が教育委員会から県民文化部に移管されました。これまでの30年間の取組状況がしっかり引き継がれているものと推察するところですが、受け継いだ成果や課題はどのようなか、伺います。

二つに、これまでの成果や課題を踏まえ、歴史館の今後の目指すべき方向性はいかがか、伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） ただいま、県史の編さんにつきまして3点、それから歴史館につきまして2点の御質問を頂戴いたしております。順次お答え申し上げます。

最初に、県史編さんに関する有識者懇談会の遅れと今後のスケジュールについてでございます。

今年4月の組織改正によりまして、県史の編さんに関わります業務が、教育委員会から当部、県民文化部へ移管されました。昨年度の有識者懇談会の開催状況、そして、第2回の懇談会で示されました今後の進め方につきましてはきちんと引き継ぎを受けて共有しているところでござ

ございます。

しかしながら、新たな組織・人員体制の下で作業を進めていく中で、当面の県史編さん大綱の策定のみではなく、その先の円滑な編さん着手を見据えながら準備作業や体制整備を進める必要性を新たに認識いたしましたことから、改めて近年県史の編さんを行っている他県の編さん体制等の調査を実施したところでございます。

また、これまでに刊行されました県史には記載のない戦後現代史につきましては、様々な資料や多様な価値観がある中、県史編さんの方針を示す編さん大綱の作成段階から実際の編さん作業を念頭に置くことが必要と考えておりまして、専門家のアドバイス等もいただきながら検討を進めてまいりました。そのため、当初のスケジュールより時間を要しておるところでございます。

これまでの検討を経まして、県史編さん大綱の素案をお示しできる状況となりましたため、10月9日に第3回の有識者懇談会を開催する予定としております。その後、有識者懇談会の御意見等を踏まえながら、今年度中には県史編さん大綱を策定する予定でございます。

次に、来年4月以降の県史編さんに向けた方向性についてでございます。

新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会は、県史編さん大綱の策定に向けて御意見をいただくために開催するものでありますことから、今年度内の大綱策定をもって一区切りとなる予定でございます。

来年4月以降につきましては、大綱で示される方針をより具体化した県史編さん計画の策定に向け、有識者等の御意見を伺いながら検討を進めることになると現時点では考えております。当初の予定のとおり、長野県成立150周年である令和8年度からの円滑な編さん着手に向けて着実に準備を進めてまいります。

3点目でございます。県立歴史館の資料調査、収集の取組についてでございます。

県立歴史館では、これまでに刊行されました県史には記載のない戦後現代史に関する資料について、平成6年の開館以来、生存されている方の証言の聞き取り調査約150件をはじめ、歴史資料の調査、収集や、マイクロフィルムによる撮影等に継続的に取り組んできております。

また、令和4年度の長野県公文書等の管理に関する条例施行後は、特定歴史公文書の収集・保存等の公文書館的な機能も担っております。

令和5年度におきましても、県内の町長経験者への聞き取り調査、県内コンビニエンスストア1号店の出店に関わる関係者への聞き取り調査、飯田・下伊那地域における満州移民や青年団運動の歩みに関わる資料の把握、調査などを実施いたしましたほか、特定歴史公文書約2,300件の移管を受け整理するなど、今後の県史編さんに当たり必要と考えられる諸事項に関し、時期を逸しないよう調査、収集を行ってきているところでございます。

引き続き、このような取組を推進いたしますとともに、今後、県史編さん大綱によって示されます編さんの方針等を踏まえ、新たな県史の内容充実に向けて必要な歴史資料の調査、収集に取り組んでまいります。

続きまして、県立歴史館30年の成果や課題についてお答え申し上げます。

今年で開館30周年を迎える県立歴史館につきましては、これまでに290万人を超える方々に来館いただいております。これは、本県の長い歴史や魅力を分かりやすく伝えるため、4万年の歴史を再現した触れられる常設展示や、様々な時代やテーマに応じた企画展などを工夫を凝らして開催してきた成果だと認識しております。

また、歴史学習の拠点でもあり、コロナ禍前におきましては、毎年約250校、1万5,000人を超える小中学生が学校単位で来館しているほか、一般向けの古文書等の講座や、歴史館から離れた地域へのお出かけ歴史館などの取組も実施しております。

さらに、貴重な資料の収集や後世に伝えるための整理、保存にも積極的に取り組んでおり、資料を手軽に閲覧いただけるようデジタル化も進めているところでございます。

これらの取組を通じて、将来を担う世代を中心に、本県の成り立ちへの関心を高めるとともに、その特色や魅力を伝え、郷土愛の醸成につながったものと認識しております。

一方で、開館から30年が経過いたしまして、施設設備の老朽化に加え、貴重な歴史資料の収蔵スペースの逼迫が顕著となっていること、常設展示スペースの入替えが困難な構造など、様々な課題があることについても認識しております。

最後に、県立歴史館の今後の目指すべき方向性についてでございます。

目指すべき方向性については、これまでの運営を通じた成果や課題を踏まえるとともに、社会環境の変化等を十分勘案した上で見極めていく必要があると考えております。

また、今年度から、文化行政の一元化により、歴史館の所管が文化会館や美術館を所管いたします当部に移管されましたことを契機に、他館との連携強化や他の県施策との連携の充実といった視点も重要となってまいります。

総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0におきまして、県立歴史館の機能充実により、県民の歴史に関する学習や交流の促進を図るといったことを掲げておりますので、今後、これらの視点を踏まえ、機能充実の検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 答弁いただきました。県史の編さんにつきましては、令和8年度からしっかり本格的に取り組む、それに向けて怠りがないようにやっていくという御答弁をいただきましたので、それに向けてしっかり進めていただきたいと申し上げさせていただきます。

それから、県立歴史館ですが、今、30年で290万人の方が来館されたと伺いました。1年で10万人弱ということだと思ふわけでありませう。その中で、子供たちが大勢来られているということで、それは評価させていただきたいと思ひますが、現場では、やはり相当施設に関していろいろな思ひがあるようでありませう。今若干触れていただいておりますが、やはり35年ぐらいをめぐりにしっかりリニューアル、長寿命化がなされるよう強くお願いしておきたいと思ひます。県内や近隣県の博物館と一層連携を図っていただきながら、飛躍的に来館者が増えることを期待させていただきたいと思ひます。

次に、米不足問題と今後の対応についてであります。

過剰、過剰と言われ続けてきた米が突如不足に陥り、価格も高騰しています。総務省は、7月の全国消費者物価指数で、米類が前年同月から17.2%上がり、20年ぶりの高上昇率になったと発表しました。

昨年の猛暑による減産、品質低下と、インバウンド、訪日客急増による消費拡大、パンなどの他の食品の値上がりに伴う米への需要シフトが重なったこと。加えて、8月の南海トラフ地震臨時情報発表により備蓄用に買い求める人が急増したことなど幾つもの要因が重なり、流通現場で業者間での調達競争が激しくなる中、需要に供給が追いつかない状態が続いているようでありませう。スーパーの米売場は空の棚が目立ち、宅配を行う生協等においても注文には対応できないとの現状に直面しております。

このような米不足に対し、一部自治体からの100万トン程度ある政府備蓄米を放出すべきとの要請に対し、政府、農林水産省は、流通に一部混乱があつても、全体として供給は足りており、新米が出始めたら品薄も改善するとして、放出は行わないとしています。

9月10日付の日本農業新聞で、東京大学大学院特任教授の鈴木宣弘氏は、少しの需給変動で不足が顕在化してしまう根本原因は別にあると指摘しています。

過剰を理由に、生産者には生産調整強化を要請し、水田を畑にしたら1回限りの「手切れ金」を支給するとして田んぼつぶしを始め、コスト高でも小売・流通業界は安値でしか買わず、政府は農家の赤字補填はせず、稲作農家の平均所得が1万円に落ち込むほどに農家が苦しみ、米生産が減ってきていることが根底にあると。

さらに、米の政府備蓄を増やすことをしなかつた。しかも、100万トン程度の政府備蓄はあるが、その放出を否定している。需給調整は市場に委ねるべきもので、よほどの事態でないと放出は行わない方針なので、「この程度」ではできないと言ふ。確かに、場当たりの放出は市場を混乱させる。在庫がこの水準を下回ったら放出するというのを明確な数値で制度化しておけば、みなそれを織り込んで計画的に行動できる。政策が動くのを予見できるようなシステムチックな仕組みが必要だと言っております。

倉庫で備蓄するだけでなく、高騰した海外産飼料に代わる飼料米、小麦の代替の米粉パンなど、こども食堂やフードバンクを通じた国内援助米、海外の援助米などで米の需要、出口は拡充できるとも指摘しておられます。

一方、長野県は、さきに策定した長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0では、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標に掲げ、農業農村振興の具体的な取組については、県民の皆様と検討を重ね、第4期長野県食と農業農村振興計画を策定し、「人と地域が育む未来につづく信州の農業・農村と食」を基本目標に、成長性のある農業の実現に向けて精力的に取り組んでおられますが、中でも、主食の米について、需要に応じた適正生産に取り組むとしているものの、作物別農産物産出額の努力目標が、7年間の産出額対比で9億円減の97.8%とマイナス数値となっています。

今回の米不足問題で特に考えさせられたことは、最近の地震や異常気象による自然災害を的確に把握、予測し、対応していく手だてを明確にしていくことではないかと痛切に感じています。今や、猛暑や風水害が、異常ではなくて通常化してきているのですから、これらによる減産の可能性を常に織り込んで米需給の調整をしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農政部長に3点伺います。

今回の米不足と米価格上昇に対する県の認識はいかがか、伺います。

二つに、今回、国は備蓄米の放出を実施しませんでした。県としてどのように捉えておられるのでしょうか。

三つに、第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げた米に係る作物別農産物産出額の努力目標について、突発的な供給不足も加味して上方修正し、取組を強化すべきと思いますが、計画策定から1年を経て、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

次に、知事の「信州の明るい未来を拓く121の約束」第51番では、「食料安全保障の観点も踏まえ、我が国の食料自給率の向上も念頭におき、農業と食品産業の振興に取り組めます」とされています。8月30日現在では、実行中だが努力が必要と公表されましたが、米の適正生産を含め、食料自給率向上に向けた取組について知事の御所見をお伺いいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には米不足に関して3点御質問をいただきました。

まず、米不足と米価上昇に対する県の認識についてのお尋ねです。

今回の米不足は、議員御指摘のとおり、民間在庫が最も少なくなる端境期において、南海トラフ地震や台風への備えとして一時的に購入量が増加するなどの要因が重なり、生じたものと認識してございます。

米の価格は、ここ数年、コロナ禍での外食需要の減少等により大きく落ち込んでおりました。

現在価格は上昇しておりますが、コロナ前と同等の水準となっております。いずれにいたしましても、生産者と消費者の双方にとって納得のいく価格帯で流通が安定していくことが望ましいと考えてございます。

次に、備蓄米の放出をしなかったことに対する県の認識についてのお尋ねです。

政府備蓄米は、1993年（平成5年）の冷害による大凶作を教訓とし、米の生産量の減少により供給が不足する事態に備え、100万トン程度を目安に運営されております。その放出については、著しい不作や2年連続の不作など、米の生産量の大幅な減少により年間を通じて米の供給に不足が見込まれる場合に行うものとなっております。

今回のケースは、一時的な需要の増加が主な要因で、全国的には新米が流通し始めている時期を迎えており、新米の流通量の拡大で供給不足の解消が進むとの見通しからも、備蓄米を放出しなかったものと認識してございます。国では、今後、今回の状況に至った要因を分析し、次年度以降につなげていくとしておりますので、その動向を注視してまいります。

次に、米の適正生産に向けた今後の取組についてのお尋ねです。

第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げた米に係る努力目標は、人口減等に伴い、米の消費量が減少していくトレンドを踏まえ、5年後の生産量等を目標値として設定したものでございます。

一方で、年度ごと需要に応じた適正な生産となるよう、国が示す適正生産量や県内の需要動向を踏まえ、毎年生産数量の目安値を設定してございます。

今後とも、高い1等米比率など本県の強みである高品質な米の生産を維持するとともに、今回の状況も踏まえつつ、需給動向を適切に見極め、安定した供給ができるよう、生産者団体等と一体となり、需要に応じた適正生産を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には米の適正生産を含む食料自給率向上に向けた取組についての所見という御質問をいただきました。

食料自給率の向上に向けては、本県としては、まずは安定生産の取組を一層進めていくことが重要だというふうに考えております。

本県は、農畜産物の総合供給産地としての責任をしっかりと果たし、全国に安定的に食料を供給していくという考えの下、主食であります米の適正生産、気候変動に対応した新品種や栽培技術の開発、海外依存度が高い小麦や大豆、家畜飼料の県内産への置き換え、こうしたことによりまして食料自給率の向上に貢献していきたいと考えております。

加えて、輸入から国産、さらには県産農畜産物の消費拡大に向けた消費者の理解や行動変容

も重要だと考えております。県産の農畜産物を積極的に購入していただくための県民運動、しあわせバイ信州運動の推進等、積極的に進めていきたいと考えております。

また、食料自給率の向上は、食料安全保障の観点から国全体で重点的に取り組んでいただく必要がございます。国には、責任を持って取り組むよう強く求めていきたいと考えております。以上です。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁いただきました。長野県も国と連携を取りながら、しっかり取り組んでいるというような趣旨をいただいたと思っております。

国は、米の生産については大規模化を進めています。しかし、中山間地を多く抱えるこの長野県におきましては、4反歩、5反歩が精いっぱいではないかと感じていますので、その辺も踏まえてしっかり農業振興をお願いしたいと思えます。

以上です。

○副議長（続木幹夫君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。

新型コロナウイルスが5類の扱いになってから1年余りがたちました。初期段階のコロナは毒性が強かったため、重篤者や死亡者が多数で、それゆえに、人々の恐怖心が高まり、日本中の約80%の人がワクチンを打っています。コロナ感染症にかかって体調不良になってしまった方もおられますが、今回はワクチンの問題について取り上げたいと思えます。

通常の前接種は、本人または家族の判断でするかしないかを定めることができると思えますが、コロナワクチンに関して、全ての人を選択できたのでしょうか。そもそも、自分自身で打つ打たないを判断するためのベネフィット、利益とリスクの情報は提供されていたのでしょうか。職場の事情で、また会社の集団接種で、打ちたくはないが打たざるを得なかった人がいたと思えます。

ワクチンによる体調不良の症状は、倦怠感、視力低下、脱毛、歩行困難、帯状疱疹、心筋炎など様々です。亡くなった人もいます。異常を感じて病院に行っても異常なし。原因不明と診断されて、挙句の果てには心の問題、気の迷いと片づけられてしまうこともあるそうです。

新型コロナワクチンの副反応による健康被害と死亡者について、県ではどのように把握している、県としての対応はどのようにされているのでしょうか。

ウイルスの毒性は徐々に弱くなり、現在では発熱も1日程度で、ほとんどの人が軽い症状で済んでいると感じます。今までのワクチンの効果がどれほどのものであったのか検証もされていない状況で、これからも打つ必要があるのかと思えます。

新型コロナウイルスの感染症としての現状をどう捉えているか。また、ワクチン接種に対する考え方はどのようでしょうか。

ワクチンによる健康被害救済申請は、令和6年9月12日現在、全国で1万1,905件出されています。インフルエンザ予防接種と比較したらどうでしょうか。名古屋大学小島勢二教授が全国の数値をまとめています。2015年から2020年、5年間のインフルエンザワクチン2億6,248万回接種と、2021年から2022年、1年4か月のコロナワクチン2億8,274万回を比較しています。インフルエンザの副反応報告1,967回に対し、コロナは3万4,120回、死亡報告は、インフルエンザが35回、コロナは1,761回です。5年間のインフルエンザより1年4か月のコロナワクチンの死亡報告が1,726人も多いのです。

さらに、全国有志医師の会で厚生労働省の公式データをまとめたものがあります。過去45年間、1977年2月から2021年12月の全ワクチン累計と、3年5か月、2021年2月17日から2024年8月5日のコロナワクチンを比較した予防接種健康被害救済制度の認定件数は、全ワクチン3,522件、コロナワクチン7,899件、死亡認定は、全ワクチン151件、コロナワクチン762件です。過去45年の全ワクチンを大きく超える被害件数です。

県内で副反応報告があったのは、令和6年4月21日現在、各社のワクチン合計で288件あり、被害申請数は186件、そのうち、認定が133件、否認が27件、死亡者は20人います。少なからずワクチン接種を推進する立場だったと思われる県の責任がないとは言い切れないと思います。ワクチン接種を推進する立場として、ワクチン接種による健康被害を受けた方に対して今後どのような支援をしていくのでしょうか。

全国有志医師の会でも、現在使われているmRNAワクチンの危険性を訴えています。強い炎症反応が起こる、スパイクタンパクが強い毒性を持つ、免疫の働きが乱され免疫機能が低下すると。海外では、製薬会社を相手に訴訟も起きている。2022年の夏以降、ほかの国ではワクチン接種は行われなくなっている。日本だけがワクチン接種を6回も7回もやっている。そのようなことがほとんど知らされていないと思います。

現状が知らされないまま、またこの10月から厚生労働省はワクチン接種を始めるというのです。インフルエンザ予防接種と同じように定期接種という形で、65歳以上の高齢者と60歳から64歳の重症化リスクの高い人が対象のようですが、県として何らかの抵抗はできないのでしょうか。国の方針についてどのように対応するのか、お聞きします。

10月からの接種に使われるワクチンの中には、コスタイベ筋注というスパイクタンパクを体内で作り続けるものが含まれています。それを打った人から打っていない人にシェディング、伝播が起きると言われています。アメリカで開発され、ベトナムで治験されたのに、なぜか日本でのみ承認されました。



今までのmRNAワクチンでもスパイクタンパクは有毒だと言っている研究者がいるのに、さらにスパイクタンパクをつくり続けるワクチンを使用することに強い疑問を感じます。コストタイプ筋注に対する県の考え方はどのようでしょうか。以上五つを健康福祉部長にお聞きします。

次に、教員のへき地手当についてです。

教員のへき地手当は、周辺他県との差が大きくなったままです。僻地で働くことで様々な不都合や金銭的な負担が生じるため、僻地への赴任を避けることになり、特に僻地が多い飯田・下伊那では先生の確保が大変になっています。

へき地手当を上げることで様々な負担が軽くなり、他県への教員の流出も防ぐことができると考えます。文部科学省は、公立学校教員の処遇改善策として、教職調整額を現行の基本給の4%から13%に引き上げる方針を固めました。改定が実現すれば、約50年ぶりの大幅な見直しです。教職調整額の引上げは、教員の長時間労働や教員不足の問題に対応するための措置となります。教員のモチベーションをさらに上げられるよう、長野県のへき地手当も近隣県並みに引き上げてはいかがでしょうか。教育委員会として、人材確保対策も含めて、教員の処遇改善についてどう考えるか、改めて教育長にお伺いします。

次に、リニア工事での要対策土使用についてです。

6月定例会一般質問でリニア関連の質問をした中で、要対策土の工事使用について、地元住民の不安払拭のために丁寧な説明を行い、十分な理解を得ることをJR東海に対して求めるとの答弁をいただきました。その後、知事の答弁にもあったように、県として住民の皆さんに対して寄り添った対応がなされていると認識しています。

しかし、JR東海に対する不信感は強いと感じられます。リニア中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事の土曾川橋梁基礎に要対策土を使用するに当たり、管理はJR東海が存続する限り行うとしていますが、その地元住民の不安を払拭するために何らかの書面を残して担保しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。リニア推進局長にお聞きします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には新型コロナウイルスワクチンに関連して5点お尋ねがありました。

初めに、新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害と死亡者についてでございます。

予防接種の副反応による健康被害等については、医療機関などは、ワクチン接種との関連を否定できない重篤な症状などを国へ報告することとなっており、国の審議会が、それらを踏まえてワクチンの安全性について評価しております。

県では、国から提供される副反応報告事例によりその状況を把握しておりますが、本県にお

いては、令和6年3月末までに延べ775万回の接種が行われ、副反応疑いとして284件、そのうち死亡報告は20件となっております。

今後も国の審議会における安全性の評価結果等を注視しつつ、安全性に関して疑問が生じた場合には、国に対してさらなる検証など必要な対応を求めるとともに、県民への情報提供にも努めてまいります。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症の現状とワクチン接種についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、罹患した場合の重症度が低下したことなどにより、昨年5月に5類感染症に移行し、本年4月からは通常医療での対応となりました。県では、感染の動向について引き続き注視しており、本年夏も一定の感染拡大が見られたものの、昨年夏に比べてその規模は小さく、また、現時点で重症化リスクが高まるような新たな変異株も確認されていないものの、依然として高齢者など一部の方は重症化しやすいなど、これまでと状況に大きな変化はないと認識しております。

新型コロナのワクチン接種につきましては、令和3年から本年3月まで、幅広い世代に対し特例の臨時接種として実施してまいりましたが、本年4月以降は任意での接種に位置づけが変わるとともに、この秋冬からは、インフルエンザワクチンと同様に高齢者等を対象とした定期接種として実施する方針が国より示され、本日から開始したところでございます。県としても、感染が拡大する冬場に向けて、ワクチン接種を希望する高齢者等へ接種の機会を提供することは必要であると考えております。

三つ目に、新型コロナワクチン接種による健康被害を受けた方への支援についてでございます。

国において、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するため、予防接種法に基づく健康被害救済制度が設けられており、市町村から認定された方へ医療費や障害年金等の給付が行われております。

なお、この健康被害救済の認定に当たっては、接種後の症状が予防接種によって起こることは否定できない場合も対象としております。県としましては、健康被害に遭われた方がすべからずこの制度を活用することで、治療などに伴う経済的な負担が軽減されるよう、国や市町村と共にその周知に取り組んでおります。また、市町村での書類審査などの事務処理が円滑に進められ、少しでも迅速な救済につなげられるよう、必要な助言等を行ってまいります。

四つ目に、10月から実施される新型コロナワクチン定期接種への対応についてでございます。

新型コロナワクチンの定期接種の実施に当たっては、希望する方が漏れなく接種を受けられる体制づくりが必要と認識しております。

そのため、まず接種を検討する上での情報の提供として、ワクチン接種の効果や安全性につ

いて、国や製薬会社作成のリーフレットを活用しながら市町村を通じて広く県民へ周知するとともに、接種を行う医療機関へ提供しております。また、安心して接種を受けられる体制を確保するため、専門的な相談に対応する長野県新型コロナワクチン接種相談センターを、定期接種の開始に合わせて本日開設いたしました。

さらに、接種機会の確保を図るため、居住する市町村での接種が困難な方などへの対応として、長野県医師会の協力も得ながら予防接種市町村間相互乗り入れ制度を導入し、接種を受けやすい体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

最後に、定期接種で使用されるコストイベ筋注についてでございます。

コストイベ筋注ワクチンは、新型コロナウイルス感染症のワクチンとして、製薬企業が有効性、安全性等に関するデータを収集し、その結果に基づき、国において慎重に審査がなされ、本年9月に薬事承認がされました。この薬事承認の後、さらに国の審議会において定期接種で用いるワクチンとしての評価が行われ、承認されたものと認識しております。

県では、コストイベ筋注についても、これまでと同様に、国や製薬会社からの科学的知見に基づいた安全性を含む最新の情報を常に注視しつつ、必要な情報については接種を実施する市町村を通じて県民へ周知してまいります。

なお、今回の定期接種からは、これまで使用実績のあるものを含め、5種類のワクチンから選択が可能となりましたので、ワクチン接種やワクチンの選択に迷われる場合には、かかりつけ医等医療機関に御相談いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）へき地手当を含めた教員の処遇改善について御質問をいただきました。

中山間地の小規模校が多い本県において、教員が子供と共に豊かな自然や伝統文化など地域の強みを生かした学びを実践するためにも、へき地手当を含め、中山間地で働く教職員の処遇改善は重要であると考えております。

県教育委員会といたしましても、この夏、国から示された教員の処遇改善策の動向を踏まえ、へき地手当の在り方を含め、教員の働き方や処遇の抜本的見直しに知事部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、給与面のみならず、教員配置の充実や専門性を持つ外部人材の活用を含め、働き改革のさらなる加速化等を通して本県の教員が働きやすい環境を整備していくことが重要であり、様々な施策を総合的に推進し、教員の人材確保を図ってまいります。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私にはリニア中央新幹線長野県駅（仮称）新設

工事の土曾川橋梁基礎に要対策土を使用することについての質問をいただきました。

土曾側橋梁の基礎に要対策土を使用する環境保全計画書がJR東海から県に提出され、環境影響評価技術委員会により、周辺への環境影響について専門的見地から審議が行われているところです。

一方、要対策土を土曾川橋梁の基礎で使用することにつきましては、将来基礎から重金属が漏れ出すおそれがないかといった不安の声が地域住民の皆様から上がっております。これに対しまして、飯田市では、今後予定している環境保全の見地からの県の助言を確認した上で、JR東海と管理方法や責任の所在などの書面確認を検討しているところです。

県といたしましても、地域住民の皆様の不安払拭は重要と考えておりますので、要対策土を使用することとなれば、こうした飯田市の書面確認等の取組を支援してまいります。

以上であります。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれ御答弁いただきました。

へき地手当に関しましては、知事にも上げていただけるようお願いいたします。

そして、リニアに関しましては、引き続き配慮をいただけるようお願いいたします。

ワクチンに関してですけれども、コストイベ筋注を製造したMeiji Seika ファルマという会社の社員が書いた「私達は売りたいくない！」という本が発売されています。日本だけが承認したレプリコンワクチンの本格的危険性を訴え、さらには、安全とされてきたインフルエンザワクチンが近い将来危険な変貌を遂げることにも警鐘を鳴らす。仕事としては、安全性に多くの疑義を残すレプリコンワクチンを病院や医院に売らなければならない立場だが、自分たちの良心との葛藤は強まるばかり。この商品だけは売りたいくない。家族や子供、友人、知人にも打たせたくない。誇りを持って働いてきた我が社は一体どうになってしまうのか。

若くしてコロナワクチンのためにこの世を去った同僚の死を無駄にしないためにも、一人でも多くの読者に真実の情報を知らせたい。そして、自らの意思で正しい未来をつかんでほしい。日本人を実験動物として扱うかのような狂気の政策の同伴者であることに絶望を抱きつつも、国民自身が正しい情報を得ることこそ、正しい選択のための唯一の前提であるはずとの信念から書かれたという解説があります。

ワクチンを打つと免疫力が下がり、コロナに感染しやすくなるという数値もあります。東京理科大学名誉教授で、医学部出身であり免疫医学・抗体研究専門の村上康文博士は、重い副作用の発生、とりわけ死亡者が2人以上出た場合には、販売を取りやめて、調査、回収へと進むのが今までの常識だと言っています。シェディングが起きないという証明は、製薬会社と厚生労働省がしなければいけないのです。はっきりしていない状況で打ってしまえば、世界中に風

評が広がり、日本には行かない、日本人は来ないでということになる可能性もあります。今ある全ての情報を明らかにした上で、次の接種、今からの接種を考えるべきと考えます。

健康被害救済申請をして国に認定されなかった人に対しては、県として何らかの救済措置が取られるよう要望します。

コストイベ筋注については、追跡調査の体制を取るべきではないでしょうか。政府の言うことにそのまま従い、間違った方向へ行くことは避けたいと思うのです。県民の命と健康を守る県政であってほしいと願います。先ほど5種類あるので選べるというようなことを言われましてけれども、医師が選ぶのであって、打つ人が選べるとは思えないです。

最後に、健康被害が起きないという治験がされていないものですので、被害の可能性があるものは避けるべきだと申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

---

午後2時53分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）北アルプス森林組合、旧大北森林組合の補助金返還等支払計画について、組合は、今年6月、県に対し返還計画の見直しに向けた協議実施の申入れをしました。そのことについての県の対応などについて伺います。

まず、代表監査委員に伺います。

組合の計画見直しの申入れに対して、経営改善に向けた適切な指導・助言を県が行うよう求められましたが、何を指して判断し、指摘されているのか。詳細について説明してください。

次に、林務部長に伺います。

この監査委員からの指摘について、実際に組合の支援に当たっている林務部としてどのように認識されていますか。また、6月定例会の林務委員会では、組合からの申入れに対して、不明な点などを組合に確認した上で精査していくとの説明がありましたが、その後どのように対応されてきたのか。その概要について説明してください。

県民が立て替えた未収金は、滞ることなく返済していただかなければなりません。知事は事の重大性をしっかりと認識され、徹底した情報公開の下、確実に返済ができるよう、抜本的な経営改善など自ら主体的にあらゆる手段を講じていくべきです。組合の安定的な事業運営や債

務の返済が確実に実施できる取組などについて知事の所見を伺います。

〔監査委員増田隆志君登壇〕

○監査委員（増田隆志君）歳入歳出決算審査意見書に付しました北アルプス森林組合に係る意見について御質問をいただきました。意見を付した観点、意図等を含め、お答えいたします。

北アルプス森林組合に係る補助金返還及び損害賠償に関しましては、その重要性に鑑み、令和4年度決算審査においても、組合の経営改善に向けた指導・助言を行い、支払い計画が確実に履行されるよう意見を付してきたところでございます。

今回の審査対象である令和5年度決算では、支払い計画に沿った返還等が行われていたところでございますが、御質問にございましたとおり、その根幹となる支払い計画及び事業経営計画の見直しの申入れがあったところでございますので、今後に向け、そこにも触れた意見を申し上げたものでございます。

当該債権は多額でもあり、県にとって大変重要な債権でございますとともに、公平性を担保する観点からも、関係者間で十分に協議され、また、県民の理解が得られる形で計画的かつ着実に回収が進められることが大変重要であると考えております。

さらに、地域の森林経営、林業経営が健全な形で行われるよう支えることも県の重要な業務であり、その点も併せて十分に検討される必要がございます。

こうした観点から、今般の計画見直しの申入れに際し、状況をよく把握しつつ、内容を精査し、結果や過程において県民の理解が得られる対応を行うよう、また、関係機関とも連携しながら組合の経営改善に向けた適切な指導・助言が行われますよう、改めて意見を付したものでございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）監査委員の指摘についての認識と組合からの申入れへの対応についてのお尋ねでございます。

まず、監査委員からの指摘についてでございますが、御指摘のとおり、債権者でもある県としては、組合が安定的な事業運営により債務を返還していけるよう、経営改善に向けた指導・助言を行っていくことは大変重要であると認識しております。

次に、組合からの協議の申入れに対する対応でございますが、中小企業診断士や公認会計士などの専門家を加えた林務部改革推進委員会委員の意見をお聞きするとともに、不明な点等について組合に確認作業を行い、組合に対して9月に回答いたしました。回答の内容についてでございますが、組合が計画を1年前倒しして見直したいとしていることに対しまして、ここ数年の経常利益は黒字基調であるが、期末現預金残高が減少傾向であることや、現行計画で予定している補助金返還等支払額を考慮すると、組合経営が厳しい状況であることは理解できると

ころであり、こうした状況においては、現行計画の前倒しの見直しではなく、より実効性のあ  
る経営改善に積極的に取り組んでいただきたいとの趣旨を回答しております。

また、現行計画では5年ごとに計画の見直しを検討することとしているため、令和7年度に  
次の5年間の計画を策定するべく、今後の作業を進めることが必要であると回答しております。

県としては、組合の経営状況等も踏まえながら、引き続き必要な指導・支援を行ってまいり  
ます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には北アルプス森林組合の安定的な事業運営や債務の返済が確実に実  
施できる取組についての所見という御質問であります。

北アルプス地域の林業の発展のためには、北アルプス森林組合が地域林業の中核的な担い手  
として着実にその役割を果たしていただくことが重要である一方、本県に対する債務を返済し  
ていただくことが重要だというふうに考えております。

組合では、これまで、新規に職員を雇用するなど経営改善に取り組んでこられており、森林  
経営計画の作成を進めるなどにより、森林整備の事業量を着実に増やしてきているところでご  
ざいます。県としても、北アルプス地域振興局等においてこうした組合の取組に対し必要な指  
導や支援を行ってきたところでございます。

組合が安定的な事業運営を行い、債務の返済を行うためには、森林整備など組合本来の業務  
のさらなる拡大や収益が見込める事業部門の取扱高の増加などが重要というふうに考えており  
ます。

組合からの計画見直しの申入れのとおり、現在の経営が厳しい状況にあるという主張は理解  
するところではございますが、組合には債務返済のため最大限の努力をしていただきたいとい  
うふうに考えており、県としても債権者としての立場を認識しつつ、できる限りの協力をして  
いきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）この未収金は、県民の税金で肩代わりしたものであるということを常に  
大上段に置いていただきたいと思います。監査委員が再び指摘しているこのことを十分踏まえ  
られ、これからが経営の正念場です。ぜひ具体的で抜本的な経営支援を進めていただきたいと  
思います。詳細については委員会で議論をさせていただくということで、次の質問に移ります。

12月2日からの発行廃止をめぐって、今の保険証は使えるのかとの不安の声がいまだに大き  
くあります。これは、マイナカードがなければ医療機関を受診できなくなるなどの誤解と不安  
を誘発する宣伝が、国の指示により自治体や医療機関などで大きく展開されてきたことにあり

ます。

制度移行過程では、介護・高齢施設入所者をはじめ、高齢者などカード対応が困難な方々に対して丁寧で綿密な配慮を欠かすことができません。

そこで、何点か健康福祉部長に伺います。

1、県民が混迷しているとも言える事態に対して、県として、慌ててマイナ保険証にしなくても大丈夫。今までどおりお医者さんにかかっても保険診療は受けられますよと県民に安心してもらうため、丁寧に綿密な配慮の役割を今発揮すべきと考えますが、見解を伺います。

また、県民のマイナカード保有率、そしてマイナ保険証の保有率はどのような状態になっていますか。報告してください。

2、国民生活にしっかりと根づき、正確に機能している保険証を強引に廃止し、任意としながらも、今後はマイナ保険証へ移行または資格確認書を獲得していなければ保険診療は受けられない事態となります。

県は、資格確認書の有効期限や、その後の更新など、今後の制度内容を正確に厚生労働省に確認していますか。

また、マイナ保険証も、5年ごとの更新であり、更新忘れなどで無保険扱いになります。これらのことは、県民の国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない事態と懸念されます。見解を求めます。

3、プッシュ型の職権交付であるはずの国民健康保険加入者への資格確認書について、申請者のみに送付を実施の市町村があるとの調査結果が7月末に発表されました。県としても、マイナ保険証を持たない方に届かないことがないように、各市町村に対し調査と要請を実施したのか、説明を求めます。

また、マイナ保険証保有者に送付される資格情報のお知らせについても、77市町村や事業所でプッシュ型で交付となるのか、県としてどう把握し、改善を図っていくのか。併せて説明をしてください。

4、大きな制度変更であり、事務手続が煩雑なため、市町村からは、職員がその対応に多くの時間と労力を費やしており、疲弊していると聞いています。対応に苦慮している市町村や医療機関の相談や救済について現在どのように行っているのか。また、今後の対応についても説明してください。

5、この制度移行に伴う相談や苦情など、県民から県に対してどのようなことが寄せられていますか。また、マイナ保険証等の相談窓口を県機関内に設置する意向はありますか。

6、マイナ保険証への移行やオンラインレセプト請求の義務化など、医療DXによる医療システム整備の変化に対応できないことを理由に閉院を決めたという診療所などが全国でありま



す。長年、地域医療に貢献してきたベテランの医師、歯科医師を失うことは甚大な損失です。県内の実態把握と対処について伺います。

政府は、診療・薬剤情報などでよりよい医療を受けることができるとメリットを強調しています。医療機関にとっても、患者にとっても、ほとんどそのことにメリットはなく、私たちの健康情報が大きなビジネスチャンスとなり、企業の宝の山になるとも言われています。

マイナカードの保険証利用は、高齢者や障がい者などの立場の弱い人を社会から排除するかのような実態となっています。知事は、ここは立ち止まり、現行の保険証を存続すべきだと政府に強力に求めるべきです。所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはマイナ保険証に関連して6点お尋ねがございました。

初めに、県民に安心してもらうための県の役割などについてでございますが、健康保険証の新規発行終了後の対応も含めた制度内容につきましては、機を捉えて県民の皆様へ周知に努めるとともに、引き続き国に対して現場の課題を踏まえた対策を求めてまいります。

また、県民のマイナンバーカードの保有率は、8月末時点で73.3%でございます。マイナ保険証保有率につきましては、都道府県別の状況が公表されていないものの、8月末時点の全国健康保険証としての利用登録率が80.6%であることから、おおむね県民の6割程度が保有しているものと推測されます。

二つ目に、今後の制度内容の確認と無保険扱いへの懸念に対する所見についてでございます。

資格確認書については、当面の間、申請によらず、マイナ保険証を持たない方にプッシュ型で交付され、その有効期限は最長5年間で、保険者ごと設定することとされております。その先の資格確認書の運用については、逐次国に確認しておりますが、現時点では検討中との回答をいただいておりますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

また、電子証明書の更新忘れ等により資格確認ができない場合の取扱いにつきましては、被保険者資格申立書の提出等により通常どおりの自己負担割合での受診が可能となっております。

なお、電子証明書の有効期間満了に際しましては、現在3か月前から更新案内の送付や医療機関等でのアラート表示が行われております。加えて、今後、期間満了から3か月の間は、未更新であっても手元のマイナンバーカードでの資格確認を可能とするシステム改修が行われるなど一定の配慮がなされているものと考えております。

三つ目に、資格確認書と資格情報お知らせの交付についてでございます。

県では、県保険医協会の調査結果の報道を受け、改めて本年8月に市町村に通知し、マイナ保険証を保有していない方には本人の申請によることなく資格確認書を交付するよう徹底を図ったところでございます。

また、資格情報のお知らせにつきましては、新規資格取得時や自己負担割合の変更時等に市町村からマイナ保険証保有者に届くことになっております。資格確認書などの交付は各保険者の責任により行われるものであり、国民健康保険においては県も共同の保険者でありますので、県としても被保険者の皆様の医療を受ける機会が損なわれることのないよう市町村のサポートに努めてまいります。

四つ目に、市町村や医療機関に対する相談や救済についてでございます。

これまで、県では、市町村からのマイナンバーカードの交付事務や、保険者として行う資格確認書の発行等の事務手続に関する御相談への助言を行ってまいりました。加えて、社会福祉施設に入所されているなどでカードの取得を希望しながらも支援が必要な方への申請支援や制度周知にも、市町村と連携して取り組んでいるところです。

また、医療機関に対しましては、主に国の医療機関等向けポータルサイトにおいて必要な情報が提供されているほか、オンライン資格確認等コールセンターなどの窓口において相談対応が行われております。今後も、こうした国の窓口などを活用いただくとともに、市町村や医療機関からの相談に対しては丁寧に対応してまいります。

五つ目に、県民からの意見及び相談窓口の設置についてでございます。

これまでに、県民の方から、今後保険診療を受けられないのではないかとといった御心配の声などが寄せられたケースもございますが、その都度制度の内容について御説明し、不安の払拭に努めてきたところでございます。相談窓口に関しては、国においてマイナンバー総合フリーダイヤルなどが設けられているとともに、市町村等でも御対応いただいております。県といたしましては、引き続き、担当部署を窓口として、県民の皆様からの御相談に丁寧に対応してまいります。

最後に、医療DXによる閉院の実態と対策についてでございます。

直近3年間で解散に至った医療法人は23法人あり、その理由の大部分は医師の高齢化や後継者の不在でございます。

県といたしましては、今後、医療DXへの対応に不安を持つ診療所等に対し、関係団体と連携して、医療DXに関する各制度の概要に加え、顔認証付カードリーダーの増設や電子処方箋の導入などに対する国の支援策を積極的に周知してまいります。

また、県では、国に対して、医療DXに伴い発生するランニングコストなど医療機関の負担軽減に向けた支援を要望しており、今後も継続して実施してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、マイナ保険証について、立ち止まって現行保険証の存続を要請

すべきと考えるかどうかという御質問であります。

健康保険証のデジタル化につきましては、ここでも何回か御答弁申し上げたように、多くのメリットがあるというふうに考えております。国が8月に行ったアンケート調査によれば、マイナ保険証の利用経験がある方の74.9%が今後も利用したいとお答えになられており、利用者側もメリットを実感されているものというふうに受け止めております。

また、県としては、人口減少下においても豊かな社会を構築していくため、あらゆる分野でデジタル技術等を積極的に活用し、サービスの質の向上、省力化、効率化を推進していくことが重要だと考えております。

さらに、高齢者や障がい者のマイナンバーカードの取得やマイナンバーカードでの受診についても一定の配慮がなされてきているところでございます。こうしたことから、希望される方全員が不安なくマイナンバーカードを取得できる環境や、マイナンバーカードを持たない方も安心して受診できる体制を整えた上でマイナ保険証への移行を進め、そのメリットを多くの方に享受いただくことが重要というふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）マイナカードをつくるかどうか、そして、マイナカードを保険証として登録し、マイナ保険証を使うことも、全てが任意のはずでした。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは、全く道理がありません。いまだ8割以上の方が今の保険証の存続を望んでいます。それは、何ら不都合もなければ、今起きている様々なトラブルにもしっかりと対応でき、診察が受けられるからです。

そして、現行の保険証を廃止しても、保険証と同じ内容が記載された確認書やお知らせを配付するという、支離滅裂と言わざるを得ない施策が進行しています。

政府は、誰一人取り残さないデジタル化社会を掲げ、マイナ保険証を強引に推進していますが、保険証廃止によって利益を追求する財界の言いなりの対応で、全く逆の弱者切り捨て、置き去りの社会を進めようとしていると疑わざるを得ません。

県民誰一人取り残さない県政の推進のため御奮闘いただくことを切にお願いし、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）能登半島地震では、1997年以降更新や見直しがされなかった石川県の地震被害想定について指摘が相次ぎました。一方、長野県の地震被害想定は、第3次ということで、平成27年に更新。科学的に考え得る最大級の内陸型地震として、県内を貫く糸魚川－静岡

構造線活断層帯の全体が動いた場合の被害想定を示しています。

この第3次被害想定策定調査から10年を迎えようとしています。この調査の中では、孤立する可能性のある集落の抽出も行われ、全県で1,163の集落に孤立の可能性があると言われてい

ます。その後、人口減少や高齢化、インフラの状況等の社会の変化があることを踏まえ、これらの集落が今どうなっているのか、現状を再確認する必要があると考えますが、県としてどう考えているのか、伺います。

地震や台風など多くの被災者が出るたびに自治体が直面する課題は、被害の状況をいかにして正確かつ迅速に把握するか、被災者にいかにして正確な情報を届けるか、いかにして必要な物資、サービスを確実に届けるかであります。

一方、特に被災者が感じた不便に関するアンケートでは、家族との連絡、災害情報の確認、デマ情報の拡散等となっており、こちらも情報をめぐる課題が浮き彫りとなっています。近年目覚ましい勢いで発展を続けるデジタル技術を活用し、これらの課題を解決する防災DX化が不可欠です。アクションプランの中でもデジタル技術の活用について言及されていますが、防災のDX化に向けた県の取組に対する考えを伺います。

防災DX化において不可欠な基盤となるのは、通信環境の整備です。補正予算案では、通信機器を10広域に10台整備する予算が計上されています。

能登半島地震で、大手通信会社が避難所や教育機関、DMAT等へ提供した通信機器は、3月時点で51台。速やかな情報通信手段確保にはまだまだ整備を進めていく必要性を感じますが、基礎自治体との整備のすみ分け等の考え方も含め、今後の整備推進に向けたお考えについて伺います。

災害時に重要な情報をプッシュ型で発信される防災アプリも、平時においてあまり使われず、また普及が進まない状況では、いざというときに実質的機能停止に陥りかねません。信州防災アプリの普及状況と、どのように普及拡大を行っていくのか。また、日常において使い慣れているLINEなどのアプリとの連携も必要と考えますが、対応策について伺います。

そして、県政アンケート調査で明らかになったマイ・タイムラインの作成状況は3.3%、災害リスクの認識、自分事化には程遠い深刻な実態と受け止めるべきと考えます。県の認識と、どのように普及、促進を図っていくのか。以上、これまでの一切を危機管理部長に伺います。

アクションプランでは、事業継続計画、BCPの策定見直しを強力的にバックアップすることが示されています。災害に対し、サプライチェーンや設備、経営資源の影響を受けやすく、リスク要因が広がりやすい農業において、BCPの策定率は突出して低い状況が指摘されていますが、本県における農業版BCPの策定の現状と、策定促進の取組強化に向けた県の対応策を

農政部長に伺います。

創業支援についてです。

県産業振興プランでは、日本一創業しやすい県の実現に向けた取組を進めています。スタートアップには、企業間競争の活性化やイノベーション、雇用の創出や経済成長、地域発展への貢献が期待されます。

一方で、創業後の成長を手にする事なく、市場から退場を余儀なくされる例も決して少なくありません。県は、開業率をKPIに掲げていますが、単にその率や開業数にとらわれることなく、創業支援に当たりましては、開業後も見据え、目的を明確にした取組が不可欠であります。

スタートアップの活性化、開業率の向上の先にあるスタートアップの成長や規模の拡大、イノベーション等の成果の実態についてどのように捉えているのでしょうか。また、どのような出口戦略を描き、創業しやすい県、スタートアップ支援に取り組んでいこうとされているのか、伺います。

スタートアップの公的支援につきましては、時間軸のステージごとに異なる目的と手段を整理しなければなりません。起業に関心を持つ人を増やす起業関心層の拡充のための取組も重要です。

国際比較で開業率の低い日本において起業家を増やすには、意識や風土、風潮の改善が求められています。長期的な視点を持ち、起業に対する理解の促進や、起業に必要なスキルに関する学習機会の増加、ロールモデル等を通じた起業意識の醸成が必要です。県ではどのように起業関心層の拡大に取り組んでいくのか。以上2点について産業労働部長に伺います。

教育におきましても、自ら問いを立て、行動し、変化を起こす力がこれから重視され、不可欠な中で、求められてくる役割や資質が起業家精神とも重なります。政府のスタートアップ育成5か年計画におきましても、小中高生への起業家教育の拡充が盛り込まれていますが、教育委員会では、起業家教育の意義をどのように捉え、取組を進めていくのか。教育長にお考えを伺います。

長野県の創業市場環境は、創業支援向け県制度資金の利用状況から、開業の業種で見ますと、サービス業が31%、次が飲食業23%、小売業が11.1%と続き、いわゆる新たな成長産業の開業が少ない印象があります。

一方、産業別県際収支におきまして、情報通信産業の赤字は2,868億円となっており、信州ITバレー構想におきまして、同産業の受託型から開発型、高付加価値産業への転換が掲げられています。地域外需要を取り込み、地際収支を押し上げるような新たな成長産業の創出や情報通信産業の高付加価値化への転換に向け、創業支援も重要な手段として捉え、戦略的に力を

入れていくべき重要課題と考えますが、産業労働部長に県の取組について伺います。

課題先進国とも称される我が国において、顕在化する社会課題を成長のエネルギーとして捉え、画期的なイノベーションを創出する。果敢に社会課題に挑む起業家の活躍が期待されています。社会課題に対し、スタートアップによる新しいアイデアを生み出すイノベーション文化の創出、エコシステムを構築していくため、県としても積極的な役割が求められると考えますが、県の取組について知事に伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には5点質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、孤立の可能性がある地域、孤立予想地域とも申しますけれども、その現状の再確認でございしますが、能登半島地震では、御存じのように、多数の地域が長期間孤立しまして、それが復旧の妨げとなったということがございますので、その現状把握は非常に重要なものだというふうに考えております。

平成25年の国の孤立集落についての調査を基に、市町村の協力をいただきながら、その集落に至る経路がどうか、そこできちんと備蓄されているかといった現状の再確認を行っているところでございます。結果がまとまりましたら、市町村や地域住民の方とも共有いたしまして、備蓄の充実などの事前対策に生かしていただくほか、警察、消防などとも共有して、速やかな救出救助等につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、防災のDX化でございします。

本県では、一たび災害が発生した場合には、被災状況を国、市町村、関係機関と共有する防災情報システムを既に整備・運用して、避難に関する情報の発表や避難所の開設に関する状況等を相互にやり取りしておるわけですが、今回の能登半島地震の教訓なども踏まえて、今回のアクションプランでは、さらに道路やライフラインの被害情報等を地図上でぱっと一目で共有できるような仕組みの構築や、ドローンを活用した物資輸送や被害状況の把握、住家被害認定調査でのデジタルツール活用による罹災証明書発行の迅速実施といったことに取り組もうとしているところでございます。

デジタル技術は日進月歩でございしますので、アクションプランに記載した事項に限らず、新しい技術で有用なものは積極的に取り入れて、本県の防災DX化をますます推進していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、情報通信手段の確保でございしますけれども、既に市町村では、地域内の個々の集落の情報孤立に備えて、双方向での通信が可能な防災行政無線や消防無線等を整備するなど、きめ細かい対応を進めているものと承知しております。

一方、今般の能登半島地震では、市役所や避難所等数多くの拠点施設において長期間深刻なネットワーク障害が発生し、非常に困った状況になりました。まさに今御案内があったように、今定例会では、人工衛星を活用した持ち運び可能なインターネット機器を10広域に整備するという予算をお願いしているところでございますので、これによって、孤立集落はもとより、市町村や防災拠点が深刻な通信被害を受けた際にも速やかに通信が復旧できるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、防災アプリの普及でございます。

信州防災アプリは、令和6年8月末現在で4万件を超えるダウンロード数となっております。普及拡大に向けては、県政アンケートにおいて防災意識が低い傾向が見られた若年層を主なターゲットとして、そうした方々が利用することが多い媒体へのウェブ広告等により周知を強化しているところでございます。

この信州防災アプリに実装しております様々な情報、例えば、ハザードマップや河川カメラをトップ画面の地図から確認できるような機能は、防災アプリ独自のものです。これらの機能は、LINEなど他のアプリへの実装は技術的にはなかなか難しいということでございますので、今議員から御提案いただきましたように、両方の連携を考えますと、県公式LINEと信州防災アプリを連携させ、LINEを使う中で防災に興味を持たれた方が信州防災アプリの情報にたどり着けるように、新たにリンク設定を図るといような工夫をしてまいりたいと考えております。

最後に、マイ・タイムラインでございますが、災害時に避難を行う際の目安となるマイ・タイムラインは、作成した計画そのものも非常に大事ですが、それ以上に、避難場所の事前の把握や、計画を立てるために御自身の家族の状況、日頃どこにいるかなどという情報も確認しておくということ、それから、自宅周辺や避難経路のリスクを知るといことで、準備段階で災害に備える上で必要な情報を得られるという観点から、非常に重要なツールであり、さらに普及に努める必要があると考えています。

県政アンケートによりますと、そもそもマイ・タイムラインを御存じでないという方が約7割いらっしゃるということでございますので、まずは県や市町村の広報などを通じて幅広い年代に対して必要性を周知していきたいと思っております。

また、マイ・タイムラインの作成は、信州防災アプリ以外でも、県公式LINEで可能なほか、国や各市町村でも、作成シートの配付や作成講座の開催などによって認知度の向上と作成の促進を図っているところでございます。近年、災害が大規模化して、防災に対する県民の関心が高まっているいい機会でございますので、研修会や出前講座等を通じてマイ・タイムラインの周知徹底を強力に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業版BCPの作成についてお尋ねいただきました。

近年、自然災害が多発しており、農業での被害も増加傾向にございます。台風や地震などは営農継続に甚大な影響を及ぼすことから、早期の再開に向けて、BCP、事業継続計画を作成しておくことは重要であると認識しております。このため、まずは自然災害等のリスクに備えるチェックリストを活用して備えの不足を認識いただいた上で、農業版BCPの作成へとつながるよう、農業共済組合や市町村などと共に取り組んでいるところでございます。

農業分野での作成は遅れておりますが、とりわけ従業員を雇用している大規模な農業法人では作成が急がれるところであり、産業労働部で取り組んでいる県内事業者向け長野県BCP策定支援プロジェクトとも連携して支援を行うなど、BCPの作成が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には創業支援につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、このスタートアップ支援の成果と出口戦略についてでございます。

県では、イノベーション創出の中心的役割を果たすスタートアップの成長を支援するため、創業支援の拠点でございます信州スタートアップステーションによる短期集中型の伴走支援を行うアクセラレーションプログラムのほか、県内に本店を有する全ての金融機関が参画する官民連携の信州スタートアップ・承継支援ファンドによる資金調達支援等を実施しております。支援を受けたスタートアップの中には、新サービス提供による売上増や新たな技術を活用した製品開発に至った事例が出てきておりまして、一例を御紹介申し上げますと、磁界式センサーとAIの活用による超短時間土壌分析サービスの提供や、熱中症予防のための腕時計型ウェアラブル発汗センサーの開発など、未来の成長の芽は着実に増えてきているものと捉えております。

出口戦略といたしましては、地域に根差し、高付加価値ビジネスを展開するローカルベンチャーの増加を図りつつ、その中から、全国あるいはグローバル展開により上場等を目指す企業が出現するよう、成長のステージに応じ支援していく必要があると考えております。

今後、県内外の企業や金融機関への働きかけ等を通じ、県内スタートアップへの投資、資金調達環境の充実や、県内既存企業の強みやリソースを生かしたオープンイノベーションの促進等、スタートアップの成長支援を強化してまいります。

次に、起業関心層の拡大についてでございます。



創業支援策として起業関心層の拡大は重要であり、関係機関と連携して起業機運の醸成に取り組んでいるところでございます。具体的には、高校生等がビジネスアイデアやプランを発表する信州ベンチャーコンテストを2014年から開催し、次世代を担う若者への起業意欲の向上や新しいビジネスアイデアの実現につなげる場を提供しております。

また、信州スタートアップステーションにおいて、先輩起業家の体験談や経営戦略をテーマとするワークショップの開催等を通じて起業に必要なノウハウを学ぶ機会を創出するなどの取組を行っているところでございます。

今後、起業関心層の一層の拡大には、議員御指摘の意識、風土、風潮の転換とともに、ターゲットに応じた支援が必要と認識しております。そのために、新たな一步を踏み出す勇気や希望を持てる社会への変革を目指す県立大学の取組との連携や、出産、育児等で仕事から離れている方、あるいは県内へ移住後の働き方を検討中の方など、それぞれの状況に応じた学びの場の提供や支援情報の発信などを行い、起業のみならず、様々な取組に挑戦していく勇気を持てる経済社会への変革を目指してまいります。

最後に、成長産業創出や情報通信産業の高付加価値化に係る創業支援についてでございます。

長野県が強みを持つ農林業や医療・ヘルスケア産業は、スタートアップ企業が活躍することによってさらなる成長が期待できる産業の領域であると考えております。県では、現在、ドローンや無人車両、AIにより作業の効率化を図るスマート農林業、医療・福祉分野へデジタルアートとセンサーを活用したりハビリティツールの提供などを展開するスタートアップ等を支援するとともに、県内企業との協業等による規模拡大を後押ししているところでございます。

また、情報通信産業の高付加価値化への転換に当たっては、システム受託だけでなく、革新的なITシステム開発を目指し、スタートアップを活用した業界全体の底上げに取り組んでいく必要があるものと考えております。そのため、県では、県内スタートアップなどのIT系中小企業と研究機関や民間企業等が共同でITシステムを開発する取組を支援しておりまして、例えば、会話データ分析により認知機能を可視化するプログラムや、スキーヤーと山岳ガイドをつなぐAIアプリなど、革新的な開発事例が蓄積されてきているところでございます。

今後、長野県の強みを生かした成長産業の創出とともに、情報通信産業の高付加価値化のためには、県内スタートアップの成長支援と併せて、有望な県外スタートアップとの連携も必要であり、県内企業との交流の場の提供やオープンイノベーションの促進等に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 起業家教育の意義と取組についての御質問をいただきました。

少子化と人口減少が進む本県においては、議員御指摘のとおり、起業家教育は未来を切り開いていく力をつける上でも重要と考えており、現在、県内で様々な取組が行われているところでございます。

失敗を恐れず挑戦することの大切さを知った。これは、起業家教育で起業家からやりがいや失敗談を聞いた高校生の言葉です。この言葉に象徴されるように、今までの教育は失敗させない教育といった傾向が強かったわけですが、これからの教育は、失敗を恐れず挑戦することや、失敗したことにも意味を見いだすという視点が重要になると考えております。

県教育委員会では、子供が、失敗を恐れることなく、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できるよう、自ら学び方を選択でき、自己実現できる学校づくりを進めてまいります。今までの学校の当たり前を見直し、従来の学校の仕組みを変革しようと挑戦する各校の取組が学びの変革を生み、この学びの変革が起業家教育の充実につながるものと考え、そういった学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、イノベーション文化の創出、エコシステムを構築していくため、県としても積極的な役割が求められると思うが、その取組について伺うという御質問をいただきました。

県立大学の安藤理事長が昨日付で御退任されたわけでありますけれども、県立大学も地域にイノベーションを起こそうという観点で設立いたしました。

長野県は、日本一創業しやすい県づくりということで取組を進めてきました。経営者協会の当時の山浦会長や安藤理事長の働きかけで信州ITバレー構想をつくり、そして、ニコラップを設立して、そうした風土をつくろうということで取り組んできました。また、信州スタートアップステーションを長野、松本の2か所に設置し、また、信州スタートアップ承継支援ファンドということで、県内に本店を置く全ての金融機関と県が連携してファンドの設立も行ってきたところでございます。

こうした取組を通じて、5年間で県内のスタートアップは約8割増ということで、全国的にも増加率が高いほうであります。また、2023年の県内の新設法人数は27年ぶりに1,300件超え。会社の開業率は、2011年は全国46位ということで全国最低レベルでありましたが、去年は全国31位にまで少しずつ上昇してきているところであります。

また、これも県立大学主導で、WE-Nagano、女性起業家を集めた取組、発信も行っていただいていますし、また、大企業を県内企業と連携させる事業拡大を見据えたオープンイノベーションの推進ということで、10月11日には信州オープンイノベーションフォーラムを開催したいというふうに思っております。

こうした取組を通じて、イノベーション文化の創出、エコシステム構築に向けた取組を強化してきているところではありますが、世界的な視点で見れば、まだ道半ば、まだまだ課題ばかりというのが私の率直な思いであります。今、人口戦略を策定中ではあります、世界的な視点を持ってこのスタートアップ支援に取り組んでいき、しっかりと足元を固めたローカルな企業でありつつも、常に世界に視野を広げていく、世界と戦う、そういう企業をどれだけつくっていけるかということが極めて重要だというふうに思っています。

そうした観点で、御質問にもありましたが、学びの県づくりの中では、こうした起業家マインドを持った人材の育成は非常に重要だと思います。高等学校、大学など、こうした視点での教育を充実していくということは大変重要だと思いますし、また、大学発ベンチャーの支援のように、大学、研究機関としっかり連携を取りながら取組を進めていくということも重要だと思っています。

日本の場合、東京一極集中が極めて強いので、起業家マインドを持っているような人たちもどうしても東京に集まってしまいます。長野県は移住したい県というふうに言われておりますので、ぜひこの起業家マインドを持った方々や創設間もない企業の皆さんを積極的に誘致していくことができないか。ゼロイチではなくて、もう根っこがある人たちを呼び込むことによって、そうした文化をもっともっと広げていきたいというふうに思っております。

こうした観点をもちながら、今後の人口戦略の中でしっかりこのスタートアップエコシステムの構築について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）防災対策は、過去の教訓を平時から身にしみこませるような学びの姿勢が不可欠であるというふうに考えます。地震防災対策強化アクションプランの実効性を極みまで高めていただくことを願ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回はスポーツについてお尋ねしてまいります。

知事の議案説明にもありましたとおり、さきに開催されたパリ大会は、無観客だった東京大会から一転して大きな盛り上がりを見せました。日本勢の活躍も光り、例えばフェンシングは、過去累計三つにとどまっていたメダル獲得数が、今回だけで二つの金を含めて五つに及んだということで、新お家芸の到来を予感させてくれました。

興味本位で少し調べてみると、フェンシング飛躍の裏には、計画的な強化があったと言えます。2003年に日本フェンシング協会が初めて海外からコーチを招き、そこから種目ごとに外国

人コーチを配置。静岡県沼津市を強化・育成の拠点とするなど、20年以上かけて取組を続けてきたとのことで、スポーツ団体の成功には、強化、普及、財源の三つのサイクルを回すことが大事だとよく言われますが、フェンシングの強化策はお手本どおりだったと言えるのかもしれませんが。

そこで、まず冒頭に、オリパラ出場選手をはじめ、長野県関係のスポーツ選手に対しては一般にどのような支援が行われているのでしょうか。国及び県の制度を伺います。

また、競技力向上のため、県スポーツ協会や競技団体に支出している補助金等の概要と支出金額はどうなっているのか。以上、観光スポーツ部長に伺います。

さて、今し方、強化、普及、財源という話を出しましたが、実はフェンシングも普及については依然大きな課題になっているようです。

日本の競技人口は、ざっと見て、開催国フランスの10分の1ほど。日本フェンシング協会が出している資料によれば、メジャースポーツと比べて、地域で普及し切れていない。競技の面白さが伝わりにくい。見る楽しさを十分に提供できていない等の課題が並べられていました。

目指すのは、フェンシングを通じてより人生を豊かにすることだそうですが、これらを真に実現するためには、いみじくも、協会が示唆するように、大きな大会で強化選手にメダルを獲らせ、世間の憧れを惹起する手法一辺倒では限界があるのだと思います。

しかし、そうしたときに考えたいのは、日本では、あらゆる種目において、勝負に勝ちたい人が勝ち続けるための環境はあっても、負けた人がそれでもスポーツを楽しめる環境、あるいは勝負にこだわらない人がスポーツと関わり続ける環境は実はかなり少ないのではないかと思います。

わけても若者世代、学校生活においては顕著で、小学校あたりで興味本位で始めたスポーツは、押しなべて、中学の時分からは各種大会での優勝に重きが置かれるようになります。いやが応でも力や技の習得差が如実に表れて優劣を決し、部活内には、チーム一丸の建前とは裏腹に、レギュラーかベンチメンバーかの見えざる序列が厳然と存在し、外に向けては、地区大会、県大会、北信越大会、全国大会という、これまた終わりなき戦いに追われていく中で、スポーツが本来持つ楽しさを見失っていく子供たちに、この社会はどのように手を差し伸べてきたのか。少なくとも、私が部活でサッカーをやっていた中学・高校時代は、そういう世界観が現場では支配的でしたし、この点は、今も非常に曖昧にされている部分ではないでしょうか。

したがってということにもなりましょうが、そういう観念の下では、他者へ向けられる視線も厳しくなりがちです。私の場合、高校の部活帰りに自転車で松本の町なかまで下ってくると、大きなビルの鏡越しにブレイクダンスを踊っている同世代の子たちや、今のような夕暮れが早くなって薄暗くなる頃に、スケートボードを抱えて公園の片隅でローラーを滑らせ始める若者

をよく見たものです。ただ、当時は、音楽を流すことによる騒音、不快感や、何となく危ないというイメージが先行して、そんなものはスポーツじゃないとか、邪魔だとさえ思っていました。が、そういう物の見方が間違っていた、もしくは見方が変わったことを教えてくれたのも、また今回のオリンピックでした。

くしくもブレイキンの女子で金メダルを獲得した湯浅選手は、メダル獲得後のインタビューで、いかに自分らしさを出せるかを考えて練習してきたので、いい意味でプレッシャーは感じなかったと言い切り、演技の軸を格好よさなど自分を起点に置いていること、自分が表現したいことや見せたいプレーを何よりも優先し、その結果としてメダルがついてくるという考えを持っていることをまざまざと披露してくれました。

優勝を目指して頑張れではなく、とことん今を楽しめ、その先に優勝と金メダルも待っているというスタンスや、他人と比較することよりも自分の価値観を大事にする姿勢、そして、自分を鼓舞することが他人の感動にもつながり得ること。こういう価値観は今までにもあったのかもしれませんが、圧倒的に足りなかったし、伝統的なスポーツ観と両建てをなすものとしてもっと広く共有されるべきだと今では思っています。

そこで、質問いたします。

まず、令和6年度しあわせ信州創造プラン3.0政策評価によりますと、快適でゆとりのある社会生活を創造するという項目中、運動・スポーツ実施率の進捗区分は最低ランクのD評価となっています。とりわけ、働く世代の実施率が低い理由をどのように分析し、今後どのような施策を実施していくのでしょうか。

また、大会を通じてという視点からは、令和10年開催予定の国スポ・全障スポに向けた準備が進んでいます。地元自治体から出ている要望、すなわち事業の簡素化による人的・財政的負担軽減と、参加者の宿泊・移送手配についての県の主体的な取りまとめに関する現状を伺った上で、プレゼンスが下がり続ける国スポのマンネリ化と薄れる存在感、それに反比例するかのようのしかかる負担感、これらを払拭するには、県独自のコンセプトと積極的なメッセージ発信が欠かせないと考えますが、同大会をどのように特徴づけようとしておられるのか。観光スポーツ部長の見解を求めます。

また、知事におかれましては、3巡目国スポの見直しを進める動きがある中、全国知事会の代表として有識者会議に参加されています。その中で見えてきた課題と見直しの方向性について、改めてどのようにお考えでしょうか。

4年後の大会は、競技者のみならず、全ての県民の人生の充実につながるような広く開かれた大会であってほしいと望みます。大会が一般県民に対しどのような効果をもたらすことを期待しているのか。知事の思いをお聞かせください。

そして、最後に、さきに述べたように、私が学生だった頃と比べると、県内にもJリーグやBリーグのチームができて、プロスポーツと接する機会が増えたり、こうしたオリンピックや各種ワールドカップの盛り上がりは、テレビやネットを通じてますます感じるようになってはありますが、一方で、県民が気軽にスポーツにアクセスできる環境であったり、スポーツを通じたコミュニティづくりであったりと、そういう観点からは依然として大きな課題があると考えます。

この際、県民のスポーツ環境をもう一度洗い直す必要があるのではないかと。この点に関する知事の所感を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはスポーツの普及に関しまして五つ質問がございました。

初めに、オリンピック・パラリンピック選手などへの支援についてでございます。

まず、国の制度でございますけれども、スポーツ庁におきまして、競技団体に対し、遠征や合宿などを支援する競技力向上事業をはじめといたしまして、よりよい状態で試合に臨むためのハイパフォーマンス・サポート事業などが実施され、また、JOC、日本オリンピック委員会では、選手に対しまして、最先端のトレーニングや倫理観の向上、キャリア支援などのサポートが行われております。

次に、本県におきましては、国民スポーツ大会の競技を中心に、県内競技団体を通じまして、活躍が期待されます県内選手を対象にした育成や強化、指導者の養成などに取り組んでいるほか、県スポーツ協会を通じましてドクターやトレーナーなどを派遣し、選手のコンディションを調整するためのサポート事業により支援しているところでございます。

特に、本県の特徴でもございます冬季競技に対しまして、オリンピック育成の支援、また、小中学生を対象に、SWANプロジェクトと申し上げておりますけれども、こうしたものを実施し、世界の舞台で活躍できる選手の発掘・育成に取り組んでいるところでございます。

また、パラスポーツにつきましても、選手の育成や強化のための合宿や大会への出場経費、競技用具の購入の補助などにより活動を支援しているほか、信州やまなみ全障スポに向けて競技力を向上させるための事業を実施しているところでございます。

次に、競技力向上のための関係団体への支出についてでございます。

県では、平成30年の県競技力向上対策本部の設置を契機といたしまして、信州やまなみ国スポでの天皇杯、皇后杯の獲得と、大会終了後の持続可能な本県の競技スポーツの振興を目指しまして、県スポーツ協会や競技団体への支援を拡充してきたところでございます。

今年度は、県スポーツ協会に対しまして、選手のコンディションを調整するための費用やSWANプロジェクトの事業費などとして約1,600万円を支援しております。また、国スポの正

式競技でございます41の競技団体に対しまして、選手の育成や指導者の養成、特殊な競技用具の整備などの費用といたしまして約3億9,000万円を支出していることに加えまして、冬季オリンピックに係る競技団体に対しましては、オリンピックなどを目指す選手の海外合宿などに約360万円を支援しているところでございます。

次に、運動・スポーツ実施率の分析と今後の対応についてでございます。

運動・スポーツ実施率ですけれども、これは、県政アンケート調査に基づくものでございますが、この調査に合わせて回答いただいた運動・スポーツができなかった理由を見ますと、20代から40代は「仕事や家事が忙しいから」が最も多く、また、「子供に手がかかる」が30代ではほかの世代よりも高いなど、この世代を中心に、仕事や家事に加えまして、子育て中の方も多なことなど、多忙さにより余暇時間も短く、またその時間を運動・スポーツに費やしにくいものと考えております。

このため、県では、こうした世代に対しまして、スポーツに興味や関心が持てるよう、地域のスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブに対し参加しやすいプログラムの普及促進を図っているところでございます。

また、今後、働いている方や子育て世代の方が参加しやすくなるよう、プロスポーツチームと連携した親子で参加できる体験会の実施や、休日、夜間の時間帯での運動プログラムの提案など、関係者と連携して、各世代のライフスタイルに応じたスポーツに取り組みやすい環境を提供することで、運動・スポーツ実施率の向上を目指してまいります。

次に、信州やまなみ国スポ・全障スポに関しまして、事業の簡素化による人的・財政的負担軽減についてでございます。大会の実施に当たりましては、県といたしまして、市町村の負担を軽減し、開催準備が着実に進みますよう、競技会場となる施設改修などへの補助事業を実施しているところでございます。

それから、競技用具の借り上げや仮設設備の設置など、競技の運営に必要となる経費につきましても、市町村へ交付金として支援する方向で検討しているなど、財政的な負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

また、大会運営ボランティアの募集への支援、それから、高校生をはじめとした競技会補助員の派遣への協力など、市町村の人的負担の軽減に向けた取組を検討しておりまして、これも開催市町村と相談しながら支援を行ってまいります。

それから、参加者の宿泊・移送手配に対する県の取りまとめについてということです。

参加者の宿泊・移送業務でございますけれども、これまでの開催県の状況などを踏まえまして、県が主導して広域的に行うことが効率的、効果的であると考えておりますので、引き続き市町村の御意見を伺いながらしっかりと進めてまいりたいと思います。

最後に、信州やまなみ国スポ・全障スポのコンセプトなどについての御質問でございます。

国スポ・全障スポの開催に当たりましては、大会への注目度を高めていくこと、これが必要であると考えております。スポーツの祭典として開催される両大会ではございますけれども、本県におきましては、全ての県民の元気と力を結集して、スポーツの持つ多面的な力と本県の多彩な魅力を発信する大会にしたいというふうに考えております。

また、大会を契機といたしまして、さらに本県のスポーツの振興を図り、より多くの県民が様々な形でスポーツに参加できる文化を創造するとともに、全国から訪れました来県者をおもてなしの心でお迎えし、一人でも多くの方に本県のファンになっていただけるような大会を目指してまいります。

また、こうした本大会の取組が多くの皆様にも伝わるよう、県はもとより、市町村や競技団体、プロスポーツチームなどとも連携し、国スポの競技の体験会などイベントを通じて周知活動を行うとともに、来年度は開催が正式に決定する節目の年にもなりますので、そうした時期を契機といたしまして、両大会のPR動画やSNSによる発信など、広報にもさらに力を入れることで機運の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私にはスポーツの普及に関連して大きく3点御質問をいただきました。

まず、日本スポーツ協会の有識者会議で出てきた課題と見直しの方向性についてという御質問でございます。

全国知事会の代表として、9月4日に開催されました第1回目の有識者会議に出席してまいりました。様々な分野の方々、行政関係者、スポーツ関係者、メディア関係者、あるいはアスリート御本人など多彩なメンバーが参加されていましたが、かなり活発な意見が出たというふうに思っております。

私ども知事会の意見が一番最後にせよと言われましたので、私からは、夏の知事会議で取りまとめた知事会としての考え方を一番最後に申し述べさせていただきましたが、その間にも、かなり知事会の見解と近いような意見が多数出ておりました。

まず、国民スポーツ大会は、今や国民の関心を集める存在になっていないのではないかとといったような意見。そもそも大会の意義は一体何なのかという意見。さらには、環境への配慮、ジェンダー、人権など、国民スポーツ大会の社会的な意義も明確にしていく必要があるのではないかと。また、開催経費は税金だけで賄うのではなく、ビジネス的な視点も必要なのではないかと、かなり共感できる御意見も含めて、様々な御意見が出ておりました。

知事会として最も主張したかったのは、そもそも開催意義をどう認識し、それに併せてどう



いう大会にしていくのかということでもありますので、かなり多くの皆さんと知事会との感覚は合っているのではないかというふうに思いました。

また、人的・財政的負担の軽減の部分についても、先ほど申し上げたように、収益源の多様化の観点の御議論もあったところでありまして、今後こうした意見をどうやって日本スポーツ協会が集約していくのかということに関心を持っておりますし、知事会の問題提起で始まった部分もありますので、そこら辺はしっかり私のほうでもフォローしながら、具体的な見直しの方向性がしっかりと取りまとめられるように協力していきたいというふうに思っております。

それから、信州やまなみ国スポ・全障スポが県民にもたらす効果についての御質問でございます。

国スポ・全障スポは、やまびこ国体から50年、長野オリンピック・パラリンピックから30年という大きな節目の年に開催される大会でありますので、まず県民の心に残る意義のある大会にしていきたいというふうに思っております。

これまで、大会の基本的な方向性については、関係の皆様方と取りまとめてきたところであり、スポーツ環境づくりの推進や、両大会を通じての共生社会づくり、スポーツを支える人材の育成、さらにはSDGs、ゼロカーボンといった環境への配慮、こうしたことを念頭に置きながらこの大会を行っていきたいというふうに思っております。

御質問にありましたように、そもそも、今まで国民体育大会という名称だったのが、今回開催する大会からスポーツ大会と変わってまいります。大会のありようというものも我々としてはしっかり考えていく必要があるというふうに思っておりますし、また、多くの皆様方がスポーツに親しむ、そしてスポーツ文化が長野県に広がる、そうした大会になるように工夫をしていきたいと思っております。

それから最後に、スポーツを楽しめる環境の現状と今後についてという御質問であります。

令和3年に国が実施した社会生活基本調査によりますと、1週間におけるスポーツをした時間を1日に換算すると、本県は平均13分ということで、全国平均と同じ数値になっております。また、御質問にもありましたように、本県には多くのプロスポーツチームが設立されておまして、全国的に見ると、かなり多くのチームがある県であります。また、体育施設数が全国で10番目に多い県ということで、プロスポーツチームの多さや体育施設数の多さなど、こうした長野県の強みをもっと積極的に生かしていくことが今後の取組としては重要なのではないかとこのように思います。

一方で、県のアンケートによれば、仕事や家事が忙しくてなかなかスポーツすることができないという若い働き盛りの世代の皆さんや子育て世代の皆さんの回答が課題となっております。まさに、人口戦略の中でも、こうした働き方の在り方は大きく問い直されなければいけない課

題でありますので、子育てしやすい環境、家事に皆さんが参画するような環境づくりということと併せて、多彩な余暇活動を展開できる県になれるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

その一方で、プロスポーツチームが多数ありますので、ハイレベルなスポーツを観戦する環境は一定程度広がりつつあるというふうに思っています。今後、こうした見るスポーツをもっともっと盛んにして、観客の皆さんを増やしていきたいというふうに思いますし、また、トップアスリートの皆さんにも、スポーツ教室や様々なスポーツの体験会などにぜひ御協力いただいて進めていきたいというふうに思っております。

また、市町村数が多いということもあって、体育施設数、スポーツ施設数が多いわけでありますけれども、県内を回らせていただいても、十分に利活用されていない施設がまだまだたくさんあるのではないかと考えています。市町村単位で利用を促進するのはなかなか難しい部分もあると思いますので、こうした施設の広域的な利用の促進や、県外からの利用者の呼び込み、という観点も含めて、県内にある体育施設をより有効に活用する中で、県民も、訪れる皆さんも、もっともっとスポーツを楽しめるような環境をつくっていきたいというふうに思います。

4年後の国スポ・全障スポに向けて、スポーツを身近に感じていただけるような環境づくりが重要なテーマとなっておりますので、人口戦略とも併せて、今申し上げたような方向感を持ちながら政策の具体化を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山岸喜昭君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明2日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時8分延会

令和 6 年 10 月 2 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 3 号



令和 6 年 9 月  
第 435 回長野県議会(定例会)会議録 (第 3 号)

令和 6 年 10 月 2 日 (水曜日)

出席議員 (54 名)

1 番	竹 村 直 子	29 番	宮 下 克 彦
2 番	小 林 陽 子	30 番	大 畑 俊 隆
3 番	林 和 明	31 番	寺 沢 功 希
4 番	勝 山 秀 夫	32 番	共 田 武 史
5 番	グ レ ー ト 無 茶	33 番	高 島 陽 子
6 番	奥 村 健 仁	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一
28 番	竹 内 正 美	55 番	佐 々 木 祥 二

56 番 萩原 清 | 57 番 服部 宏昭  
欠席議員 (2名)

7 番 青木 崇 | 8 番 垣内 将邦

説明のため出席した者

知事	阿部 守一	農政部長	小林 茂樹
副知事	関 昇一郎	林務部長	須藤 俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢 直隆	建設部長	新田 恭士
企画振興部長	中村 徹	建設部リニア整備推進局長	室賀 荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林 真人	会計管理者兼会計局長	尾島 信久
総務部長	渡辺 高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢 正
県民文化部長	直江 崇	財政課長	新納 範久
県民文化部こども若者局長	高橋 寿明	教育長	武田 育夫
健康福祉部長	笹渕 美香	教育次長	米沢 一馬
環境部長	諏訪 孝治	教育次長	曾根原 好彦
産業労働部長	田中 達也	警察本部長	鈴木 達也
産業労働部営業局長	合津 俊雄	警務部長	長瀬 悠
観光スポーツ部長	加藤 浩	監査委員	増田 隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原 涉	議事課主査	山田 淳貴
議事課長	矢島 武	総務課庶務係長	矢島 修治
議事課企画幹兼課長補佐	山本 千鶴子	総務課主査	池田 光
議事課担当係長	萩原 晴香	総務課主任	東方 啓太

## 令和6年10月2日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。順次発言を許します。

最初に、共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）おはようございます。自民党県議団、共田武史です。

日本全体で少子化や高齢化、財源不足、地方の過疎化や衰退といったネガティブな話題が頻繁に取り沙汰されています。日本中が衰退を受け入れているように感じます。長野県においても、県民が未来に対して期待を持ちにくい状況が続いており、特に、若者が希望を抱けなければ、都心への流出がさらに進んでしまうでしょう。少子化対策と同様に重要なのは、将来に対する希望や可能性を県民、特に若者に示すことだと考えます。

今回は、長野県の夢と可能性について質問をします。

今年、諏訪湖周サイクリングロードが完成し、諏訪湖環境研究センターも開設され、水辺のオープン化も始まりました。これにより、新たな諏訪湖のスタートが切られたと言えます。地域住民や観光客が自転車に乗ったりジョギングを楽しんだりする姿も増えており、諏訪地域に新たな希望を感じると喜びの声が多く聞かれます。また、毎年諏訪湖で発生するアオコの量が目に見えて減少し、水質改善も進んでいることを実感しています。

さらに、8月には、阿部知事自ら諏訪湖で泳いでいただき、誠にありがとうございました。毎回、私たちが泳ぐたびに、私や宮下県議でお誘いしたかいがありました。地域の方々からも

喜びの声がたくさん寄せられています。

こうして地域住民に対して諏訪湖の未来像を伝え続け、その実現を目に見える形で示してきたことが、地域の政治への関心を高めてきたと感じています。未来のビジョンや夢を共有し、それを実現する過程を一緒に見守ることの大切さを改めて実感しています。今後も、諏訪湖のさらなる環境改善や活用の進展に期待し、地域全体が夢を持ち続けられるよう引き続き尽力していただきたいと考えています。

知事は、8月、諏訪湖サイクリングロードで自転車に乗り、諏訪湖を遊泳しましたが、その際に感じた諏訪湖の可能性や課題について伺います。また、この体験を踏まえ、諏訪湖の環境改善や水辺の活用に向けて今後どのように取り組むか、阿部知事に伺います。

長野県初となる水辺のオープン化が進み、幾つかの諏訪湖の栈橋ではバーベキュー場やカフェが始まりました。キッチンカーフェスなどのイベントも開催されるようになり、今後はキャンプ場の開設なども期待されています。河川が豊富な長野県において、河川や湖沼の新たな可能性が広がっていることを感じています。

諏訪湖では、水辺のオープン化が進み、地域住民や観光客の憩いの場として活用され始めています。これをモデルケースとして、今後、県内の他の河川や湖沼において、水辺のオープン化をどのように進めていく予定か。また、地域住民や関係団体との連携についてどのように考えているか、新田建設部長に伺います。

ここ数年、諏訪湖のアオコの発生量が減少しています。さらに水質改善が進むことを諏訪湖環境研究センターに大いに期待しています。諏訪湖周辺にセンターが開設されたことで、湖の水質や生態系に直接関わるデータ収集や研究を迅速に行える環境が整ったと考えます。現時点での諏訪湖の環境をどう評価しているのでしょうか。

また、諏訪湖環境研究センターが湖畔に開設されたことにより、諏訪湖の水質分析や環境モニタリングはどのように強化されたのか。あわせて、このデータを活用し、県内の他の河川や湖沼の水質保全、生態系の改善にどのように取り組んでいくのか。諏訪環境部長に伺います。

令和5年11月定例会にて、私は、ロマンあふれる大地創造の物語について質問をしました。その後、総合計画にも記載していただきましたが、さらに推進していただきたく、今回も質問をさせていただきます。

長野県の歴史や文化、産業は、その豊かな自然環境から生まれています。長野県の地形は、世界でも類を見ない特異な特徴を持ち、その自然環境が長い歴史の中で独自の文化と産業を育んできました。山岳地帯に囲まれた地形や豊富な河川が、農業、林業、製紙業といった地域産業を発展させる基盤となり、また、それに伴って、伝統的な工芸や食文化が形成されてきました。



長野県は、地球規模で見ても特異な地形と歴史を持ち、世界に一つしかない大地の物語を紡いでいます。フォッサマグナがあり、中央構造線、糸魚川－静岡構造線が交差する唯一の場所です。ユーラシア、北アメリカ、太平洋、フィリピン海という四つのプレートが押し合う、世界でも珍しい地質構造が存在します。これにより、北アルプス、中央アルプス、南アルプスの三大山脈が誕生し、壮大な自然景観を形づくっています。

特に、伊豆半島が本州に衝突したことで生じた地殻変動は、長野県独自の山岳地形を生み出しました。この地質的な力による地形変化は、他のどの地域にも見られない独自性を持っています。また、標高や気候条件が急激に変わるため、生態系も多様で、自然環境は生きた地質学の博物館とも言えます。

さらに、長野県の地形は、その歴史や文化にも深く関わってきました。諏訪湖は断層活動によって形成された湖であり、古くから信仰や神話と結びついています。また、険しい山岳地帯は、山岳信仰や霊場巡りといった独自の文化も育んできました。

このような地質的、歴史的な背景は、長野県ならではの文化的背景を生み出し、他の地域とは異なる深い文化的価値を持っています。また、農業、林業、工業、観光産業だけでなく、シルク産業から製造業の発展にまで寄与しています。

長野県は、自然と人が織りなす世界で唯一無二の大地の物語を語り継ぐべき場所です。長野県の歴史や文化、産業は、豊かな自然環境から生まれ、独自の地形や自然環境が育んできました。

しかし、多くの県民は、このポテンシャルを十分に理解していないのではないのでしょうか。長野県は、豊かな自然、歴史、文化を持つ地形で形成されていますが、それらを統合した物語が存在しないため、地域の魅力を十分に伝え切れていないと感じます。県の未来を考えたとき、地域ごとに異なる魅力と大自然の歴史を統合し、大地創造の物語として取りまとめるべきだと考えますが、中村企画振興部長、お答えください。

長野県には10の地域振興局があり、各地域の発展の支援をしています。これらの地域振興局は、それぞれの地域の情報発信を行っていますが、現状では地域の魅力が十分に伝わっているとは言えません。地域振興局の情報発信が基盤となり、その上に各市町村が個別の魅力を効果的に発信する体制が求められると考えます。

このように、県と市町村が連携し、一体となった情報発信を行うことで、地域全体の魅力はさらに引き出されると思います。特に、地域独自の強みや特色をより明確にし、発信の質を高める取組も必要です。これにより、長野県全体のブランド力も強化され、各地域の活性化につながると考えます。

地域振興局のホームページに掲載されている地域紹介や作成した資料は、堅苦しく、専門的

な内容に偏っており、その魅力を十分に伝え切れていないと感じます。地域の特性や魅力をより親しみやすく、分かりやすく伝えることが重要だと考えます。所見を中村企画振興部長に伺います。

今後10年、あるいは20年の間に、現在問題となっている人手不足や過酷な作業は、ロボットや自動化技術の導入によって解決されていくと考えられます。しかし、農林業従事者の方々と話をすると、目の前の課題に追われ、こうした未来の自動化社会をイメージできていない人も多いように感じます。目の前にある課題に対応することはもちろん重要ですが、自動化が進み、様々な課題が解決される未来社会が実現するまでの過渡期をどう乗り越えていくかが本来の課題だと思います。

この間に、技術導入に向けた人材育成や新しい働き方の提案を行うことが必要です。特に、若者に対しては、現在の農林業の姿だけでなく、将来実現するであろう産業の姿を見据え、夢や希望を抱けるような環境を提供することが大切です。未来の農林業は、技術革新と効率化を取り入れた魅力的な産業へ変わる可能性があります。これにより、若者が農林業に対する興味を持ち、積極的に関わることができるよう環境を整えることが次世代の農林業の発展に不可欠です。

農林業分野では、ロボットや自動化技術の導入が進み、人手不足の解消や作業の効率化が実現し、地域社会における農林業の在り方や次世代の関わり方も大きく変わっていきます。県として、農林業従事者だけでなく、現時点では農林業に関わりのない若者や地域の多様な人々に対して将来のビジョンを示し、その実現に向けて取り組む必要があると考えます。

そこで、農業分野においてはどのような取組を進めていくのか、小林農政部長に伺います。

また、林業分野においてはどのように取り組んでいくのか、須藤林務部長に伺います。

県税がどのように未来に生かされるか、県民に対してその具体的なビジョンを示すことが重要だと考えます。再来年4月に導入が検討されている観光振興税（仮称）については、この税がどのように地域に利益をもたらすのか、県民が具体的にイメージできるようにする必要があります。観光振興税が地域の観光インフラ整備や環境保護にどのように使われ、観光産業の発展が地域経済や生活にどのような影響を与えるか明確にすることで、県民にその意義を理解してもらえらると思えます。

森林県民税のように、税の必要性は理解されていても、実際にどのように活用され、何が改善されているか十分に伝わっていない場合もあります。この点を踏まえ、税収の使い道や成果を継続的に発信し、県民にその変化を実感してもらうことが必要です。透明性を持った情報提供により、県税が長野県の未来にどのように貢献していくかを県民に理解してもらい、共に未来を築いていく姿勢が重要だと思います。

観光振興税（仮称）の導入によって、観光産業がどのような未来を描くことができるのか、県としてビジョンを示すことが重要だと考えますが、観光振興税の活用によって、観光地の魅力向上や地域の発展にどのような効果を期待し、どのような取組を進めていくのか。加藤観光スポーツ部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には諏訪湖を取り巻く可能性と課題、今後の取組という御質問をいただきました。

まず、共田議員をはじめ諏訪地域の議員の皆様方には、諏訪湖における遊泳にお誘いいただきまして大変ありがとうございました。非常に天気もよく、気持ちよくサイクリングと水泳を楽しませていただくことができました。改めて諏訪湖のポテンシャルを実感させていただいたところでございます。

御質問にもありましたように、諏訪湖は、これまで、地域の皆様方が様々な努力を重ね、また、我々行政も協力し合うことによって水質改善に取り組んできました。その結果、環境省が定める水浴場判定基準において、水質B、水浴可能という状況になっております。

私も、実際、非常に気持ちよく泳がせていただきました。ただ、底が沼地状になっており、これは共田議員も重々御承知のことですけれども、やはりああいふ部分を少し改善していかないと、本当の意味で快適に泳げるようにはならないのかなというふうにも思っております。そういう意味で、まだまだ改善すべき点がいろいろあるというふうに思ったところであります。

県としては、この4月に諏訪湖環境研究センターを開所させていただきました。水質改善、ワカサギ等漁業の振興等にもこの水質と生態系を一体化した研究を生かしていきたいというふうに思っております。

また、御質問にもありましたように、河川空間のオープン化ということで、まず諏訪湖周辺から具体的な取組が始まっているわけです。引き続きこうした取組を支援していきたいというふうに思っておりますし、また、水辺の利用を見据えた覆砂、砂浜の造成、こうしたことも進めていきたいと考えております。

諏訪湖創生ビジョンをつくり、泳ぎたくなる諏訪湖、シジミが採れる諏訪湖、こうしたことを目指して地域の皆さんと共に取り組んでいるところであります。未来の諏訪湖は、地域の皆さんの思いが何よりも重要だというふうに思っておりますので、これからもこの推進会議、また、地域の皆さんの思いや考え、こうしたものをしっかり伺いながら取り組むことが重要だと思います。推進会議等で具体的な御検討をいただき、そうした取組に我々県もしっかり対応しながら、共により魅力度の高い諏訪湖の実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

おります。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には河川空間のオープン化に向けた取組及び地域住民や関係団体との連携に関する御質問をいただきました。

河川空間のオープン化制度は、快適でにぎわいのある水辺空間を創出するため、原則として公的主体に限られていた河川敷地の占用を、一定の要件を満たした場合、区域指定して、営業活動を行う事業者などによる占用を可能とするものでございます。

今年4月1日に、長野県内第1号として一部区域をオープン化した諏訪湖においては、民間事業者による取組により、諏訪湖の魅力を生かした新たなにぎわいある水辺空間が創出されたと認識しております。

また、県内の河川、湖沼を地域の活性化に活用したいがその手法が分からないといった御意見もあることから、市町村、民間事業者などを対象とした河川空間のオープン化セミナーの開催により、制度の周知を図ってまいります。

引き続き河川空間を生かしたにぎわいの創出や魅力あるまちづくりを地域住民や関係団体と連携して推進してまいります。

以上です。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）諏訪湖の環境と諏訪湖環境研究センターの取組について御質問をいただきました。

諏訪湖の水質は、流域下水道における高度処理の導入や、地域を挙げての浄化対策の推進などによりまして大幅に改善されてきておりますが、水質汚濁の指標の一つであるCOD、化学的酸素要求量が、環境基準の1リットル当たり3ミリグラムに対し、5ミリグラム前後で推移しており、さらなる水質の改善が必要と考えております。また、ヒシの大量繁茂による景観の悪化や貧酸素化による水生生物への影響など、生態系の課題も残っているところでございます。

ただいま申し上げた課題などに対応するため、センター開所に当たっては、高精度の水質分析装置や環境DNA分析装置を導入するなど、分析・モニタリング機能の強化を図ったところでございます。例えば、生態系分野では、新たに導入した分析装置を活用し、魚類やプランクトンなどの種類や分布を明らかにする研究に着手しており、これにより魚類の最適な生息環境を探るなど、水質と生態系一体となった研究を進めてまいります。

諏訪湖で得られた水質や生態系に係る科学的知見、新たな調査手法については、他の河川、湖沼それぞれの課題に応じて活用できるよう、水域ごとの検討会等において必要な助言を行う

など、関係者と連携して県内の水質保全、生態系の課題解決に取り組んでまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点、大地創造の物語と地域の魅力の発信について御質問をいただきました。

まず、大地創造の物語でございます。

観光地や農産物、工芸品などを売り出すには、ブランディングが重要でありまして、そのためには、背景にある自然、歴史、文化をストーリーにして発信していくことが非常に有効な手段であると考えております。

例えば、諏訪大社は、そのたたずまいを味わうだけでもすてきな場所ですが、神話の時代からの外部の勢力との関わりの歴史、鹿食免や御柱祭などの独自の文化、また、木落しを可能にした大自然がつくり出した地形などを深く知ることで、何十倍にも魅力が増し、エリアだけでなく、長野県全体を俯瞰する契機にもなります。

しあわせ信州創造プラン3.0策定の際にも、議員から御意見をいただき、政策構築・推進に当たっての共通視点の「信州の強み・地域の個性を生かす」では、地形・地質、歴史・風土などの価値を高めつつ、施策への活用を図ることとしております。議員御指摘の物語にどのように取り組めるかも含めて今後研究していきたいと思いますが、県として歴史を振り返ることができる機会などを捉えて検討してまいります。

2点目の地域の魅力の発信についてでございます。

地域が持つ様々な特性や魅力を県内外に発信することは、観光誘客や移住促進、県産品の認知度向上による地域活性化や県民の地域への愛着の醸成を図る上で重要であると考えております。

そのため、県では、観光は「G o N A G A N O」、移住は「楽園信州」、農産物は「おいしい信州フードネット」など、分野ごとに専用のウェブサイトを開設し、分かりやすい広報に努めるほか、地域振興局ごとに独自に地域のイベント等を魅力発信ブログにおいて親しみやすく発信するよう努めております。

一般に、広報におきましては、このような観光客や住民向けに分かりやすさ、親しみやすさを重視するものと、統計的な情報のように行政機関や研究機関向けに詳細さを重視するものなど、目的やターゲットによって伝え方も変わってくるものと考えております。広報担当者向けの庁内会議や職員研修において、目的やターゲット等を踏まえた発信、特に、観光客や住民向けの分かりやすい発信について伝えているところでございますが、御指摘を踏まえて、改めて庁内の発信力向上に努めてまいります。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業分野の将来のビジョンの実現に向けた取組についてお尋ねいただきました。

農業は、単に稼ぐだけでなく、自然と向き合いながら、自らの技術を駆使して仕上げた農作物を収穫するときの達成感や、手塩にかけた農作物が笑顔に囲まれた家庭の食卓を彩っている姿を思い浮かべる喜びが魅力のなりわいであると考えております。

今日の人口減少社会を迎え、先人から引き継いだ知恵や技術が必要な、人にしかできない作業に人手を集中させ、他の作業を徹底的にロボットや自動化技術に委ねる超省力的な農業を実現していくことが重要と考えております。このため、こうした技術開発を民間企業とも協力して進めるとともに、技術革新に対応できる人材の育成を進めていく必要があると認識しております。

農業が明るい未来に見える魅力ある産業であり続けられるよう、まずは目下の課題である担い手の確保育成やスマート農業の導入推進など、長野県食と農業農村振興計画の目標達成に向け、施策を展開してまいります。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）将来の林業分野のビジョンの実現に向けた取組についてお答えいたします。

本県の林業が目指す姿としては、森林資源の循環利用の推進、林業を支える担い手の確保育成、森林の多面的利用などの取組を通じ、林業・木材産業が活性化するとともに、森林と人との結びつきが深まり、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ、豊かな暮らしにつながる社会の実現であると考えております。

こうした社会の実現に向けては、主伐・再造林の推進や、林業の生産性と安全性の向上に資するスマート林業による稼ぐ林業への転換、他産業からの兼業や季節的雇用等の多様な働き方等による林業の担い手確保、木曾谷・伊那谷フォレストバレーにおける質の高い教育の提供と、創業支援を通じたイノベーションの創出などを進めていくことが重要です。

これらの取組を通じて、森林県から林業県へ飛躍し、若者や地域の多様な方々が関わることのできる魅力ある林業を目指してまいります。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）の活用についての御質問でございます。

観光振興税ですけれども、これを活用して目指す姿は、国内のみならず世界中から多くの方を呼び込み、地域経済の持続的な活性化が図られ、暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地になることと考えております。その上で、観光振興税を活用することによりま

して、納税者に税導入の効果を実感していただけますよう、施策や地域を極力重点化するとともに、地域の独自性を尊重し、県と市町村が施策の方向性を共有して取り組めるような仕組みを想定しております。

具体的な税導入後の使途につきましては、今後、県と市町村、宿泊事業者の代表者が参画して策定します観光ビジョン（仮称）をお示ししたいと考えておりますけれども、例えば、長期滞在につながる観光コンテンツの充実をはじめ、二次交通やインバウンドに対応した受入れ環境の整備、人材やDMOの育成など観光振興体制の強化に取り組むとともに、市町村交付金制度によりまして地域の独自性を生かした観光振興施策の支援などを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）私は岡谷市に住んでいます。岡谷市に魅力もありますし、誇りもあります。そして、諏訪地域に住んでいます。諏訪地域にも特色があります。また、長野県に住んでいます。長野県にも特色があります。でも、それは重なり合うべきで、ある一定のベース、歴史なり文化なりでつながっているものだと思います。そういった取組をするためにも、大地創造の物語、そして地域振興局単位の情報発信、そして市町村の情報発信が重なり合って、初めて真価を発揮するものだと思います。

先日、下諏訪町で地学を研究する小口徹先生と話をしました。この大地創造の物語に大変共感していただき、下諏訪町でも唯一無二の地形を今後PRしていくという話になっています。ぜひ長野県でも進めていただきたいと思います。

今までの議論を踏まえ、長野県は、豊かな自然環境や独自の歴史文化に支えられ、農業や林業、観光産業など多様な分野で発展してきました。しかし、少子化や高齢化、地方の過疎化など、全国共通の課題にも直面しています。これらの課題に対処するためには、長野県が持つポテンシャルを生かし、持続的な発展を目指すための明確なビジョンを策定し、県民に示す必要があります。産業や農業、林業など各分野で県の将来ビジョンを策定し、県民に示していく必要があると考えます。

先日晒された人口戦略（仮称）骨子案の中でも、「[将来への希望の種]を育て、明るい将来ビジョンを示すのが今を生きる私たちの務め」と表記されていますが、各分野での県の将来ビジョンの必要性について所見を阿部知事に伺います。

また、知事は、議案説明で、この戦略の最大の特徴は、様々な個人や企業・団体が参加する県民会議を立ち上げ、オール信州で人口減少社会への対応を進めていくこと。現在、県民会議準備会合を開催して、県民の皆様の参画方法等について鋭意御議論いただいていると述べまし

た。確かに県民の自発的な活動を促すことは重要ですが、県が主体性を持って明るいビジョンと方向性を示していくべきと考えますが、阿部知事の所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、産業の各分野における将来ビジョン策定の必要性についての所見という御質問でございます。

現在のしあわせ信州創造プラン3.0をはじめ、各個別計画で一定の方向性を示させていただいているところであります。ただ、社会経済環境が大きく変化する中で、長期の視点でビジョンを描いていく必要性が高いと私も思っております。

今、人口戦略（仮称）を検討しているわけでありますが、これは、急激な人口減少の緩和を図ることだけでなく、人口減少社会への適応ということについてももしっかり向き合っていく戦略にしていきたいと思っております。

そうした中で、例えば、担い手が足りなくなっていくことを乗り越えるためのDXの推進や、世界の成長を取り込むための産業のグローバル化、高付加価値化の推進や、持続可能な産業をつくるための規模拡大、事業の共同化、こうした方向性を盛り込ませていただいておりますが、これは、各産業分野の将来像をイメージしなければ取りまとめていくことはなかなかできないというふうに思っております。

先ほど各部長に御質問を頂戴いたしましたような方向感もしっかり持ちながら、この人口戦略を取りまとめていかなければいけないというふうに思っております。そうした意味で、現在着手させていただいておりますこの人口戦略（仮称）でありますけれども、まず我々としてできるだけ明るい方向性を示すことができるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて、県が主体性を持って明るいビジョンと方向性を示すべきではないかという御質問でございます。

人口戦略におきましては、オール信州で推進していこうとしているわけでありまして。あくまでも関係の皆様方それぞれのお立場で具体的な取組を進めていただく必要はありますが、原案については県として取りまとめていかなければいけないというふうに思っております。この間に相当対話等もさせていただいておりますので、その段階においては、いろいろな人たちの考え方をただ羅列するのではなく、我々が県としての問題意識や考え方をしっかり持たなければいけないというふうに思っております。

その上で、県民の皆様方にこうした問題意識や考え方が伝わるように、明るいビジョンと、それを実行、実現していくための方策、方向性についてもできる限りお示ししていくことがで



きるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

いろいろな皆さんの御意見は聞きますが、県としての問題意識や課題もしっかり打ち出せるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）今、日本では多くの人々が衰退を受け入れているように感じます。しかし、私は、長野県には産業、文化、観光、様々な分野で可能性がまだあると思っています。政治の力で長野県の持つポテンシャルを最大限に生かし、県民、特に若者が夢を描けるような社会を実現することが重要だと思います。そのためにも、明確なビジョンを描き、それを県民と共に共有し、共に実現していくことが長野県にとって大切な状況だと思います。県民の希望と期待を共に育みながら未来を切り開いていくことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。若者政策の推進について伺います。

公明党青年委員会は、今まで一貫して若者の皆さんの声を聞き、その声を政治に届けて形にし、若者の皆さんが未来に希望を持てる社会づくりに取り組んできました。具体的には、若者と公明党議員の懇談会、ユーストークミーティング、街頭などで行った青年政策アンケート運動、ボイスアクションを全国各地で展開し、若者の皆さんのニーズを直接お聞きし、若者の政策として取りまとめ、政府に提言をし、携帯料金の引下げ、不妊治療の保険適用や幼児教育の無償化など多くの政策を実現してきました。

本年、公明党青年委員会は、公的な結婚支援の必要性とその在り方をテーマに、若者の皆さんと意見交換やアンケート調査を行いました。今回のテーマを選んだのには、次のような背景があります。

日本の合計特殊出生率は、昨年、1.20と過去最低になり、日本の少子化は深刻化しています。一方で、もう一つ注目したい数値があります。それは、結婚した夫婦の最終的な子供の数を示す完結出生児数というものです。これは、2021年に1.90となり、やや減少傾向ではありますが、50年間ほぼ横ばいの数値であります。つまり、一旦結婚すれば、約2人の子供を持つというのは長年変わっていないということになります。よって、未婚者の増加が少子化の主な原因と考えられます。

あくまで結婚は個人の自由な選択ですが、注目すべきは、結婚したくてもできない不本意未婚が、若年層、20歳から34歳で約4割に上がってきていることです。公明党青年委員会は、若

者の皆さんが抱えている困難や不安を取り除き、安心して結婚できる環境の整備をするため、8月28日に「若者が安心して将来を選択できる社会へ」と題した政策提言を政府に申し入れました。その政策提言を基に、結婚支援について2点伺います。

アンケート調査では、「公的な結婚支援が必要」または「どちらかといえば必要」と答えた人の割合は9割に達しました。その理由で最も多かったものは「経済的な理由で結婚したくてもできない人が多いと感じるから」で、7割です。この結果から、若者の経済的な安心を実現することが重要だと感じます。

具体的な取組として、例えば、税・社会保険料の減額や、県内での生活の交通手段として自動車がかかせないことを踏まえ、運転免許取得への助成、住居に関する負担軽減として、住宅の新築支援や県営住宅への優先入居、新居への転居費や家賃に対する補助など、若者世代の可処分所得が増える取組を検討してみてはいかがでしょうか。こども若者局長に御所見を伺います。

また、未婚の若者からは、出会いの場づくりの要望も強くありました。現在、県、市町村などで婚活パーティーやAIを使ったマッチングアプリなど積極的に支援をいただいているところであり、これはこれで大変有効な支援だと思います。しかし、若者のニーズも多様化しており、結婚はデリケートな問題で、婚活という文字が入ると肩に力が入るようで引いてしまう。できれば、趣味やサークル、ボランティアや地域活動など、自然な形で出会い、交流ができる場が欲しいという声もお聞きします。婚活が目的でない若者も気軽に集える場の提供やイベントの開催も必要だと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

公明党青年政策提言は国政に限ったことではなく、ここ長野県においても公明党長野県青年局独自でアンケート調査や意見交換を行い、青年政策を提言してきました。例えば、2017年には、青年局独自で2,000人を超える若者を対象に行った自殺に関するアンケート調査を基に、SNSを活用した自殺の相談体制の構築を県に提言。その年に、中高生を対象にLINEによる自殺の相談体制をスタートさせていただきました。

その後も、アンケート調査やユーストークミーティングを活発に行い、青年政策要望や一般質問で若者の声を県政に届けさせていただき、SDGs達成に資する優れた取組を表彰するSDGsアワードや企業型の奨学金返還支援制度を実施していただきました。県におかれては、公明党青年局の取組に真摯に対応していただいたこと、阿部知事におかれましては、御多忙のところ、ユーストークミーティングに度々御参加いただきましたことを、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

そして、今年、公明党長野県青年局は、「若者・単身者が住み続けたい長野県を目指して」をテーマに活動。近年、1年間に結婚する組数は、1970年と比較すると半分以下に減少してお

ります。家族を持つことを強く願う人もいれば、従来のような結婚や恋愛という選択肢にとらわれず、あえて単身者、お一人様を選ぶなど、青年世代の価値観も大きく変化しております。

公明党長野県青年局では、若者、お一人様が安心して暮らせる社会の構築に取り組むため、6月、7月の2か月間、信州ユースリサーチ2024と題してアンケート調査を実施。1,300名を超える県民の皆様から回答をいただきました。7月にはユーストークミーティングを開催し、県内の60名を超える若者が参加し、意見交換を実施。ここには、大変お忙しいところ、関副知事にも御参加いただきました。大変ありがとうございました。そして、ユースリサーチ2024とユーストークミーティングでいただいた若者の皆さんの声を参考に、公明党長野県青年局として青年政策要望をまとめ、9月2日に阿部知事に要望させていただきました。

ユースリサーチ2024、7月に行ったユーストークミーティング、9月2日に行った県知事要望を基に、何点か質問させていただきます。

まず、若者・単身者向けの居場所の設置であります。

アンケート結果より、若者の半数近くが趣味や境遇が同じ人とつながれる地域コミュニティの情報提供を求めているということが分かりました。望まない孤立、孤独を防ぎ、社会的なつながり、出会いの場が必要であります。

韓国のソウル市には、単身者限定の居場所、「STAY G」というものがあります。1人でぶらっと来て自由に本を読んだり、インターネットを使ったり、体を休めることができ、おしゃれで清潔感がある若者・単身者向けの居場所です。

この「STAY G」は、居場所機能だけでなく、料理講座や資金形成金融講座など役に立つ情報の発信、大工道具などの無料貸出しなど、充実した機能も持ち合わせ、大変評判がよく、設置箇所も増えています。若者・単身者向けの居場所の推進をしていただきたいと思います。

また、同世代や趣味の同じ人と交流をしたいと思うが、直接会うのは苦手。また、長野県は広く、会うには距離が遠いと感じる人もいます。そのような若者のために、インターネット上の仮想空間、メタバースを活用したコミュニケーション空間を提供することも多様化する価値観に柔軟に対応する手段として有効だと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

次に、若者支援コンシェルジュの設置について伺います。

アンケート結果によると、困り事があったときに公共機関に相談する若者の割合は僅か4%、困り事があっても行政に相談する若者が少ないという課題が浮き彫りになりました。既存の相談窓口は設置されてはいるものの、より若者が相談しやすい環境を整えることが重要だと感じます。

経済的な課題、就職、キャリア、家族や友人、職場等の人間関係の課題など、気軽に相談できて、継続して若者に寄り添いサポートする相談体制の構築として若者支援コンシェルジュの

ようなものが必要と考えますが、こども若者局長に御所見を伺います。

次に、公共交通とガソリン価格に関して伺います。

若者が自分の住んでいる市町村の不便な点、改善が必要と思われる点は何でしょうかというアンケートの回答に、公共交通機関が少ない、公共交通機関までのアクセスが悪い、交通系ＩＣカードが使えない、車がないと生活できないがガソリン代が全国で一番高いなど、現在の移動手段に不便や改善が必要と思っている人が約35%と一番多いことが分かりました。

長野県が昨年子供を対象に行ったアンケート調査の中で、長野県の暮らしについて不満に思うことはありますかという問いの回答で一番多かったのが、公共交通機関で、27%、この二つのアンケート結果から、公共交通に関する不満や改善を求める声とガソリン価格に対する不満の声が多いことが分かります。

まず、若者の皆さんから一番要望の多い交通系ＩＣカードの普及について伺います。交通系ＩＣカードの普及に関する現在の課題と今後の取組について交通政策局長に伺います。

次に、ガソリン価格に対する県の取組状況と今後の方向性について産業労働部長に伺います。

県は、本年6月、長野県地域公共交通計画を策定しました。今後、より具体的な地域編の計画を改定すると伺っています。

人口が減少し続ける中で、地方で利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークを構築することは大変な難題であるとは思いますが、魅力的で若者に選ばれるまちづくりを実現するには避けては通れない課題であります。

地域編の改定に当たっては、自治体と公共交通事業者だけでなく、利用者の目的とされる病院、商業施設、銀行、学校などとの話合い、また、ライドシェア、自動運転、オンライン診療、ドローンによる物資の運搬など最新の技術やシステムの導入など将来を見据えたまちづくりの観点、そして、その圏域にお住まいの若者の意見を取り入れながら進めていただきたいと思います。交通政策局長に御所見を伺います。

最後に、阿部知事に、今回提案させていただいた若者政策について総括的に感想を伺うとともに、若者に選ばれる長野県を実現する決意、若者へのメッセージを伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には若者政策の推進について四つ御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、若者の可処分所得を増やす取組についてのお尋ねでございます。

県が実施している結婚・出産・子育てに関する意識調査におきまして、結婚意向がある10代から30代の独身者の回答では、現在独身でいる理由として、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が一番多く、約3割の方が最大の理由としております。また、次に多い理由として、

「結婚生活を送るには年収が少ない、または結婚資金が足りない」を挙げておりますので、若者の経済的負担の軽減は重要な取組の一つであると認識しております。

若者の可処分所得を増やすには、若者の実質賃金を上げることはもとより、家庭の大きな負担となっている高等教育の負担軽減などに国全体で取り組むことが何より重要と考えておりますが、県では、現在、主な取組として、自宅を離れて通学する大学生等への給付型奨学金「夢に挑戦！信濃の学生応援奨学金」の支給、そして、新たな生活を始める新婚家庭の負担軽減を目的に、住宅の取得費用や引っ越し費用等に対し国の交付金を活用し、市町村と連携して助成をすること、それから、ながの結婚応援パスポートを発行し、結婚を予定しているカップルなどに割引などの様々な優待サービスの提供等を行っているところであります。

今後も、現在実施しているもののほか、どのような施策が必要なのか、国が実施する支援施策も注視しつつ検討してまいります。

次に、若者が気軽に交流できる場の必要性についての御質問であります。

先ほども紹介した県が実施している結婚・出産・子育てに関する意識調査では、結婚意向がある方のうち、「婚活を特に行っていない、行う予定はない」との回答が約6割となっております。その理由としては、「交際相手がいるから」を除けば、「自然な流れで出会いたいから」がトップとなっております。約2割の方がこの理由を挙げております。

このため、若者の自然な交流の機会を設けることは重要な取組の一つであると認識しております。県では、これまでも、観光名所の散策や出会った仲間と謎解きなどを行う気軽な異業種交流イベントをリアルとバーチャルの二つの方法で開催するとともに、若い世代が交流しながら長野県の未来を考える信州みらいフェスなどを開催し、自然な出会いの場の提供をしております。また、市町村においても、バーベキューやトレッキングなど自然な形で出会えるように趣向を凝らした様々なイベントが開催されているところであります。今後も、若者の意見を聞きながら、若い世代の皆さんが自然な形で出会い、交流できる場を提供できるよう取り組んでまいります。

続いて、若者・単身者向けの居場所の推進やメタバースによるコミュニケーション空間の活用についてであります。

これまで、人口戦略の策定に向けて、全庁的に若者との意見交換を行っておりまして、こども若者局でも、高校生、大学生、社会人など公募を行い、信州みらいフェスなどにおきまして若者の意見交換を行ってまいりました。今後も、これらの意見交換を踏まえた信州若者みらい会議を開催し、若者同士の議論をさらに行っていく予定であります。

これまでの意見交換において、若者からは、若者同士が交流する場が欲しい、若者自身が声を上げ行動することが必要などの意見をいただいていることから、県内で設置が進んでいる高

校生等の居場所のような、若者が自由な意思や希望を実現し社会とつながれる地域活動の拠点  
を県内に増やしていくことは重要であると考えております。こうした若者の居場所の設置につ  
いては身近な市町村の役割が大きいと考えておりまして、県としても、市町村と連携しながら、  
地域ごとのユースセンターの設置を促進してまいりたいと考えております。

また、単身者の居場所として韓国のソウル市に設置されている施設の紹介や、メタバースを  
活用したコミュニケーション空間の提供などの御提案をいただきました。若者が集える様々な  
居場所や交流の場の充実という観点から、長野県にとってどのようなものが必要なのか、今後、  
若者の声も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、若者支援コンシェルジュの設置の必要性についてのお尋ねであります。

現在、若者への支援の取組として、企業の中に社内婚活サポーターを設置し、ボランティア  
として結婚支援の活動をしていただいておりますが、若者がライフデザインを描いていくに当  
たっては、結婚以外の様々な悩みや相談に対応していくことも必要となってきました。こ  
のため、社内婚活サポーターを結婚支援に限定せず、社内の若者が悩みを気軽に相談できる若  
者支援の役割を担ってもらえるような見直しができないか検討していきたいと考えております。

また、県では、様々な困難を抱える子供・若者を支援するため、相談支援や自立に向けた居  
場所の提供を行う子ども・若者サポートネットを4圏域ごとに設置し、NPO法人等に運営を  
委託しております。福祉、就労、教育などの様々な支援団体とつながっているもので、こうし  
た行政以外の方が運営する相談機能を充実することも継続的な若者支援の強化につながるもの  
と考えております。

今回、若者政策の推進について様々な御提案を頂戴いたしました。いただいた御意見も参考  
に、先ほど申し上げた若い世代の皆さんにより設置される信州若者みらい会議において若者か  
らの意見も聞きながらさらに検討を行ってまいります。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には2点御質問を頂戴しました。

まず、交通系ICカードの普及に関します課題と今後の取組についてでございます。

今年6月に策定しました長野県地域公共交通計画においては、公共交通機関を利用して円滑  
に目的地まで移動できるよう、全県の公共交通機関で交通系ICカードが使える環境を目指し  
ており、計画策定に先行して、令和5年度から路線バスに対する地域連携ICカードの導入に  
ついて財政支援を行ってきたところでございます。

交通系ICカードの普及に当たっての課題としましては、先行して導入しました事業者  
によってはキャッシュレス決済手段の種類が異なっている場合があることや、交通事業者の経営

判断等によりまして導入のタイミングに差が生じてしまうこと、それから、バスだけに導入を進めても、鉄道で交通系ＩＣカードが使えない地域があり、シームレスな移動とならないことなどがあると考えております。

このため、県では、地域ごとに市町村交通事業者と交通系ＩＣカードの導入に向けた検討会を開催するなど、導入エリア拡大に向けた働きかけを行うとともに、現在バス事業者にのみ行っております導入費支援につきまして、地域の面的な導入を進めるためにも、地域鉄道事業者への拡大も検討しているところでございます。

こうした取組によりまして、本年12月には、飯山駅と野沢温泉村を結ぶ路線バス、それから、令和7年春には長野市内を中心とした路線バスに地域連携ＩＣカードが導入される見通しとなりました。さらに、来春ＪＲ東日本が篠ノ井線等の在来線の各駅で交通系ＩＣカードを導入することを踏まえ、しなの鉄道においても交通系ＩＣカードを導入するべく検討が進んでいるところでございます。今後も引き続き交通事業者等に対する財政支援を行いながら、交通系ＩＣカードの導入エリア拡大に向けた働きかけを行ってまいり所存でございます。

次に、地域公共交通計画地域編への若者の意見の反映についてでございます。

10広域圏ごとに設置しました地域別部会におきまして、病院、学校、観光地などの目的施設の関係者にも委員として参画いただき、通院、通学、観光の移動保障の具体化に向けた議論を始めようとしているところでございます。あわせまして、具体的な路線や確保すべきサービス水準などにつきまして、若者も含め、広範な地域住民の意見も聴取していくこととしているところでございます。

今後、抜本的なバス路線の見直しなどにより最適な公共交通ネットワークを再構築するとともに、ダイヤ、便数の見直しに加え、交通系ＩＣカードやバスロケーションシステムの導入など利便性の向上に向けまして、若者をはじめ地域住民の意見も取り入れながら公共交通計画地域編の改定を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には県内ガソリン価格への対応についてのお尋ねでございます。

昨年、県内価格の要因分析を行いました。中山間地が多く、1店舗当たりの販売量が少なく、必要なコストを価格に転嫁せざるを得ない状況があることなどが高値の一因となっているところでございます。価格の安定には、まず事業者の経営合理化を進める必要があることから、県内4か所でセミナーを開催しまして、全国の好事例を紹介するなど経営合理化意識を啓発し、7月からは、経営を圧迫している灯油配達業務の効率化に向けてスマートオイルセンサー整備

の補助を実施しているところでございます。

また、この高値の対策には県単独での対応が困難なことから、国に対しまして、地域間格差の是正やガソリンスタンドの経営合理化支援等の対策を講じるよう継続的に要望しておりまして、この7月には、資源エネルギー庁の担当部署が意見交換のため来県した際にも、本県の実情を踏まえた支援について繰り返し要望させていただいたところでございます。

ガソリンスタンドは、地域防災における役割も含め、燃料供給拠点として地域にとって欠かせない重要な生活インフラであります。今後も、持続可能な運営体制の構築に向けて経営合理化につながる取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には若者政策についての総括的な感想と、若者に選ばれる県づくりに向けた決意という御質問をいただきました。

まず、公明党の皆様方には、若者の皆さんとの意見交換、アンケート等を踏まえて政策要望をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。私も様々な場面で若い皆さんと対話をさせていただいたところでありますが、いただいた要望に盛り込まれている内容の方向性は、私もその必要性、重要性を実感しているところであります。

特に、若者の居場所づくりや相談体制の充実、さらにまちづくりや公共交通の在り方など、こうした点については、多くの若い人たちがその必要性や問題意識を感じているというふうを受け止めているところであります。こうした観点をしっかり持ちながら、これから取りまとめようとしている人口戦略にもそうした視点を入れていきたいというふうに思っております。

若者から選ばれる長野県を実現するためには、我々行政がもっともっと若い皆さんの思いや考えに寄り添っていくということが大変重要だというふうに考えております。ある会場で若い人たちと対話をする中で、これは県ではないのですけれども、ある行政機関との対話に参加したけれども、本気で聞いてもらえているのだろうか。要するに、単に形式的な参加になってしまっているのではないかという御意見もいただきました。

ニューヨーク市立大学の環境心理学者ロジャー・ハートさんが、「子どもの参画のはしご」というものをつくっています。参画にもいろいろな段階があると。参画とは言っているけれども、形だけの参画、お飾り参画や、単にメンバーに入れてあるだけ、これではもう参画しているとは言えないと。子供・若者が主導して活動を行い、そうしたものに大人が巻き込まれていくというのが最終的に一番進んだ参画の形であって、我々もまだまだ若い人たちをお客様的に扱うケースが少なくないのではないかというふうに思っています。

今回も若い皆さんと相当お話ししましたけれども、意欲、能力、あるいは夢や希望にあふれ



た若者が県内に大勢います。こうした皆さんの主体性をもっともっと引き出すことができるような環境整備をしっかりと行っていくことが大変重要だというふうに実感しているところであります。

日本には、自分たちだけではなかなか社会は変えられない、よくなるというふうに思っている若者たちが、海外と比べると残念ながら多いわけですけれども、長野県は、若い人たちが、自分たちが行動すれば社会が変わるのだと実感できるような県にしていきたいというふうに思っています。議員各位をはじめ、多くの皆さんにこうした感覚を共有いただければありがたいと思っております。若者から選ばれる長野県づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）今回、多くの若者の声を基に質問をさせていただきました。前向きな答弁をいただきありがとうございます。できるだけ早く形にさせていただきたいと思っております。

今後も、若者に選ばれる長野県、若者が輝いて暮らせる長野県を目指していただきたいと思っております。そのためにも、先ほど知事からもありましたが、若者に寄り添い、若者が参画できる社会を目指し、さらに若者政策を推進していただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆さん、こんにちは。丸山寿子です。一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

長野県は、現在、人口減少対策を進める戦略策定を目指し、県民会議の準備会を2回開催するとともに、県民の皆さんとの意見交換を実施してきており、9月18日に中間報告が出されました。また、信州学び円卓会議が令和5年から4回開催されたほか、県民意見交換会が8回開催されて、それらの議論や意見を取りまとめたメッセージが7月30日付で提出されています。

それぞれ県民からの意見聴取をしていますが、特に、大学生など若い世代からの声を積極的に取り込む工夫がされており、人口減少を食い止めることは困難ではありますが、少しでも緩和され、また、女性や若者から選ばれる県づくりを目指し、様々な展開に広げようとしていることが感じられます。

私の所属する会派、改革信州においても、本年度、5月に長野市で、8月には飯田市で、連合長野の協力を得て働く若者とのユーススタディーを開催し、御意見を伺いました。その中でいただいた御意見も加え、今回質問をさせていただきます。

最初に、長野県のアウトドアアクティビティーの推進についてお伺いします。

それぞれの地域の若い方と話す中で、雄大な自然、景観や、その恩恵を受けるスキーや登山に代表されるアウトドアアクティビティーなどに長野県の魅力を感じる。県内外にそれを強く発信することが重要という意見が多数出されました。若い世代に長野県のアウトドアの魅力をしっかりPRし、Iターン、Uターンにつなげていくことが人口減少対策になるのではと思い、3点についてお伺いします。

1、令和6年度長野県観光振興アクションプランによれば、アウトドアを共通テーマに取り組を進めるとされていますが、具体的にどのような観光コンテンツをどのような手法で県内外へ発信しているのか。

2、若者へのアプローチとして、ウェブサイトやSNSなどのデジタル媒体を活用したプロモーションが重要と考えますが、それらの取組状況と、今後の展開をどう考えているか。

3、県内では、様々な事業者、団体により多様なアウトドアアクティビティーが提供されていると考えられます。その規模等にもよりますが、個々の情報発信では限界があるため、事業者・団体と共同した発信や、観光スポーツ部以外の県庁各部局及び県外事務所や銀座NAGANOと連携しながら、県が一丸となって魅力のPRを行うことが重要と思うが、どうか。以上の3点について加藤観光スポーツ部長に御所見をお伺いします。

次に、信州やまほいく、信州型自然保育の認定と支援についてお伺いします。

長野県は、移住したい都道府県ランキングで18年連続1位ですが、子育て世代が移住を考えると、仕事とともに子育て環境や支援の状況も大きな要素となっています。長野県は、信州の恵まれた自然環境を生かし、2015年から信州やまほいく、信州型自然保育を制定しており、長野県のイメージアップにもつながっていますが、それを生かすため、次の2点についてお伺いします。

1、信州やまほいくには特化型認定園と普及型認定園の二つの区分がありますが、現在のそれぞれの認定状況についてはどうか。また、やまほいくという名称ではありますが、山の活動に特定せず、自然との触れ合いを生かした活動であることを各自治体にしっかり伝え、認定園を増やすことが必要と思うが、どうか。

2、信州やまほいくの取組とその魅力について、県外へのPRの状況はどうか。以上について高橋こども若者局長にお伺いします。

次に、地域を学ぶ取組の推進についてお伺いします。

長野県で育つ子供たちが信州らしさを取り入れた様々な学びや体験をすることで、信州のよさにも触れ、また、自己肯定感や将来の行動にも影響すると考えます。平成27年度に高等学校で始まった信州学で取り組まれているような信州の歴史や文化、産業等を学んだり、自然に触れ合うなどの体験は大切であると考え、2点お伺いします。

1、小中学校及び高等学校における地域を学ぶ取組の状況とその内容についてどのような教材や地域の素材を使って学習するのか、具体的にお聞きします。

2、コミュニティスクールの活動を生かした地域の人たちとの交流はどうか。地域によって取組状況の濃淡はあるかと思いますが、コロナ禍により地域の人々が学校へ行く機会が減ったものの、アフターコロナによりコミュニティスクールの活動で地域の人たちが学校へ出向くことにも回復の兆しがあり、例えば、農業や地域の産業、読書活動や文化活動等を通して交流が復活してきているということをお聞きしますが、状況はどうか。コミュニティスクールの取組により地域の人と接することで、大人との信頼関係が生まれると思いますが、御所見をお聞かせください。以上、武田教育長にお伺いします。

次に進みます。放課後等デイサービスにおける障がい児への虐待防止と対応についてお伺いします。

障がい児のためのサービス利用児童数は毎年増加しており、特に、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、児童発達支援の占める割合が大きいらしく言われています。2012年からの新たな支援であり、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等の子供が対象であり、利用する子供や保護者のニーズは様々なため、提供する支援の内容は多種多様となっています。

コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題を理解し、一人一人の状況、状態に即した計画に沿った発達支援が行われていますが、高齢者のデイサービスや学童保育などとも違い、歴史も浅いことから、この分野での虐待の定義がどのくらい定着して理解されているのか不明に感じています。若い親の不安を払拭したいと考え、2点お伺いします。

1、虐待防止のため、県内の施設事業者に向けての県の取組は何か。

2、虐待の通報を受けて虐待かどうかの決定をする主体は市町村ですが、県としてはどのような支援があるか。笹渕健康福祉部長にお伺いします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には長野県のアウトドアアクティビティの推進について三つ御質問がございました。

まず、アウトドアをテーマとした観光PRについてでございますけれども、具体的な取組といたしまして、例えば、県内各地の湖やその周辺で展開されていますSUPやカヌー、フィッシングなどの情報をレイクリゾート特集として県の公式観光サイト「Go NAGANO」により発信するとともに、首都圏向けのラジオ番組でも放送を行ったところでございます。

また、県内を周遊できるサイクルルート、ジャパンアルプスサイクリングロードや、本年4月に全線開通いたしました諏訪湖サイクリングロードなど県内のサイクル情報に関する専用サ

イトを開設し、提供しているところでございます。

このほか、キャンプの魅力のユーチューブによる発信やJR各社と連携してアルクマを活用したポスターの掲示、また、先月には、県庁で開催されたナイトマルシェにおきましてアウトドアサウナの体験ブースを設置するなど、多彩なアウトドアコンテンツを様々なプロモーション手法を用いて発信しているところでございます。

今後、PRにおけるメインターゲットを念頭に、より伝わりやすい発信方法を通じまして、多くの方々に、アウトドアといえば長野県、こうしたイメージが定着するよう取り組んでまいります。

次に、若者への観光プロモーションについてでございます。

民間企業の調査によりますと、18歳から22歳の若者が旅行先を調べる手法としてはグーグル検索が最も多く、次いでインスタグラム検索ということでございまして、SNSを活用した情報発信は若い人たちに本県を旅先に選んでもらうためには不可欠であり、また効果的な方法というふうに考えております。

そうした点を踏まえまして、県では、行政が運営するインスタグラムでは全国2位のフォロワー数を誇ります「nagano japan」におきまして自然景観やアウトドアアクティビティなどのコンテンツを発信しているほか、SNSなどのショート動画の活用、さらには本県の観光に興味がある方に効果的な情報提供となりますよう、県の公式観光サイト「GONAGANO」を閲覧した方の嗜好などを踏まえまして、その方にとってのお薦めの情報を提供するサービスなどにも取り組んでいるところでございます。

若者に対しましてより効果的なアプローチとするためには、活用する媒体の工夫と併せまして、若者が興味を持てる情報の発信という観点も重要だと考えておりますので、例えば長野県に移住した若者による本県の魅力発信によりまして、県外の若者だけでなく、県内に暮らす若者が地域のよさを再認識できるようなプロモーションなど、発信するコンテンツにも工夫してまいります。

3点目でございます。観光関係者との連携や部局横断による観光PRについてでございます。

観光に関する情報が多くの方に確実に伝わるためには、県庁の各部局はもとより、関係者と連携した取組が効果的でございます。また、発信する内容も、アウトドアアクティビティにとどまらず、食、文化財、自然環境などのコンテンツや交通情報などをきめ細かに発信することが重要であると認識しております。

このため、県では、知事を本部長、各部局長を本部員として観光戦略推進本部会議を設置し、観光関連施策の推進に関して部局間の連携を図っているほか、銀座NAGANOや名古屋・大阪事務所に観光情報センターを設置してございまして、本県への来訪を希望する方への情報提供

や旅行代理店などへの営業などにより本県の魅力を発信しているところでございます。

また、事業者など関係者と連携した取組といたしましては、例えば、大糸線沿線の自治体関係者などと実施しています謎解きイベントや、JR東日本と連携した小海線における自転車の乗り入れが可能なアクティビティーの優先車両の運行、また、今月には、民間団体が主催するアウトドアギアのイベントと連携してラジオやYouTubeによるライブ配信を予定しております。連携することでより効果的な取組となるよう、引き続き関係者との連携に努めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には信州やまほいくについて2点御質問をいただきました。

まず、現在の認定状況と各自治体の理解促進についてであります。

本県の豊かな自然環境や地域資源を活用した様々な体験活動により、子供の主体性、創造性などを育み、心身共に健康的に成長することを目的とした信州型自然保育、愛称を「信州やまほいく」としてはいますが、この認定制度につきましては、平成27年度の72園からスタートし、現状では300を超える認定数となっております。

本認定制度は、屋外での体験活動を週15時間以上行うほか、自然体験活動の指導経験者や安全管理講習受講者がいるなどの厳しい基準を満たした特化型認定園に加えまして、屋外での体験活動を週5時間以上行うなどの基準を満たした普及型認定園の二つの区分により認定を行っております。令和6年10月1日現在で、特化型で16園、普及型で298園を認定しておりまして、直近3年間も毎年20以上の園を新規認定している状況であります。

また、「信州やまほいく」という愛称をつけておりますが、認定の9割以上は普及型認定園でありまして、市街地の多くの園が認定を受けて信州やまほいくとして自然保育の取組を行っております。

今後も、認定園以外も含め、県内の保育士などを広く対象として事例発表や意見交換を行う研修交流会や、保育士が認定園での自然保育を体験しながら実践的に学ぶ専門研修等によりまして、信州型自然保育「信州やまほいく」の普及を市町村や園に積極的に呼びかけてまいります。

次に、信州やまほいくの取組や魅力についての県外へのPR状況についてのお尋ねであります。

県では、県外の子育て世代や保育者にも広く本県の特色ある自然保育の魅力を伝えるため、ポータルサイト「信州やまほいくの郷」を運用し、各園の保育の特徴や具体的な活動の様子

ほか、自然保育の体験会や入園説明会の開催予定などを情報発信しております。また、移住担当部署とも連携して、毎年、県外で開催される移住イベント等を通じて、首都圏などに住む子育て世代にも信州型自然保育のよさを積極的にPRしております。今年度も、7月13日に東京で行った「信州で暮らす働くフェア」において、首都圏に住む多くの子育て家庭の皆様にご覧いただき、認定園が行っている自然保育の活動などを紹介し、子供たちの知的好奇心や感性が豊かに育まれるという本県の自然保育に関心を示していただいたところであります。

さらに、今月20日には、銀座NAGANOで自然保育子育てセミナーを開催し、信州型自然保育認定制度の紹介や、認定園の保育士による実践発表を行うとともに、移住に関する相談会を行う予定としております。

今後も、多くの方々に信州やまほいくのよさを知っていただけるよう、ポータルサイトや動画などの広報ツールを充実し、自然保育の先進地としての長野県の魅力を発信してまいります。以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には地域を学ぶ取組の推進について2点御質問をいただきました。

まず1点目の地域を学ぶ取組の状況とその内容についてでございます。

小学校では、社会科を中心に、長野県の教員が郷土の特徴をまとめた資料集などを教材として、地域の暮らしや産業、文化などについて見学や調査活動等を行いながら体験的に学んでおります。中学校では、主に総合的な学習の時間において、例えば地域の活性化や地域文化活動の継承を題材にした学習など、地域と深く関わる学びが行われております。

高等学校では、総合的な探究の時間や課題研究の中で、県教育委員会が発刊した冊子「わたしたちの信州学」を活用し、長野県の風土を理解して地域に参画する信州学を全ての高等学校で実施しているところでございます。信州学の学習は平成27年度から続けてきており、地元企業をPRする情報誌を作成した取組や、木曾五木を使ったおもちゃづくりを通して木曾地域の魅力を発信した取組など、優れた実践が行われるようになってきております。

続きまして、コミュニティスクールの活動を生かした地域の人たちとの交流についてでございます。

地域と共にある学校づくりを目指して、現在、信州型、国型を合わせて県内全ての公立小中学校にコミュニティスクールの仕組みが導入されており、地域の人と学校が共に行う地域学校協働活動が活発に行われているところでございます。この活動は、コロナ禍の際には一時停滞いたしました。今年度はコロナ禍以前の状況まで回復してきております。

交流の事例といたしましては、継承者不足に悩む子供歌舞伎について、文化の継承と子供の地域への愛着心を高めるため、地域講師を招き、練習を重ね、神社にて公演した事例や、遊歩

道の荒廃が課題であった里山について、地域の方々の思いを聞き、整備指導を受けることで子供たちが遊歩道や山頂広場の整備に取り組んだ事例などがございまして、子供が地域の人と学ぶことが多くなってきていると認識しているところであります。

議員御指摘のとおり、子供が健やかに育つには、学校での教育のほかに、地域の大人との豊かな関わりが重要であると考えております。かつては、祭りや地域行事を含め、地域の大人と関わるのが隠れたカリキュラムとして確かに存在していましたが、現在はそれが少なくなっている状況にあります。

そういった状況を見ると、学校は積極的に地域の人と接する機会をつくっていくことが必要であり、県教育委員会といたしましても、コミュニティスクールの活動などを通して地域の人と交流する学習を推進してまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には放課後等デイサービスにおける障がい児への虐待防止と対応について2点お尋ねがございました。

初めに、虐待防止に向けた施設事業者に対する県の取組についてでございます。

県では、全ての施設の管理者等を対象に、毎年虐待防止研修を実施し、障害者虐待防止法の周知徹底のほか、施設内研修の定期的な実施、組織的に虐待防止に取り組む体制の整備、虐待防止担当者の配置といった取組の必要性について理解を促しております。また、一般職員に対しては、出前講座により基本的な知識の習得を促しているところでございます。

さらに、保健福祉事務所の職員が定期的に施設を訪問し、基本的な虐待防止策が講じられているか確認の上、必要な指導を行っております。

次に、虐待対応に係る市町村に対する支援についてでございます。

県では、市町村の実務者を対象に、虐待の通報受理から調査、判断、再発防止の指導まで一連の対応について理解を深めていただくため、演習を中心とする研修や初任者研修を毎年実施しております。さらに、重大な虐待案件や虐待事案に関係する市町村が複数にわたるような広域事案については市町村の要請に基づく合同調査や自治体間の調整を行うなど、調査への支援を行っております。

県では、引き続き、虐待事案の初期対応を担う市町村職員に対し適切な対応が行われるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁をいただきました。

最初に、長野県のアウトドアアクティビティーの推進についてですが、若い人たちや県外に

向けてのデジタル媒体の活用、様々な機関との連携の発信、これにつきましては、若い人たちとの懇談の中で、信州のよさや楽しさをぜひ18歳までにしっかりと伝えてほしいという希望が何人からも出されております。18歳以降に県外へ出る前に長野県のよさをしっかり知ること、また長野県に戻って生活をする、子育てをするということにつながるのではないかと御意見であります。

また、若い人たちはもちろんですが、県内に住む皆さんも十分に情報をキャッチし、子供時代から体験できることが大切であると考えます。

また、次にやまほいくについてですが、認定制度の要件を見ますと、特化型については外での活動の時間が大変長いということで、信州で新しく始まって10年目に入るわけですが、気候環境の変化により猛暑も続く中で、見直すべきところは見直す時期が来ているのではないかと御意見もいただいております。そのこともまた委員会等で取り組んでいただけたらということをお願いしておきたいと思っております。

長野県の特徴ある信州やまほいくについてですが、円卓会議の中でも、教育長から、園児時代に培った体験が小学生になって途切れることに対する御意見がありました。その点につきまして教育長に御所見をお伺いしたいと思っております。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 信州やまほいくの小学校への接続についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、長野県の豊かな自然の中で学ぶことは、子供たちが本来持っている自ら学び成長する力を育むことに有効であるというふうに考えております。信州やまほいくで野外での学びを存分に体験した子供たちが、引き続き小学校でも同様に学べる環境を整えることは重要であると考えております。

現在、長野県教育委員会が設置を検討しております一人一人に合った学び実践校（仮称）では、地域と協働しながら子供を主語とした柔軟な教育課程を編成し、信州やまほいく等の園での実践と小学校での学びを接続する取組を促しているところでございます。信州の豊かな自然環境の中で学ぶことを小学校でも大切に位置づけ、幼児期の信州やまほいくから小学校、中学校へとつながり、高等学校の信州学まで本県の強みを生かした長野県らしい教育が実践されるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○**11番（丸山寿子君）** 教育長から熱いお言葉をいただきました。信州学び円卓会議におきまして、知事におかれましては、やまほいくと言えば長野県と言われているように、長野県らしさ、信州らしさを教育に生かしていきたいと述べられております。

知事部局も含め、連携を取ってしっかりと進めていっていただくことをお願いし、以上で質



間を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、大畑俊隆です。それでは、通告に従いまして順次質問をまいります。

初めに、現在知事が県政における最重要課題の一つとして取り組んでおられる人口問題から、人口減少下における最適な行政サービス提供体制の構築について質問いたします。

長野県の人口は、本年2月には半世紀ぶりに200万人を下回ることとなりました。このままの状況が続けば、2050年の将来推計人口は、現状推移ケースでは159万人、改善ケースでも169万人となり、現状のまま推移すると2001年のピーク時から約3割減少する人口7割が社会が到来する見通しが示されているところであります。

労働人口も消費者人口も減少していく中で、産業の成長力、競争力が低下。地域の担い手不足により、互いを支え合うコミュニティの弱体化、高齢化による後の世代の医療、介護、年金の負担増加、道路、上下水道などのインフラや地域公共交通の維持が困難となるなど、様々な厳しい課題も挙げられています。

さらに、我が木曾地域においては、2000年に3万6,500人いた人口が現在2万3,000人台まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この先、2050年には現在の半数程度の1万2,962人まで人口減少が進むという大変厳しい見通しも示されています。

具体的には、医療従事者の減少による診療科の縮小で、住民が必要な医療を受けるために木曾以外の病院に長距離移動しなければならないこと。また、教育面でも、生徒数の減少により学習活動や部活動の機会が縮小。交通においては、公共交通の利用者の減少に伴い、交通事業者の弱体化や、それに伴う移動の制約及び買物弱者の増加。さらに、空き家、空き建物の増加によるコミュニティの弱体化など、生活の様々な場面での選択肢の制限や、最低限の生活環境を確保することが困難となり、地方自治体が提供するシビルミニマムが維持確保できない状況に陥ることが懸念されています。

そして、こうした状況下では、香川県と同じような面積を有する木曾地域6町村の行政体制

にも問題が生じるはずであります。県市町村課の推計によると、木曾広域連合を含む木曾地域6町村の職員数は、2023年600人から2050年には460人台まで減少するとの見通しも示されており、このままでは、木曾郡住民の皆様が将来に向け望むべき行政サービスの提供や、他地域と同じレベルの行政サービスの提供を持続的に受けることができなくなるのではないかと懸念するところでもあります。

このような人口減少に直面している状況の中で、以下の点について知事に質問させていただきます。

人口減少下における最適な行政サービス提供体制の構築について、まずは自治体同士の合併が考えられますが、平成の大合併を経験した現在、合併にかじを切ることは難しいことと肌感覚で感じている状況です。

一方、国の第32次地方制度調査会の答申では、基礎自治体が2040年頃にかけて生じる変化・課題などに的確に対応して行政サービスを提供するために、市町村間の広域連携に加え、都道府県による市町村の補完・支援の役割の強化についても必要なこととして明記されているところです。

また、市町村間の自主性、自立性を尊重することを基本とした上で、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、都道府県からの適切な助言や調整、より一層のきめ細やかな支援が求められています。

そこで、中山間地域に小規模自治体を多数抱える本県においては、県内市町村が今後の人口減少下において行政サービスの提供体制の維持、最適化を図るにはどのようにすべきか。知事の所見を伺います。

私の地元である木曾地域は、豊かな自然資源、伝統文化、また、歴史を有しています。厳しい道のりをあえて通した中山道が、江戸幕府において、その統治機能の要衝として十分機能したことが今まさに地域の存続にもつながってきています。しかしながら、島崎藤村が「夜明け前」で記しているように、木曾は全て山の中であり、生きるために厳しい地域であることは否めないものであります。

地域を守る自治体、民間事業者が共通の危機感を持って、来る2040年、2050年の将来に対応していかなければならないことは自明の理であります。木曾地域は、県内の他地域に先んじて人口減少、高齢化が進み、中心となる市やリーダーとなる自治体がない地域でもあります。また、多彩な人材が過去から流出し続けている現状において、残された我々が新たな地方創生に向かうには、やはり人材が足りていないという現実があります。

生活に不便を生じ、進路に選択肢が少ない中山間地域においては、幾ら地元を愛する若者であっても、都市への憧憬は今も昔も変わらぬものであり、若者の流出に歯止めがかからないの

が現実であります。このような厳しい現実の中でも、子供たちにとって未来に希望の持てる木曾地域にしていくことは、我々大人たちの責務であることは言うまでもありません。

そこで、木曾地域を長野県の一部として輝き、存続させるために、今後木曾地域の自治体の行政サービスの提供体制の維持、最適化について、地域への有為な人材の配置を含め、県としてどのような対応をしていくか。知事の所見を伺います。

次に、長野県の新たな観光振興財源について質問いたします。

長野県は、世界水準の山岳高原観光地づくりを掲げ、インバウンドを中心に観光地の受入れ環境整備を進めています。本年6月には、インバウンドは313万人が訪日し、過去最多を更新しています。長野県内でも、白馬エリアを中心にインバウンドが増加しており、観光消費額も多く、その経済効果は地域にとって大きなものがあります。

しかしながら、観光客の急増に伴い、観光地への負担も増しているのが現実です。交通インフラの維持や自然環境の保護、観光地の設備の老朽化への対応など、観光産業を持続可能な形で発展させるためには、さらなる財源の確保が求められています。

こうした課題に対処するために、長野県は、新たな観光振興財源の確保に向け、観光振興財源検討部会を設置し、有識者による議論が行われてきているところであります。今般、県として、審議会の答申を踏まえつつ、宿泊行為に課税する観光振興税（仮称）の骨子が示されましたが、この骨子の考え方について、以下、加藤観光スポーツ部長に質問いたします。

長野県が目指す世界水準の観光地づくりの実現のために、各観光地のインバウンドの受入れ環境の整備も併せて今まで以上に取り組まなければなりません。その実現のためには、新規拡充に向けた事業を想定した財源確保も行っていかなければなりません。そこで、既に提案説明や骨子で述べられていますが、長野県として新たな振興財源を活用して最優先に取り組むべきことは何か、お伺いいたします。

次に、自主財源の確保手法については、安定性、継続性、応益性、強制性、徴収コスト等を踏まえ、必要となる収入規模を想定しなければなりません。1泊300円という金額の根拠と、将来における観光地づくり、観光振興のために確保しようとする財源の規模の考え方についてお伺いいたします。

世界水準の観光地づくりの実現には、長野県内の全ての観光地の受入れ環境整備を同時に行っていくことが選ばれる観光地づくりにとって極めて重要なコンセプトであると考えます。長野県がより先進的な観光県になっていくために、県を訪れる多くの観光客の皆様が目的地にストレスなく到着することが重要であり、その優位性が選ばれる観光地づくりにつながっていくものと考えます。

そこで、観光客に対して、利便性については、地域の公共交通機関が商業・観光施設などの

交通分野以外と連携し、ワンストップサービスを提供する観光型MaaS、次世代移動サービスに、茨城、群馬、静岡等の自治体が既に積極的に取り組んでいることから、県としても実装に向けた取組をすることや、また、軽井沢で導入した配車アプリによる事前料金告知や言語の壁を解消したことで可能にさせた日本版ライドシェアによる二次交通の充実に向けた仕組みを県内タクシー会社の多くに導入させていくことなど、観光振興における利便性について有効なものとして挙げられています。そこで、選ばれる観光県として、観光客の利便性向上のために観光振興財源を活用していく取組についてどのようなものを想定しているか、伺います。

長野県が行う観光振興財源である宿泊税については、軽井沢、白馬村、阿智村等で導入の検討が進んでいます。県と市町村で宿泊税を徴収することは制度的に可能ですが、主体間の税額調整や役割分担は必要であります。

2020年から宿泊税を導入している福岡県の場合、長野県の骨子で示されたように、独自の宿泊税を課税している福岡市、北九州市については県税を減額し、全県で共通の税額として徴収しています。

そこで、県と各市町村は、各種の指針に沿って宿泊税の投入分野や用途を定めていかなければならず、地理的条件や経済・社会環境を踏まえた役割分担が重要であります。県として独自に課税を検討している市町村と宿泊税徴収に関してどのように調整を図っていくのか。また、投入分野や用途についてどのようにルール化していくのか、伺います。

長野県の観光振興については、その振興のための県独自の財源は交付税が主体であり、観光庁補助金や地方創生交付金、デジタル田園都市国家構想交付金等で事業を進めてきているのが実情かと思えます。

今後、宿泊税導入により観光振興財源が確保され、地方の観光振興が図られ、地域経済が再生されていくとすれば、宿泊税徴収について県民及び利用者の一定の理解は得られるのではないかと思います。

そこで、提案説明においては、宿泊税の用途について、具体的に、宿泊施設の集積している地域へ重点的支援をすると述べられたほか、徴税経費等を除く税収の2分の1は市町村に交付するとし、そのうち3分の2は自由度の高い一般交付金、3分の1は県が定める重点施策に活用してもらうようになっております。この配分については、まだまだ議論の余地を残すものの、県全体の振興につながるよう地域の活力をつくる観光振興構想を描き、これから滞在型観光を目指していく地域に対しどのように支援を行っていくか、伺います。

最後に、知事にお伺いいたします。

宿泊税導入については賛否両論あり、県としても、導入においては、しっかりとした数値や分析、事業の効果や、長野県が目指す世界水準に見合う山岳高原観光地づくりが実現できるよ

うロードマップ等を作成し、県民等に対し、その進捗や使途の見える化を図っていくことが重要と考えますが、観光振興税の導入に当たっての問題意識と、この新たな財源をもって疲弊した観光地を再生させ、地方創生を断行していく覚悟をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、県内市町村の行政サービス提供体制の維持、適正化を図るにはどうすればよいと考えるかという御質問でございます。

人口が急速に減少する中、本県はとりわけ小規模な町村が多いという県でありますので、個々の市町村に限られた人材、財源で様々な行政運営を行っていくには限界があるのではないかというふうに思っております。

今般、人口戦略を策定するに当たりましては、地域振興局長が各市町村長の皆さんにヒアリングを行わせていただきました。市町村長の皆様方からは、いろいろな問題提起がありました。専門技術職員の不足、公共施設の老朽化、道路、上下水道等公共インフラの維持管理の負担が大きいなど、様々な行政サービス提供体制の維持に向けた課題があるというふうに受け止めております。

こうした課題に対応していくためには、市町村間、そして県も含めた広域的な連携補完、こうしたことをこれまで以上に進めていくことが有効ではないかというふうに考えております。例えば、県も参加する方式による広域連合の強化、また、既に取り組んでおりますが、公平委員会などだけではなく幅広い分野における機関の共同設置、また、県による事務の受託や代替執行、こうした様々な方策の中から地域の実情に応じた最適な対応策を講じていくことが必要だというふうに考えております。

県としても、こうした市町村間や県も含めた連携補完の体制づくりを市町村の皆さんとしっかり協議することによって行政サービス提供体制の最適化を進めていかなければいけないというふうに考えております。

続きまして、木曾地域の自治体の行政サービス提供体制の維持、最適化についてどう対応していくのかという御質問でございます。

木曾地域は、御質問にもありましたように、長野県内の広域圏では唯一町と村のみで構成されている地域であります。定住自立圏や連携中枢都市圏等、国の広域連携支援制度の要件を満たさない地域になっておりますので、県としては、ほかの地域とは異なる対策、対応が必要だというふうに考えております。

これまでも、移住促進やインバウンド観光推進など、圏域の町村が連携して実施する事業に対して交付金を交付しておりますほか、木曾地域振興局には広域連携推進幹を配置させていた

だき、地域公共交通の計画策定をはじめ広域内の連携を支援させていただいているところでございます。

一方、人口減少のさらなる進展によりまして、県としても、市町村への個別の支援、垂直補完等を行うには人的、財源的にも限界がある中で、今後も木曾地域の行政サービス提供体制を持続可能なものとしていくためには、町村の自主性を尊重しつつも、これまでの広域への支援をさらに深化させ、効率的で効果的な対応に転換していくことが有効だと考えております。

そういう意味では、県内で唯一中心市がない地域であるということを念頭に、町村への職員派遣等、地域への有為な人材の配置に引き続き意を用いていきたいというふうに考えておりますし、例えば、県が広域連合に参加し、県、町村が共同で取り組める事務を一体的に実施するなど、従来よりもさらに踏み込んだ県、市町村の連携策を検討していきたいと考えております。

最後に、観光振興税の導入に当たっての問題意識と、この財源を活用して地方創生を断行していく覚悟という御質問でございます。

観光振興は、長野県にとって非常に重要なテーマであるというふうに考えております。ただ、人口減少が進む地域にあっては、担い手不足等、地域資源を十分に生かし切れないという課題もございます。そういう意味で、今回の観光振興財源は、観光で訪れていただく方、長野県に宿泊をされる方にも一定の御負担をいただくというものでございます。

今回の観光振興税制度は、市町村と協調して観光振興に取り組もうという思いの制度設計にさせていただいております。税のおおむね半分は市町村に交付金として交付させていただく形になりますので、それぞれの地域の持つ個性、強みを最大限生かした観光地づくりを進めていただくことが可能になるというふうに思っております。

また、県としても、インバウンド需要を取り込むための海外での認知度向上や二次交通の充実等、観光客の利便性向上の取組等にも今後一層力を入れていきたいというふうに考えております。

こうしたことを通じて、観光資源に恵まれた地域が持つポテンシャルを最大限に生かしていただくことができるように応援していきたいと考えております。観光振興税を導入することができれば、こうした観光地の振興、発展のため、様々な政策を推進することが可能になると思っております。特に、観光産業のウエートが高い地域においては、地域経済の発展、定住促進という観点でも有意義なものになり得るというふうに考えております。

地方創生という観点もしっかり念頭に置きながら、この観光振興に引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には長野県の新たな観光振興財源について五つの御質問でございます。

まず、県として最優先に取り組むべきことについてでございますけれども、観光振興財源の検討に当たりましては、昨年度開催いたしました観光振興審議会の観光振興財源検討部会におきまして、優先すべき事業といたしまして、二次交通の充実や観光産業の人手不足対策、高付加価値化に向けた取組の必要性などが課題として挙げられました。

また、知事の議案説明要旨でも触れておりますけれども、旅行代理店が実施した旅行満足度調査におきましても、観光地へのアクセスが課題の一つとして示されております。

人口減少をはじめ、インバウンドの増加や国内旅行者の高齢化、若年層の車離れなどの状況を踏まえ、県として最優先で取り組むべき課題として、二次交通の充実をはじめとした観光客の移動の利便性向上、さらには観光DXの推進によります観光産業の生産性向上、高付加価値化などを考えているところでございます。

次に、1泊300円の根拠と財源の規模ということでございます。

観光振興財源の規模につきましては、こちらも観光振興審議会の答申におきまして、他の自治体の財源確保の例などを踏まえ、おおむね30億円から50億円と示されたところでございます。

この答申を踏まえ、県といたしまして観光振興税の検討を重ねてきたわけでございますけれども、現時点では、世界水準の山岳高原観光地づくりに必要となる観光コンテンツの充実や受入れ環境の整備などに係る事業費を算出し、1年当たり約50億円と見込んでおります。

また、宿泊税を導入あるいは検討している自治体の税率や事業規模、さらには、本県の延べ宿泊者数などを総合的に勘案いたしまして、観光客に御負担をいただく額として300円としたところでございます。その結果といたしまして、税収規模は45億円程度になると試算しております。

次に、財源を活用した観光客の利便性向上の取組についてでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおりでございますけれども、観光客の移動の利便性の向上は優先して取り組むべきことの一つと考えております。

本年6月、長野県では長野県地域公共交通計画を策定しておりますけれども、この中におきましても、観光のために必要な移動の保証が位置づけられており、その実現に向けまして官民を挙げて取り組むこととしております。

こうした状況から、観光振興財源を活用した取組といたしまして、現時点におきましては、観光客にとって利便性の高いバス路線の新設など、観光地への移動手段の確保をはじめといたしまして、公共交通機関におけるキャッシュレス化の推進や観光MaaSの実装に向けた取組

のほか、タクシーの活用など地域の実情に応じた市町村の取組支援を想定しているところがございます。

それから、独自に課税を検討している市町村との調整という御質問も頂戴しております。

独自に課税を検討している市町村につきましては、観光振興審議会の答申におきましても、納税の負担感や事業者の事務負担の増大への懸念から、県税を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やすなどの調整が求められていたところがございます。このため、県といたしましては、独自に課税を検討している市町村との間で意見交換などを行いまして、市町村が独自に課税を行う場合は県税額を150円に引き下げることとしております。

今後、具体的な徴収方法などについて調整を行う必要がございますので、五つの市町村と引き続き意思疎通を図りまして対応の方向性を共有することで、納税者や宿泊事業者の負担軽減に努めたいと考えております。

それから、税の活用分野や用途に関するルール化ということでも御質問を頂戴しておりますけれども、納税者や宿泊事業者の皆様にとりまして、県税、市町村税を問わず、その用途について納得いただくことが重要であると考えておりまして、県と市町村が一体となって共通の方向性で施策に取り組むことが重要なことと認識しております。

このため、税の導入後の具体的な用途を示す観光ビジョン（仮称）の策定や毎年度の用途の検証に当たりましては、独自に課税する市町村の皆様にも参加していただくことを考えておりまして、情報共有を図りながら県と市町村の施策の相乗効果が発揮できるよう取り組んでまいりたいと思います。

最後に、新たに滞在型観光を目指す地域に対する支援ということもございますが、観光振興税を活用した取組は、御負担いただく方に対して税の導入効果を実感いただけるよう、施策地域について極力重点化して実施する必要があると考えております。加えまして、長期滞在や県内周遊の促進も観光振興に当たりましては重要な取組でございます。宿泊施設が少ないものの多くの方が訪れる観光地はもとより、新たな拠点の形成に対する支援も必要であるというふうに認識しております。

このため、市町村交付金の一部を重点交付金として、広域的な視点を持って計画的に取り組む市町村の施策を支援することによりまして、新たな観光地域づくりを推進するとともに、交付金の算定に当たりまして周遊実績も踏まえることなどを想定しておるところでございます。また、県で実施する事業におきましても、観光コンテンツの充実に資する取組や広域DMOへの支援など、広域的、戦略的な計画による取組の重点的な支援について検討してまいります。

以上でございます。

〔30番大畑俊隆君登壇〕



○30番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。中山間地域に小規模な自治体を抱える本県において、今後さらに人口減少が進む中、その行政サービス維持に不安を覚えている地域住民の声は大きいものがあります。

よって、県として、今後、自治体の主体性を重んじつつも、圏域の一体的かつ最適な行政サービスの在り方や、広域連携による圏域の地域活力を引き出していくことなど、各圏域における県の役割がますます重要になってくるものと考えます。

よって、この人口減少下にあって、県民に対し最適な行政サービスの提供体制を構築し、新たな観光振興財源を活用し、地域経済のさらなる発展に力を注いでいただくことを切にお願いして、一切の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）通告に従い順次質問をいたします。

初めに、人口減少対策に係る県民対話の成果について3点お聞きします。

今年2月に策定した少子化・人口減少対策戦略方針を基に、知事を中心として県内各地で短期間に集中して行われた意見交換は140回を数え、二千数百人が参加したということです。ここに至る対話作業は大規模で、サーキット、キャラバンのような過密日程だと振り返り、関係された方々、何より企画、実行に携わった職員の皆様には、暑い時期によく行動して下さったことに敬意を表するものです。

まず、知事に、この意見交換の成果として県民に伝えるとしたらどのようなことか、伺います。今定例会初日の知事提案にありましたが、できるだけ簡潔、端的に分かりやすく述べられるよう希望します。

さて、精力的に重ねられた意見交換から抽出されたアイデアや意見を束ねてベースとし、次のステップは県民会議の立ち上げとなっていると認識しています。9月18日に開催された人口減少対策を進めるための県民会議準備会合において戦略骨子案が示され、その中には、2050年のありたい姿として、価値観の転換を図ることを取組の方針に立てました。なぜ25年後なのでしょう。四半世紀プラス1年先とは、自分の年齢を数えても82歳、我が子たちは今の私のような年頃になるのです。今ある価値観の転換を望むものではありませんが、そのときを2050年に照準と定めた理由について、説明を中村企画振興部長にお願いします。

ところで、県民会議は、県民との意見交換の相手先である各種団体の代表らで構成し、スタートしています。県民対話のうち私が傍聴したある会場での意見交換は、成功体験を持つ方々の知恵出しの印象が強かったです。そのグループのお一人が県民会議に加わっていて、集団性としてのカラーが固定化しているように私には思えました。

もちろん、対話は全ての県民の声とはいきませんし、対話で表明された意見や要望も部分的なものでしょう。が、意見交換した先の団体リストを見るに、選ばれし組織やグループ、団体といった感じで、子供・若者の意見を集めるとするなら、親と離れて生活している子供や若者、それを見守り成長を手助けする人たちをはじめとし、あらゆる立場、多様性を意識した上で選考、決定したのか。生きづらさや困難を抱えた人たち、サイレントマジョリティー、声なき声への配慮はあったのでしょうか。この点について知事に所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には人口減少対策についての意見交換について2点御質問をいただきました。

まず、意見交換の成果ということでありますけれども、今回の意見交換は、もちろん県民の皆様方の意見をお伺いするというのも重要であります。それと同時に、人口減少という事実認識をしっかりと県民の皆様方と共有していくことがまず重要だったというふうに思っております。

それと併せまして、提案説明で申し上げたように、私としても新しい気づきがありました。加えて、これまでこうしたことが重要ではないかというふうに想定していたことに対して改めて重要性を再確認する機会になりました。そういう意味では、県組織全体においても、新たな気づきと、私たちが取り組んでいく方向性の確認につながる対話であったと考えております。簡潔にということでもありますので、この程度にさせていただきたいと思えます。

それから、声なき声への配慮ということもございますけれども、今回は本当に様々な皆さんと対話をいたしました。高島議員が参加されたのはどういう方たちとの対話がよく分かりませんが、例えば、児童養護施設に入っている方であったり、奨学金を受給されている方であったり、高校生や大学生、子育て中の女性の皆さん、外国人の方も含めて様々な皆さんと対話をさせていただきました。

もとより限られた時間の対話でありますので、これで十分に県民の皆さんの声を反映したのかと言われれば、必ずしもそうではない部分もあるというふうに思います。ただ、この人口戦略を取りまとめていくに当たっては、様々な分野の様々な課題や悩み、そして夢や希望、こうしたことをお持ちの皆様方の声を聞かせていただくことができたものというふうに考えております。

こうしたことを踏まえて、しっかりと人口戦略の案を取りまとめていきたいというふうに思っておりますが、今、県民の皆様方の意見をホームページで募集をさせていただいているところでもございます。引き続き県民の皆様方の代表者であります県議会の皆様方の御意見もお伺いしながら、幅広い県民の皆様方に共感、共有いただける戦略、そして、これは行政だけで

実行する戦略ではありませんので、同じ方向を向いて多くの皆さんと共に実現できる、そうした戦略になるようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には人口戦略で2050年を照準に定めた理由について御質問をいただきました。

これまでに経験したことのない人口減少に起因する様々な問題を乗り越えていくためには、これまでの常識にとらわれずに未来を創造していくことが必要と考えております。そのためには、少し遠い未来のありたい姿からバックキャストイングをして、今から取り組まなければいけないことを明確にして、しっかりと政策のかじを切ることが必要であります。そのために、今の子供たちが社会で活躍する時期であり、かつ、本県の人口が、何もしなければピーク時より3割減少する2050年を照準に定めたところでございます。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）対話の選考や決定、取組は、様々な属性を相手先とするため、実施要項のようなルールを定めるべきだったのではないかと今もって感じるところで、県民会議の進め方においては多様性が反映されるよう求めます。

昨日までの県民対話の開催数140回について、93回は公開されているものの、47回は非公開と分かりました。実に33%が先方の事情などで団体名や日時、会場は不明です。

また、93回のうち3回分は県の三つの審議会や協議会がカウントされていますが、それらの会合では、人口戦略について意見交換を行うといったアナウンスはなかったと出席の各委員からお聞きしました。実績づくりの焦りから回数を多くしてはいないかと残念に感じます。これらについては委員会で引き続きただしてもらうことにします。

2050年のあるべき姿について御答弁いただきました。今の若者たちは、その未来到来のときにどう受け止めるのか。2050年の未来を誰が約束できるのか。そのときに若者世代はこう言うかもしれません。あのときにあれこれ議論、検討した計画や、僕ら、私らの生き方まで決めたとは。そのときは若手だったのかもしれないけれども、今年寄りになっている人たちから将来を決定されたくなかった。ダサ過ぎる。今を生きる俺たちに任せると。2050年はいつかではなくて、今この瞬間からが大事とあえて申し添え、次の質問に移ります。

かえるプロジェクトについて渡辺部長に2点お尋ねします。

県職員の仕事のやり方や職場、組織風土を見直そうとスタートしたかえるプロジェクトは、現在どのように動いていますか。立ち上げから現在までに達成できた項目も併せてお聞きします。

2点目。かえるプロジェクトは、その取組をまとめた資料を見ると、相当数の文章や言語が盛られ、計画表はチャートのように整えられています。一つの隙間もないがちがちに固まった進行表の様相ですが、組織とて人の集団です。状況変化に応じて、うまくいかないこと、課題とされること、または予想より早い段階で改善されるなど、構成している取組、プログラムの達成度合いに差が出るかもしれません。

モニタリング会議を年に4回実施するということですが、この中で指摘なり意見が出て、検討などが行われたり、見直すこともあるのでしょうか。現在の見取り図上において実際に進めていけば、各取組の完成、到達点が変わる可能性もあり、柔軟に取組方法を変更するなどして追求することも重要で、計画どおりにならないことを受け入れる、それこそが変わるためのプロジェクトの意義かとも考えます。

そこで、お聞きします。プロジェクトのそれぞれの取組において、進捗状況に差が出たり、当初の見込みと異なる結果も想定されたりします。それらの可能性に対して取組方法を変更することも必要だと考えます。渡辺部長、いかがでしょうか。

今年2月、同プロジェクトのしごと改革について検討したチームの提言の中から、レクが長時間労働の一因であると口頭で指摘されました。これを受けて、3月下旬の部局長会議では、実現に向けた取組の公表を行ったわけですが、その取組がどれだけ共有されて、長時間レクの改善に寄与したのか。半年を経た今、明らかではありません。

また、かえるプロジェクトの取組の資料が細か過ぎて、これを全ての職員や共に仕事をする私たち議員も理解するのは容易ではないと感じています。かえるプロジェクトに積極的に関わっている人や分かっている人だけの取組にならない工夫が必要ではないでしょうか。

また、当初計画のとおりに行進しなくても、もっと平易なマップにすることを含め、時々で補正しながら改善していくことも、本当に変えたいのであれば受け入れるべきかと考えます。今後の取組方法の変更可能性について渡辺部長にお聞きしたいと思います。

さて、私は、2月定例会において、このかえるプロジェクトについて知事にお聞きしておりました。昨日のグレート無茶議員の質問答弁に、褒めるという言葉のやりとりがありました。知事は、その2月定例会の答弁で、褒める文化が少ないと既におっしゃっていました。私も厳しいことを言うことが多いので反省しなければいけないと思いますが、やはりいいことをやったらしっかり褒めるということが組織全体では必要ではないかと述べておられます。

あわせて、スタンバイ時間、待機時間も長い。多分知事レクもそうだと思いますし、議会対応もそうだと思いますが、いろいろところで職員が待機しなければいけない時間が多い。そのとおりで、議会も含めて時間の管理がよくないということで、改めて肝に銘じ、一緒に考え、行動して、改善しなければと思います。

質問の3点目としまして、これらを踏まえ、以下のことに対しての知事の所見を伺いたいと思います。

始業や開始時間、集合時刻には正確さが求められ、遅刻厳禁。始まり時間の時間厳守を美德とする。一方で、長時間の会議や打合せ、レクなどに見られる終わりの時間に対するルーズさ。時間外労働が慣例的に許され、結果、私的な時間や生活を圧迫し、犠牲にするのもいとわない悪しき習慣、システムの弊害が日本の欠点であると、グローバル社会になって度々指摘されております。これについて知事はどうお考えになりますか。

引き続き、県組織のリスクマネジメントについて総務部長と知事にお聞きします。一人一人の職員の健康を保ち、良好な人間関係を築いて、仕事面で信頼し合える職場環境をとの思いからです。

質問の一つ目、仕事のやりがいについて。

若手だけでなく、熟練者やベテラン職員でも同じような悩みを抱えている場合があります。新たな志を持って仕事ができるように連続10日休暇の取得促進や、外部での研修への参加など、リフレッシュする仕組みを充実させるべきと考えるが、いかがでしょうか。

二つ目に、心理的安全性を県庁内の誰もが享受するためにどのような取組を行っているのか、現状と課題をお聞きしたいと思います。

三つ目に、上司たる管理職層のリーダーシップと共に意識改革も必要であり、心理的安全性を高めるためにアサーションやアンガーマネジメントの研修を取り入れてほしいと思います。安心して働ける、また、人に優しい長野県を目指すためにも、まずは県庁及び県職員から率先し、より有効と思われる実践的な知識やスキルを取得して庁内の職場環境改善を進めるべきと考えますが、御所見を。以上3点、総務部長に伺います。

最後となりますが、今年8月に処分が公表されましたハラスメント案件についてお聞きします。

パワハラとの認定を下されたことは、重大かつまれなこととあります。公益通報により処分に至ったことに対して、知事はどのように受け止めていますか。

また、ここまでの質問に重ねて、心理的安全性を向上させるために知事としてどのような取組を進めるべきと考えるかをお聞かせ願います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく2項目についてお尋ねを頂戴しております。順次お答えいたします。

最初に、かえるプロジェクトについて2点のお尋ねをいただいております。

まず、かえるプロジェクトの進捗状況でございます。

今年3月、若手、幹部職員で構成する検討メンバーからの提言を受け、庁内横断的な10のプロジェクトチームで検討を進め、先ほどもお話がありましたが、3か月に一度、進捗会議、モニタリング等を開催して状況を確認しているところでございます。

その中で、例えばフリーアドレス化などのオフィス環境の整備、心理的安全性向上のための研修の実施などが計画どおりに進んでいる一方で、仕事の減量化など、目に見える成果を早く出してほしいといった意見が出されているテーマもあるところでございます。

また、職員一体で取り組む重点アクションの進捗調査では、上司への説明、いわゆるレクの勤務時間内の徹底が97.7%達成できていると。レクのペーパーレス化の徹底は76.3%など、一定の進捗が見られるものの、定着に向けて継続的な取組が必要と考えております。引き続き進捗状況を定期的に把握、可視化し、各種取組を加速させてまいります。

次に、取組方法の変更など柔軟な対応が必要ではないかとお尋ねでございます。

プロジェクトを進める中で当初の想定とは異なる課題が生じることもあり、職員の意見等を踏まえ、柔軟に対応していく必要があると認識しております。このため、先ほど申し上げました検討メンバーも参加した進捗会議を開催し、現状や成果について共有するとともに、課題解消のためアイデア、アドバイスを頂戴しながら取り組んでいるところでございます。

例えば、職員の専門性向上のための人事制度改革において具体的な取組を示す中で、職員との直接対話や職員アンケートの実施などで疑問に答え、また、提案も取り入れ、必要な見直しを加えながら進めているところでございます。引き続き検討メンバー、また職員、外部有識者などの意見を丁寧に、また柔軟にお聞きしながら、成果が上がるよう取り組んでまいります。

次に、大きな項目の二つ目、リスクマネジメントについて3点お尋ねをいただいております。

リフレッシュする仕組みの充実ということでございます。

職員自らが仕事にやりがいを感じ、前向きに取り組む上でも、休暇を取得しやすい環境の整備や職場を離れて研修等へ参加することなどは重要と考えております。このため、職員の休暇については、10日以上連続する年次休暇等の取得や年間15日以上取得を推奨しているところでございます。また、来年度からは、フレックスタイムの導入により、職員の休暇や勤務時間の選択の幅を広げていく予定でございます。

研修につきましては、対象年齢の拡大などキャリアデザイン研修を強化するとともに、自己啓発支援制度において資格取得や大学院修学、職員による調査研究を行う海外自主研修など新たな挑戦により仕事への情熱ややりがいが高まるよう取り組んでいるところでございます。今後ともこうした取組の周知の強化を図るとともに、効果的な取組策を検討してまいります。

次に、心理的安全性向上に関する一つ目として、取組の現状と課題、二つ目として、管理職

の研修の充実による職場環境の改善について併せてお答え申し上げます。

今年度、心理的安全性向上プロジェクトチームにおきまして、研修開催をはじめ、各種取組を進めているところでございます。具体的には、既に選択制として実施しているアンガーマネジメント研修に加え、今年度新たに相手も尊重するアサーションスキルを含む心理的安全性向上に関する研修を、課室長、新任係長等を対象に実施しております。

課題といたしましては、こうして学んだ心理的安全性というものを日々の業務において実践的な行動につなげていくことが必要と考えております。このため、今年度から職場環境の現状を可視化する調査を実施し、調査結果を踏まえて、上司と部下など職場内で対話をし、改善を行う仕組みも導入いたしました。また、定期的に調査を行うことにより、職場における進捗度合いも見ながら改善ができるよう工夫をしているところでございます。引き続き効果的な研修も検討しながら、職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず1点目でありますけれども、私的な時間等を圧迫しながら働かなければいけない日本のシステムの欠陥ということが指摘されているけれども、これについてどう考えるかという御質問であります。

今、人口戦略で、働くことと家庭生活や育児をどう両立させるかということが中心的なテーマになっておりますけれども、まさにいろいろな課題のベースとなっているのが実は働き方の問題だというふうに思っております。

そういう意味では、私たち長野県組織としても、これは県組織の問題という観点だけではなく、広く社会構造を変えていくという観点も持ちながらしっかり改革に取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

県としても、これまで、時間外勤務の縮減に向けて組織としての取組を行ってまいりました。サービス残業をなくそうということで、職員のパソコンのログ情報を活用して時間外勤務を客観的に把握するという形にさせていただき、その上で、時間外勤務が多い職員については、業務の平準化等にマネジメント層がしっかり対応するというも行っております。また、部局ごとの時間外勤務の状況を政策会議で共有して、それぞれの部局での改革、改善につなげてきているところでございます。

かえるプロジェクトにおきましては、重点アクションとして、上司への説明、いわゆるレク時間を勤務時間内に行うこととさせていただいておきまして、私に対するレクもほとんど勤務時間内に行えるようになってきています。まだ一部例外があっても大変申し訳ないのですけれど

も、こうした取組の成果もあり、今年の4月から6月の職員1人当たりの月平均の時間外勤務の実績は、前年度に比べますと約1割、正確には9%減という状況であります。

引き続き職員の働き方改革、会議の見直しや時間外勤務の縮減について、かえるプロジェクトの一環としてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、公益通報によるハラスメント案件の受け止めについてという御質問でございます。

8月にパワーハラスメントを理由として懲戒処分を行った事案は、以前から注意、指導を行うなどの対応を組織として行ってきたにもかかわらず、結果として公益通報に至ったということについては重く受け止めているところであります。真摯にこのことを反省し、職員の意識や組織の風土改革につなげていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

心理的安全性の向上に向けてどう取組を進めるべきかという御質問でございます。

職員のモチベーションを上げていく上でも、まさにいろいろな組織上のミスをなくしていくためにも、様々な観点からこの心理的安全性の向上、各職員が自分の考え方や意見などを組織のメンバー誰とでも率直に言い合えるような状況をつくっていくということは大変重要だというふうに思っております。

そういう意味で、今回、かえるプロジェクトの中でも、この心理的安全性の向上について職員からも問題提起をしていただいているところでございます。提案いただいた内容は、心理的安全性の研修をしっかりとしてほしいと。課室長のマネジメントスキルアップの研修の中で、こうした心理的安全性を学ぶ機会をしっかりと設けるべきだと。

さらには、組織の中で様々な情報をしっかりと共有できるようにすること。さらには、縦、横、斜めの関係性、ななメンターという提言でありましたけれども、上下関係だけではなくて斜めの関係性も組織の中に構築できるようにしてほしいと。さらには、心理的安全性の実態の調査を行ってほしいという意見をいただいています。

組織としても、この心理的安全性向上のコミュニケーション研修、心理的安全性を含む新たな職場環境調査の実施に着手しているところでございます。引き続きこのかえるプロジェクトの中でもこうした職員の声、思いをしっかりと踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

先ほど、取組が硬直的ではないかということが御質問の中にありましたけれども、決して硬直的にするつもりはありません。むしろ、どんどん現場の職員に声を上げてもらえるようにしていくことが大変重要だというふうに考えております。

この心理的安全性を向上させるという観点でも、組織内の意識合わせや、いろいろな課題を感じたときに、ハードルが高くなく、容易に声を出せるような仕組みづくりが重要だというふ



うに考えております。これについては、担当セクションで具体的な検討を行うように指示させていただいたところであり、これまでの長野県の取組を振り返りますと、やはり徹底していくことが十分できていなかった。多くの職員に考え方や思いを広げていく、熱量を広げていく、このことも重要でありますので、こうした両面から組織風土改革、かえるプロジェクトがしっかりとした成果を上げられるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）かえるプロジェクトは、この事業自体が目的化しないことに注意を払っていただきたいと思います。

ハラスメント案件が処分に至ったきっかけは公益通報ですが、仕事や組織風土改革としてのかえプロ進行中に既に起こり、認知されており、発表や報道された内容からも、気づきながら、知りながら、度々注意や指摘が行われたにもかかわらず改善しなかった。しかるべき手続に踏み出せなかった。変えるためにかえプロが立ち上げられ、様々に検討され、動きつつあった中で、ハラスメント案件に対し自律的に正面から向き合えなかった。これは、庁内における危機意識の欠如というほかないと言えます。

資源である人、職員を消耗、疲弊させることなく、県政の遂行に知事が務められますようお願いして、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。能登半島地震から9か月。復旧・復興の道半ばで、先月、豪雨災害による孤立が再び発生しました。この災害によって亡くなられた方々に対しまして心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げ、災害からの復旧や復興が一日も早く進むことを願っております。

それでは、安全・安心な暮らしの実現について質問させていただきます。

まず、避難所において期待される行政サービスの在り方についてですが、避難所等においては、過去の教訓も踏まえ、被災者の不安を取り除くための様々な取組が行われるようになっております。

その中には、女性や子供などの安全を考えたデリケートな対応も必要になってきます。被災された女性の声を聞きますと、特に身体に関わる相談は誰にでもできるものではないとのことで、状況に配慮し、言い出せずに飲み込むこともあるようです。

さて、こうした女性の気持ちを思いやり、特にのぞきなどの性犯罪が発生しないよう、抑止に力を入れていくことが重要だと考えます。避難所運営スタッフらとの連携も必要になってく

る中、警察としてどのように取り組んでいるのか。また、警察に期待される役割として、女性警察官の活動も含めた現状と今後の方向性を警察本部長に伺います。

能登半島地震では、トイレやお風呂といったサニタリースペースの衛生確保や乳幼児への配慮など、避難所の運営面でも多くの課題があったと認識しております。災害弱者である女性や子供に優しい避難所は、全ての人にとっても生活しやすい環境であり、女性をはじめ様々な視点に基づいた運営の在り方を検討する必要があると考えますが、県のこれまでの取組と課題認識、今後の方向性を伺います。

前は、中山間地域への情報提供の在り方について質問しましたが、中山間地域が多い本県において、孤立する可能性の高い集落は非常に多く、災害時における孤立の早期解消と物資やライフラインの維持が重要な課題と考えます。こうした地理的特性を踏まえた県の取組について、以上2点を危機管理部長に伺います。

次に、アンダーパスの水害対策について質問します。

今年8月、松本空港に隣接した県道松本平広域公園線のアンダーパス部が冠水し、乗用車4台が水没するなどの被害に見舞われました。近年、スポット的な集中豪雨が発生するようになり、思わぬ道路の遮断が交通機能の麻痺や衝突事故などの二次被害を引き起こす懸念があります。本県のアンダーパスの現状と対策を伺います。

JR南松本駅踏切交差点の道路立体化工事においてもアンダーパスの整備が計画されています。この交差点は大変な交通量が予想されることから、近年の集中豪雨の傾向を踏まえた対策が必要と考えます。以上、建設部長に見解を伺います。

高速道路における事故多発区域への対応について質問します。

今年5月から工事区間が設けられている岡谷ジャンクション付近では、渋滞に加えて交通事故が多発しており、先日は死亡事故も発生しました。一たび事故が起こると、当事者の問題だけでなく、数時間の停滞や渋滞が発生し、県民生活への影響も相当大きいと認識しています。

この区間の前年との件数比較と見解及びこの区間の事故が多発する要因をどのように分析しているのでしょうか。こうした事態に対してどのような措置が取られてきたのでしょうか。今回の現状を踏まえて、今後の工事区間へどう生かしていくのでしょうか。以上、警察本部長に伺います。

次に、米不足、価格高騰への対応について質問します。

今でこそ少しずつ落ち着きを取り戻してきているものの、つい先日まで店頭の陳列棚から米がなくなり、県民生活に不安と混乱が生じました。長野県は、米の生産量が47都道府県中常に12位、13位という上位におり、まさかそんな本県の店頭からも米がなくなるとは想像しておりませんでした。

また、米の価格はこれまでより上昇し、昨日の荒井議員への答弁では、コロナ前と同水準と  
のことですが、近年課題となっている県民のエンゲル係数の上昇に拍車をかけているのではな  
いかと心配もしております。米農家の収益に還元されているならばまだしも、インターネット  
上では高価格で転売され、問題となりました。

そこで、米の不足感が生じた要因を県としてどう分析しているのか。今回の事案を踏まえ、  
米不足を生じさせないよう生産サイドとしての対策を県としてどう考えているのか。また、安  
定した生産には安定した消費が欠かせないと考えますが、消費を促す県の取組はどうか。  
それぞれ農政部長にお伺いします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には、大きく分けて災害発生時の避難所等における取組と高  
速道路における交通事故について2点御質問をいただきました。

まず、災害発生時の避難所等における警察の取組及び女性警察官の活動を含めた現状と今後  
の方向性についての御質問についてお答えいたします。

警察では、災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、県や市町村、消防をはじめとす  
る関係機関と連携しながら、災害の規模、被害状況に応じて、情報の収集、避難誘導、交通規  
制、被災者の救出救助、被災地警戒等の諸対策を迅速に実施しているところであります。

警察では、被災地における犯罪の防止等のため、パトロール等警戒活動を実施していますが、  
避難所において犯罪を防止するための対策として、警察官の巡回、立ち寄り等による警戒活動  
や、避難者から直接要望を聴取したり各種相談に対応する活動を行っています。

また、避難所には多くの高齢者や女性、子供も避難していることから、女性の視点や特性を  
生かすことも大切であると考え、女性警察官を積極的に派遣して、様々なニーズにお応えでき  
るよう配慮しているところであります。令和元年東日本台風災害や平成18年7月の岡谷市等  
における豪雨災害でも、多くの女性警察官を避難所等に派遣して各種活動を行いました。県警察  
といたしましては、引き続き災害対処能力の向上を図るとともに、被災者の心情に寄り添った  
活動に配慮してまいります。

続きまして、岡谷ジャンクション付近で発生した交通事故の発生状況等3点についての御質  
問にお答えいたします。

まず1点目の岡谷ジャンクション付近における交通事故の発生状況等についてお答えいたし  
ます。

岡谷ジャンクション付近では、本年5月7日から7月26日までの間と、8月19日から11月29  
日までの間の予定でリニューアル工事が行われています。この工事期間内における岡谷ジャン  
クション付近での交通事故の発生状況につきましては、本年8月31日現在の数字でございます

が、人身交通事故が9件、物件交通事故が36件発生しております。

これらの交通事故が発生した場所と同じ範囲内で前年の同期間の交通事故発生状況について確認したところ、人身交通事故が1件、物件交通事故が13件発生しておりますので、比較いたしますと、人身交通事故が8件、物件交通事故が23件それぞれ増加しているということになります。

本年、工事期間内に岡谷ジャンクション付近において発生した人身事故については、全て追突事故であり、物件交通事故については、36件のうち21件が追突事故、8件が単独事故、7件がその他の事故となっております。

このように、発生している事故の多くが前方の車に後方から衝突する追突事故でありまして、原因は、進路の前方をよく見ていない安全不確認や前方不注視です。前方の安全不確認や前方不注視の理由につきましても、様々な要因もあると思われませんが、工事規制による渋滞により低速走行になる車両との速度差が交通事故の発生要因の一つであると捉えています。よって、これらの事故を防止するため、高速道路を運転するドライバーに対し、基本的なルールである進路の安全確認の徹底と、道路状況、交通量に応じた適正な速度の遵守を広報、周知しているところです。

続きまして、2点目の警察が行った交通事故防止対策についてお答えします。

まず、岡谷ジャンクション付近の交通規制についてであります。道路管理者であるNEXCO中日本から道路交通法の規定に基づく道路工事に係る事前協議を受けまして、交通管理者として安全対策上必要な条件を付すとともに、工事区間において高速道路交通警察隊長による最高速度規制、追越し禁止の交通規制を実施しております。

そして、工事開始後は、交通事故の発生に応じて長野県警公式Xを通じて注意喚起のメッセージを投稿し、情報提供をしているほか、岡谷ジャンクション付近で発生した重大な交通事故を受け、高速道路を管理しているNEXCO中日本に対してさらなる交通事故抑止対策と注意喚起のため、上下線で約40枚の情報板の設置と、サインカー2台の配置を要請しました。引き続きNEXCO中日本と連携して交通事故防止対策に取り組んでまいります。

3点目の今後の交通事故防止対策についてでございますが、県警察といたしましては、引き続き警戒活動や交通取締りの強化を図るとともに、高速道路を利用するドライバーに対しては、進路の前方をよく見て安全確認を徹底することと、交通量に応じた適正な速度で走行することの重要性を広報、周知してまいります。また、当県の高速道路を管理するNEXCO中日本、NEXCO東日本に対しては、引き続き交通事故防止のために必要な要請や助言を行ってまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 私には地震災害について2点お尋ねをいただきました。

まず、多様な視点による避難所運営の在り方でございますけれども、県では、これまでも、地域防災計画において、女性や子供等への配慮に努めるよう定めているほか、市町村の皆様が実際に避難所運営をされるときに参考とするための避難所運営マニュアル策定指針というものがございしますが、ここでも具体的な事例を示して実践を呼びかけているところでございます。

一方で、御質問にありましたように、今回の能登半島地震では、災害規模が非常に大きかったということもありますが、全ての避難所でこうした取組が必ずしも行き届かなかったというような課題も浮き彫りになっているところでございます。

今回策定した地震防災対策強化アクションプランでは、今申し上げた課題も踏まえて改定するということがあります。より具体的には、重点項目として、高齢者、障がい者、子供、女性、外国人、それから性的マイノリティーの方などの皆様への配慮も掲げております。今申し上げた避難所運営マニュアル策定指針も、遅くとも来年度の前半までには改定していきたいというふうに思っております。

こういったものは、改定すれば終わりということではございません。県や市町村の避難訓練や避難所開設の研修なども行っておりますので、この改定の中身をぜひともそういったところに具体的に落とし込んで、実際に災害が起こったときにもきちっと運営ができるように準備をしまいたいというふうに考えております。

次に、孤立集落の早期解消、それから物資、ライフラインの維持の取組でございますが、県では、重要物流道路の整備や緊急輸送道路の強靱化のハード対策のほか、孤立の早期解消にも資する道路啓開計画の策定も進めているところでございます。

ただ、こうした対策を講じて孤立を完全に防ぐということは困難であることから、孤立発生に備えて、県民の皆様には、最低3日間、できる限り1週間分の物資備蓄を呼びかけるほか、県と市町村が一体となりまして、発生後速やかに連絡可能な情報通信手段の確保や、孤立発生3日までに物資配送をする体制の整備ということを整えることによって、情報と物資、二つの孤立解消に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

このほか、例えば小売業とか卸売業の事業者の方から、被害発生時に、日常生活用品や食料品を供給していただくという協定を既に締結しておりますので、そういった民間事業者との協力体制もさらに充実させていきたいというふうに思っております。

災害はいつ、どこで、どのように発生するか分かりません。こういった起きてはならない事態に備えましてアクションプランに掲げた取組や体制整備を確実に進めるとともに、関係団体

等との連携、訓練を重ねまして、災害に強い長野県づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私にはアンダーパスにおける水害対策の現状と対策に関するお尋ねをいただきました。

アンダーパス部など道路が冠水する可能性のある箇所は県内に123か所あり、このうち県が管理する箇所は23か所ございます。冠水対策としては、一定の水位に達した時点でアンダーパス部への車両の進入を防止するため、通行注意、または通行止めが表示される電光掲示板や、自然排水が不可能な箇所においては、たまった水が自動で排水される排水ポンプを設置しているところであります。また、同時にアンダーパスを管理する建設事務所や関係者に自動メールが送信され、バリケードなどによる通行止め措置を行うこととしております。

8月に発生した県道松本平広域公園線アンダーパス部の冠水は、排水ポンプの処理能力を上回る観測史上最大の1時間雨量により発生したものでありますが、冠水対策を行っていたものの、車両の進入を防げなかったことから、さらなる対策が必要と考えております。そのため、この箇所については、水深を表示する路面標示や、冠水発生時に自動で作動するエア遮断機の設置を予定しており、補正予算案として計上しているところであります。また、他のアンダーパス部においても順次冠水対策の強化を図ってまいります。

次に、JR南松本駅の南側にあります宮田前踏切のアンダーパス化における冠水対策についてのお尋ねでございます。

この事業は、交通渋滞の要因となっている踏切をアンダーパス化することにより交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るもので、これまでに設計が完了し、今年度工事を発注する予定です。今回のアンダーパスの設計においては、今年8月の松本での集中豪雨に対しても対応可能な能力を有する排水ポンプの設置を計画するとともに、万が一に備えて、他のアンダーパス部と同様に、電光掲示板やエア遮断機などを設置し、通行車両の進入を防ぐ措置を講じております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には米不足、価格高騰への対応について2点御質問をいただきました。

まず、米の不足感の要因についてのお尋ねです。

今回の一時的な米の不足感につきましては、昨年の猛暑で発生した高温障害による全国的な

品質低下の影響で供給量が減少した一方、インバウンドをはじめとする国内旅行者の増加による外食産業での需要や、輸入小麦の価格高騰に伴う米の値頃感により一般家庭での需要が増加し、想定より民間在庫量が少ない水準となったこと。加えて、民間在庫が最も少なくなる端境期において、南海トラフ地震の臨時情報や台風の接近に備えた米の購入の集中など、特殊な要因が重なって生じたものと捉えてございます。

次に、米不足を生じさせない生産上の対策と消費拡大についてのお尋ねです。

生産面では、全国や県内の需要動向を的確に見極め、需要に応じた適正生産を引き続き行っていくことは価格安定の観点からも重要と考えてございます。

今回の米の不足感の要因の一つが高温下での米の品質低下であったことから、温暖化の影響が懸念される状況下においても、品質や収量を低下させない栽培技術の普及や温暖化に適応した品質開発等を進め、安定供給を図ってまいります。

消費の拡大に向けては、テレビCMや県内スポーツイベントで長野米の消費を喚起するPR、御飯に合うおかずを製造する企業とタイアップしたキャンペーンや井物イベントとのコラボ等によるPRを県と関係団体で構成する協議会で行ってきているところでございます。

今後も、県産の農畜産物を積極的に購入する県民運動、しあわせバイ信州運動や、県産食材の価値を広くPRするおいしい信州ふーどの取組の中で様々な関係者と連携し、長野県産米の消費拡大を図ってまいります。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）女性目線の反映は柔軟に取り入れられるべきと考えますので、意思決定の敷居が高くないようお願いいたします。

また、女性目線が反映された取組などは、広く県民に知ってもらうことでさらによい方向性を引き出す議論につながると思いますので、積極的な周知をお願いしたいと思います。

サニタリースペースについては、例えばトイレは、数も重要ですが、どのように運用されていくのかという視点も欠かせません。小さな子供は、用を足すときに服を足元まで下げるので、床が汚れていると服まで汚れてしまいます。また、親がついていないと上手にできない子の場合、適切なスペースも必要になります。サニタリースペースに代表されるように、特に女性や子供の視点が欠かせないという領域もありますので、引き続き御検討をよろしく申し上げます。

中山間地域は、大人気のクラインガルテンなど、ふだん大都市に暮らす人たち、あるいは外国人観光客も訪れる場所となりつつあります。様々な背景を持つ避難層を視野に入れた対策の検討をお願いいたします。

アンダーパスについて、県の管轄では23か所とのこと。その土地の過去の災害の歴史を振り

返ると、震災が多いところもあれば水害が多いところもあります。今後の対策の参考としながら検討をお願いいたします。

高速道路の工事区間ですけれども、事故防止に向けてぜひ関係者と丁寧な話し合いを重ねていただくようお願いいたします。

米の販売促進について、おいしいおかずを売るという発想は重要な視点ですし、米粉など加工品の流通システムの構築といった選択肢もあります。信州ACEプロジェクトなど部局横断の連携も視野に入れた御検討をお願いいたします。

県道25号塩尻鍋割穂高線の道路整備について質問します。

この県道は、塩尻市から山形村、松本市を経て安曇野市までを結んでいますけれども、途中で空港や病院、国営公園などといった松本盆地西部の拠点を通る重要な路線です。しかし、交通量の割に道路が狭隘であったり、十分な歩道が確保されていなかったり、国道に分断されてスムーズな通行に支障を来すなどの課題も見受けられます。そこで、県として当路線をどのように位置づけているのか、お伺いします。

松本市は、令和5年3月に波田駅周辺整備基本計画を策定しました。これについては、以前も一般質問で取り上げましたが、基本計画策定を受け、波田小学校の通学路や新たな市立病院の整備が進められている波田駅周辺の交通安全対策についてどのような対策が講じられているか、お伺いします。

以上、建設部長に質問いたします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 県道25号、主要地方道塩尻鍋割穂高線の道路整備に関するお尋ねでございます。

当路線は、塩尻市広丘から松本市波田を經由し、安曇野市穂高に至る延長約41キロの幹線道路です。路線の一部は緊急輸送道路に指定されているほか、松本市内では日本アルプスサラダ街道、また安曇野市内では山麓線の愛称で親しまれ、松本西部地域において広域的に機能する重要路線と認識しております。これまでも、狭隘区間の解消や歩道の整備などを実施してきているところでございます。

また、令和5年3月に松本市が策定した波田駅周辺整備基本計画では、地元から要望のあった国道158号との変則交差点の解消のほか、波田小学校前の横断歩道橋の修繕や歩道拡幅が位置づけられました。このうち波田小学校前の横断歩道橋については、老朽化した桁や舗装の修繕工事に着手しており、今年度中に完了する予定です。

引き続き歩行者などの安全確保に向け、基本計画に位置づけられた事業について関係機関と調整を図りながら検討を進めてまいります。



以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）物理的にも文化的にも豊かに暮らせる環境として、公園や学校、病院、駅、空港などは極めて重要な施設となります。こうした拠点を通る県道25号の価値を改めて評価いただきまして、整備に向けてこれからも取り組んでいただきたいと要望し、私の今回の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時25分休憩

---

午後2時41分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。通告に従い質問いたします。公立中学校の部活動の地域移行について質問します。

成長期にある子供たちにとって、学業はもちろん大切なことですが、友人と共に目的を持って文化やスポーツなどの部活動に取り組むことは、子供の心身を育み、将来へ向けての可能性を大きく引き出すものであると考えております。

今は家族の協力を得て部活動以外の活動に取り組むお子さんも増えている時代ですので、一概に部活動のみを論じるというものではありませんが、それでもなお、多くの子供たちにとって、部活動を通して得た経験や感動などは子供の人生の支えになっていくものだろうと感じております。

少子化による生徒数の減少により部活動の存続が難しくなっている地域が増えています。生徒数が減少しているのに従来と同じだけの部活動の数を維持するというのがそもそも難しいのだと思う反面、さきにも述べましたように、部活動を通じた子供の成長の機会を大切にしたいことから、特にチーム活動などでは1校だけでは十分な人数を確保することが難しくなっており、複数の学校の合同チームで取り組むことや部活動を地域移行させることにより、地域と学校が一体となって中学生期の活動の場を創出していくという方向性は十分理解するものであります。

また、課題となっている教員の長時間労働の問題の側面から見ますと、部活動の指導や大会の引率などが教員の負担を増やし、本来の学業面での指導へのしわ寄せとなり得ることから、

部活動を地域のスポーツクラブや民間企業に移行し、地域の人材に指導を分担いただくことで、教員の負担軽減を図ることが期待されています。

このような背景から、部活動の地域移行推進に向けて、県教育委員会は、今年3月に長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針と長野県地域クラブ活動推進ガイドラインを策定し、休日の部活動については令和8年度末までの移行完了を目指していると聞いておりますが、課題が山積みであるとの認識に立ち、部活動の地域移行をどう解決しながら進めるのか、伺います。

地域移行の取組において、指導する種目に関する専門性の向上や地域との連携強化の担い手として部活動指導員制度が導入されています。実際にどの程度機能しているのか。現状における県内の部活動指導員の数、地域や指導可能な種目の分布、また、報酬はどのようになっているのか、課題と対策は何かを伺います。

次に、部活動の顧問と連携して技術的な指導等を行うため、子供たちと直接接触することの多い外部指導者、外部コーチについて伺います。

県内の公立中学校の部活動での指導において、残念ながらこの6月に不祥事が報じられました。教員資格を必須としない外部指導者においては、同様の不祥事を再発させないため、ハラスメントや安全管理の実践が求められますが、対策がどのようになっているのか、伺います。

県教育委員会は、休日の部活動において、令和8年度末までの移行完了を目指しているとのことですが、生徒にとっての望ましい在り方と教員の働き方改革という双方の観点も踏まえて、どのような姿が望ましいとお考えなのか、伺います。

部活動の地域移行においては、送迎、運営費などの運営面の課題があります。子供のスポーツ・文化芸術活動の振興、競技志向と楽しさの追求のバランスについても様々な意見があります。学習指導要領には、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるとありますが、具体的にどのように対応し、望ましい地域移行を実現していくのか、伺います。

また、地域によっては、民間でも部活動の地域移行を支援するケースや広域化の実証事業などの動きがありますが、地域資源の偏在がある前提の中で何とか取り組もうと検討が始まっているものと思料します。地域の課題を洗い出し、地域間の格差を生まないように対策していくことが必要ではないか、伺います。

最後に、部活動の円滑な地域移行を実現するため、県、市町村でそれぞれコーディネーターを配置し、情報収集や方向性の検討などに携わっていただいています。現在は、コーディネーターの配置は地域移行完了までとなっているようですが、地域移行後も、もろもろの連絡調整に加え、指導者への教育、活動への苦情受付など幅広い連携支援が必要であり、適正な人材配置が必要と考えますが、いかがでしょうか。以上、武田教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）公立中学校の部活動の地域移行について6問質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、部活動指導員の配置状況と課題や対策についてでございます。

部活動指導員は、学校教育法に基づく学校職員であり、学校設置者である市町村教育委員会が任用しております。現在、運動部で268名、文化部で55名でございます。また、地域別に見ますと、南信地区が107名、20種目と一番多く、次いで中信、北信と続き、最少が東信地区の62名、14種目でございます。

報酬は、部活動指導員任用事業補助金を財源にしており、1人当たりの上限は1時間1,600円、年間210時間で、国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担しているところでございます。

課題は、学校のニーズに応じた人数及びその財源の確保であり、県教育委員会では、現在、部活動の地域クラブ活動への移行を視野に指導者リストの作成を進めており、今後は地域や企業、大学、関係団体等へ協力を求めるなどの取組を進め、必要な財源の確保については国に要望してまいる予定でございます。

2点目は、外部指導者の安全管理対策についてでございます。

本年6月に報道された公立中学校部活動の外部指導者による不適切な事案については、当然あってはならないことであり、大変遺憾に思うところでございます。

県教育委員会では、県立高校において学校長が外部指導者を委嘱する際、許可なく生徒を校外に連れ出すことや部活動の時間以外に指導すること等、個人的な接触はしないことを確約する確約書を取り交わすよう周知徹底しており、このような公立高校の取組について7月に市町村教育委員会及び公立中学校に通知を発出し、参考にしていただくとともに、今後は小中学校の校長会においても外部指導者を委嘱する際の注意喚起を行ってまいります。

3点目は、部活動地域移行の望ましい姿についてでございます。

地域移行により、子供にとって望ましい姿とは、自分のニーズに応じた多様な活動を選択でき、安定的に取り組みながら、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができることでございます。教員にとっては、休日の部活動の負担が減ることで、理想的なワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、よりよい心身の状況で日々の教育活動に従事できる姿と考えております。

4点目は、地域移行の望ましい姿の実現についてでございます。

地域移行の望ましい姿を実現していくためには、勝利を目指すことを重視した活動だけでなく、子供の多様なニーズに応じた様々な活動が展開されることが必要であると考えております。

昨年度の実証事業において、これまで部活動にはなかった活動に触れる体験型、自分のペースでゆっくり楽しむゆるゆる型、多世代との交流を大切にした交流型、専門的指導者を招く派遣型など様々な取組が各地域で展開されております。これらの成果を踏まえ、県教育委員会といたしましては、多様な活動が保障され、生徒の自主的・自発的な活動が充実するよう、地域移行に取り組む市町村を支援するとともに、今後の地域クラブ活動の在り方について、関係機関と研究しながら、望ましい姿の実現に努めてまいります。

5点目は、地域課題の洗い出しと格差対策についてでございます。

議員御指摘のとおり、本県は多くの市町村があり、それぞれの地域ごとに様々な課題を抱えていることから、地域間の格差対策は重要な課題と認識しております。このため、県教育委員会では、今年度、総括コーディネーターを増員し、移行への取組が進まない地域においては、南佐久の6町村が連携している先進的な取組を参考に、広域連携の方向性について共に検討を進めてまいります。また、ICTを活用した遠隔指導についても、知事部局と連携しながら研究をしているところでございます。

引き続き、関係する市町村や知事部局と連携し、地域間格差を生まない部活動の地域移行が進むよう努めてまいります。

最後に、適正な人員配置についてでございます。

地域移行後も持続可能な地域クラブ活動を運営していくためには、適正な人員の配置が必要なことは議員御指摘のとおりであると考えております。今後、地域移行後も見据え、公立中学校の部活動が、子供にとっても、また地域にとっても望ましいものになるための適正な人員の在り方について研究をしまる考えでございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）部活動の地域移行により、これまでは学校の中で行われてきた部活動が、地域ぐるみの活動として、地域が子供たちを育む活動へと広がることは歓迎すべきことと思っております。

スポーツ、文化、または伝統芸能など、地域の特徴を生かし、それぞれの地域ごとに何に力を入れて取り組むかが議論され、子供たちの活動の受皿として取り組むことは、地域の維持発展のためでもありますし、地域内での交流を生むことから、防災・減災のための対策としても意義あることと思われまます。子供たちがチャレンジできる環境が全県で整えられるよう要望しまして、次の質問に移ります。

鳥獣害対策について伺います。昨今の鳥獣被害の深刻化は、人間生活の営みにも影響を与える事態となっていることから取り上げます。

特に、今年はツキノワグマの出没が多く、人身被害も起きているほか、ニホンザルや鹿が激

増しており、現在の対策では追いつかないという声を各地で聞きます。過疎化や高齢化の進む農村、農業においては、さらに深刻な事態となっております。

先日、毎年の獣害がひどく、農業を諦めたという方のお話を伺う機会がありました。その方は、山麓地域で代々米とリンゴを5ヘクタール育てており、獣害を防ぐため、侵入防止柵を張り巡らせていましたが、イノシシに柵を破られて度々侵入され、田畑が荒らされ、あぜや段々畑の石垣が崩されたということです。実際に現地も見せていただきましたが、あちこちにその跡が見てとれました。

また、同じ田畑にニホンザルの群れ数グループが交互にやってきて、丹精込めた米とリンゴが収穫期に被害に遭うという状況が恒常化していたところ、ここ数年は、特に暖冬の影響などもあってか、猿の群れが大きくなり、昨年はずいに食べ尽くされ、人間の食べる分が何も残らなくなってしまったそうです。そのことに気持ちが悪くじかれ、高齢で農業を継ぐ人もいないことから、代々営んできた農業をやめることにしたということでした。

近くで農業を営む若手の農家からも、侵入防止柵や捕獲おりの設置に加え、農作業の合間にも猿を追い払うために花火を上げるなど対策しているが、その場しのぎで一向によくならないとか、投資したビニールハウスを利用しての園芸栽培の農作物が猿に侵入され全滅する事態となっているとのことで、諦めの声も聞かれます。

こうした事例は、県内各地で発生していることではないかと推察しております。ただでさえ数の少ない若手の農家の方々が農業を諦めてしまうことになれば、農作物生産ができないことに加え、田畑が荒れ、生計にも困り、その集落の消滅にもなりかねない深刻な事態になることが懸念されます。

初めに、野生鳥獣による農業被害の実態と農村への影響について県としてどのように把握しているのか。小林農政部長に伺います。

次に、特に被害の大きい猿、鹿、イノシシの生態数の把握と駆除の考え方や実績はどうか、伺います。

近年は、特に人里近くに住んでいる猿をどう制御するかが県内各地で課題となっております。猿は賢く、餌になる農作物がどこにあるか分かって行動するため、対策が厄介ですし、女性や子供など相手を見て威嚇してくることもあると聞いております。また、猿は人に似ているため、猟師さんも駆除はしたくないと聞きます。県として課題をどう捉えて対策するのか、伺います。

有害鳥獣捕獲報奨金、緩衝帯整備、侵入防止柵、集落支援等の県の支援について伺います。これらの支援の拡充について、捕獲報奨金の額を上げてインセンティブをつけるなど、検討はいかがでしょうか。

また、侵入防止柵や広域電気柵は設置後の定期的な草刈りなどの維持管理が必要ですが、集

落の過疎化や高齢化で人手がないのが課題になっています。そこで、集落でヤギを飼って除草をしながら緩衝帯を整備し、猿の侵入を防ぐ取組や、市民で猿を追い払うなど、県内でも様々な予防的な取組がありますが、その評価について伺います。以上、須藤林務部長にお聞きします。

安全な山岳観光について質問します。

今年7月、8月の夏山登山の遭難者は125人、死者は15人と過去10年で最多だったと報じられました。特に、北アルプスが多く、準備不足で入山し、体力不足と熱中症に起因する疲労が多いとのことでした。

数年続いたコロナ禍のアウトドア奨励などの動きの中で、未経験または経験値の少ない方が準備も十分に行わずに入山しているなどの状況も想像され、今後も同じ傾向が続くことが懸念されます。

世界水準の山岳高原観光地を目指す本県において、折しも、御嶽山噴火災害をきっかけに、登山者の安全を確保する対策として長野県登山安全条例が制定されてから10年の節目を迎えることから、改めて山岳登山、山岳観光の課題と対策について伺います。

コロナ禍では、山岳観光も大きな影響がありましたが、コロナ時期、その後の回復の状況はどうか。加藤観光スポーツ部長に伺います。

山岳遭難が過去最多の中、現状をどのように受け止め、原因をどう分析しているかを鈴木警察本部長に伺います。

県内外からの観光客に安心して登山を楽しんでもらうためには啓発も重要と考えますが、山岳遭難の防止に向けどのような取組をしているのでしょうか。登山道の整備、案内看板の整備など他部局と連携した取組も必要と考えますが、いかがでしょうか。加藤観光スポーツ部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には野生鳥獣による農業被害の実態及び農村への影響についてお尋ねをいただきました。

令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は、果樹と野菜を中心に、速報値で前年度比112%の約5億3,000万円で、このうち鹿による被害が最も多い約1億6,000万円、続いて猿が約6,500万円、イノシシが約5,700万円となっております。

鳥獣被害は、営農意欲を減退させ、経営の断念や耕作放棄地の増加につながります。さらには、農村における共同活動の低下やコミュニティーの衰退、農村が有している良好な景観形成等の多面的機能の喪失も引き起こしかねず、こうした被害額には表れてこない影響もございます。

また、人家への侵入被害や家庭菜園における被害等も集落の環境調査やヒアリングを通じてお聞きしており、緩衝帯の整備や防護柵の設置など実情に即した地域ぐるみでの対策が講じられるよう引き続き支援をしております。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）鳥獣害対策につきまして3点御質問をいただきました。

まず、猿、鹿、イノシシの生息数の把握と駆除の考え方等についてでございます。

県では、生息数が著しく増加している鳥獣につきましては、鳥獣保護管理法の規定による特定鳥獣管理計画を策定しており、その際、生息数等を調査しております。

ニホンザルにつきましては、令和4年度に調査を行い、生息数については1万1,000頭から1万6,000頭、群れについては210から310群と推定したところです。これは、前回、平成29年の調査時とほぼ同数となっております。農作物被害を及ぼす猿の群れに対しては、追い払い等の被害対策の効果が得られやすい規模にまで縮小させる部分捕獲を基本に個体数管理を進めているところであり、令和4年度は1,835頭が駆除されました。

ニホンジカについては、令和元年度末では前回調査より約2万頭多い約22万頭の生息数と推定しています。生息数の増加に加えて、生息する地域も拡大傾向にあるため、年間4万頭の捕獲目標を設定して積極的に対策を進めているところです。しかしながら、令和4年度の捕獲実績は約3万頭にとどまっていることから、捕獲効率を向上させるため、センサーカメラ等ICT機器の活用を進めているところです。

イノシシにつきましては、繁殖力が強く、生息数の変動が激しい動物のため、生息数の推定方法は確立されていませんが、令和3年以降、狩猟者の目撃頻度が増加傾向にあることから、豚熱発生により減少した生息数が回復傾向にあると推測しています。引き続き加害個体の捕獲や電気柵の設置等の防除対策を進めており、令和4年度では3,972頭が捕獲されたところです。

次に、ニホンザルによる被害への対策についてでございます。

ニホンザルは群れで行動し、人里近くに進出した猿が、農作物への加害によって栄養価の高い食べ物を採取しており、このことが高い出生率と低い死亡率、ひいては個体数の増加につながり、被害地域が拡大してきたものと理解しています。

また、猿の追い払いや設置した電気柵の維持管理が高齢化等で十分に行うことができなくなっている地域があるものと認識しております。このため、市町村では、猿の群れの頭数や行動範囲をモニタリングした上で、生息状況マップを作成して見える化を図り、被害発生状況に応じた人里に寄せつけないための部分捕獲などの効果的な捕獲対策や、電気柵の設置、廃棄された果物等の誘因物の適切な処理等の防除対策を進めております。

県としては、市町村を対象とした研修により、生息状況マップや部分捕獲などの被害対策の基本的な考え方の理解を深めていただくとともに、市町村等が行う猿の行動範囲を把握するためのGPS調査の支援や、地域振興局ごとに設置した野生鳥獣被害対策チームが市町村や被害集落等に必要な対策の普及指導を行うなど、引き続き実効性のある猿対策を推進してまいります。

3点目でございます。野生鳥獣被害対策への支援についてであります。

野生鳥獣の被害対策に当たりましては、まずは被害に遭っている集落への支援が重要であり、それには、地域振興局の野生鳥獣被害対策チームが市町村や集落住民と一緒に被害状況を確認し合うとともに、具体的な被害対策を検討する集落環境診断が有効と認識しております。診断の実施により、被害対策について住民の合意がなされ、地域ぐるみで緩衝帯の整備や侵入防止柵の整備など必要な防除対策を進めることができます。こうした対策チームの活動について優良事例を各地域振興局で共有するとともに、研修を通じて対策チームの技術向上を図ることで集落等への支援の強化に努めてまいります。

また、緩衝帯の整備に対しては、森林づくり県民税を活用して市町村を支援しているほか、侵入防止柵の整備に対しましては国の交付金を活用しながら支援をしているところでございます。

捕獲報奨金につきましては、引上げにつきまして引き続き国へ要望してまいります。市町村で特別交付税措置を活用しながら独自に単価を引き上げているところもあり、こうした制度も積極的に活用していただくなどにより、市町村における捕獲体制の強化を図ってまいります。今後も、被害の実態に応じまして必要な対策を講じてまいります。

ヤギによる緩衝帯整備や猿の追い払い隊など各地の創意工夫を凝らした取組については、県としても評価をしているところであり、県としても、こうした取組について、対策チームを通じて集落への情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には安全な山岳観光について二つ質問がございました。

まず、コロナ禍からの山岳観光の回復状況についてでございます。

コロナ禍は、本県の山岳観光に対しましても大きな影響を及ぼしたと認識しております。

登山計画書の提出状況からコロナ禍前後での本県の登山者数の推計値を比較いたしますと、コロナ禍前の令和元年度には49万6,000人余りであったものが、コロナ禍の影響を最も受けた令和2年度には33万6,000人余りにまで落ち込んだところでございます。その後、コロナ禍の影響が落ち着きました令和5年度には、昨今のアウトドアブームもございまして、74万3,000



人余りにまで達したところでございます。この数値は、登山計画書のオンラインによる提出が普及した効果も見込まれてはおりますけれども、コロナ禍前の令和元年度と比較して1.5倍程度の水準にまで増加している状況でございます。

次に、山岳遭難の防止に向けた取組についてでございますけれども、効果的な山岳遭難の防止に向けましては、関係機関との連携や登山者の多様化に応じた対策を実施することが重要だと考えております。

これまでも、山岳パトロールの実施や登山口での相談活動を行ってきておりますけれども、昨今の山岳遭難の傾向を踏まえまして、遭難者の約4割を占める首都圏在住者を対象といたしまして県警や岐阜県、富山県との連携による啓発セミナーを開催したほか、体力や技術など実力に合った山選びを促すため、イベントなどの機会を活用しまして信州山のグレーディングを周知しているところでございます。

このほかにも、県内外の登山者に向けまして、SNSを通じた遭難事例のリアルタイムでの情報発信、LINEによります登山相談窓口の開設、外国人の方に向けた多言語での啓発動画の発信などに取り組んでいるところでございます。

また、他部局との連携についてですけれども、ソフト、ハードの両面から関係部局と連携した取組が安全登山の実現に向けては大切だと考えており、自然公園内の登山道や道標の整備に取り組む環境部をはじめといたしまして、火山防災対策に取り組む危機管理部、さらには現場での救助活動に取り組む県警など関係機関と共に各現場の課題や山小屋など関係者の声を共有しながら取組を進めているところでございます。

今後も関係部局や関係機関との連携を一層強化し、豊かな山岳環境を維持し、安全に登山を楽しんでいただける環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には山岳遭難について御質問をいただきました。

県内の山岳遭難は、新型コロナが流行した令和2年は一時的に減少しましたが、令和3年以降は、アウトドアブームによる登山人気の高まりに伴い山岳遭難も増加に転じ、昨年、令和5年は、平成25年の過去最多を更新し、発生件数302件、遭難者数332人でした。

急峻な高山の多い長野県では、滑落や転倒等による死傷遭難が多発する一方で、近年は疲労や発病、持病の悪化、道迷い、装備や技量不足のため行動不能となる遭難が増加しており、結果として遭難者に占める無事救助の割合が全体の約4割を占め、増加傾向にあります。また、遭難者の年齢は、40歳以上の中高年が8割を占め、60歳以上では5割弱を占めています。

本年9月末現在の山岳遭難発生状況は、発生件数は261件、前年同期比プラス16件、遭難者

数は284人、前年同期比プラス14人と、発生件数、遭難者数ともに過去最多を記録した昨年の同期よりも増加しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

増加の原因ではありますが、偶発的な要因で発生する遭難もある一方で、無事救助の割合の増加が示すように、登山者の力量と登山するコースや計画に求められる力量とのミスマッチに起因する遭難が多発していることが原因と考えています。

このように、山岳遭難の発生が高水準で推移する現状を踏まえ、県警察としては、救助体制の強化と遭難防止対策の推進の2点に取り組んでいるところです。

まず、救助体制の強化について御説明いたします。

県警察では、近年増加傾向にある山岳遭難に的確に対処するために、平成27年に全国警察で初となる山岳安全対策課を設置。里山等での遭難の増加を受け、平成29年に全警察署に山岳高原パトロール隊を設置。山岳遭難の発生が多い警察署地域課に専門の山岳遭難救助係を新設。遭難件数が増加傾向にある佐久警察署に本年山岳遭難救助隊員を新規配置等、段階的に救助体制の強化に取り組んでいるところです。

次に、遭難防止対策の推進について御説明いたします。

遭難者の8割強を県外居住者が占めることから、県民のみならず、県外から本県を訪れる登山愛好者にも広く安全登山を呼びかけることを目的として、県警ユーチューブチャンネルやSNS、登山者に人気の高い登山情報ウェブサイト等を通じた情報発信を推進しているほか、知事部局等関係機関と連携して、登山愛好者を対象としたオンラインや出張型の安全登山講習を開催し、遭難の実態と登山のリスクの周知に努めているところです。

また、登山シーズン中は、県や市町村、各地区山岳遭難防止対策協会と連携して登山相談所において指導啓発を行っているほか、大型連休や夏休みシーズンなどの登山最盛期には、県警山岳遭難救助隊員が常駐または山岳パトロールを実施し、山小屋やテント場での短時間安全講話等、現地での啓発活動も積極的に実施しているところです。

今後も、安全に登山を楽しんでいただくために、関係機関と連携し、これらの取組を積極的に推進してまいります。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれお答えいただきました。

私は、この夏に、地元である北アルプスの蝶ヶ岳に登りました。ただいま警察本部長からお話がありました中高年の無事救助が多い傾向にあるということで、本当に私も体力的にきつくて、これは気をつけなければいけないなと思った次第ではありますが、山の上からの眺望もよく、豊かな自然の中に身を置き、体中に力がみなぎる、そういう気がいたしました。

世界水準の山岳高原観光地とは、言わば本県の特徴を捉えた観光のスローガンだと私は理解

しております。山や自然の恵みを生かし、野生鳥獣ともうまく共生し、安全に山を楽しむことが肝要と、一県民として改めて感じた次第です。引き続きの取組をお願いしまして、一切の質問を終わりにいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡です。最初に、農業政策について幾つか質問をいたします。

まず、米不足の問題について質問します。

先月、9月まで、大変深刻な状態が続いていました。子育て世代や年金生活者にとって、主食の米が手に入るかどうかは死活問題です。今回の最大の原因は、米の供給量が少なかったことです。農水省の発表では、今年6月末の米の民間在庫は前年比41万トン減で、過去最低です。米の業者間の取引価格は前年の2倍近くに高騰しました。

日本共産党は、農水省に対し、備蓄米の放出や流通の目詰まりの解消など緊急対策を求めました。しかし、農水省は、新米が出回れば解消すると緊急対策を行わず、一層深刻化しました。政府に対し、備蓄米の活用を含め、生産者団体や流通小売業界と協力して緊急対策を求めるべきだったと考えますが、いかがですか。また、県として何らかの対応を取られたのでしょうか。

こども食堂、フードバンクへの備蓄米の無償交付制度が、10か所だった申請窓口が全都道府県に設置され、年4回だった申請受付が通年受付に改善されました。私たちも制度の拡充を求めていますので歓迎するものですが、申請書類が多過ぎる、お米を直接取りに行かないといけない、一度にももらえる米の量がとても少ないなどの現場の声があります。そうした声に耳を傾け、国に対し改善を求めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

今回の深刻な事態に陥った原因、実態把握は国が行うわけですが、二度とこのような事態にならないように県独自の対応を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

スマート農業について質問します。

米農家さんからは、AIや自動運転機能のついている農業機械は高過ぎて手が届かない。実際、そうした機能のある機械を購入した人も、そんなに効率が上がらないからその機能を使っていない。リンゴ農家さんに至っては、果樹ではスマート農業なんて全く関係ないと言われました。長野県など中山間地域の多い場所での活用や利益を出す仕組みは未確立で、もうかるのはメーカーだけとの指摘もあります。

そこで、質問します。スマート農業推進において、県は目標数字を掲げておられるのでしょうか。導入していない農家さんの声を把握しているのでしょうか。スマートにできない農家さんの要望にきめ細かく対応することこそ必要ではないでしょうか。

農業共済収入保険について質問します。

今年の6月、佐久市、御代田町、軽井沢町でひょう害が発生し、レタス、リンゴ、桃、プルーンなどに被害が出ました。年々異常気象による農業被害が相次いでいます。

ある桃・プルーンの農家さんは、4年前から農業を始めたが、ひょう害と凍霜害で3度の被害に遭ったと訴えられました。自然災害による被害があったとしても収入や農業損失を補填する保険共済制度がますます重要だと感じています。加入者を増やすために全国10の都県で収入保険の保険料の補助制度が実施されています。長野県でも導入を検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。また、県として加入促進のための施策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

立科町のリンゴ農家さんのお話を紹介いたします。お孫さんが約4年前に引き継がれたそうなのですが、そのときには親元就農への支援策はなく何の補助も受けられなかった。さらに、機械は三、四十年前の古いものなので、更新したいのだが、そうした更新への補助もなく大変だとのことでした。

新規就農者など新しく機械を購入する場合は半額の補助が出ますが、機械を更新するときには一切出ません。農業機械もどんどん価格が上がり、なかなか更新できずにいます。機械更新への補助制度も検討すべきではないでしょうか。

また、親元就農の支援策として、経営発展支援事業が令和4年から始まったと聞いております。このことも含め、親元就農への支援策について伺います。以上、農政部長にお聞きいたします。

林業政策について質問いたします。

佐久管内の森林は、主伐・再造林の時期を迎え、木材生産量は10圏域で最も多く、先進的のことでしたので、事業者さんからお話を伺ってきました。

現在、佐久地域で伐採されたカラマツの丸太のほとんどが東信木材センターに集中的に集められ、その9割が、富山、山梨、千葉と県外へ合板製品用として流れています。川上については木材を供給できる状況ですが、川下については製材工場が小規模な事業所が多く、機械も古く、大きな案件が受けられない状況だとのこと。佐久で切ったカラマツを建築材として使用する場合、県外で製材された製品を取り寄せることになり、流通コストで価格が上がってしまうとの説明を受け、県産材の地産地消がまだうまく進んでいないのかなと感じました。

林務部は、2016年、県産材を活用して地域活性化を図るため、信州の木自給圏構築県域検討会を設置しています。川上から川下までの関係委員が県産材活用の現状や課題、解決方法を話し合い、17年度に報告書がまとめられています。検討結果は現在どのように生かされているのでしょうか。

信州カラマツは、集成材にすることで日本一強度のある木材になり、鉄筋でなくても非住宅の建築物で十分通用します。しかし、まだあまり普及が進んでいません。普及啓発と日本一の信州カラマツの活用推進を進めるべきです。

また、県内にももっと集成材製造工場ができるよう、その研究、検討が必要とも考えます。林務部は、木材加工事業者における水平連携や、川上から川下までの垂直連携のサポート、事業者の営業力強化、安定した県産材の流通体制を構築するとしていますが、信州カラマツのほとんどが県外に流出している現状をどのように打開し、信州カラマツの地産地消を図るのでしょうか。

佐久の林業事業者が、昨年、農業経営会社と冬場の農閑期のカラマツの植林の事業契約を結びました。林業側は労働力不足解消、農業側は雇用安定につながったとウィン・ウィンになった。昨年は7人、今シーズンは12名が従事してくれるそうです。1本幾らと本数の出来高制で、工期は冬中なので、無理なく自分たちのペースで素人さんでもある程度できるので好評だったとのことでした。

さて、主伐と植林と進めば、次の課題が下刈りです。植林した分だけ下刈りしなければならぬ面積が増えます。真夏にぎらぎら光る日差しを受けながら行うとてもハードな作業ですが、佐久ではなんと下刈りを専門にしてくれる会社ができ、そこに下請をお願いしているそうです。植林、下刈りと造林事業で分業が進み、佐久の林業会社さんは、さらに素材生産の量を増やすことができるとのことでした。

林業会社の方からは、今後、女性労働者も従事できるよう、簡易トイレを現場で設置したい。とんでもない山奥まで作業に行くので、トイレに行って帰ってきたら1時間かかってしまう。現状はこれまでの補助のお金では足りず会社の持ち出しになるので、補助を拡充してほしい。また、植樹、地ごしらえ、下刈りなど一番きつくて大変な造林事業を行う事業者が人を増やすことに特化した支援・補助制度が欲しいと要望されました。いかがでしょうか。

山が比較的なだらかで、冬季もあまり雪が降らず、植林ができる恵まれた佐久特有の取組ではありますが、長野県内でも広げていければと思います。造林事業の分業を担う事業者の育成や支援などを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上を林務部長にお聞きします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業支援策について6点御質問をいただきました。

まず、今回の米事案への県の対応及び国の対応に対する所見についてのお尋ねです。

県では、今回の事態を受け、供給の実態を把握するため、県内の主要な卸売業者等へ現状や今後の見通しの聞き取りを行い、加えて、早期に店頭にお米が並ぶよう、主食用米の円滑な供

給に向けた最大限の取組を要請いたしました。

なお、備蓄米は、年間を通じて米の供給の不足が見込まれる場合に放出が行われるものであり、今回はそのような事態に該当しなかったものと認識しております。備蓄米の放出は民間流通に影響を及ぼす懸念があることから、国における今回の検証を踏まえた議論が必要であると考えております。

次に、こども食堂等への国の備蓄米交付制度に対する改善等についてのお尋ねです。

国では、こども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付を2020年度から始めており、去る9月2日からは、物価高騰対策の一環として、申請の受付箇所や時期の拡充などが図られたところでございます。

しかしながら、こども食堂等からは、申請から交付まで時間がかかる。書類が多く手続が煩雑。1回の量が少ないなどの声をお聞きしております。県といたしましては、こうした現場の声を機会を捉えて国へ伝え、活用しやすい制度となるよう取り組んでまいります。

次に、米不足が起こらない県独自の対応についてのお尋ねです。

今回の米不足は、高温による品質低下で流通量が少なくなったことが要因の一つであることから、県としては、引き続き安定生産に向けた取組を一層進めることが重要と考えております。このため、生育ステージごとの適正な水管理や刈り遅れによる品質低下を防ぐための適期収穫など、技術対策を徹底してまいります。

また、南海トラフ地震などの災害に備えて米の購入が一時的に集中したことも要因として考えられていることから、日頃から一般家庭での災害に備えた食料備蓄が進むよう、関係機関とも連携し、積極的に呼びかけてまいります。

次に、スマート農業推進における県の対応についてのお尋ねです。

第4期食と農業農村振興計画において、10ヘクタール以上の大規模水稻経営体におけるスマート農業技術の導入率を、令和3年度の23%から令和9年度に50%まで向上させる目標数値を掲げております。推進に当たっては、スマート農業技術の普及を図る専門担当者を配置するとともに、農家からの相談に当たる窓口を農業農村支援センターに開設するなど、体制の強化を図ってまいりました。

その中で、同じような機種があり違いが分からない、機械が高く導入ができないなどの声をお聞きしたことから、様々な機械の性能や操作を体験できる現地実演会等を昨年度は70回以上開催するとともに、補助事業のメニューを拡充し、支援を行っているところでございます。今後とも、現場の声に耳を傾け、一つ一つの課題に対応しながら、スマート農業の推進を図ってまいります。

次に、農業共済制度加入促進に向けた施策についてのお尋ねです。

近年頻発する春先の凍霜害や局地的な大雨、降ひょうなどの自然災害、農業者の経営努力では避けられない価格低下などの不測の事態に備えて、農業保険制度への加入が重要と考えてございます。このため、研修会等の機会を通じて加入を促した結果、本県における令和6年の収入保険の加入件数は3,564件となり、令和5年に比べ16%増加しております。

県では、安定的な農業経営のために、共済掛金の補助という形ではなく、引き続き市町村や農業共済組合などと連携しながら様々な機会を捉えて農業者の経営リスクに対する備えの意識を高め、制度加入の促進に努めてまいります。

最後に、農業機械の更新への支援についてのお尋ねでございます。

一般的に、農業機械の導入に対する補助事業は、新規就農者や経営規模の拡大等に伴うものを支援の対象とし、単純更新は対象としておりません。単純更新の支援としては、制度資金の活用などの提案及び利子補給を行っているところでございます。

また、親元就農に対しては、経営発展のための機械や施設の導入に対する補助、早期の経営確立を支援する資金などの国の支援策に加え、県が出資いたします長野県農業担い手育成基金において1人当たり30万円を上限とする給付金事業により支援をしているところでございます。今後も、農業者の状況に応じて補助事業や制度資金の活用などにより支援してまいります。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、信州の木自給圏構築についてでございます。

県では、平成28年度から29年度にかけまして、県内全体及び5流域圏ごとに森林林業・木材産業に関わる地域内経済循環の現状把握と課題分析を行い、自給圏の構築に向けた取組を検討したところです。その中では、全県的な取組として、ICTの活用による生産性の向上や、県産材の強みを生かした販売戦略等を進めることが挙げられておりました。

こうした点について、これまで、県としては、スマート林業技術の実装支援やICT人材の育成、信州ウッドコーディネーターのマッチング活動による千葉県内の小中学校への県産カラマツの採用などの県産材の販路拡大などに取り組んでまいりました。

また、各流域圏については、例えば千曲川上流地域においては、皆伐の推進と伐採から造林までの一貫作業システムの構築、適正に管理された森林から生産される森林認証材を軸とした販売戦略の策定などの対応策が求められ、現在の主伐・再生林の先進地域としての取組に生かされているところであります。

今後は、当時検討された課題解決に向けた取組を進めつつ、木曾谷・伊那谷フォレストバレーの人材育成やイノベーションの創出と相まって、森林・林業、木材産業の活性化に取り組

んでまいります。

次に、長野県産カラマツの利用促進についてでございます。

長野県産カラマツは、全国的に高い評価を受けているところでありますが、付加価値を高め、た上で供給していくためには、県内の製造工場で加工をしていくのが望ましいと考えており、新技術に対応した最先端機械の導入や、事業規模を拡大する木材加工施設への支援を行っております。

今後伸びが期待される非住宅分野への活用も大変重要と認識しており、強度のある長野県産カラマツの特性を生かした防火基準の対応が求められる中高層建築物等への耐火集成材や、水平方向の構造材のツーバイテン材など、需要拡大を一層進めてまいりたいと考えております。県としては、こうした県産材の製材加工施設への支援に加え、県有施設における県産材の率先利用等により、県内外での長野県産カラマツのさらなる利用促進に努めてまいります。

3点目でございます。造林業に特化した人材確保の支援策等についてでございます。

県では、主伐・再造林の加速化に向け、植栽や下刈り等の造林事業の従事者の確保育成を推進する必要があるため、令和5年度からは、林業労働力対策事業予算を令和4年度と比較して倍増して取り組んでいるところであります。

具体的には、移住者や新規学卒者、転職者への支援金の支給による新規就業者の確保や、圏域を超えた林業労働力等の移動に要する経費を支援することにより、不足する林業労働力等の解消に取り組んでおります。

また、他産業からの一時受入れ等に取り組む事業者に対しましては、作業の際に必要な安全指導員の配置への助成や、令和6年度からは、就業環境の整備についても短期雇用を支援対象に拡充するなど、一時的な雇用による林業就業者の確保にも努めております。

なお、造林を担う事業体の育成や支援として、造林事業を新たに開始する事業体に対しましては、創業に必要な資機材等の導入経費の補助も実施しているところでございます。

引き続きこうした支援策の周知を図りつつ、施策の成果や事業体からの意見要望等も踏まえ、造林を担う事業体の人材確保支援に努めてまいります。

以上でございます。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）農産物は商品ではない。その供給が止まるとしばらくして人が死に始めるからである。そんな商品は他にない。金さえ出せば市場で調達できる、ただの商品だと考えてはいけない。信濃毎日新聞で、思想家の内田樹氏が「今日の視角」というコラムで述べておられました。新米が収穫されれば市場は落ち着くからと済ませてはいけません。政府は、食料の自給率向上と安定供給に責任を持つべきです。県にも独自の未然防止策の検討を要望いたし



ます。

先ほど農政部長からも御答弁がございましたが、令和6年の収入保険の新規増加件数で、長野県は全国1位です。ただ、令和5年度の加入経営体の目標には達していないそうです。全国農業共済組合連合会が全国で10万件の加入を実現させようと、各都道府県に目標を提起しています。ちなみに、保険料の補助制度を実施している10の都県のうち、六つの県が目標を達成しています。加入促進のため、補助制度の導入の検討を重ねて要望いたします。

リンゴ農家さんから、防霜ファンの補助が、国から2分の1、今年度から県からも8分の1出ることになり、とても感謝されました。今度はぜひ防ひょうネットの補助の拡充もと要望がありましたので、現場の声として検討を要望いたします。

先祖から土地を受け継ぎ、さらに他の人の農地も受け持っている。自分たちが農業をやめてしまえば地域の田畑が荒れてしまうとの思いで使命感を持って頑張っている。既存農家も応援をと要望されました。経営規模に関係なく、農地農村を守り、奮闘する農業者への支援を、手厚く、きめ細かくお願いしたいと思います。

林業政策については、県内で切った木は県内で加工して県内で流通させるように、日本一の信州カラマツが県内で積極的に活用されるシステムの構築を早急にと要望いたします。

次に、信州F・POWERプロジェクトについて質問いたします。

この事業はこれからどうなるのか。この間、林業関係者、林業研究者、木質バイオマス発電事業関係者などから御意見をいただけてきました。どの方からも、厳しいのではないかとの御指摘をいただいています。

そこで、幾つか質問いたします。

プロジェクト始動から発電施設操業開始までの8年間に、多くの林業関係者から、この発電規模は大き過ぎるとの指摘がありました。日本森林学会においても、2016年頃から未利用材を安定的に供給することが困難になるのではとの懸念が出されてきました。議会でも適正な規模にすべきではないかと議論をしてきました。全国に木質バイオマス発電施設が乱立し、燃料材の確保が困難になるということが早くから心配されてきました。規模の縮小を検討する機会があったはずなのに、どうして大規模発電に固執したのでしょうか。これまで県は規模の是非について議論されてこなかったのでしょうか。

発電施設の操業が開始されてから、県は毎月チップ材の供給量の報告を受けていました。一方、県議会に対しては、どれぐらい供給されてきたのかを質問しても、民間のことだからと情報開示されませんでした。

県は、チップ材が集まらず深刻な経営状況であることを把握していたにもかかわらず、結果として征矢野建材が民事再生法の適用を申請するところまで改善させることはできませんでし

た。需給調整会議やプロジェクトチームが組織されて対応されていましたが、なぜこのような事態となったのでしょうか。

昨年度、未利用材等活用システム構築支援事業約6,000万円。また、今回補正予算で、地域森林資源利活用システム構築支援事業約4,000万円が提案されていますが、これらの合計約1億円の事業によって、新たにどれくらいのチップ材の供給量を見込んでいるのでしょうか。以上を林務部長にお聞きします。

征矢野建材は、供給する燃料チップが一定量に達しない場合にソヤノウッドパワーに対して補償金を支払う契約を交わしていましたが、民事再生手続の中で、この契約を解除しています。ですので、引き継いだ綿半建材は、そうした補償金を払う義務はありません。今後、発電施設へのチップ材の供給量が不足し、稼働状況が悪化すれば、いよいよソヤノウッドパワーの経営が心配されます。

発電施設が年間必要とするチップ材は約14万トン。これは18万立米に相当しますが、その量は、長野県の令和4年の年間木材生産量56万3,000立米の約32%に相当します。さらに、県内には既に4か所の発電施設があり、合計で年間25万立米必要で、現状では6万立米不足しています。そのような膨大な量のチップ材の安定供給は可能なのでしょうか。このままではソヤノウッドパワーは事業の継続は難しいと感じていますが、いかがでしょうか。知事に御所見をお聞きします。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） F・POWERプロジェクトに関しまして3点御質問を頂戴いたしました。

まず、F・POWERプロジェクトに係る発電施設の規模についてでございます。

プロジェクトに係る事業につきましては、計画の策定段階から、県をはじめ東京大学や信州大学農学部及び工学部の専門家の方や、中部森林管理局長、塩尻市副市長などが参画した信州F・POWERプロジェクト推進戦略会議において相当な期間を費やして様々な検討、分析がなされたところであります。

発電施設の規模については、こうした議論や発電用原木の生産見込み、一定規模の施設とすることによる発電効率性の確保などの観点を踏まえた上で、事業主体において経営判断として決定したものと承知しております。

次に、F・POWERプロジェクトがこのようなになった要因についてでございます。

プロジェクトに係る事業に関しては、木材産業や木質バイオマス発電事業を取り巻く全国的な動向として、令和3年度から生じたいわゆるウッドショックによる世界的な木材需給の逼迫があったほか、近年の住宅着工戸数の減少による木材生産への影響、バイオマス用材の流通に

おける製紙・パルプ用材との競合など、必要な原木を安定的に確保する上で厳しい状況が続いているものと考えております。

また、このプロジェクトにおいては、征矢野建材が生産する製材端材を発電用燃料材として活用するスキームとしておりましたが、事業主体において、市場調査や推進戦略会議の議論を踏まえた上で、無垢フローリング材を主力製品として設定したものの、品質の安定したプリント材の普及等の市場動向の変化により販路拡大が思うように進まない状況にあったため、燃料材の安定供給に影響が生じたものと認識をしております。

3点目といたしまして、今回補正予算で計上しておりますものも含めた燃料材の供給見込みについてでございます。

昨年11月補正予算による未利用材等活用システム構築支援事業及び本定例会に提案させていただいております地域森林資源利活用システム構築支援事業については、いずれも林地残材の活用に向けた新たなサプライチェーンの構築を目指すものでございます。取組が本格的に運用された場合において、1事例当たり約2,000立方メートル、合計5事例で約1万立方メートルの供給量の増加を見込んでおります。

また、これらの事業においては、補助事業による取組にとどまらず、広く県内の林業・木材産業の事業体に好事例を横展開することを事業目的としており、今年1月には、事業者や市町村など92団体に御参加いただき、上田市で主伐・再生林の推進に向けた林地未利用材活用ミーティングを実施し、事業者間の新たな顔の見える関係性づくりを進めたところであります。今月10日にも、立科町で、林業・木材産業関係者を対象に未利用材活用に向けた現地研修会の開催を予定しております。

県としては、こうした取組を通じて、この動きを県内に波及させることにより、木質バイオマス発電はもとより、林業・木材産業全体の活性化につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはF・POWERプロジェクトに関連して木質バイオマス発電用の燃料材確保についての所見という御質問を頂戴いたしました。

バイオマス用燃料材につきましては、昨年の状況として、県内の生産量と県内の発電施設の需要量との単純計算で約6万立方メートルの需要超過とされております。バイオマス用材は県をまたいで広域でも流通しており、個別の発電施設においては県外のチップも活用している事例もありますので、あくまでも単純計算ということでございます。

令和5年の県内のバイオマス用材の生産量は19万立方メートルという状況であります。これは、令和4年、対前年が16.2万立方メートルでありますので、約2.8万立方メートル増加して

おります。令和2年が10.4万立方メートルでありますので、その当時と比べますと3年間で約8.6万立方メートル増加しているということで、近年増加傾向にあるところでございます。バイオマス用材の原料となりますC・D材の利用割合を先進県並みに伸ばすことができれば、需要を上回るC・D材の生産ができるポテンシャルがあると考えております。

県としては、これまでも原木の安定供給等様々な取組を行ってきたわけでありまして、林地残材のさらなる活用を図っていききたいというふうに思っておりますし、また、C・D材につきましては、いわゆるA・B材の増加に伴って生産されてまいりますので、再造林経費の補助の上乗せや林業の担い手対策によりまして主伐・再造林の一層の推進を図っていききたいというふうに思っております。こうしたことを通じて県内全体の燃料材の安定的な確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）知事には先ほどソヤノウッドパワーの所見についてもお聞きしたので、答えていただければと思います。

県は、これまで、征矢野建材に約23億8,000万円を補助し、ソヤノウッドパワー社に約1億円の無利子融資をしました。さらに1億円の支援事業を行い、チップ材の安定供給を目指しています。今後さらに税金が投入されることが予想されます。

一方、征矢野建材の民事再生では、約67億円の債務のうち40億円弱が返済されませんでした。県が主導したプロジェクトだ。ある債権者は、F・POWERプロジェクトをそう表現。明確な謝罪や補償がなく、県は責任を真摯に受け止めていないとの新聞報道がありました。

F・POWERプロジェクトのつまずきの原因は、主にはウッドショックとのことでありますが、ほかの県内の二つの発電施設については、ウッドショックの中でも苦労しながら必要なチップ材を確保し、経営を続けてきたと関係者が話されています。一番の原因は、ウッドショックではなく、やはり規模が大き過ぎたことだと言わざるを得ません。知事には責任があることを強く受け止めていただきたいと思っております。

県産材の地産地消を大いに推進することを柱にしながら、木質バイオマスについてはこれまでも提案してきましたが、小規模分散型で、発電よりも熱利用を最優先に進めていただくことを要望したいと思っております。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）信州F・POWERプロジェクトについては、私ども補助金を執行している立場としても、そして林業振興を図る立場としても、これまで県としてできる限り最善を尽くしてきております。引き続きこのプロジェクトが所期の目的を達成できるように我々も事

業者に最大限協力をしていきたいというふうに思っております。

ソヤノウッドパワーに関しましては、我々も原木の安定供給に向けた調整や素材生産の増加への取組といったようなことをこれまでも行ってきたところであります。先ほどから申し上げておりますように、この燃料材の安定的な確保は県全体としてしっかり取り組むべきテーマでありますので、我々長野県としては、着実に成果が上がる事業になるように取り組んでいきたいと思っています。我々としては、引き続き県としての関わり方をしっかり認識しながらこのプロジェクトに向き合っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）県産材を県内でどう生かしていくのか。木質バイオマスをどう進めていくべきか。引き続き委員会などもございますので、皆さんと一緒に議論を深めていきたい。このことを申し述べさせていただきまして、私の一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団、加藤康治でございます。観光政策の推進について伺います。

今議会の知事の議案説明でも触れられていますように、長野県は豊かな自然や美しい景観、歴史的な名所などに恵まれ、四季折々に多彩な楽しみ方ができる観光資源に富んだ地域であり、これを生かしていく施策の推進が重要と考えます。

観光庁が発表している宿泊旅行統計調査によると、昨年の県内の延べ宿泊者数は1,796万人で、コロナ前の水準まで回復しています。また、日本政府観光局の統計によると、本年1月から7月までの訪日外国人観光客の累計は2,107万人と過去最速で2,000万人を突破しました。ただ、訪日旅行者は都市圏に集中しており、交通混雑や観光客のマナー違反など、住民の生活に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムも指摘されています。

公明党長野県本部では、県内の観光政策を推進するため、本年7月に赤羽一嘉前国土交通大臣、中川宏昌衆議院議員を中心に観光立国推進懇話会を開催し、県内の観光や交通関連の団体などから課題や御要望をお聞きしました。その中でいただいた御意見などを踏まえ、何点か伺います。

まず、訪日旅行者をさらに国内で受け入れるためには、地方に誘客する仕組みが欠かせないと考えます。都市部に集中している訪日旅行者を県内へ呼び込むための取組状況について伺います。

我が国におけるいわゆる富裕層と呼ばれる高付加価値旅行者は訪日旅行者全体の約1%にす

ぎない中で、消費額は約14%を占めています。しかし、訪日旅行での高付加価値旅行者は、大都市圏への訪問が多数を占め、地方への訪問は極めて少ない状況です。そこで、県内にも高付加価値旅行者に来ていただけるような取組の推進が重要と考えますが、どのような取組を行っているか、伺います。

長野県は、全国有数のスキー場を擁している一方で、足元を見ると、県内スキー場は非常に厳しい経営環境に置かれており、最盛期からの利用者の大幅な減少や、温暖化や雪不足による営業日数の減少、索道施設の老朽化など様々な課題に直面しており、対策を行っていく必要があります。

一方で、長野県におけるスノーリゾートは、国内外からの観光誘客において重要な観光コンテンツであることを踏まえると、県内に国際競争力のあるスノーリゾートを増やすことが重要と考えますが、どのような取組を行っていくか、伺います。

長野県内でも、夏場になると観光客が集中し、交通渋滞が発生する地域も見受けられますが、県内におけるオーバーツーリズムの状況に対し、県はどのように認識し、対応を行っていくか。以上を観光スポーツ部長に伺います。

都市部に集中している訪日旅行者を地方に呼び込むためには、二次交通の確保が重要と考えます。一方で、地域交通は、人手不足などの影響もあり、役割を十分果たしているとは言えない状況です。県では、長野県地域公共交通計画を策定し、行政や交通事業者が一体となって取り組む施策や役割分担などが示されていますが、特に観光面での二次交通に対する今後の取組や方向性について伺います。

また、しなの鉄道では、並行在来線として開業する際にJRから引き継いだ過大な設備の維持管理コストの削減が今後の経営の継続に向けた課題となっています。不要な施設の撤去や減量など、設備のスリム化や合理化などには莫大な費用を要しますが、県としてこの課題をどのように認識し、対応していくのか、伺います。

県内のタクシー事業について、インバウンド需要の回復はあるものの、県内経済の冷え込みや国民の生活変容などによりコロナ前の7割にも回復していない状況です。また、燃料費の高騰や融資の返済、求人費用の増大など、事業収支は依然厳しい状況となっています。

今後、DXを活用し、地域交通の担い手として事業継続を図りつつ、新たな制度であるタクシー事業者と自治体ライドシェアとの相互協力に取り組む際の課題の一つに、配車アプリが異なることが挙げられています。配車アプリが異なることは、非効率な運営となると考えられ、改善が必要です。

そこで、タクシー、日本版ライドシェア、自治体ライドシェアが一体的に活用できる国、県によるガバナンスアプリを構築し、効率的な配車を図るとともに、地域住民や来県者の移動の

ビッグデータを活用した観光振興にも活用することが極めて有効であると考えますが、以上を交通政策局長に伺います。

学校で行われている修学旅行などの行事では、安全に集団行動するために、貸切りバス事業者が重要な役割を果たしています。しかし、例年実施時期が集中しているため、一定の時期に貸切りバスの需要が集中する上、運転手不足もあり、年々手配が困難な状況になっています。修学旅行は、学校教育の中で大変重要な行事であり、安心して修学旅行を実施できるよう実施時期の分散化を推進すべきと考えますが、いかがか。教育長に伺います。

本県が目指す世界水準の山岳高原観光地を実現するため、国内外の先進的な観光地に学びつつ、交通の利便性向上や観光分野のDX、スノーリゾート、温泉地や宿泊施設などの受入れ環境整備などに積極的に取り組むための持続的、安定的な財源として、県では観光振興財源の導入を目指しており、先週、長野県観光振興税（仮称）骨子が示されました。税制度を実施するためには徴収事務を担う宿泊施設の協力が欠かせないことを踏まえると、例えば徴収事務を行うために必要となるシステム改修などに係る費用への支援や、納税していただく宿泊者に対し宿泊施設が税を徴収する目的や用途などを説明するための資料の提供、eLTAxを利用した電子申告、電子納税により納税しやすい環境を整備するなど、制度の導入に向け、施設に対し様々な支援を行うべきと考えます。特に、小規模で経営している施設へのサポートを丁寧に行うべきと考えますが、いかがか。

また、税導入後の具体的な用途については、県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会で策定する観光ビジョンで示すこととなっています。現場の意見を反映し、より実効的なビジョンにするため、観光事業者などにもビジョンの策定に加わっていただくべきと考えますが、観光スポーツ部長に伺います。

ここまで、訪日旅行者の誘客や二次交通、観光振興税など県内の観光政策の推進に関し様々お聞きしてきましたが、長野県観光のさらなる発展のため、観光政策を取り巻く課題にどのように向き合っていくのか。知事に御所見を伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光政策の推進につきまして五つ御質問がございました。

まず、訪日旅行者を県内へ呼び込むための取組についてということでございます。

本県が旅の目的地として選ばれるためには、旅行を計画する段階におきまして、当県が認知されていることが重要だと考えております。

そこで、県では、これまで多くの来県実績のあります中国やタイをはじめといたしまして、高付加価値旅行市場でございますアメリカ、オーストラリア、ドイツに現地のコーディネー

ターを設置し、現地の旅行会社やメディアを訪問し、県内への誘客を目的とした旅行商品の造成を働きかけているほか、現地の旅行博へ出展するなど、本県にお越しいただくためのプロモーションを展開しているところでございます。

また、SNSの活用にも力を入れておりまして、全国の自治体の中で2番目となるフォロワー数を誇りますInstagramを活用して、印象的な情景や四季折々の風情あふれる景色など、本県の魅力が伝わる情報の発信に努めているところでございます。

次に、高付加価値旅行者に対する取組ということでございます。

高付加価値旅行市場と呼ばれますヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアにおきましてはアドベンチャーツーリズムが好まれる傾向にございまして、これは本県の強みでもございます自然や伝統文化などの観光コンテンツと親和性が高いと考えております。そこで、県といたしましては、この3か国に配置しております現地コーディネーターと連携いたしまして、魅力的な観光コンテンツを提供するため、今年度から長野県観光機構に旅行商品の企画から造成、販売までを一貫して行うナガノ・トラベル・オペレーションセンターを設置しまして、海外からの送客と受入れ態勢を強化したところでございます。

また、コロナ禍を経まして、世界的に持続可能な観光に対する意識が高まる中、県内におけますサステナブルな観光地を目指す地域に対しまして国際認証の取得を支援するなど、観光への意識が高い旅行者に選ばれる観光地づくりの取組を推進しております。今後も、高付加価値旅行者の動向などを注視し、多くの方に本県にお越しいただけるよう、観光コンテンツの充実と観光地域づくりを推進してまいります。

次に、国際競争力のあるスノーリゾートを増やす取組についてということでございます。

世界水準の山岳高原観光地づくりに取り組む中で、上質なパウダースノーが評価される本県のスノーリゾートのさらなる魅力の向上は、関係者が一丸となって取り組むべき課題だと認識しております。

そのため、県では、昨年度、索道事業者などの御意見などを踏まえまして、今後のスキー場振興に関する方針を策定するとともに、スキー場の収益拡大や生産性向上を図るため、新たなアクティビティーの導入やDX化などに対する支援を行ってきたところでございます。

また、地域自らが将来を見据えて戦略的に取組を進めることが重要でありますので、今年度は新たに地域におけますスキー場の経済波及効果の分析ツールを開発し、市町村などに対して提供するほか、スノーリゾートの再構築に向け、マスタープランの作成への助言などを行うアドバイザーを設置し、地域へ派遣していきたいと考えております。

このほか、インバウンドのお客が多い四つのスキー場において国の事業を活用した環境整備が行われているところでございまして、補助事業のさらなる活用など国際競争力の一層の強



化に向けて支援をしております。

次に、オーバーツーリズムの状況と対応についてということでございました。

本県の一部の観光地におきましては、いわゆる観光シーズンの観光地周辺での交通渋滞の発生のほか、観光施設やバス、タクシーの待ち時間の長期化など、観光客の満足度の低下につながる状況があるものと承知しております。

現在、県内の観光地におきましても、国のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業を活用して、例えば、松本市の上高地では、路線バスの予約管理などの改善による混雑の緩和を、また、軽井沢町では、国道沿いの歩行者の動線改善による安全性の向上を、大町市では、冬季の宿泊施設・飲食店利用者の分散化など、地域の実情に応じた対策が進められているところでございます。

県といたしましても、県内の状況を注視しながら、広域的な観光ルートの情報発信を通じた周遊観光の促進、休日の分散化を国へ要望するなど、観光需要の平準化に向けた取組を進めてまいります。

最後に、観光振興税の導入における、特に小規模で経営している施設へのサポートについてということでございます。

観光振興税の導入に当たりましては、特別徴収義務者でございます宿泊事業者への協力は必要不可欠でございます。特に、本県には小規模の簡易宿泊施設が多く存在しているということでございまして、当該施設へのサポートは重要であると考えておりますし、徴収事務の負担の軽減については県の旅館ホテル組合会からも御要望いただいております、課題の一つであると認識しております。

現在実施している観光振興税の骨子に係るパブリックコメントや、今後開催を予定しております県民説明会での御意見なども踏まえながら、小規模な事業者の皆様に必要な支援策について、議員から御提案のございました方法も含めまして検討したいと考えております。

また、宿泊事業者等の観光ビジョン策定への参画についてということでもお話がございました。

観光振興財源の使途の検討に当たりましては、観光振興審議会の答申におきましても、宿泊事業者や市町村などから成る場において毎年度検証することを求められているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、観光振興税源の骨子におきましても、税導入の使途について策定を予定しております観光ビジョン（仮称）や使途の検証は、新たに設置する予定の観光振興審議会の観光振興財源活用部会（仮称）におきまして、市町村や、独自に課税する市町村のほか、宿泊事業者の代表にも御参加いただくことを想定しているところでございます。

私からは以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君） 私には3点御質問を頂戴しました。

まず、観光面での二次交通に対する今後の取組や方向性についてでございます。

地域公共交通計画では、通院・通学における移動のほか、観光客が公共交通等を利用し、鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできることを保障すべき移動に掲げておりまして、観光地での円滑な乗り継ぎや滞在時間が確保できるダイヤの設定など確保すべきサービスの品質を定めたところでございます。

今後、県公共交通活性化協議会の地域別部会において、観光地に接続する既存のバス路線の抜本的な見直しを行うとともに、観光客にとって利便性の高い観光周遊路線等の新設なども含めまして、市町村や観光関係者等と共に観光客の移動の保障やサービス品質の確保に向けた具体化を図ってまいり所存でございます。

次に、しなの鉄道の過大な設備の合理化に関する認識と今後の対応についてでございます。

しなの鉄道は、並行在来線としてかつて特急が走っていたJRの幹線を引き継いだことから、その設備は、普通列車の走行が中心である現在では過大な設備となっているところでございます。

こうした設備のスリム化、合理化を図ることは、安定的な経営を行う上で不可欠であるとともに、このための費用については国が相当程度の負担を負うべきであると考えております。こうしたことから、昨年12月には、斉藤鉄夫国土交通大臣に対しまして、知事は沿線市町村長やしなの鉄道社長らと共に、過大な設備のスリム化・合理化のための支援制度の創設を要望したところでございます。

また、今年6月には、国土交通省村田茂樹鉄道局長に対しまして県内地方6団体共同で同趣旨の要望を行ったところでございます。

今後も、引き続き沿線市町村やしなの鉄道と連携しまして、国への要望活動を継続し、適切な支援措置が講じられるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、国、県による配車アプリの構築についてでございます。

タクシーの配車アプリにつきましては、無線配車方式とは異なりまして、利用者がスマートフォンで瞬時に近隣を走る車を確保できるとともに、事業者の効率的な配車にも資するもので、既にゴーやウーバーなどの配車アプリが大都市を中心に相当程度普及しているところでございまして、これらは日本版ライドシェアにも対応しているところでございます。

議員御提案のように、仮に行政が全国統一の配車アプリを構築し、全国的な活用が図られるとした場合には、アプリの種類を問わない配車やマッチングが可能になることや、データを行

政が直接活用できるようになることなどのメリットがあると考えられるところでございます。ただ、既に民間配車アプリが大都市を中心に相当程度普及していることを考慮しますと、行政が全国統一の配車アプリを新たに構築することの必要性について利用者やタクシー事業者、アプリの提供運用事業者などの声を十分にお聞きするとともに、国の考え方についても確認していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）修学旅行の実施時期の分散化の推進についてのお尋ねでございます。

修学旅行は、学習指導要領において、特別活動の旅行・集団宿泊的行事に位置づけられており、教育課程の編成権を持つ学校長が各校の実情に合わせて実施日を決定しているところでございます。修学旅行の実施日につきましても、年間行事計画の中で決めておりますが、特に中学校においては85%の学校が4月に実施している状況でございます。

現在、県教育委員会では、子供ファーストの視点で、今までの当たり前を見直し、新しい当たり前をつくろうと改革に挑戦する学校の支援に取り組んでいるところでございまして、修学旅行につきましても、実施時期を含め、旅行の狙いや教育効果、子供や保護者、地域の実情を踏まえて学校の独自性を出し、よりよい在り方を模索することができるよう支援してまいりたいと考えているところでございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、長野県観光のさらなる発展のため、観光政策を取り巻く課題にどう向き合っていくのかという御質問を頂戴いたしました。

御質問の中にも様々な観点がございました。この観光政策を進めていく上で、いろいろな課題があると思います。人材確保の問題、デジタル、DXの推進、あるいは二次交通の確保、さらにはほかの地域、ほかの国々に負けないようなインバウンド誘客、こうしたことを総体的に行って、他の地域、他の国に負けないような世界水準の山岳高原観光地をつくっていくことが大変重要だと思っています。

そのためには、観光スポーツ部を中心としながら、全庁挙げてそれぞれの部局がしっかり観光を意識して取り組んでいくということが大変重要だと思っています。先ほど御答弁させていただきました交通の分野におきましては、観光の移動保障ということを経済計画の中でも位置づけさせていただいているところであります。

今回の補正予算の中でも、観光地等へ通ずる道路のリフレッシュは建設部にしっかり進めていただかなければいけないわけでありまして、自然公園であれば環境部、文化芸術関係であれば県民文化部と、まさに観光行政、観光政策は、非常に多岐にわたる取組をしっかりと統合、充

実らせていくことが大変重要だというふうに考えております。県庁全体の各部局がこの観光振興、世界水準の山岳高原観光地づくりということを意識して、全体として観光振興が進むように私としても取り組んでいきたいというふうに思っています。

今回、観光振興財源、観光振興税（仮称）の骨子案をお示ししているわけでありますけれども、ぜひこうした財源もしっかりと確保させていただきながらこの観光施策を進めさせていただきたいというふうに思っております。

これから県民の皆様方の御理解をしっかりと得られるように、説明会等を行いながら、長野県における観光施策の課題や重要性も訴えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）日本を訪れる外国人観光客が増えている中で、いかに長野県に誘客するか、その環境整備が重要と考えます。その中では、やはり長野県の強みを生かしながら取り組んでいくことが重要であります。今回は、高付加価値旅行者の誘客、また、国際競争力のあるスキーリゾートの整備について質問をさせていただきました。訪日客を長野県へ引き込めるようこれからも取組をお願いしたいと思います。

また、二次交通の確保につきましては、観光政策を進める上で欠かせない部分でございますので、充実に向け関係者と共に取組をお願いしたいと思います。

観光振興税につきましては、現場の宿泊事業者などの御意見をお聞きしながら御検討いただくことが重要と考えます。そして、何よりも、納税されたお金を何に使っていくか、長野県の観光地の環境がよくなった。また長野県に行きたいなど観光客に感じていただける使い道にしていかなければなりません。

また、市町村へ交付されるということでございますけれども、この交付金の使途についても、地元の宿泊事業者などの御意見も反映しながら活用していただけるような御助言もお願いできればというふうに思います。

観光業は大変裾野の広い産業です。観光政策の推進は地域振興にもつながると考えます。観光立県長野を目指し、知事を先頭に部局横断で引き続きお取り組みいただくことをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明3日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 4 時19分延会

令和 6 年 10 月 3 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 4 号



令和6年9月

第435回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和6年10月3日(木曜日)

応招議員

7番 松本市 青木 崇  
8番 上伊那郡辰野町 垣内将邦

出席議員(56名)

1番	竹村直子	24番	藤岡義英
2番	小林陽子	25番	川上信彦
3番	林和明	26番	百瀬智之
4番	勝山秀夫	27番	小山仁志
5番	グレート無茶	28番	竹内正美
6番	奥村健仁	29番	宮下克彦
7番	青木 崇	30番	大畑俊隆
8番	垣内将邦	31番	寺沢功希
9番	早川大地	32番	共田武史
10番	佐藤千枝	33番	高島陽子
11番	丸山寿子	34番	荒井武志
12番	小林君男	35番	埋橋茂人
13番	勝野智行	36番	続木幹夫
14番	加藤康治	37番	中川博司
15番	小林あや	38番	両角友成
16番	清水正康	39番	清水純子
17番	向山賢悟	40番	小池久長
18番	山田英喜	41番	酒井 茂
19番	大井岳夫	42番	堀内孝人
20番	丸茂岳人	43番	依田明善
21番	花岡賢一	44番	山岸喜昭
22番	望月義寿	45番	小林東一郎
23番	山口典久	47番	毛利栄子



48 番	和 田 明 子	53 番	西 沢 正 隆
49 番	宮 澤 敏 文	54 番	風 間 辰 一
50 番	丸 山 栄 一	55 番	佐々木 祥 二
51 番	小 池 清	56 番	萩 原 清
52 番	宮 本 衡 司	57 番	服 部 宏 昭

### 説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こども 若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

### 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 事	古 林 祐 輝

## 令和6年10月3日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）おはようございます。新政策議員団の奥村健仁です。質問をさせていただきます。

長野県では、近年、労働力不足が深刻化しており、地域経済や産業に影響を与えております。長野県の有効求人倍率は、全国平均より高い水準にあります。これは、労働力不足が背景にあることを示しており、全ての業種において人材不足が顕著であります。

労働力不足の要因としては、人口減少と高齢化が挙げられ、若年層の県外流出も続いておりますし、求人と求職者の希望する条件が一致しないミスマッチも起きております。また、入国規制や労働環境の問題で外国人労働者の確保が難しくなっている現状があります。

長野県では、その影響を軽減するため、様々な対策が取られておりますが、今後も人口減少や高齢化の進行が続く中でさらなる取組が求められ、地域の特性を生かし、多様な人材が活躍できる環境づくりが課題であり、急速な人口増加が見込めない限り、この状態は続くと考えられます。

そんな中、今年度の長野県の施策を見ると、子育て、人口減少対策と若い人への投資が目立ち、高齢者世代への取組が少ないと感じております。人生100年時代と言われる中、本格的な

高齢化が進む日本において、高齢者の就労及び社会参加は進んでいるのでしょうか。

高齢者が就労あるいは社会活動に参加するかどうかは本人次第ではありますが、ただ、就労したい、参加したいと思いつつも参加できない状況が続いているとすれば問題であり、社会にとっても、元気に活躍し続ける高齢者が増えるか、自宅に閉じ籠もりがちな高齢者が増えるかでは、未来社会の様相は大きく異なってまいります。今の高齢者は体力的にも非常に若返っており、活躍できる高齢者は非常に多く、活躍できないままであることは社会にとって大きな損失であります。

社会にとっては労働力の低下と社会の支え合いのバランスがより崩れていき、企業にとっては人手不足の問題がより深刻になったとしても、高齢者を積極的に雇用すれば済むという話ではありません。70歳までの就業確保措置の要請に対して慎重な企業も多いと聞きます。高齢者にとっても、人生100年時代と言われる長寿の可能性がある人生で、健康面やお金が枯渇してしまわないかなど、高齢期の不安要素は少なからずあります。

この不安の解消に最も有効なのが、生涯現役、つまり、年齢にかかわらず社会の中で活躍し続けられる、そして稼ぎ続けられることだと考えます。そのことを実践できている人は多いとは言えません。自分や家族のため、また社会のためにも、生涯現役にチャレンジし続けられる環境が必要だと考えます。

高齢者と仕事のマッチングを担う機関としては、民間派遣会社やシルバー人材センター、ハローワークなどがありますが、大町市では、それらに加えて、厚生労働省の補助金を使い、生涯現役をテーマに、地域企業、仕事の開拓をし、お互いのニーズを把握し、マッチングすることで、1%の労働力を確保した実績がございます。これは、市内で観光業の人手を探すという地域の特徴的な産業における仕事と高齢者のニーズのマッチングの成果が上がった事例でございます。このように、地域特性に応じて高齢者の力を地域社会に生かす仕組みが極めて重要であると考えますが、田中産業労働部長に所見をお伺いいたします。

県におきましては、令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とした第2次長野県文化芸術振興計画が策定され、今年度で2年目となります。

本計画では、基本目標に「文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つなげる、信州のゆたかな未来」を掲げ、その実現に向けて取り組むこととし、第1次計画におきましては、文化芸術の推進拠点や推進体制の強化につつましても計画に位置づけ、信州アーツカウンシルの設立など文化芸術を推進するための基盤を整え、第2次計画では、さらなる振興を図るため、県立美術館のアート・コミュニケータや信州アーツカウンシルをつなぎ役として、県民や地域と多様な主体との共創による文化芸術活動の推進や、教育現場にアートの手法を活用するなど文化芸術の持つ表現力、創造力の学びへの展開、そして、長野県障がい者芸術文化活動支援セン

ター「ザワメキサポートセンター」との連携による文化芸術を生かした多様性の理解促進などに取り組んでおります。

このような中、現在、私の地元である大町市では、第3回北アルプス国際芸術祭2024が先月13日に開幕し、11月4日までの53日間の会期で行われております。阿部知事には、名誉実行委員長に御就任いただき、財政的支援をはじめ様々な支援をいただいているところであります。特に、北アルプス振興局の皆様においては、一つの作品会場の運営を、休日を含め53日間担当していただくなど、応援をいただいていることに感謝申し上げます。

この芸術祭は、地域が直面している人口減少など様々な課題をアートの力で解決する、新たなまちづくりへチャレンジする機会であり、アートの持つ働きにより土地固有の地域資源を明らかにするとともに、地域住民が地域の魅力を再確認し、多様な人々が集い協働することで、活力と元気に満ちあふれる魅力的な地域と人づくりを目指しております。

また、特に今回は、新たな取組として、市内小中学校を中心にした子供たちのためのアートスタディツアーの開催のほか、タイアップイベントとしてザワメキアート展も同時開催し、地域住民からも大きな期待が寄せられており、このような活動が県の目指す文化芸術振興につながっていくものと確信しております。

しかし、一方で、この事業を継続していく上での課題として、この芸術祭は3年に1度開催するアートトリエンナーレとして開催しておりますことから、次回開催までの2年間は継続のためのポテンシャルを維持することが重要であります。この芸術祭の総合ディレクターである北川フラム氏が監修しております新潟県十日町市の大地の芸術祭や、岡山県、香川県で開催されている瀬戸内国際芸術祭では、会期以外においても関連した様々なアートイベントが開催されており、大勢の観光客が訪れ、地域経済の活性化の原動力となっております。

そこで、直江県民文化部長にお伺いいたします。

第2次計画では、主な取組として国際芸術祭等の開催支援を、また、重点的施策の中で、信州アーツカウンシルによる寄り添い型支援の充実、アーティスト・イン・レジデンスの実施支援などを明示されておりますが、北アルプス国際芸術祭のポテンシャル維持の観点から、会期以外の大町市における文化芸術に関する取組への支援について考え方を伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には地域社会に生かす上での高齢者と仕事のマッチングについてのお尋ねでございます。

今、あらゆる産業で人手不足となっている中、高齢者の方々が豊かな経験と知識、技術を生かしながら社会で活躍していただくことは大変重要であると考えております。県では、ハローワーク、シルバー人材センター、産業雇用安定センターや民間の事業者など様々なチャンネルと

の連携、また、県の取組といたしまして、地域就労支援センターにおける高齢者の希望を尊重した就業相談、高齢者に向けた求人開拓など、高齢者と企業とのマッチングの支援を行っているほか、本年度から始めております長野ダイバーシティワークを通じた短時間勤務など、高齢者のニーズに合った雇用創出に向けた企業支援などにより、広く高齢者のニーズに対応しているところでございます。

この既存のチャンネルや取組のほかに、大町市のように、地域がその特性に応じ、独自に就業促進を進めていただけることは、より多くの高齢者が適切な仕事を得ることにつながる大変重要な取組であり、地域振興局も連携させていただいているところでございます。

今後は、議員御提案の例を参考に、例えば農業における短時間で負担の軽い作業や施設管理を担ってもらうなど、地域の特性やニーズに応じて高齢者が生き生きと地域で活躍できる環境づくりを市町村や地域振興局と連携して進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には北アルプス国際芸術祭の会期以外の取組への支援についてお尋ねを頂戴しております。

平成29年度の北アルプス国際芸術祭のスタートに先駆けまして、平成27年度から、芸術家等が一定期間地域に滞在し、地域との交流を通じて制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの仕組み構築に向けまして、県と大町市との協働によるモデル事業として活動拠点や受け入れ態勢の整備等を支援した経緯がございます。その後も、信州アーツカウンシルにおきまして、「NAGANO ORGANIC AIR」と銘打ち、大町市を含めた県内各地での芸術家等の滞在制作や発表、地元住民との交流等の支援に取り組んできております。

北アルプス国際芸術祭の開催年以外におきましても、大町市では、信州アーツカウンシルが自然環境の中で滞在制作やパフォーマンスを行う芸術祭等への助成、ダンサー兼振りつけ家による滞在制作の主催、市街地の空き店舗のシャッターを活用した黒部ダムにちなんだアート作品展示の共催などといった支援を行っております。また、地域振興局におきましても、地域発元気づくり支援金により、次回の国際芸術祭開催に向けて市民参加、協働を促進するためのプロジェクトへの支援等を行ってきたところでございます。

今後も、このような取組を通じまして、地域が主体となった文化芸術を活用したまちづくり、移住・交流の促進等を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○**6番（奥村健仁君）** ありがとうございます。高齢者の就労のマッチングにつきまして、高

齢者も、自分の存在意義、社会の役に立ちたい、医療費がかかると言われるのではなく、自分の家族のため、また社会のためにも、生涯現役にチャレンジし続けられる環境が必要だと考えます。

これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の宮下克彦です。通告に沿って質問してまいります。

まず、強度行動障がい者支援につきまして健康福祉部長に伺います。

強度行動障害につきましては、昨年、青木議員からも質問があったところですが、生来的な障害ではなく、周囲の環境等による頭突きやかみつきといった多動も含めて、そういった激しい自傷他害の行動でございまして、そのような行動がどのようなときに出現し、どのように環境を整えてやれば出現しないかを見極めることが大切な点であると考えております。

深刻な行動障がいのある者への支援は、平成17年に成立した障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系の中で、全国的には、平成27年から強度行動障害支援者養成研修が始まって、行動支援の枠組みとして展開されているところであります。

諏訪地域のお話を伺ったところ、現在圏域に数十人の対象者がおりまして、山梨県の施設にもお世話になっているということをお伺いしました。成人すると諏訪地域に帰って就職し、居住していかなければならず、就職先や居住先の心配など将来の対応につきましてコーディネートできるような専門家がいてくれれば、そういう方を中心に専門知識を生かして対応できるのではないかという状況をお聞きしました。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

県内における強度行動障がい者の実態把握について伺います。

二つ目。西駒郷に今年度設置されました強度行動障がい者の専用の入所施設、すずらん棟の役割につきまして伺います。

三つ目。強度行動障がい者の対応に困難が生じるケースが増加している中で、強度行動障がい者の専門的な支援を行うことができる人材の養成が必要と考えますが、御所見を伺います。

次の質問に移ります。鳥獣被害対策について林務部長に伺います。

昨日、小林陽子議員からも同様の質問がございましたけれども、今年は熊の被害が全国的に多数報道されまして、知事の提案説明でも、人身被害が10件と昨年度を上回って深刻な状況であるため、様々な対応をし、補正予算案も計上したと聞いております。私からは、特にイノシシの被害がマツタケ山で大きくなってきているということを中心に伺いたいと思います。

先般、マツタケ山の現地へ地元の皆さんと調査に登っていったところでございます。マツタ

ケの大切なシロが無残に突き崩されてしまい、一旦荒らされると復活することが大変難しく、その被害は甚大であるということです。

イノシシにつきましては、温暖化の影響で個体数が増加しておりまして、豚熱ワクチンを山に置いている影響もありまして死亡する個体は減っていますので、個体数は増えているのではないかと地元の皆さんの感想でございます。猟友会の捕獲圧力をもっと増加する対策や、防護柵、電気柵で守るという対策も考えられますが、その対策の財源として各種の目的税を柔軟に活用するべきときだと考えます。

キノコなどの特用林産物は山の恵みでありまして、森林の持つ大きな魅力であります。これを守り育てるためには、十分な対策の財源としまして、森林税や、今年度から森林面積割の比率が増加された国の森林譲与税を十分に活用することを検討するべきときであると考えます。

そこで、須藤林務部長に伺います。

ツキノワグマの被害対策が急務であります、県としてどのように進めていきますか。

次に、増加傾向にあるイノシシが山中でマツタケのシロを荒らしてしまい、大きな被害が生じています。森林づくり県民税をはじめとする財源の柔軟な活用を含め、対策を進めていただきたいが、所見を伺います。

三つ目の質問に移ります。観光農園につきまして農政部長に伺います。

農業の地域計画は、今年度の3月までに、それぞれの市町村で、今後の農地、農業の将来性を見据えた対策作業が進んでいるところでございます。農地をどのように活用すべきか、食料の安全保障確保も、地域の活性化も、重要な課題であります。

さて、農地を生かし、食料の安全保障を確保しながら長野県の特徴を伸ばしていける方向を考えますと、自然と共に生きるということは、大都市にはないこの信州の大きな特徴であります。これからの社会を、ひいては未来を支える究極の生き方の一つではないかと考えます。

米づくりを大規模化して守ることも重要ですが、それとともに、日本の農業は小さな農家が支えていることも大きな特徴であると思います。営農者の高齢化とともに、担い手が減少して、遊休農地も増えていきます。これらを解消する手段としても、移住を見据えた人口増対策としても、長野県の魅力アップとともに、観光農園が一つの大きな可能性を持つものと考えます。

ただし、その経営を考えますと、持続していくためには様々な課題もございます。重要なのは、単なる農産物を販売する農園にとどまることなく、農林水産物を活用したリゾート地にまで発展させる可能性があるということでございます。大自然を有する長野県でしかできない一つのイノベーションであると考えます。シャインマスカットやマツタケ、ウナギなど、世界を市場として、あるいはITでも稼ぐことができるリゾート、東京では実現できない別天地長野を伸ばし得る、次元を一つ超えたイノベーションではないかと考えます。

そこで、小林農政部長に伺います。

美しい自然と豊かな農産物に恵まれました長野県こそ観光農園の発展に大きな可能性があると考えますが、県下の観光農園の現状について伺います。

特に、観光農園においては、季節ごとの収益の変動が大きいなど不安定でありまして、持続可能な経営が課題として挙げられますが、県としてどのような取組が考えられるか、所見を伺います。

三つ目。集客のため、地域と連携したイベント企画等に対する支援が重要と考えますが、県としてどのような支援を行っていくのか、伺います。

最後に、地域の均衡ある発展について伺います。

物理的な距離感が大きい県下の南北の格差、これがさらに増しているとの地域の厳しい声がございます。というのも、昨日、小林あや議員からも関連する質問がございましたが、今年、岡谷ジャンクションの工事が5月から11月にかけて行われまして、南信地域から県庁に来るのに大きな支障が出ています。南北の地域の距離を改めて知らされたところでございます。

岡谷ジャンクションの周辺部では連日1時間を超える渋滞が生じておりまして、高速道路上では渋滞に絡む事故で死者も発生して、下道に降りても、県道舗装工事による片側通行ということで、松本から伊那方面に向かうときに相当な時間がかかる状況が続きまして、この工事の完了までに円滑な調整が必要なところであると考えます。

地域間の格差、これは、6月定例会で向山県議も質問したところでございますが、知事の御答弁で、ナショナルミニマムと申しますか、信州ミニマムや、最適化であるローカルオプティマムの実現を目指すと言われてきましたが、この南北200キロメートルに及ぶ距離への対応は、最低限の信州ミニマムを実現しているとは言いがたいと考えます。

例えば、長野市の住民と南信の住民が県庁で会議に参加したいときに、同じ負担感で県庁に来られるとは思えません。均衡ある発展について、どこの地域の県民ももっと平等に、希望に、夢に期待を持てるような対策が必要ではないでしょうか。

また、ローカルオプティマムとしてそれぞれの地域が特徴を生かして効率的に活性化するためには、南信の各地の住民に明るい夢が必要だと考えます。地方への分散や均衡ある地域創生、地方創生は、国や政府の大きな課題でもございます。ぜひ大学や企業の分散とともに、中央省庁、また、その研究機関の積極的な地方分散を進め、長野県としても省庁の南信地域への誘致を研究していくべきときではないかと考えます。

京都や徳島で実現しました文化庁、消費者庁のように、例えば、林野庁を木曾に、農水省を伊那谷に、環境省を諏訪に招致するようなことはそれぞれの地域の持つ特性を考えれば十分に理由のある希望ではないか、有効な対策ではないかと考えます。



そこで、まず小林交通政策局長に伺います。

県内南北の公共交通による移動の時間距離を縮めるためどのように取り組んでいるかを伺います。

次に、知事に伺います。

均衡ある発展を図るための一つの手段としまして、東京に集中する大学や企業、中央省庁等の一部を分散し、地方に移転させることは有効と考えます。京都市の文化庁や徳島市の消費者庁新未来創造戦略本部のように、例えば、林野庁等の省庁を中南信地域に招致することを研究できないか。阿部知事に御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には強度行動障がい者支援につきまして3点お尋ねがございました。

初めに、県内の実態把握についてでございます。

強度行動障がいのある方の人数については、松本市の調査結果を基に推計すると、県内で約1,700名と見込んでおります。また、より正確な実態把握に向けて、本年3月に策定した県障がい者プラン2024に含まれる各圏域の障害福祉計画においては、支援ニーズの把握と支援体制の整備を目標として掲げております。

今後、各市町村において、該当者数に加え、現状と課題等の実態把握が円滑に進められるよう、県では、市町村の意向を踏まえ、本年9月に標準的な調査手法をお示したところでございます。引き続き市町村による調査を支援しつつ、全県の詳細な実態把握に努めてまいります。

二つ目に、西駒郷すずらん棟の役割についてでございます。

県は、西駒郷に県内唯一の強度行動障がい者専用のすずらん棟を本年8月に設置し、9月から段階的に運用を開始しております。地域や家庭で支えることが困難になった方をすずらん棟で一定期間受け入れ、専門的な支援をすることで、全県のセーフティネット機能の強化を図ります。

具体的には、原則2年間の入所期間中に、専門的なスキルを有する職員チームが障害の特性に合わせた環境調整や見通しの持てる日課の組立てなどを行うことで地域移行を見据えた生活習慣を確立し、地域で落ち着いて生活ができるよう支援してまいります。また、御家族のレスパイトや緊急時の一時的な入所などのニーズにも対応してまいります。

こうした取組を通じて支援ノウハウを蓄積し、将来的には県内の各施設にノウハウを還元することによって、県立施設としての県全体の支援の質の底上げを図る役割を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、強度行動障がい者の専門的な支援を行うことができる人材の育成についてござい

ます。

強度行動障害に適切に対応できる人材の育成は、重要かつ喫緊の課題であると認識しております。強度行動障がいのある人に対し、適切な支援ができる人材を養成するため、平成26年度から県が指定する研修機関が、障害福祉サービス事業所などの職員を対象に基礎と実践の2種類の支援者養成研修を実施しており、これまでに、基礎研修では1,832人、実践研修では1,138人が研修を修了いたしました。

障がい者プラン2024においては、この実践研修修了者数の累計をプラン最終年度である令和11年度には策定時の約2倍とする目標を掲げており、引き続き目標達成に向けて人材育成に取り組んでまいります。

また、西駒郷では、専用棟の運用開始に向けて、対応力を強化するため、これまでに職員4名を順次県外の先進的な施設に長期間研修派遣をし、支援の中核を担う人材を養成してまいりました。この人材が、すずらん棟で支援の実践を積み重ね、将来的には西駒郷において県内施設の職員を研修で受け入れる際の指導者となり、また、施設等からの依頼に応じて講師となることなどを通じて、西駒郷が他施設のモデルとなるとともに、支援人材の養成の一翼を担う役割を果たせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 私には鳥獣被害対策につきまして2点御質問を頂戴いたしました。

まず、ツキノワグマ対策についてでございます。

県では、市町村長や専門家等から成る長野県ツキノワグマ対策あり方検討会からの提言を受け、今年7月、人と熊とのすみ分けの徹底や判断基準の明確化による市町村対応の迅速化を進めるとともに、熊の出没注意報・出没警報の発出を新たに制度化するなどのツキノワグマ対策を取りまとめ、推進しているところでございます。

今年度の里地における熊の目撃件数は、8月末現在で平年の約1.6倍、人身被害も10件11人と昨年度を上回っており、こうした深刻な状況を踏まえ、9月9日には、出没件数が多い佐久、上伊那、木曾、北アルプス、北信の5地域を注意報からツキノワグマ出没警報へと引き上げ、県民の皆様に一層の注意・警戒を呼びかけているところでございます。

県としましては、警報発出地域において、地域振興局、市町村、猟友会員等で構成する広域連携クマ対策チームを立ち上げ、熊の目撃等があった集落周辺や出没経路での集中的な監視活動を実施しているところでございます。出没痕跡等の早期発見を進めることにより、やぶの刈り払いなどの防除対策や、繰り返しの出没や里の食べ物への強い執着が認められた危険個体の捕獲対策といった早期の対応につなげてまいります。

また、追い払い機能つきのセンサーカメラの導入や、熊の専門家の市町村等への派遣、熊とのすみ分けの徹底を図るための市町村におけるゾーニング管理の導入支援に係る経費を9月補正予算案に計上しているところでございます。これらの取組を積極的に進め、人身被害の未然防止を図ってまいります。

次に、イノシシによるマツタケのシロ被害への対策でございます。

一部の山林において、イノシシによりマツタケ発生箇所のマツタケ菌の塊、通称シロを荒らす被害が報告されていることから、県としましては、被害箇所において専門家による状況把握を行うとともに、マツタケ発生状況等について生産者や地域と情報共有しているところでございます。

イノシシによる被害の発生を抑える対策としては、捕獲圧を高めることにより加害個体を減らすことが有効であるため、県としては、市町村が行う捕獲活動に対して支援を行っているところです。被害防除対策としては、森林づくり県民税を活用し、緩衝帯の整備を推進しております。また、市町村におきましても、森林環境譲与税を活用して鳥獣被害対策を行っている事例がございます。

こうした取組を進めるため、被害地域の市町村、マツタケ生産者や猟友会等の関係者から成る対策会議において、県としても捕獲と防除の両面から今後の対策について助言をしております。今後も、被害の実態に応じて森林づくり県民税等の活用を含め、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には観光農園について3点御質問をいただきました。

まず、観光農園の現状についてのお尋ねです。

国による調査において、令和4年度時点で、県内の観光農園の数は480か所、全国で第2位となっておりますが、全国的にこの10年間で減少傾向にございます。品目としては、地域の特徴を生かして、リンゴ、ブドウ、イチゴ、ブルーベリーなどバラエティーに富んでございます。一方で、1か所当たりの販売額は全国平均と比べると小規模で、通常の販売とともに複合的な経営を展開しているところが多いものと考えられます。

次に、観光農園に対する県の取組についてのお尋ねです。

観光農園の経営の持続性を高めるためには、収益を得る期間を長くすることにより、労働力の平準化やリスクを分散することが有効であると考えてございます。このため、収穫時期の異なる品目、品種を組み合わせた栽培や加工品の製造販売など、多角的な経営を助言しているところでございます。こうした取組は、季節を問わない収益の確保策として有効であり、商品開

発や経営改善をアドバイスする専門家の派遣など、経営の持続性を高める取組を引き続き展開してまいります。

最後に、観光農園への集客に向けた県の支援についてのお尋ねです。

先ほど申し上げましたとおり、小規模な経営が多いことから、地域ぐるみで集客に取り組むことが効果的であり、県では、令和4年度に観光団体や商工団体が観光農園などと連携し、地域の食を生かして新たに行う取組を支援する制度を創設したところでございます。この支援事業を活用して、観光農園での収穫体験や収穫した農産物を使った料理を味わう旅行商品の開発、イベントの開催などが展開されています。

また、観光農園や農家レストラン、農泊などといった農業と観光を組み合わせたコンテンツを県公式観光サイト「Go NAGANO」に掲載するなど、観光スポーツ部とも連携した発信に努めているところでございます。今後も、こうした支援を積極的に展開し、多様性に富む県内の観光農園の特徴を最大限生かせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通による県内南北の移動時間短縮のための取組について御質問を頂戴しました。

議員お話のとおり、南北に広がる本県にありましては、公共交通ネットワークとしてこれを維持し、また、移動時間の短縮を図っていくということは大変重要なことだと考えているところでございます。

この南北を結ぶ路線としましては、鉄道についてはJR篠ノ井線、飯田線、中央本線、それから、高速バスにつきましてはみずずハイウェイバスがその役割を担っているところでございます。鉄道につきましては、沿線自治体や商工観光団体等で構成されます各路線の期成同盟会、それから、県が主催します長野県JR連絡調整会議を通じて、ダイヤの調整、線路の改良などによる高速化をJRに要請しているところでございます。

また、長野と飯田を鉄道よりも短時間で結びますみずずハイウェイバスにつきましては、昨年度、運行事業者から路線を廃止したい旨の意向が示されたことを受けまして、当該路線が広域圏間を結ぶ基幹的な移動軸であるとの認識の下、今年度、県が運行継続に必要な支援を行いまして路線の維持を図っているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には地域の均衡ある発展に関連して、政府関係機関等の誘致について御質問を頂戴いたしました。

地方創生は10年たったわけですが、この過度な東京一極集中はなかなか是正されないという状況が続いております。この問題は、日本全体にとって非常に大きな課題だというふうに考えております。

識者によれば、東京はもはや過剰集積だと。集積し過ぎていることによって、必ずしも生産性が高い地域ではなくなっているのではないかという御指摘もあります。また、我々も、移住、二地域居住といろいろな努力をしていますけれども、どうしても若い皆さんは東京のほうに向いていってしまっているという現状があります。

加えて、近年、気候変動等の影響もあって災害が多発しているわけでありましてけれども、水害や巨大地震の発生リスクを考えたときに、やはりこの東京一極集中問題について国全体でしっかり考えて対応していくことが大変重要だというふうに思います。御質問にもありましたように、政府機関をはじめ、企業や大学を国土全体の政策を考える中でできるだけ分散化していくという戦略も求められているのではないかというふうに考えております。

全国知事会におきましても、大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化という観点からも、政府関係機関等の分散の推進について国に対して要望を行ってきているところでございます。

今後の国の動向は、政府も替わって、総理も替わって、どういう政策になっていくかまだ完全に見通すことができない部分ではありますが、この東京一極集中問題については、知事会としてもしっかり問題提起を続けていきたいというふうに思っております。我々県としては、国の動向も十分に踏まえながら、長野県の強みを生かし、この東京一極集中を変革するための受皿となるような地域づくりをしっかりと進める一方で、御提案のありました政府関係機関の招致等についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君） それぞれに御答弁ありがとうございました。

強度行動障がい者につきましては、頼りになる窓口が育っていくように進めてくださるよう地元でも期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

イノシシ対策につきましては、財源が厳しい折、特定財源の工夫について、使っている市町村もあるというふうに部長から御答弁いただきましたけれども、ぜひ森林環境譲与税の活用を県としてもしっかり検討していただいて、豊かな財源で森林を守っていただければと思います。

それから、観光農園につきましては、現在進めている農業の地域計画にも取り入れていただいて、この信州の持つ特徴を十分に伸ばし、東京一極集中などを飛び越えたイノベーションを実現するためにも、ぜひ支援を検討いただきたいと要望します。

そして、南北の格差是正につきましては、知事会でも国でも大きな課題として捉えられているとお聞きしました。県下の各地に大きな夢のある県政というものが必要だということで、共田議員の質問にもございましたように、どこの地域にも夢があることがこれから進んでいく支えになると思います。ぜひ南信地方にも希望の光をいただきたいというふうに要望します。

知事には、私たちの要望に応じていただきまして、諏訪湖を気持ちよく泳いでいただきましてありがとうございました。大変多くの皆様に諏訪湖のPRをすることができまして、地域の特性を生かしたことが知事と共にできたと感謝申し上げます。

しあわせ信州創造プラン3.0の実現に向けましてさらに積極的な県政運営を期待しまして、一切の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）大手賃貸業者の街の幸福度ランキング2024の長野県版と甲信越版で、原村が共に2年連続1位となり、諏訪圏域では、ほかに富士見町、下諏訪町が上位にランクインいたしました。理由は、好きな場所で子供たちと暮らせる、家族とも普通に仲よく過ごし、恋人とも友達とも仲よくさせてもらって楽しく過ごしているとのことでありました。

知事の議案説明の中で、人口減少社会に適応した「ゆたかな社会」の実現に向けた取組を積極的に進めることが急務であるとしています。また、長野県立大学の学生との意見交換の中でも、経済指標では測れない部分の豊かさが、実は幸せ、ウェルビーイングを向上させることにつながっていると思っています。それを実現させる新しい社会の在り方を考えていかなければならないとしています。

様々な課題もあると承知しておりますが、三つの課題について質問いたします。

日本企業は、新卒者を一括採用し、後から仕事を割り当てるメンバーシップ型雇用が一般的ですが、アメリカでは、一つの職種でキャリアを築くジョブ型雇用を採用し、職務内容や条件を明確に定義した上で雇用契約を結び、部署異動や転勤は求められません。また、転職も、より待遇のよい企業へ移る回数も多いわけです。

少子化の進行が、雇用環境を大きく変えています。新卒一括採用だけでは立ち行かない企業が増え、即戦力となる経験者の中途採用が重要性を増すと思われます。

また、リボルビングドアという取組が始まっています。官と民の人材が行き来することにより、官公庁は民間が持つ最先端の技術や現場の最新情報を知ることができ、特定の分野における専門知識や技術を持つ人材の確保が可能になります。また、民間にとっては、官公庁とのつながりにより、より公益に資する社会的成果を追求する視点とルートを持つことができる点で企業の事業価値を高めることができるわけであります。また、民間とは違う職務経験や人脈を

持つ人材を活用することで、社内に新しい視点やスキルを得ることができる利点があります。

人口減少時代にあって、労働市場が縮小、流動化する中、県においても職員の確保と定着は大きな課題であります。職員の早期退職者は増加傾向と聞きますが、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる県組織を維持する上で、職員の離職防止、さらには県組織以外の力を活用することも今まで以上に重要となります。

ついては、次の2点についてお伺いいたします。

県では、社会人経験者を対象とした採用試験におきまして、勤務地を限定した地域枠を導入したと聞きます。地域に根差した職員が地域のスペシャリストとして勤務することは有効であります。地域枠採用を始めた経過と今後の志願者確保に向けた取組についてお伺いいたします。

人口減少社会にありまして、必要となる採用者の確保には限界があると考えため、外部の力を有効活用することが必要です。他県の自治体では、民間の企業等に勤める者を副業人材として県職員の会計年度任用職員等として採用する例もあり、民間企業と人事交流促進や副業人材の活用を進めていくことが必要と考えるが、現在の取組につきまして渡辺総務部長にお伺いいたします。

我が国の高齢者人口は令和22年まで増え続けることが見込まれ、超高齢化社会を迎える社会で、医療の重要性は一層高まると考えます。

また、本県は面積が広く、2次医療圏も10圏域ある上、医師数は厚生労働省の医師偏在指標において全国36位の医師少数県に位置づけられている状況にあります。この中で、県内のどこに住んでいても適切な医療が受けられる提供体制が重要だと考えています。

さらに、本年4月からは、医師の時間外労働の上限規制が適用開始となり、このような新たな動きも踏まえて、今後も本県の持続的な医療提供体制を築いていく必要があると考えます。医師は、人命を救う尊い職業であるため、容体の悪い患者や急患を目の前にしたら、自分よりも患者を優先せざるを得ない状況の中で、規制は当然とはいえ、医師不足が予測される医師の負担業務を軽減するための業務の移管先となる医療従事者に対する教育や研修をしたタスクシフティングも効果的だと思います。そこで、本県の医師確保の現状と課題、今後の取組の方向につきまして笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

先月、県教育委員会から県立高校の特色化に関する方針が示されました。現行基準では、想定を超えて進む少子化や通信制高校の志願者増など環境変化にそぐわなくなり、本年度から適用を停止していると言います。時代の変化により生徒の意識が多様化する中で、本県の子供たちの進路は無限に広がるわけです。

諏訪圏域では、山梨県の高校に進学する生徒は多いですが、逆に山梨県から長野県の高校に進学してくる生徒はほとんどいない状況であります。県内の各高校、とりわけ中山間地校や県

境校においては、生徒から選ばれる高校となるため、その地域のリソースを生かし、各高校それぞれの特色を規模にとらわれず可視化していく必要があると思いますが、また、特色化を打ち出す中で全国募集していくことも可能になると思います。その先は、県、国の枠を超えて、世界に生徒たちの視野が広がるわけであります。その中で、現在の県内の全国募集についてどのような状況か、武田教育長にお伺いいたします。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には2点のお尋ねをいただいております。

まず、職員採用における地域枠の導入経緯と志願者数の確保についてのお尋ねでございます。

人口減少社会にあっても、安定した行政運営や県民サービスの提供を維持していくことは重要であり、その上で、県職員の生活本拠地が東北信地域や松本周辺地域に偏っていることは将来的な課題の一つであるとかねてから認識していたところでございます。

今回の地域枠の導入は、当該地域を生活の本拠地とする職員が少ない南信地域、諏訪、上伊那、南信州と、中信地域の一部、木曾、北アルプスであり、その地域に居住し活躍する職員を着実に確保していくことを目指したものでございます。

また、この地域枠の採用は、この地域で暮らしたい、働きたいという方の思いをしっかりと受け止めながら、そうした方に訴えていくことも必要と考えたところです。このため、志願者の確保に向けては、育児など家庭の事情で県職員への志願をちゅうちょしていた方や、地域おこし協力隊などで地域に根差した活動をされている方へのアプローチ、県内外からの移住、転居、転職希望者へのイベント等を活用した周知など、今後とも多くの方に応募いただけるよう取り組んでまいります。

次に、民間企業との交流人事、副業人材の活用、また取組というお尋ねでございます。

今年度、県から民間企業・団体等へは若手職員を中心に18名派遣し、民間企業・団体から県組織へは17名を受け入れているところでございます。また、令和4年度からは、DX推進やブランド戦略などの分野で、民間で活躍する方を副業人材として長野県共創推進パートナーに委嘱するなど、県組織内では得難い民間のノウハウやネットワーク等の積極的な取組に努めているところでございます。

さらに、昨年度からは、退職した職員を再度採用するウェルカムバック採用を始めたところでございます。こうした方が転職後に培った経験を生かすことで、県組織の活性化につながるとともに、この制度が官民を行き来する仕組み、いわゆるリボルビングドアになることを期待しているところです。

今後、人材の確保の観点のみならず、多様な人材が活躍できる組織に向けて、民間企業との交流や外部人材の活用を促進してまいります。



以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医師確保の現状と課題、今後の取組についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、本県は、医師偏在指標において医師少数県に位置づけられており、現在、第8次医師確保計画に基づいて、医師の確保、養成、定着に取り組んでいるところでございます。これまでの取組により、本県の医療施設従事医師数は、平成24年の4,508人から令和4年には5,046人と増加しているものの、医師確保計画に定める目標の達成に向けては、さらなる施策の推進が必要な状況でございます。また、高齢化の進展に伴う医療ニーズの増加や医師の働き方改革の推進など、新たな課題への対応も求められております。

今後につきましては、現在取り組んでいる医師の無料職業紹介を行うドクターバンク事業や、将来の地域医療を担う医学生への修学資金貸与、タスクシフト、タスクシェア等を通じた勤務環境改善支援などを着実に実行するとともに、信州大学等に設置している医学部地域枠の増員などさらなる医師確保に向けた施策を検討してまいります。

あわせて、国において施策を講じるべき大学医学部臨時定員や医師の研修制度など、制度的な課題等に対しましては、国への要望活動などを通じ、実効性ある施策の実現を求めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には特色ある県立高校の新方針についてのお尋ねでございます。

先月公表いたしました県立高校の特色化に関する方針において、四つの視点から高校の特色化を図る方向性を示したところでございます。今後、各高校において、この方針を受けて、自校の特色について議論を進めていただく予定でございます。

それぞれの学校の特色については、地域のリソースを踏まえ、独自のカラーを出していただくことを期待しており、その内容は、地域の関係者や中学生に分かるよう可視化し、情報発信に努めてまいります。

また、全国募集につきましては、現在、飯山高校スポーツ科学科と白馬高校国際観光科で実施しているところでございます。今後につきましては、高校の特色化を進める中で、全国的に見ても数少ない特色ある学びをしている学科を持つ高校で全国募集を実施していく予定でございます。具体的には、木曾青峰高校森林環境科及びインテリア科、小諸義塾高校音楽科で、令和8年度以降募集を開始する予定でございます。

全国募集に当たっては、県外生の住居を用意するなど、地元の皆様の協力が不可欠であり、

丁寧に協議を進めてまいります。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）先ほど宮下議員からも均衡ある発展ということで質問があったわけですが、これは長野県内でも同じことで、やはり長野、いわゆる中心部一極集中ではなく、るる申し上げたとおり、県内も非常に限界集落・過疎化が進んでいる中で、職員の採用も含め、ぜひとも均衡ある発展ということでお願いしたいと思います。

また、今、教育長からも答弁をいただきました。

新たな教育の時代の中で、先般、富士見町議会でも、空き家対策をということで町長に質問がありましたが、空き家が非常に増えていますので、ぜひそういったことも考慮していただき、県内に多くの学びが生まれることを御期待いたしまして、一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。

まず、長野県警と岐阜県警が行った特殊詐欺事件の家宅捜索で容疑者に令状を示さない例が複数あったことが地裁松本支部の公判で明らかになったことについて。

捜査機関が容疑者を逮捕したり、家宅捜索をしたりといった強制捜査を行うには、原則裁判所の令状が要ること、執行する際には、容疑者本人に提示し、内容を説明しなければならないこととされているにもかかわらず、今回の事例では、計5回の家宅捜索のうち、逮捕時の初回を除き、勾留されていた容疑者に令状を示さず、護送に必要な人員を確保できないとして本人を立ち合わせることもしなかったとのことですが、令状の提示などの手続は、捜査の公正さを担保するとともに、処分を受ける人の人権に配慮するために定められているもので、逸脱してはならないことではないでしょうか。

以下、県警本部長に伺います。

今回の裁判では、押収物を記載した調書など一部は証拠として採用されなかったとのことですが、権力の濫用を防ぐ仕組みとして裁判所の令状を要する令状主義の精神を没却するような重大な違反行為だと判断された問題であり、警察捜査の信頼を揺るがす事態と考えるが、いかがか。所見を伺います。

捜査機関が法令を守ることは基本中の基本であるにもかかわらず、同様の逸脱行為が慣行となっているのではないかと問題視する専門家の意見もありますが、警察官の意識啓発や研修は行われているのか。今後の対策について伺います。

次に、熱中症対策についてお聞きしてまいります。

長野市内の小中学生と荻原長野市長が給食を食べながら話し合うスクールランチミーティングを初めて開いた広徳中学校で、生徒から学校の体育館にエアコンが欲しいという意見が上がったと報道されました。災害級の酷暑で、エアコンのない体育館を使用して体育や部活動をしている中学生からの切実な声です。

空調設備のない夏場の体育館は、直射日光で建物が温められ、室温が高温になり、通気を行っても外気温が高く熱が籠もりやすいため、特に高温になりやすく、そのような環境で授業や部活動などを行えば熱中症のリスクは高まると言われています。

今年の夏は、1898年の統計開始以降、日本の観測史上最も暑い夏。9月になっても厳しい暑さが続き、昨日は10月だというのに真夏日を超えました。長野県内の熱中症による救急搬送状況は、4月29日から9月8日までの速報値で1,000人を超えています。教育機関からの救急搬送は30人です。学校体育館へのエアコン設置は、熱中症対策であること、さらに、災害が多発している時点で避難所という観点からも設置が必要だと私は昨年9月議会で質問をしましたが、今年もさらに早急な対策を願って質問をしてみたいです。

まず、長野県内の小中学校、特別支援学校、高校の特別教室と体育館等のエアコンの現在の設置状況について伺います。

県立高校の普通教室のエアコン設置率は100%になっておりますが、一方で、特別教室の設置状況は、全国では58%ですが、長野県は5割に届かないという状況であります。学校現場からは、学校内の学習環境は教科によって格差が生まれている。特別教室へのエアコン整備を要望しているとお聞きしています。現状ではまだまだ不十分だと思います。全ての特別教室に積極的に設置をしていただきたいが、いかがか。伺います。

県立学校の体育館等へのエアコン設置について、昨年9月議会でも質問しました。その質問に対し、教育長は、体育館へのエアコン設置につきましては多額の予算が必要となるため、暑さ対策としては、施設面での対応と使い方の工夫の両面で取組が重要と考えていること、今後は、高校再編や特別支援学校の老朽化に対応した増改築等を行う際に、断熱改修工事を含めて検討してまいりますと答弁がありました。昨年度からの検討と実施状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察の捜査について2点御質問をいただきました。

まず、1点目の特殊詐欺事件の家宅捜索で容疑者に令状を示さないことが重大な違法行為であり、警察捜査の信頼を揺るがす事態であるとの御指摘に対してお答えいたします。

本件は、全体としては法律に定める手続にのっとり捜査を遂げたものと認識しており、裁判においても全て有罪が確定したものと承知しております。一方で、捜査手続の一部について、

裁判において違法と指摘されたことは真摯に受け止めつつ、今後も引き続き緻密かつ適正な捜査を推進してまいります。

2点目の警察官の意識啓発や研修の実施状況と今後の対策についてお答えいたします。

捜査を行うに当たって、刑事訴訟法などの法令や規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないようにしなければならないのは当然のことでありまして、各種捜査手続や捜査要領については、平素から適時適切に教養等を実施し、職員への周知を図っております。

捜査については個別具体の事案に即して適切な方法を用いるべきものと認識しておりますので、今後も引き続き必要な教養等を実施し、緻密かつ適正な捜査を推進してまいります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）熱中症対策について3点の質問をいただきました。

まず、エアコンの設置状況でございます。

令和6年9月1日現在の県内の学校におけるエアコンの設置率は、公立小中学校が、特別教室が60.7%、体育館は4.6%です。特別支援学校は、特別教室が99.4%、体育館は9.1%でございます。県立高等学校は、特別教室が46.5%、体育館に設置している学校はございません。

次に、県立高等学校の特別教室へのエアコンの設置についてでございます。

特別教室の空調設備については、他の教室で代替授業が困難な教室、または機械等から放熱により高温となる実習室など、優先度が高く必要な部屋には整備を行ってきております。現在、学校では、必要に応じて空調設備整備済みの教室で授業を行うなど各校工夫をしてもらっておりますが、現場からはさらなる空調設備の整備要望があることは承知しております。今後は、高校再編に伴う新校の整備や既存校の大規模な改修などの機会を捉え、必要な場所には整備を進めてまいりたいと考えております。

3点目でございます。県立学校の体育館へのエアコン整備の検討状況についてのお尋ねでございます。

県立高校においては、高校再編に伴い改築が必要な5校の体育館において、断熱材や断熱ガラスの設置、断熱塗装等を進めており、このことにより、日中の室温上昇を抑える効果が期待できると考えております。

一方、特別支援学校においては、室温変化への配慮が必要な児童生徒等が在籍していることを踏まえ、改築を行う松本養護学校、若槻養護学校については、体育館を含めた新築部分のZEB化やエアコン設置を前提に設計を行ってまいっているところでございます。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）御答弁いただきましたが、体育館のエアコン設置はほとんど進んでいな

いということで、大変残念であります。

文部科学省は、公立学校施設における空調設備の設置状況調査を1年置きに実施し、公表しています。前回は令和4年に行われ、今年が調査年に当たっており、令和6年度の調査結果は9月末日に公表されました。

文部科学省の調査で、都道府県ごとの体育館等への設備設置状況に着目してみました。それによりますと、東京都の令和4年と令和6年では、小中学校は82%から89.2%、特別支援学校は97%から97.2%、高等学校は39%から62.2%と、令和4年段階でも設置率が高い上にさらに進んでいました。

なぜ東京都で設置が進んだのかを調べたところ、小池都知事が、2018年9月都議会で、都内全ての公立小中高校の体育館に冷房などの空調設備を設置するため補助制度を設ける方針を表明。対象は約2,000校。熱中症対策だけでなく、災害時に避難所として使われるため、居住環境の改善も目指すとして始まり、8年間で100%を目指していることが分かりました。当時は、「蒸し風呂体育館、さようなら」と報道されたそうです。

そのほかには、愛知県の大村知事は、今年2月に、猛暑の中でも、熱中症を防ぎ、体育の授業や部活動を続けていくよう進めていきたいと知事会見しています。4年間で全ての県立高校の体育館、武道場に空調設備を設置すると表明して予算計上しています。大村知事は、会見の中で、小中学校は補助があるも、高校は対象外。よって、国に対して、高校への補助について知事会からも意見を上げたいと発言しておられました。熱中症は命に関わることとはいえ、それぞれの知事の決断には正直驚きました。

熱中症対策、子供たちの教育環境や安全の確保、さらに、災害時には、市町村から要請があれば地域の避難所として利用されます。避難所の環境改善の観点からも県として体育館へのエアコン設置を進めていただきたいと思います。知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 県立学校の体育館へのエアコン設置についてという御質問であります。

先ほど教育長から御答弁申し上げたように、現在県立高校におきましては、再編新校の整備の中で体育館の断熱化に取り組んでいるところであります。

また、配慮が必要な児童生徒が通う特別支援学校においては、現在改築を進めている学校においてエアコンを体育館等にも設置するよう進めているところでございます。他の学校についても、順次改築等に併せて整備を進めていきたいというふうに考えております。

各都道府県それぞれの考え方で施設整備を行っているわけでありまして。我々も決して子供たちの教育環境を横に置いているわけではありません。今回御質問いただいた避難生活というような観点も考えれば、その質の改善は私も必要だというふうに思っております。

今後、教育委員会から教育現場の実態もお伺いしながら、必要な整備の在り方について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）知事からも御答弁をいただきましたが、高校再編などの計画と併せてということになると、対象になっていない学校はどうなるのかということもありますので、このあたりのところも含めて、教育委員会としっかりと計画そのものについて議論をして進めていただきたいと思います。

次に、核廃絶等について伺ってまいります。

8月4日から6日まで広島市で開かれました2024原水爆禁止世界大会に参加しました。79年前、米軍によって広島と長崎に投下された原子爆弾は、人類が体験したことのないこの世の地獄をもたらしました。子供を含め民間人が無差別に殺りくされ、その年の暮れまでに21万人の命が奪われました。

来年は被爆80年です。辛うじて生き延び、苦難の人生を歩んできた被爆者たちは、現在の緊迫した情勢の中で、生きているうちに核廃絶をと、渾身の力を振り絞って立ち上がっています。

世界大会で被爆地に集った私たちは、核兵器のない平和で公正な世界を、人類と地球の未来へ流れを転換していくために共に行動することをと呼びかけました。大会の中で、被爆者からは、再び被爆者をつくるなど諦めず戦い、日本国内はもとより世界各地を訪れ、非人道的な核兵器被害の実相を伝え、核廃絶を訴え続け、核兵器禁止条約交渉会議に参加し、禁止条約の成立にも尽力してきたと報告されました。

核兵器禁止条約を生み出すまでには、世界の市民社会の長い運動があり、そして、被爆者がもう誰にも自分と同じ思いはさせたくない和被爆の実相を語り続けています。しかし、高齢になり、被爆者自身が語り続けることには限りがあるからこそ、来年の被爆80年には特別な思いが込められていることを痛感しました。

私は、今回改めて広島平和記念資料館、原爆資料館を訪ねました。広島平和記念資料館の展示、1945年8月6日の8時6分までの穏やかな広島市街地の風景から原爆投下で一変したありさまは、まさに地獄絵図です。人としての形をとどめることもできない無残な死は、目を背けたくなりました。その資料館の展示内容には、高齢になり被爆体験を直接聞くことができなくなる前にと、被爆者から高校生が話を聞き、描いた原爆の絵も展示されていました。若い世代がつなごうとしていることを知りました。

8月6日の平和記念式典で、松井広島市長は、昨年度、平和記念資料館には世界中から過去最多となる約198万人の人が訪れた。これはかつてないほど被爆地広島への関心、平和への意

識が高まっているもののあかしとも言えます。世界の為政者には広島を訪れ、そうした市民社会の思いを共有していただきたい。そして、被爆の実相を深く理解し、被爆者のこんな思いはほかの誰にもさせてはならないという平和の願いを受け止め、核廃絶への揺るぎない決意をこの地から発信していただきたいと呼びかけました。

長野県内にも、核兵器のない世界をと、長年にわたって広島平和記念式典への参加者を派遣する事業を続けている自治体があります。8月を中心に、戦争展や原爆の写真展などの取組が県下各地で行われております。

そこで、県としても、代表を派遣したり、県庁舎や合同庁舎など非核平和の啓発活動の場として活用していただけないか。県民に核兵器によってもたらされる被爆の実相を伝える取組をしていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。企画振興部長に伺います。

核兵器禁止条約の署名は93か国、批准国は70か国へと広がっています。原爆投下から既に79年。被爆者は高齢になり、来年は被爆80年。それまでに日本が核兵器禁止条約に署名をと願っています。現在、日本政府に対し核兵器禁止条約に参加することを求める署名が、全国各地で取り組まれております。知事にはぜひとも御賛同して署名をしていただきたいと考えます。阿部知事の御所見をお聞かせください。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）核兵器廃絶に向けた取組についてお尋ねがありました。

毎年開催される広島平和記念式典には、県内の市町村において児童生徒や若者等を派遣する事業が行われており、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを学び、平和の大切さや尊さを肌で感じる貴重な機会となっております。

県としましては、市町村でのそうした取組を踏まえ、県内における啓発活動に力を入れて取り組んでいるところでございまして、毎年8月に民間団体と連携して、広島・長崎の原爆投下後の様子を捉えた写真や絵などの企画展示を県庁や合同庁舎で開催しております。今年度は、合同庁舎での展示を1か所増やすとともに、新たな民間団体と協力して、県庁で企画展示を開催し、充実を図ったところでございます。今後も、こうした取組がより効果的なものとなるよう工夫してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には核兵器禁止条約への参加を求める署名運動への署名について御質問をいただきました。

世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶、そして恒久平和の実現は、全ての国民の願いだというふうに思いますし、私もその1人でございます。こうしたことから、平成29年には、広島、長崎の被爆者の方々が訴えていらっしゃる核兵器廃絶国際署名の趣旨に賛同させていた

だきました。核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるというものでありまして、これについて署名をさせていただいたところでございます。

今日、核兵器の使用をほのめかす国がある一方で、核抑止力が世界の安定に一定程度寄与している現状を踏まえますれば、核兵器廃絶に向けては、核兵器保有国を含む全ての国が足並みをそろえて取り組んでいくということが不可欠だというふうに考えております。御質問いただきました署名につきましては、こうした基本認識の下で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）長野県としても、市民団体の皆さんとの協力によって、県の庁舎、合同庁舎などを生かして核兵器廃絶の展示などを行っているとのことですが、引き続き充実していただきたいと思います。知事には、新たな署名について今後また十分御検討いただきたいと要望をしておきます。

石破首相は、ウクライナがロシアに侵攻されたのは、北大西洋条約機構、NATOに入っていなかったからだとして、中国を抑止するため、アジア版NATOの創設を主張。さらに、中国、ロシア、北朝鮮に対抗するために、アジア版NATOで米国の核兵器を共有すべきだと述べました。核兵器のない世界の流れに逆行するどころか、唯一の戦争被爆国日本がアジア全域で核戦力強化を呼びかける危険な姿をあらわにしています。

今、世界を対立するブロックに分断するのではなく、アジアや欧州でも憲法9条を生かした平和外交こそ求められていると申し上げて、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）地方創生10年の総括と今後の課題についてお伺いします。

東京一極集中是正を目指す地方創生の取組が本格的に始まってから、10年目の節目を迎えました。具体的には、平成26年のまち・ひと・しごと創生法施行から10年経過したということですが、地域が抱える課題は地域ごとに様々ある中で、各自治体が自らの創意工夫の取組を実施



するため、国が後押ししていくというのが基本理念であったと思います。

この取組により、地域によっては人口増や出生率の向上、当時の人口推計を上回る地域もあり、一定の成果が出たとは思いますが、全体で見れば、東京一極集中には歯止めがかからず、地方が引き続き厳しい状況にあることは間違いありません。

また、数値的に地方創生が成功したと言える地域でも、どこか極端な施策を行っている地域も多く、例えば、福祉の予算を極端に増やしたがインフラの劣化が激しいとか、期限付きの補助金を身の丈以上に獲得し、その後の自立走行に懸念があったりする場合も多いと思います。地方創生という理念の下、地域の間で人口の奪い合い合戦になっていることもあると思います。

9月1日の信濃毎日新聞の一面にも、68%の自治体が地方創生の成果不十分、単独対策に限界との見出しが載りました。県内首長の7割が不十分と答えた理由はどこにあるのか、その理由をしっかりと分析する必要もあると思います。

私の感覚では、地方創生事業というのは、とにかく国からの交付金を多く取るのだという地方の自治体同士の分捕り合戦に見えるところもあり、事業の将来性や収益性がおざなりになっているようにも感じていました。また、補助金の交付期間が切れた後の自立走行が危ぶまれる事業も多くあるように感じます。

そこで、まずは、改めて長野県における地方創生の目的とは何かお伺いするとともに、今回、県内首長の7割が不十分と答えた理由はどこにあるのか。10年前と現在とでは地方創生の捉え方も違っているように感じますが、10年たってみて感じる成果とこれからの課題についてお聞きします。また、長野県として点数をつけるとすれば何点か。それは合格点であったのか。阿部知事にお聞きしたいと思います。

次に、都道府県格差の問題と、都道府県連携はどこまで可能で、目指すべきところはどこか、お聞きします。

国策としてこの10年様々な手を尽くしていますが、東京一極集中に歯止めがかかりません。コロナを契機に地方回帰の流れが加速するような雰囲気もありましたが、徐々に都心回帰へ戻りつつあるようにも感じます。

コロナ以前の5～6年前までは、地方に仕事がないのが東京一極集中の最たる理由でありましたが、今は、人手不足が顕著で、働き口は地方にも十分あると思います。コロナを経てリモートワークや働き方改革なども進み、地方回帰のきっかけが生まれつつあるようにも感じましたが、地方に人が流れそうになると東京が豊富な資金力を背景に次々と東京ならではの施策を打ち出し、まるで地方回帰を防ぐような印象さえ感じました。今のままではこの流れは止まらないと感じます。

十数兆円という豊富な予算を背景に次々と施策を打ち出す東京都に対し、知事会にも様々議

論はあると思いますが、税の再分配の在り方を国が検討するとともに、近隣県が連携して地方分権を維持し、思い切った施策を打たなければ、人の流れは戻らないと感じますが、いかがでしょうか。

例えば、九州のような産業クラスターの形成や広域交通の在り方、思い切った広域行政の推進等、地域でやれるべきこともあるかと思いますが、どのような可能性があるか、阿部知事にお聞きします。

人手不足は始まったばかりで、本格化するのはいずれです。地方回帰が進まず、東京一極集中が進んでいくと、当然ながらコミュニティの維持が難しくなり、地方がますます住みにくい状況になることは想像できます。

そんな中で、あらゆる職種で人手不足が進んでいくと思います。今現在、既に人手不足は深刻ですが、本格的にはこれから深刻な事態が待っていると思います。そうした中で、今後、雇用の流動化が本格的に進んでいくと思います。

一方、これはますます人が出ていくきっかけにもなりますし、逆に地方に人が流れるきっかけになるかもしれません。私は、新陳代謝を促すためにも、雇用の流動化等の成長戦略や規制緩和を進めていく必要があると思います。

そこでお伺いしますが、県として今後雇用の流動化を促進させていくべきと考えるが、どうか。また、どのような効果があるか。一方で、課題はどこにあるのか。また、その課題解決のために県としてできる対策はどのようなものか。県の考えを産業労働部長にお聞きします。

次に、改正地方自治法についてお聞きします。

地方自治法が改正され、国の指示権が拡大されました。メリットとしては、地方自治体の活動に直接的に関与できるため、予算や人材などの資源を効率的に配分することが可能となり、特に、財政に余裕のない自治体に対しては、国が指導することで、迅速・適切なサポートを提供できることがあると思います。

一方で、地方分権の観点からすると、中央集権が加速し、地方の自主的な問題解決能力が退化していき、地方分権とは真逆の作用をもたらす可能性もあります。この問題は、様々な観点から今後の対策を考慮すべきですが、県民として指示権拡大によりどのようなことが起こり得るのか、なかなか理解しにくいところがあり、分かりやすく県民に伝えていく必要があると感じます。

長野県は、これまで多くの災害に見舞われてきたわけですが、我が県でこれまで起こった災害を振り返り、指示権が拡大されたら人命救助や災害復旧にどのような効果が期待されるかお聞きするとともに、地方自治の独立性を考慮しても必要なものか、県の所見を阿部

知事にお伺いします。

この度、新政権、新総理が誕生しました。石破総理は、初代地方創生担当大臣を務めた経験からも、地方創生には力を入れていくものと期待しています。そこで、長野県として、地方創生の推進において最も取り組んでほしい事柄、地方として一番訴えていきたいことは何か。阿部知事にお伺いします。

長野県のそば生産への対応と、荒廃地を増やさないための取組についてお聞きします。

そば議連が立ち上がり、長野県そばのブランド化にはますます期待するところですが、私からは、足元のそば粉の生産についてお伺いします。

そば粉の生産についてですが、茅野市を含む富士見町、原村の八ヶ岳西麓地域では、国の減反政策に沿って、農地の有効活用と農業経営の安定を目的に、転作交付金制度を活用し、そばによる転作を長年進めてきております。

しかしながら、令和3年12月に方針が決定され、令和4年から実施されている国による制度の厳格化により、高齢の農家が多い生産現場からは、交付金がなくなると生産継続が難しくなるとの話があり、地域の大切な農産物として生産されてきた地域特産ともなっているそばの栽培の衰退と、それによる耕作放棄地の増加も心配されております。

これまで、農家の努力で農地が有効的に活用され、守られてきたということ。今回の制度の厳格化によって耕作放棄地が増加するとなれば、これまでの農政推進の方向とは大きく異なり、継続されなくなることで発生する問題のほうが重大で、こんなことでは、そばブランドを進めながら足元がぐらついているのではないのでしょうか。

茅野市、富士見町、原村では、諏訪地域全体の6割を超える65店のそば店があり、観光に来る方に地元のそばが提供されており、そばは大切な観光資源にもなっています。これは、観光県である本県では、多くの観光地域で同様だと思います。

このような中で、国産そば粉の自給率は3割に届かず、このような低い自給率の中で長野のそばのブランドを守っているわけで、さらなるそば生産の衰退は、県が進めようとしているブランド化の推進に大きく影響があると考えます。

今回のブランド化の取組により、100%県内産そばの提供はいつかは達成したい目標ではないのでしょうか。そのためにも、そば生産の施策の充実について、長野県としてそば関係県と連携して国に働きかけるなど、積極的な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

今回の制度の厳格化の中で、県として生産現場の意見をどのような方法で捉えてきたのか。その意見から、生産現場への影響をどう整理しているのか。また、生産減少が心配される中で、どのような実効性のある対応を考えているのか。小林農政部長にお伺いします。

そば生産向上に向けた試験研究の対応についてお伺いします。

今回の国の制度の厳格化への対応等について、茅野市のそば生産組合や農業委員会の関係者に集まっていたいただき、意見交換を実施しました。生産現場からは、現実的には、そばは交付金がなければ10アール当たり少なく見ても5,000円以上は赤字になってしまうとの意見がありました。現場は、生産者の高齢化が著しく、山際の生産効率の低い農地もかなりあり、これまでの生産の中で既に稲作の機械を手放してしまっている農家もあり、現状を鑑みると、そば生産以外の選択肢はないに等しい状況だという感じがしています。

このような中で、茅野市では、農家に対して、交付金がなくなってもそば生産が継続できるよう、そばでのオーナー園やそばの二期作、収量性の高い赤そばでの観光連携などを提案しているところです。市役所から聞くとところでは、春まき夏どり、夏まき秋どりの二期作が可能であり、さらに、倒れにくい「桔梗13号」という品種が県の野菜花き試験場で品種登録出願中であるとのことでありました。

また、昨年度、茅野市では、県の試験場の研究要望募集のタイミングで、観光振興と農業振興の双方への活用を考え、収量の多い赤色の花の咲くそば品種の研究について要望したところ、収量も確保できる赤い花の赤そばの品種について、研究素材があり、試験中との回答をいただいたとのことでした。県の試験場は生産現場の状況やニーズをきちんと承知し、現場対応した研究を積極的に進められているということで、関係者は大変感激したと聞いています。二期作が可能な品種及び赤そば品種の育成の現状と、生産現場での活用までのスケジュール感、今後のそば生産への活用の可能性について小林農政部長にお伺いします。

今回の国の制度厳格化は、国全体の政策としては理解できますが、全国を一律で捉えた政策であり、おのおのの地域における実情や課題は異なると思います。アウトラインの部分は、中央政府で決めた政策に沿ってトレースすることは施策の効率性も高くなりますし、当然であります。変化が著しく地域事情も多様化している現在においては、施策の実効性を高めるには、全てが国の言いなりではなく、細かい部分においては地域の事情に合わせた自由度の高い対応が重要になっており、それこそが地方分権の確立につながると考えます。現状の仕組みのままでは、農家の衰退のみならず、長野県の至るところに荒廃地が増え、我が県の売りでもある風光明媚な景色が失われていくことが危惧されます。

そこで、知事にお伺いします。

今回の制度厳格化は理解できますが、政策のメッシュが粗く、個々の地域事情が反映されていない実態があると考えます。今回の件に限らず、国が決めた大枠の政策の中で現実的に対応できない地域事情がある場合、県として地域事情を吸い上げ、細かい視点で最善を尽くして国へ要望を行うべきと考えますが、知事としての御所見をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には大きく5点御質問を頂戴いたしました。

まず、地方創生に関連して、目的、成果と課題という御質問でございます。

本県では、平成27年度に「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～」を策定して取組を行ってまいりました。急激な人口減少に歯止めをかけ、人口減少下にあっても本県の活力を維持向上させると、こういう目的を掲げて取り組んできたところでございます。

私も含めて多くの首長がこの地方創生の成果が不十分だというふうに考えている理由は、これは推測の部分もありますが、やはり大きな流れとしての少子化の傾向が、反転するどころか加速化してしまっているという状況、そして、東京への過度な一極集中がいまだに是正されていない、こうした問題意識がこの評価につながっているものというふうに受け止めております。

これまで、本県としては、保育料の軽減や子供の医療費助成の拡大などの子育て家庭への支援の強化、また、官民一体となった移住施策の積極的な推進、また、営業局の設置をはじめとして、県内産業の競争力強化のための取組、さらには、様々な分野における人材、担い手確保策の充実に取り組んできたところでありまして、人口の社会増減や労働生産性という観点につきましては、当初目指した方向性に沿って一定の改善が見られてきているというふうに思っております。

しかしながら、大変残念なことに、合計特殊出生率、少子化については、歯止めをかけるには至っていないという状況がございます。これまでの取組に点数をつけるということはなかなか難しいというふうに思っておりますが、この地方創生に向けた取組はいまだ道半ばというふうに考えております。

続きまして、税の再分配の在り方、それから他の都道府県と連携しての思い切った取組が必要ではないかという御質問でございます。

まず、東京都の税収が都道府県の中で突出して大きいと。そして、その充実した財源を背景に、なかなか私ども他の道府県ではできないような取組を行っているということは、まさに御指摘のとおりだというふうに考えております。

地方税は、私たちにとって非常に重要な財政基盤であります。これは、地域間の格差が過度に生じないようにしていただくということが大変重要だというふうに思っております。税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築が不可欠だというふうに思っております。この点については、国の責任において早急に取り組んでもらうよう全国知事会としても求めているところでございます。

また、今後の人口戦略の取組の中でも考えていきたいと思っておりますが、県土のグランドデザインをつくっていく中で、長野県の強み、それぞれの地域の強みを生かすとともに、東京に集中している様々な企業や政府機関の受皿となり得るような地域形成の在り方について国の

動向も踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

例えば、リニア中間駅を中心とした多極分散型国家のモデルとなる実証都市圏域の先行形成も国に強く提言してきましたし、国からもそうしたものを後押ししようという方向性が出されています。これらは、中間駅ができる他の県とも連携して取組を進めていきたいというふうに思っております。

また、都道府県同士で企業の奪い合いになってはいけません。日本全体を考えたときに、この東京一極集中にはやはり課題があるのではないかと多くの皆さんに認識していただくということが重要だというふうに考えております。

そういう観点で、経済界の皆様方にもこうした問題意識をしっかりとっていただくということも重要だと思っております。今年に入りましてからも、経団連、それから経済同友会に、人口の問題について私からお話をさせていただきました。その中で、東京一極集中の課題についてもお話をさせていただいているところであります。これは、国を動かし、国土政策を変更していく上では、幅広い国民の皆さんの理解と協力が必要だというふうに思っております。

全国知事会の国民運動本部としても、この地方自治の理解、意義の拡大についても努力をしていきたいと思っておりますし、我々長野県としても率先して取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、国の指示権の拡大についてでございます。

自治法の改正によりまして、国の補充的な指示の制度化が行われたところであります。私としては、その必要性については理解しているところであります。

特に私が問題意識を持っておりますのは、新型コロナ対応での経験でございます。国と地方は対等、協力になっていきますので、国からは、責任の所在が曖昧な技術的助言と称する事務連絡がたくさん来ていたわけでありまして、何らかの問題が生じた場合には誰が判断して誰が責任を負うのかということが極めて曖昧だったと思っております。

もちろん、我々県が最終的にアクションしたものについては私が責任を取るということでありまして、ただ、国が技術的助言ということでたくさん文書をよこして、それに基づいて県の各組織が動いていく。私が全部をコントロールすることはできませんので、地方が責任を持つものと国が本当に責任を持って行動するものはやはりしっかり分けてもらわなければいけないのではないかとこのように思っています。

今回、閣議決定を経て、内閣が責任を持って必要な措置を指示する、責任の所在がはっきりするという形になります。国としては、ぜひ責任ある対応を行っていただきたいということを強く期待しているところでございます。

続きまして、地方創生の推進において、新政権、新総理に最も取り組んでほしい事柄ということでございます。

国全体における今の最重要課題は人口減少対策だというふうに考えております。私が本部長を務めております全国知事会の国民運動本部におきましても、自民党総裁選、それから立憲民主党の代表選の各候補者に対して要請活動を行いました。その提言の重要項目の最上位にこの人口減少対策の推進というものを位置づけさせていただいたところであります。これから総選挙に向けて、各党に知事会として提言を行ってまいりますけれども、まさにこの点を強調していきたいというふうに思っています。

具体的には、東京一極集中を是正し、企業、大学の地方への移転投資や移住・定住を促進するための社会減対策、それから、少子化に歯止めをかける自然減対策、さらには、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくり、この3点について真に実効ある政策を再構築してほしいと。そして、国として、この政策を推進するための司令塔の設置、そして、我々地方との適切な役割分担で施策を強力に推進してもらいたいと、こういうことを要望してきましたし、これからも強く要望していきたいというふうに考えております。

私は、国民運動本部長として、47都道府県知事の考え方を踏まえてこの提言を取りまとめた立場でもあり、私も同じ考え方でありますので、こうした内容が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

そして、最後に、地域事情の反映方法についてという御質問でございます。

我々地方自治体としては、県民起点で、県民の皆様方の安全・安心の確保、経済の発展に日々取り組んでいるところであります。しかし、御質問にもありましたように、日本の場合はかなり中央集権的な行政体制になっておりますので、国の規制、義務づけ、独自財源の不足、こうしたことで、個々の政策を私たちが実現したい方向に向けて取り組むときには障害になる、支障を来す事例があるということも事実でありまして、随時国に対して課題の解決を求めているところでございます。全国一律の基準ではなかなか地域の実情に即さないということで、こうした問題提起は今後ともしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

加えて、国と地方は対等、協力になったとはいえ、いまだにこうした課題を県議会でも議論しなければいけないという状況は、完全に分権型になっていると申し上げるにはまだまだ程遠い状況だというふうに思っております。長野県としても、抜本的な地方分権が進むように、全国知事会の皆さんと協力しながら取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には雇用の流動化の効果と課題についてのお尋ねでございます。

人手不足が深刻化し、人材獲得競争が激しくなることは、労働者がよりよい条件を求めて企

業間の人材移動につながる雇用の流動化を促すものと考えております。雇用の流動性が高まりますと、その効果といたしまして、キャリアの選択肢が広がり、個人はより高い給与やライフスタイルに合わせた仕事に就くことができる。あるいは、経営課題に応じて企業は専門知識を持った人材を確保できるため生産性が向上するなど、人口減少社会においては、議員御指摘のとおり、新陳代謝が進み、適材適所の効果的な人材活用が図られる面で注視すべきものと考えております。

ただ一方で、仕事を失うリスクや非正規雇用の増加など、雇用の安定性が低下する。あるいは、経験豊富な人材の流出や転職の可能性を含む者の採用など、企業の採用・育成コストが増える。あるいは、高度人材はよりよい条件で転職する一方で、スキルが不足する労働者は低賃金の仕事にとどまる、いわゆる労働市場の二極化が進み、社会的な所得格差が拡大するといったことが懸念されるところでございます。

そのため、このような課題に対しましては、働く人が自ら希望するキャリアを選択するための主体的なスキルアップや、人材の定着率を高めるため、男性の育休取得促進や賃上げ、多様な働き方の導入など、企業が取り組む職場環境改善といった労働者一人一人の学び直しの環境整備と企業の変革支援が必要でございます。

今後も、引き続きこの労働市場の動向をしっかりと捉えながら、人手不足の解消に向けて必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私にはそば生産に係る質問を2点いただきました。

まず、水田活用の交付金制度の運用の厳格化に対する対応についてのお尋ねです。

制度運用の厳格化に当たり、県では、市町村や生産者団体への聞き取りを行い、品質低下や収量の減少、遊休農地化が懸念される等の地域の不安な声を整理し、国に対して丁寧な説明と地域の声を十分に踏まえた柔軟な運用を要望してまいりました。その結果、当初5年に1度の水稻の作付とされていた交付金の要件が、5年に1度の1か月以上の水張りへと大幅に緩和されたところでございます。

そば生産の維持に向けては、排水対策などの基本技術を徹底し、安定した生産により収量を確保することが非常に重要であると考えており、県では、実証圃場での収量性の検証などに取り組んでいるところでございます。

また、国が今回の措置に合わせて新たに創設した畑地化促進事業のほか、活用できる交付金を最大限活用し、ソフト、ハードの両面から支援を行ってまいります。国に対しては、そばに対する恒久的な支援策の創設など施策の充実を求めているところでございます。



次に、そばの新たな品種についてのお尋ねです。

そばは、天候等の影響により収量が大きく変動してしまうことが最大の課題であることから、県では、湿害に強い、倒れにくい、収穫時に実が落ちない、二期作が可能などを開発目標として育種を行ってございます。

夏と秋の年2回の栽培、収穫が可能で、倒れにくい品種「桔梗13号」は、昨年4月に品種登録の申請を行ったところで、現在、現地での試験栽培や生産者へ供給する種の確保に向けた取組を進めており、早ければ再来年、令和8年にも生産が開始できる見込みです。

赤そば品種については、収量性も加味した有望な系統を選抜している段階で、生産現場への導入はもうしばらく時間が必要です。桔梗13号は、高い収量性の確保による農家所得の向上、赤そば品種は、景観形成も兼ねたブランド化も期待できる品種であり、早期に普及し、そば生産の活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

[20番丸茂岳人君登壇]

○20番（丸茂岳人君）もろもろ御答弁いただきました。地方の衰退や少子化は一種の自然現象で、人間が老いていくように避けられないことなのか。もしくは、起死回生となる打開策はあるのか。引き続き五里霧中の中、できることは、将来を見据え、打つべき手を打つことだと思います。

これまで10年の総括から、ここから先はかなり思い切ったことをやらないと、地方創生も少子化対策も効果がないということは分かったわけです。30年前に、将来の人口減少が分かっているながら本格的な手を打てなかった反省を踏まえるときが来ています。本格的な人口減少、地方衰退はこれからが本番です。なぜあのときに手を打てなかったのかと再びならないように最善を尽くしていただきたいと思います。

そして、机上では分からない細かい地域事情をきちんと拾い、問題解決に取り組んでいただきたいと思います。それこそが地方創生であり、地方分権の確立であると申し上げまして、私の一切の質問を終えます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、望月義寿議員。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、耐震に関する助成対象について質問いたします。

令和6年1月1日、能登半島地震が発生しました。その復旧が半ばにもかかわらず、9月には豪雨災害が発生し、多大な被害が生じてしまいました。あまりの理不尽さに言葉もありません。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御

冥福をお祈りいたします。

能登半島地震の教訓を受けて、本県では、長野県地震防災対策強化アクションプランを策定し、地震災害死ゼロに向けた取組を始めました。現在、耐震診断、改修、除却の費用については、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅を助成対象としています。

しかしながら、平成28年熊本地震の被害状況を一般社団法人日本建築学会が悉皆調査した結果を国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が精査・分析した2,340棟、木造1,955棟、鉄骨造276棟、鉄筋コンクリート造52棟のデータによると、木造1,955棟の被害結果は、全体で、倒壊・崩壊297棟、15.2%、大破230棟、11.8%、軽微・小破・中破1,014棟、51.9%、無被害414棟、21.2%となりました。

このうち、昭和56年5月以前の旧耐震基準のものは、倒壊・崩壊214棟、28.2%、大破133棟、17.5%、軽微・小破・中破373棟、49.1%、無被害39棟、5.1%であり、新耐震基準877棟が、倒壊・崩壊76棟、8.7%、大破85棟、9.7%、軽微・小破・中破537棟、61.2%、無被害179棟、20.4%であることに比較すると、明らかに新耐震基準の効果が見てとれます。

しかしながら、阪神・淡路大震災により新耐震基準の建築物が多数倒壊した教訓から、耐力壁のバランスや柱上下の結合を規定し強化した平成12年の改正以降の木造住宅319棟の倒壊・崩壊7棟、2.2%、大破12棟、3.8%、軽微・小破・中破104棟、32.6%、無被害196棟、61.4%という結果を鑑みるに、平成12年5月31日以前の木造建築物を対象にしなければ耐震化の実効性が上がらないと言えます。

長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）においては、住宅の耐震化率の目標を令和7年度に92%としていますが、これは、昭和56年の改正を基にした目標です。耐震改修促進計画を改正し、耐震診断、耐震改修を進める対象を平成12年5月31日以前のものに明確に位置づけ、助成対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。新田建設部長に御所見を伺います。

また、耐震診断においては、県として無料の耐震診断の対象を平成12年5月31日以前に変更し、市町村に対しても対象とするよう働きかけ、県民の耐震改修の判断に役立てるようにはいかがでしょうか。新田建設部長の御所見を伺います。

耐震改修においては、総合評点1.0以上の改修が理想ではありますが、所有者の予算の関係で全面的な改修ができない場合も想定できます。耐震改修への補助は、総合評点0.7以上の改修であれば対象となりますが、0.7以上であれば倒壊や崩壊を防げると考えてよろしいのでしょうか。

また、県の総合計画であるしあわせ信州創造プラン3.0では、令和9年度までに住宅耐震化率を95%と設定している一方で、長野県地震防災対策強化アクションプランでは地震災害死ゼロを基本目標に掲げていますが、その整合性をどのようにお考えか。どのように対処するのか

について新田建設部長に御所見を伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま木造住宅の耐震に関する助成対象について御質問をいただきました。

県では、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）に基づき、旧耐震基準の下で、昭和56年5月以前に建築された住宅のうち耐震性が確認されていない約14万1,000戸を対象として耐震化を進めております。

一方、議員御指摘の対象となる昭和56年6月以降に建築された新耐震基準の住宅のうち、基準が強化された平成12年5月以前に建築されたものは約32万5,000戸となっております。熊本地震における被害状況の調査報告によりますと、旧耐震基準の木造建築物のうち倒壊・崩壊したものは28.2%、これに対して、新耐震基準のうち基準強化前に建築された木造建築物では8.7%と報告されており、その差は3倍以上になります。

県としては、地震災害死ゼロを目指していることから、平成12年5月31日以前に建築された住宅についての必要性も認識しているところではありますが、まずは、より対策が急がれる旧耐震基準の住宅の対策を優先して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続いて、無料耐震診断の対象変更と市町村への働きかけについて御質問をいただきました。

無料の耐震診断事業につきましては、県と市町村が協調し、旧耐震基準と呼ばれる昭和56年5月以前に建築された住宅を対象に実施しているところでございます。

しかしながら、現在においても、この旧耐震基準の住宅のうち約1割程度しか耐震診断が実施されていない現状があることから、まずは旧耐震基準の住宅の耐震診断を進め、これらを平成12年に改正された新耐震基準に適合するよう市町村に働きかけをしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、総合評点0.7以上の耐震改修の効果と目標の整合性についての御質問をいただきました。

耐震診断の結果算出される総合評点は、現行の建築基準法で定められている最低限の耐震性能を1.0とした場合に、これに対する強度を比率で表した指標であります。総合評点0.7以上であれば震度6強程度のときに倒壊しないと判定されるため、命を守るという観点からは効果があるものと考えております。

長野県地震防災対策強化アクションプランは、基本目標に向けた集中取組期間として設定しております。その期間後は、次期長野県強靱化計画において取組を着実に継続推進することとしております。住宅の耐震化につきましても、令和9年度の目標95%を目指すとともに、地震災害死ゼロに向けてその後の取組も着実に推進してまいります。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）まずは昭和56年以前のもを最優先でというお考えは理解できますが、そうはいいまでも、やはり平成12年以前のもも対象にしなければと思います。決して平成12年以前のもが対象にならないという理解ではないと考えますので、ぜひそのあたりも柔軟に、県民の命を守るという観点から耐震改修を加速度的に進めていただきますようお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策に係る人材の確保について質問いたします。

6月定例会の一般質問において有害鳥獣対策について質問し、捕獲、駆除を行う専門職員の配置を要望しましたが、その後も熊による被害が多発しています。県においては、ツキノワグマ出没警報を発令、クマ対策員を配置し、広域連携クマ対策チームを編成して対策してくださっていますが、今後、猟友会の高齢化や成り手不足が進むことは確実に想定できます。

また、有償ボランティアである猟友会の皆さんが命がけの業務をこなすことを前提とした対策には限界があると考えます。長野県猟友会が行ったツキノワグマ等の出没に際しての広域活動アンケートの調査結果によると、熊出没に対する今後の見通しにおいて、今後も対応可能と答えた支部が30%あるものの、今後は不安と答えた支部が56%に上り、現在も苦慮の14%を加えると、70%に及びます。

こうした現状を見ると、技術力の高い人材の確保育成が重要であると考え、さらなる手厚い支援、人材の確保育成策を今のうちから行い、将来に備えるべきと考えますが、県としてどのような取組を行っていくのか。須藤林務部長に御所見を伺います。

また、同アンケートでは、熊等の出没に対する広域連携について、連携困難が50%となった一方で、行政が仲立ちしてくれれば可能との声もあるとお聞きします。猟友会支部同士の広域連携を進めるに当たり、県としてどのように関わっていくべきであるとお考えか。須藤林務部長に御所見を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）有害鳥獣対策に係る人材の確保につきまして2点御質問をいただきました。

まず、技術力の高い人材の確保育成についてでございます。

ツキノワグマ等の出没に際しては、市町村からの要請に応じて市町村の鳥獣被害対策実施隊に捕獲等の対応をしていただいております。実施隊員の約7割を猟友会員が占めております。

長野県猟友会では、熊等の出没に際して、猟友会各支部における対応状況を把握するために、今年の8月から9月にかけてアンケート調査を行いました。その結果、現状では93%の支部で

対応できているとの回答があった一方で、議員御指摘のとおり、今後の見通しについては、約7割の支部で不安を感じている等の回答がされております。今後、高齢化等により、出沒に際してすぐに対応できる会員が減少することを懸念されているものと考えられます。

県では、狩猟免許の取得を考えている方々や、実際の狩猟活動を行っていない方々などを対象に、狩猟技術を取得していただくハンターデビュー支援事業等による狩猟者の確保や、新規に猟銃の所持許可を取得するのに必要な経費への支援、狩猟の技術向上のための実技訓練の実施などにより熊等の出沒に備えた体制づくりを進めているところですが、こうした状況を踏まえ、引き続き現場で対応されている猟友会や市町村の声をお聞きしながら、捕獲に当たる人材の確保育成に取り組んでまいります。

次に、猟友会支部の広域連携についてでございます。

熊等の出沒に対する猟友会の支部同士による広域的な連携につきましては、緊急的な出動要請に対応できる人材が確保しやすくなる点で有効な方法と認識しております。一方で、昨年12月に県が行ったアンケート調査の結果では、顔見知りでない人との連携した捕獲は事故につながるおそれがあり、不安。狩猟者の人間関係は複雑で難しいとの意見が寄せられ、支部同士の関係づくりが課題というふうと考えております。

県としましても、市町村と共に、将来に不安を抱える猟友会支部を中心に、丁寧に意見交換をしながら、広域的な連携方法を一緒に考えてまいります。

以上でございます。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）人間関係というのは難しいものもありますし、また、現場には現場の御意見も実情もあるかと思えます。そうはいいまして、やはり有効な手段であるということが分かっているわけですから、行政としても積極的に連携を取っていただくような形で御対応いただければと思います。

実際のところ、熊の被害が止まりませんので、ぜひ将来に向けた対策をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、清水純子議員。

[39番清水純子君登壇]

○39番（清水純子君）公明党長野県議団の清水純子です。それでは質問をさせていただきます。

65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障がい高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが大変重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の方を含めた国民一人一人が

一人の尊厳ある人としてその個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指して、本年1月に認知症基本法が施行されました。認知症の人も、家族も、安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業・経済団体や自治会等と連携しながら新しい認知症観を定着させ、認知症に関する知識及び認知症の方に関する理解を深める取組をさらに強化すべきと考えますが、御見解をお聞きいたします。

また、新たな認知症観に対する深い知識と、認知症の方を地域で支える社会の構築に協力していただくため、認知症サポーターがさらに活躍できる取組を考えることが必要と思いますが、御見解をお聞きいたします。

共生社会の実現を進める中で、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って地域で暮らすことができ、家族が地域において安心して認知症の本人と日常生活を営むことができるように、各関連分野が連携した施策の推進が必要と考えますが、警察との連携はどのようになっているのか、お聞きいたします。

認知症と軽度認知障害の方が合わせて1,000万人を超える状況下では、実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまう、こんなことも少なくありません。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけ、認知症の方の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」ことを、見る、話す、触れる、立つの四つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されております。介護現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。国内の研究結果では、この技法によって認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したと有効性が確認されております。

また、ユマニチュードに先進的に取り組んでいるフランスの一部施設においては、離職したり、欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

そこで、認知症の方の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の方と家族の尊厳ある暮らしを守るために、また、人材不足が危惧されている介護施設の負担を少しでも取り除く手法として、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

認知症と診断された後に、希望を失うことなく新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の方が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人

や家族の不安を軽減することは重要であります。そこで、認知症の方や家族等が、診断後、早期に経験者と情報共有したり、様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流も含めた認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、県内の取組状況と今後の目標について、以上5点を健康福祉部長に伺います。

認知症の方の行方不明対策の強化について、警察庁のまとめにより、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになっております。実際、認知症の行方不明者は12年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しております。

認知症の方が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、そして3日目以降では、生存する可能性は急激に低くなると言われております。実際、行方不明になった人の中で502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないとのこと。特に、独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。また、行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく偶然見つけた人とのこと。

認知症の行方不明者の早期発見に向けた捜索について、専門的な認知症の方の行動パターンや捜索のコツを捜索者が知っておくことが早期の発見につながると思いますが、認知症の専門知識を持つ関係者との連携、捜索時に関する知識の研修について、現状と見解を警察本部長にお聞きいたします。

また、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、GPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣類等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えますが、健康福祉部長にお聞きいたします。

最後に、認知症の高齢者数の将来推計が2025年に471万人、高齢者がピークを迎える2040年には584万人に上るとされる中で、前回の推計2015年より、いずれの年も200万人以上減少しており、喫煙者の低下や生活習慣病の改善、栄養管理や運動の必要性といった健康意識の向上が進んだことが要因と分析されております。

また、今回の推計では、認知症の予備軍である軽度認知障がいの高齢者の数も初めて示され、軽度認知障害は、適切な運動、生活習慣病治療によって健康な状態に回復できる可能性もあると言われ、認知症に進行させない取組が重要です。

上田市では、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを目指して、仮称「認知症希望宣言」の制定に向けて取組を進めております。健康長寿県として、認知症の早期発見と進行を遅らせる取組とともに、認知症の方も安心して暮らすための医

療や介護、生活支援などの具体的な計画を作成していくことが重要です。高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、県民一丸となって認知症の方が孤立することのない共生社会の構築に取り組む決意を示す宣言を長野県として行うことを提案いたしますが、最後に知事に所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には認知症に関連して6点お尋ねがございました。

初めに、認知症に関する知識と、認知症の人に関する理解の促進についてでございます。

議員のお話にもありましたとおり、今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき政府で策定が進められている認知症施策推進基本計画では、先月示された計画案において新しい認知症観が打ち出されたところであり、認知症についてさらなる理解促進に向けた取組が必要であると認識しております。

認知症や認知症の人に関する正しい理解を促進するための取組として、先月21日の認知症の日に合わせて、県では、初めて、信州認知症フォーラムの開催や、認知症支援のシンボルカラーのオレンジ色での国宝松本城のライトアップ、県庁のながのオレンジリングドレスアップなど普及啓発のための取組を重点的に行ったところであり、今後も正しい知識と理解の促進に向けた施策を推進してまいります。

二つ目に、認知症サポーターのさらなる活躍の場についてでございます。

認知症サポーターのさらなる活躍の場としては、地域において認知症の人の悩みや家族の支援ニーズなどと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの取組が県内でも始まっており、現在16市町村において活動が行われております。

チームオレンジのメンバーである認知症サポーターとなるためには、市町村が実施する認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座の受講が必要となり、県では、市町村におけるチームオレンジの取組の推進に向け、円滑に研修が実施できるよう、今年度、ステップアップ講座の標準テキスト作成等の支援を進めているところでございます。認知症サポーターが希望に応じて認知症の人やその家族の支援者として一層活躍できるよう支援していくことが重要であると考えておりますので、引き続き市町村と連携しながら活動の機会を創出してまいります。

三つ目に、認知症の人の支援に関する警察との連携についてでございます。

県では、医療、介護、福祉等の関係者が参加し、認知症施策について意見をお聞きする認知症施策推進懇談会を開催しております。事務局には、長野県警察本部の生活安全部及び交通部にも御参画いただいております。認知症施策の推進に当たっても連携や情報共有を図りながら取り組んでいるところでございます。



また、地域での行方不明者の捜索等について、長和町では、平成28年から、町と警察とが協力し、地域住民も参加する認知症等行方不明者捜索訓練を行い、訓練後に認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症についての知識を深める機会としております。豊丘村でも、同様に、令和元年度から、高齢者等見守りネットワーク模擬訓練と認知症サポーター養成講座を組み合わせ、警察と連携した取組を行っております。

県では、このような取組について懇談会で県警本部と情報共有を図るとともに、事例集への掲載や研修での取組紹介によって市町村等への横展開を図っているところであり、今後も普及展開や関係者の連携促進に努めてまいります。

四つ目に、ユマニチュードの普及についてでございます。

議員御指摘のとおり、ユマニチュードは、家庭や高齢者施設等における認知症の人への適切な接し方のための効果的な技法の一つであると認識しております。県内でも、ユマニチュードの技法を取り入れている医療機関や高齢者施設があり、また、先日開催した県主催の認知症フォーラムにおいても、ケア技法の一つとして講師から紹介されたところです。

認知症の人が希望を持って地域で暮らし続けられるようにするため、本人に合った技法を適切に組み合わせて提供することがケアを行う方の負担軽減の面でも重要と考えます。今後も、ユマニチュードを含め、適切なケアや対応の普及に取り組んでまいります。

五つ目に、認知症の人や家族のピアサポート環境の整備についてでございます。

専門職や地域からの支援体制だけでなく、認知症の人同士が希望を持って地域で生活できるよう、不安や必要としていることを共有できる場の提供が必要であると考えております。

県では、平成30年から認知症の人や家族が集い、本人同士、家族同士が自らの体験や希望、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場である本人ミーティングの取組を行っております。また、今年からは、本人同士が話し合い、不安を一緒に乗り越えるためのピアサポート活動として、おれんじドアながのなどに取り組んでおります。

第9期長野県高齢者プランでは、認知症の本人の発信と社会参加の機会の拡大を図ることとしており、本人ミーティングの開催促進やインターネットの利用等による交流の場の拡大の検討などにより、ピアサポート活動の場づくりを進めてまいります。

最後に、行方不明者対策としてのGPS端末の活用等についてでございます。

認知症の行方不明者など一人一人の生命を守る取組として、GPS端末等の活用は一つの有効な取組であると認識しております。認知症の人を含めた行方不明者の早期発見に向けた取組として、県内では、41市町村が認知症の家族へのGPS端末の貸出しや位置検索サービスの利用補助などを行っており、県では、それらの事業に対し財政的な支援をしているところです。

県としましては、引き続き好事例の横展開を図るなど、取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 認知症の行方不明者捜索に関し、専門知識を有する関係者との連携や研修の状況について御質問をいただきました。

県内における本年8月末までの認知症に係る行方不明者数は268人で、そのうち257人の方は無事に発見されています。

認知症またはその疑いのある方が行方不明になった際には、市町村と連携を図り、各自治体が運用する防災無線のほか、各地域において発見活動に協力するSOSネットワークを活用するなど、行方不明者の早期発見に努めております。

また、認知症の方の行動や特性を踏まえた上で捜索活動を行うことが早期発見につながることから、県警察では、職員に対して、認知症に関する教養や部外講師による認知症サポーター養成講座を受講させるなど、認知症に対する知識と理解を深めているところであります。

県警察としましては、今後とも、職員に対する教養を推進するとともに、県や市町村と緊密に連携し、行方不明者の早期発見、保護活動が迅速かつ適切に行われるよう努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には認知症の方に寄り添う共生社会の構築に関連して、その共生社会構築への決意を示す宣言を行うことを提案するが所見を伺うという御質問を頂戴しました。

認知症は、どなたもなり得るものであります。そういう意味では、広く県民の皆様方に認知症に関する正しい知識、そして認知症の方に対する正しい理解を普及していくということが大変重要だというふうに考えております。

県としては、現在進められております国の認知症施策推進基本計画の策定を待つことなく、全国に先駆け、関係者の方々の御意見を丁寧にお伺いしながら、認知症の理解促進、早期発見、早期対応などを盛り込んだ長野県認知症政策推進計画を第9期長野県高齢者プランとともに本年3月に策定させていただいたところでございます。

また認知症基本法で定められました認知症月間であり今年9月には、多くの県民の皆様方の御理解、御協力を得られるよう、県内各地における普及啓発活動に重点的に取り組んだところでございます。この認知症施策推進基本計画に基づきまして、認知症の方を含めた全ての県民の皆様方が自分らしく暮らせる共生社会の構築を一層推進していきたいというふうに考えおります。

御提案がありましたこの認知症についての決意を示す宣言ということでございますけれども、多くの皆様方の理解を得ていくということが大変重要だと思います。当事者の方、あるいは関係者の皆様方と課題や方向感をまずは共有することが重要だというふうに思います。そ

のため、幅広い関係者の皆様方との合意形成を図りながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）65歳以上の人口がピークとなる2040年に立ち向かうには、認知症に関する課題を外しては成り立たないと心から思っております。認知症に対する正しい知識と理解を進める中で、認知症サポーターも26万人を超え、この活動を進めていただいておりますし、さらなる展開への先ほどのチームオレンジ、16市町村、さらに77までしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

また、正しい知識が広がっていないために認知症本人や家族が地域を頼ることができずに孤立につながっていく、こんな御相談もたくさんいただいている現状であります。そして、正しい情報が伝わっていないがために家族関係も損なわれていくという現状も、多々御相談をいただいている今日であります。

早期に軽度で、また、運動や生活改善などで進行を遅らせることができるこのような状況の中から、長野県で自分が望む生活を続けていくことが大事であります。2040年に向けて長野県が決意の宣言を行って、県民と共に先頭を切ってこの対策に挑んでいく。このことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時29分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）上田・小県郡区選出、自民党県議団の山田英喜です。一般質問をさせていただきます。

滋賀県において、保護司の男性が亡くなっているのが見付き、男性が支援していた保護観察中の容疑者が殺人の疑いで逮捕された事件を受け、滋賀県議会での質疑や、保護司の団体が知事との意見交換を行うことで、保護司が抱える不安の軽減などに取り組む意見が出されているところであります。

私も、事件の後に、保護司を務められている何名かの方をお願いし、日頃の県や市町村、国

の保護司に対する関わり方や、活動の中で不安を感じている点などについて意見交換をする機会をいただけてきました。

保護司の皆様活動としては、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助けを行うこと。また、犯罪予防活動、犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために世論の啓発や地域社会の浄化に努めることなどがあります。

平成19年版犯罪白書によりますと、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した者のうち100万人を無作為に抽出し、分析したところ、初犯者が71.1%であるのに対し、再犯者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者の起こした事件が42.3%であるのに対し、再犯者は57.7%を占めている。つまり、約3割の再犯者により約6割の犯罪が発生しており、再犯防止が重要な課題となっています。

現在、全国で約5万人、長野県で約1,000人の保護司がそれぞれの地域において活動しています。保護司は、法務大臣から委嘱を受け、身分上は非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されず、実質的には民間のボランティアであり、諸外国に例を見ない我が国独特の更生保護制度の特徴であります。

犯罪や非行の減少傾向は見られるものの、再犯や再非行が大きな社会問題となる中で、犯罪や非行の抑止と罪を犯した人の更生の場としても機能していた地域社会の力を活用して、根気よく接していけば人は変わる、同じ地域に住んでいる人が犯罪や非行を重ねなくても生きていけるようにしたいとの気持ちで活動している保護司の役割はますます大きくなっています。

このような背景を基に、次の5点についてお伺いします。

初めに、県の再犯防止推進計画が改定され、昨年度から第2次計画がスタートしました。この計画は、再犯防止と更生支援に重点を置くものとなりますが、今年5月に滋賀県で保護司が被害者となる事件が発生し、保護司に対する安全面での配慮の不足を感じるころでもあります。保護司が安心して活動できる環境整備や支援についても同計画に盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、再犯防止や更生保護は法務省の所管ですが、実際に現場を支えているのは、長野県に住み、地域に根差して活動する保護司や協力雇用主、企業であります。再犯防止の取組を効果的かつ効率的に進めるには、これらに加えて、自治体同士の連携が重要となります。再犯防止計画の市町村での策定を今後どのように推進していくのか。また、県として市町村とどのように連携し、協力体制を築いているのか。伺います。

上田地域の状況を確認しますと、一部の保護司はサポートセンターなどの施設を利用して面談を行う一方で、自宅で面談を行う保護司も多くいます。保護司が直接会い、対話を通じて人

間性に触れることは、更生支援において重要と感じますが、オンライン面接を併用することも一つの案として考えられます。

そこで、保護司が自宅での面接に不安を感じる場合に、例えば公民館のような職員が常駐する公共施設を面接場所として使用することができれば安全性が高まると考えます。全県に関わる課題でありますので、県から市町村に働きかけることはできないか。また、面接のオンライン実施等、安全性を高めるための新たな取組について伺います。

保護司は、地域の実情をよく理解しており、その特性を生かして、保護観察官と連携しながら保護観察の実施や犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関との連携など幅広い活動を行っています。しかし、近年は、高齢化に伴い保護司の数が減少しており、保護司の安定的な確保が課題となっています。保護司としての適任者を確保するため、県としてこれまでどう取り組み、今後どのように対応していくのか。ここまですら笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、阿部知事に伺います。現在、保護司の高齢化が進み、人材の確保が困難な状況にあることを踏まえ、今後、保護司の支援や安全対策をどのように進めていくのか。保護司に対する長期的な支援について伺います。

次の質問に移ります。先月9月4日、大阪で開催された外国人土地取得問題勉強会では、全国で同じ問題意識を持つ約40名の地方議員が集まりました。講演者は、元農林水産省中部森林管理局長で、著書に「奪われる日本の森」や「サイレント国土買収」などを執筆されている平野秀樹先生でした。平野先生は、平成25年に長野県の環境審議会水資源保全地域指定専門委員会で委員長を務めていただいた方でもあります。

講演でも触れられていたのが、外資には大きく分けて2種類あるということ。一つは、世界が認める法治国家、これが欧米などの先進諸国となります。そしてもう一つが、中国、ロシア、北朝鮮などのそれ以外の国家、世界が法治国家だとは認め難い専制国家であるということです。

言うまでもなく、日本が特に注視しなくてはならないのが、近くに位置する中国、ロシア、北朝鮮の外資による土地や不動産の取得であります。国において外国人が日本の農地や森林を所有している状況を把握できていないという事実があることは周知のとおりです。

森林や農地に加えて、もう一つ大きな問題が、不動産土地の所有者不明問題です。所有者の移転、法人企業の法人名や住所の変更などにより所有者不明になっているケースが頻繁に起こっており、固定資産税などの税の徴収が行われず、その後に自治体が不納欠損処分をしてしまうケースが多いといえます。

法人が不動産土地を取得する場合ですと、最初を買収する法人仲介が日本企業であったとしても、外国資本の会社にすぐを買収されてしまうケース。その企業の外資の資本まで追うとなると、非常に困難になります。中には、その転売先の企業が代表者を替え、企業の住所の移転

を繰り返したりするケースがあると、行政としてその税の徴収先を追うことができない事態に陥ってしまいます。ましてや、そういったトラブルが起きた際に対応しなければいけない職員が、簡単な挨拶程度の語学はできたとしても、複雑化するトラブルに対してその対処を行うことは現実的にはかなり厳しいものであると推察できます。

私は、過去に外国資本による農地、森林、水資源の買収問題について3回一般質問で取り上げ、委員会でも取り上げさせていただきました。また、長野県議会からは、令和3年2月に国土保全の取組の更なる推進を求める意見書を国に対して提出していただきました。今回、大阪で開催された勉強会を通じて、参加した地方議員の皆様の幾つかの議会からも、この9月定例議会において同趣旨の意見書を国に提出しているとの情報をいただいております。

本来、日本国内の不動産は、日本人が所有し活用することを前提に税制度などがつくられているものと思います。外国人に日本の不動産をどんどん買ってもらえばいいと主張する方もおりますが、その考え方は、一時的には経済効果があったとしても、我々日本人が守っていくべき国柄をも根本から破壊しかねないと危惧しております。

そこで、これまでの進捗の確認を含めてお伺いいたします。

外国人による土地の所有状況は、現状では国の法整備が十分でないため、その全体像を把握できていません。所有状況を把握する一つ的手段として、固定資産税の賦課状況に関して調査を行うことが有効と考えられますが、県では市町村の固定資産税に係る外国人の納税義務者及び不納欠損額に占める割合を把握しておりますでしょうか。また、外国人への固定資産税の賦課徴収に関して市町村から相談がこれまでにあったか。中村企画振興部長に伺います。

次に、昨年2月の一般質問で、総合5か年計画において長野県豊かな水資源の保全に関する条例を活用し、目的が不明な土地取得取引などから県土や水資源を守ることを強化するとの御答弁がありました。また、全ての市町村に対する働きかけを強化し、保全指定が着実に進むように取り組んでいくと答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況と具体的な取組内容について諏訪環境部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には保護司の安全対策と県の関わりについて4点お尋ねがございました。

初めに、再犯防止推進計画における保護司の安全確保についてでございます。

令和5年度に改定した再犯の防止等の推進に関する法律に基づく長野県再犯防止推進計画では、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく円滑に社会の一員として復帰できる、誰にでも居場所と出番のある長野県を目指しています。

この計画では、保護司による安心・安全な地域社会を築くための活動を支援することとして

おり、具体的には、更生保護法人長野県保護観察協会に対し、啓発や研修などの活動に要する経費の一部を補助しているところです。

保護司が安心して活動できる環境整備につきましては、まずは国において取り組むべき課題であると考えますが、関係機関等の意見を聞きつつ、同計画への記載を検討したいと考えております。

二つ目に、市町村との連携・協力体制についてでございます。

県では、長野県再犯防止推進計画に基づき、行政関係者を対象に再犯防止に関する理解の促進、計画策定に向けた支援を行うこととしております。

昨年度は、県内の市町村を含む関係機関を交えた再犯防止推進会議を実施し、再犯防止に関する取組の共有や再犯防止推進計画についての理解促進、また、既に策定した市町村からの事例発表を行うなど、市町村における計画策定に向けた支援を行いました。

今年度は、推進会議について、集合形式を含めたより充実した内容で実施し、計画の意義を深く共有するとともに、策定方法に係る情報提供を行うなど、市町村における計画策定に向けた取組が一層進むよう積極的に働きかけてまいります。

三つ目に、保護司の面接の安全確保策についてでございます。

面接場所の確保については、総務省、法務省保護局の連名で、本年7月に、都道府県知事、市町村長宛てに、面接場所の確保に対する協力を求める通知が発出されたところであり、県からも市町村に協力を求める通知を行ったところでございます。

また、面接等の方法については、保護司制度を所管する法務省が9月27日に開催した持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会において、複数人の保護司による面接の活用や緊急時の保護観察所との連絡体制強化等が提言されたものと承知しており、こうした国の動向を踏まえ、今後県として必要な対応を検討してまいります。

最後に、保護司の確保策についてでございます。

先ほど申し上げました法務省による検討会で取りまとめられた最終報告書において、保護司の任期の延長や退任年齢の引上げなどが盛り込まれ、今後、保護司法等の改正で具体化されるものと承知しております。保護司の確保は、一義的には国において検討、実施されるものと考えてはおりますが、こうした国の検討状況等も踏まえ、国からの要請に応じ、今後対応を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には保護司の皆様方に対する長期的な支援についての所見という御質問を頂戴いたしました。

保護司の皆様方には、保護観察対象者の社会復帰や自立を支えていただくという大変重要な役割を果たしてきていただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝を申し上げますとともに、日頃の活動に深く敬意を表したいと思っております。

県としては、保護司の皆さんが行う活動の重要性を認識し、これまでも知事表彰を行ったり、保護観察協会に対する財政的な支援を行ったりということに取り組んできております。御質問にもありましたように、保護司の方々是非常勤の国家公務員ということでもありますので、保護司の方々の安全対策等については基本的には国を中心に御検討いただくことが重要だと思います。ただ、やはり地域の皆さんのために御尽力いただいている方々でありますし、また、長野県がこれから安心・安全な社会をつくっていく上で重要な役割を果たしていただいているというふうに考えております。

そういうことを考えますと、誰にでも居場所と出番がある長野県をつくっていこうという観点からも、我々は保護司の方々ともっと密接に関わっていくことが必要ではないかというふうに思います。課題の共有や連携の強化をぜひ進めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、保護司の方々が効果的かつ安全に活動していただくことができるように県としても支援をしていきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には固定資産税賦課状況に関する外国人の方の関係について御質問がありました。

県では、市町村における固定資産税の納税義務者数及び不納欠損額については各種調査を通じて把握しておりますが、日本人、外国人別の内訳までは把握しておりません。また、現時点において、市町村から外国人への固定資産税の賦課徴収に関して問題が生じているといった具体的な相談は寄せられておりません。

一般に、外国人の住民の方については、言葉の問題で行政の施策やサービスが伝わりにくいケースもあるものと認識しておりますが、人口減少社会において、外国人住民の増加が見込まれることから、税の仕組みも含めた生活情報を外国人住民の方にもより一層分かりやすく周知することに市町村と共に取り組んでまいります。

以上です。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）水資源保全条例に基づく保全地域指定の進捗状況と具体的な取組についてのお尋ねでございます。

まず、進捗状況でございますが、水資源保全地域の指定数につきましては、令和3年2月以



降新規指定がなく、現時点で6市町村23水源にとどまっている状況でございます。また、現在2市町から2か所の水源の指定に向けた具体的な相談があり、早期の指定を目指して手続面での助言を行っているところでございます。

市町村に対して条例の趣旨説明や指定申出の呼びかけを行ってきておりますが、指定が進まない要因として、保全地域の調査対象範囲が広範囲でありまして、土地所有者等の調査把握や説明、周知が非常に大変なことなどから、指定の申出まで至らないとの声をお聞きしているところでございます。

そこで、この状況を打破するため、土地所有者等の把握方法や制度の周知方法、指定申出書の作成手順などを具体的に分かりやすく示した事務処理手引書の整備に着手することといたしました。さらに、指定の意向があるものの申出に至っていない市町村に対して、個別に課題解決に向けた助言を行い、指定につなげていくなど、取組を強化してまいります。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君） 答弁をいただき、外国人の不能欠損に占める割合や国籍までは把握していないということ、また、確かに不納欠損のごく一部のところでありますので、把握するには、意識を向けて調査をしていくしかないのかなと感じております。

県でも把握に努めていただきたいところではありますが、毎年不納欠損の多い自治体は幾つか決まったところでありますので、私もそこを中心に調査をしていきたいと考えております。

アメリカやオーストラリアなど今まで移民を積極的に受け入れてきた国が、ここ最近、規制を強化して、受入れを制限してきています。いまだ労働者が不足している状況にあるにもかかわらず規制をしているその背景には、将来的なインフレの解消や、DXやロボットを活用していくことで先進技術の進展による生産性の向上と労働者不足の転換点が見据えることと言われております。

先月、「The Mainichi」という日本のニュースを外国人向けに提供する記事の中で、アメリカへの移住が難しくなったことを受け、多くの中国人が日本に移住しているとの記事がありました。国内各地に点在する中華街などの状況を含め、莫大な資金力を持った中国人が、今、多くの不動産を購入しているとのことであります。

外国人による不動産取得状況の調査は、現時点では市町村、県、国、どこが行うのか曖昧な状況ではありますが、どこかが率先して動いていかなくは進んでいかないと感じております。長野県にも危機感を持っていただき、国が早期に動いていただくことを期待しております。

そして、保護司の安全性の確保といった部分では、人は誰しも犯罪者として生まれてくるわけではなく、人生の中で様々な出来事や人との関わりによってその歩む道が形成されます。今回、更生保護活動において尊い命が失われました。強い使命感を持ち取り組んでいただい

る保護司の皆さんが活動しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいただけるよう期待いたします。また、私の一般質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、二地域居住促進について3点、ドローンの利活用について5点、一括にて質問をさせていただきます。

まずは本県における二地域居住の促進についてであります。

本年5月、改正広域的な地域活性化基盤整備法が成立いたしました。法改正の背景には、加速する人口減少社会を見据え、地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要拡大、新たなビジネスや雇用創出、関係人口の創出拡大等に寄与し、東京一極集中の是正や地方創生に資するものであるとされております。

また、コロナ禍を契機にテレワークが一気に広まり、働き方や暮らし方の多様化も進み、転職なき移住という言葉が生まれるなど、一つの場所にとらわれない働き方、暮らし方の可能性や期待感も高まってきております。

改正法では、二地域居住が初めて定義づけられ、市町村自身が二地域居住を促進できるような制度設計や、公民連携による協議会等を設置できる立てつけとなっております。さらに、この秋には、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームが立ち上がり、今まで以上に二地域居住促進への動きが活発になることが予想されます。

また、国土交通省の二地域居住に関するアンケート調査では、現在、全国で約701万人が二地域居住等を行っているとは推定され、今後、通勤・通学先以外で二地域居住等を行いたいとの関心層が3割いるなど、若い世代を中心に関心が高まっているわけであります。

一方、地元の伊那市では、首都圏と伊那市において二地域居住生活を送る方と実生活において話をすることがありますが、仕事面においてもプライベート面においても人との交流がプラスに働いていることや、心身ともに健康になったという充実した暮らしぶりが伝わってきます。しかし、その一方で、生活費や交通費、移動時間など金銭的、時間的な負担感から、いつまで続けられるのかと不安を感じている様子も見受けられます。

そうした状況を踏まえ、今後、通勤・通学先以外で二地域居住を行いたいという関心の高まりにこたえていくためには、居住先や空き家物件情報の提供、地域での仕事に関する支援、テレワーク実践者への支援、そして子育てや教育に関する支援の充実など、行政が取り組む課題は大きいと考えます。

これまで、行政の人口減少対策の王道は、子育て支援を充実し、定住人口の社会増を目指す

ことでありましたけれども、きっかけ戦略として、移住・定住よりもハードルが低く、関係人口、つながり人口を増やすことができる二地域居住者を迎え入れる取組に特色を出す必要を強く感じるわけであります。

たとえ完全移住でなくとも、地域での消費拡大や、二地域居住を行う若者がIT企業勤務やフリーランスのエンジニアであることも多く、副業として県内企業で働くことができれば、県内の中小企業・小規模事業者が頭を抱えているIT人材、DX人材の確保にも結びつくわけであります。

そこで、二地域居住を取り巻く環境を整理してみますと、戦略的には、住まい、なりわい、コミュニティ、この三つの要素が重要であると言われております。住まいについては、空き家の活用やお試し居住、シェアハウスの整備などが挙げられ、なりわいについては、コワーキングスペース整備に対する補助や、ダブルワーク、副業、職業マッチングなどが挙げられるかと思えます。コミュニティについても、以前はよそ者という風潮がありましたけれども、地元の伊那では、受入れ態勢と同時に、ウェルカムの雰囲気も広まってきている上、高齢化するコミュニティの担い手となる好事例も見受けられるようになってきました。

そこで、本県において、本年度、信州回帰プロジェクト、つながり人口創出・拡大に向け、移住・交流推進事業が計画されております。ただし、移住者向けと二地域居住者向けの取組については、ニーズや支援策について若干の違いがあるため、さらなる整理が必要であると考えます。

改正広域的地域活性化基盤整備法において、県が二地域居住の項目を含む広域的地域活性化基盤整備計画を策定すると、県と連携した市町村が特定居住促進計画を作成できるなど、指定された地域では、空き家を活用した住まいの確保やテレワークの拠点設置、地域交通の実証など、取組に対して国の補助を受けやすい状況となりますので、今回の法改正は一つのチャンスであると考えます。

そこで、中村企画振興部長に2点お伺いいたします。

1点目として、当県における二地域居住のポテンシャル、県としてのこれまでの取組状況と成果、今後の取組計画についてお伺いいたします。

2点目として、二地域居住促進に向け、全国二地域居住等促進協議会には、私の地元、伊那市をはじめ、箕輪町、南箕輪村も含め、県内34の市町村が入会されています。各市町村において、特定居住促進計画の策定を進めるに当たり、広域的な政策との整合性を考えると、県としての協力やサポートが重要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

そして、阿部知事に1点お伺いいたします。

改正広域的地域活性化基盤整備法の成立をはじめ、国として二地域居住の促進を加速する動

きが見えますが、二地域居住を取り巻く環境と今後の展望について、全国二地域居住等促進協議会の阿部会長としてのお考えと、長野県の阿部知事としてのお考えをお伺いたします。

続いて、長野県のドローン利活用についてであります。

ドローン元年と言われた2015年を境に、ドローン行政が大きく転換し、ドローンの飛行を規制する法律やドローン利活用促進に向けた制度等が整備され始め、2022年12月の法改正では、中山間地に加えて、都市部においても目視外飛行ができるレベル4が解禁されました。つまり、人家や道路の上を通過する最短距離をルートに設定でき、離れた場所からリモートで飛ばせるなど、ドローン利活用の幅が大きく広がったわけでございます。

また、ドローンの機体そのものの性能も上がり、安全を担保しつつ運用可能になってきていることや、基本的にバッテリーを使用するので、二酸化炭素を排出せず、環境保全、SDGsの観点からも、県内においても様々な分野においてドローン利活用が加速してきているわけがあります。

さらに、ドローンの利活用を通じて、ドローンの開発、製造、販売、サービス提供等関連産業の振興や関連企業の誘致、地元の企業の育成など、地域経済の活性化につながる効果も期待でき、実際、目に見える効果を上げてきている地域もございます。

その一つが、私の地元である伊那市であります。ドローン物流による買物支援サービスや無人VTOL機による物資輸送サービス、アジャイルドローンによる橋梁点検など、もう既に社会実装、実運用のフェーズに進み、日々の生活に密着したサービス、取組もあります。

さらに、ドローンの利活用のみならず、大手企業と地元企業とのビジネスマッチングやドローン関連事業による雇用創出など、地域の課題解決に加えて、地域経済活性化への貢献度も非常に高くなっているわけでもあります。

今後、県内においてドローン利活用促進を進める上で、現状、行政の取組について整理をしてみますと、まずは直接的な取組として、行政業務におけるドローン利活用が挙げられます。もちろん、長野県でも、各部局において災害対応、防災インフラ点検、建設土木、林業、鳥獣被害対策と積極的に利活用されていることは承知しております。

そして、間接的な取組として、地域振興や産業振興につなげるケースであります。労働力不足が課題となっている物流分野における利活用や、農業、林業、観光、教育、そして医療分野など、さらなる県内企業との連携や支援についても期待するところであります。

また、本県においては、本年度、次世代空モビリティへの取組として、信州次世代空モビリティ活用推進事業が計画されていることに加えて、先月6日の信州次世代空モビリティ活用推進協議会の総会では、阿部知事の御挨拶をはじめ、講演内容、取組紹介をお聞きする中で、県としての取組に期待感を強くしたところでございます。

そこで、中村企画振興部長に3点お伺いたします。

1点目として、現在、県の行政業務に関するドローン利活用において、各部局のドローン保有台数、ドローンの使用頻度、操縦可能な人材、外部への委託業務の有無等の状況及び代表的な取組も含めて、現状についてお伺いたします。

2点目として、現在、各部局においてドローン利活用が進められている中、さらなる促進を目指し、県のドローン利活用事例や最新情報、関連法令、ガイドラインなどを一元管理することや、各部局の担当者の意見交換の場をつくるなど、全庁横断型のドローン利活用に向けた仕組みづくりが必要と考えますが、御所見をお伺いたします。

3点目として、長野県においてドローンの利活用を進める上で、今ほどの全庁横断型のドローン利活用推進に向けた仕組みづくりと同様に、産学官の連携についても重要と考えますが、信州次世代空モビリティ活用推進協議会の取組も含めて、今後の見通しについてお伺いたします。

続いて、新田建設部長に2点お伺いたします。

1点目として、ドローン利活用を進める上で、インフラ施設点検は、業務の効率化、コスト削減、安全性の向上など効果が期待される中、県では、6月にカメラを搭載したドローンを活用した砂防施設点検の実証実験が行われました。県内には約2万か所の砂防施設が存在しており、道路や橋梁などを含めると、インフラ施設は相当の数となります。これらのインフラ施設を点検するためにドローンの利活用は重要と考えますが、現状と課題についてお伺いたします。

2点目として、平常時からインフラ施設の点検、測量に加えて、災害時の情報収集など、建設分野や土木分野でのドローン利活用に大きな可能性を感じますが、建設部としてこれらの分野におけるドローン利活用の現状及び今後の展望についてお伺いたします。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には二地域居住とドローンについて合計5問御質問をいただきました。

まず、二地域居住についてでございます。

二地域居住の本県のポテンシャルについてでございますが、本県は大都市圏とのアクセスに恵まれながらも豊かな自然と触れ合いながら生活が送れること、また、信州リゾートテレワークとして100を超えるテレワーク拠点が整備されていることなどから、二地域居住の適地として高いポテンシャルを有すると考えております。

これまでの取組状況等でございますが、県では、二地域居住の促進が地域の人材確保や課題解決の可能性を広げると考え、これまでも、二地域居住を含め、多様な形で信州に思いを寄せ

てくださる県外の方々とのつながりをつくるつながり人口の創出・拡大を推進してまいりました。

具体的には、空き家の改修を交流イベントにすることで都市部と地域の住民が交流を深める共創人口構築事業を令和4年度から実施し、延べ約600人の参加があったほか、都市部の住民が県内に体験的に住みながら仕事をするおためしナガノの事業では、参加者の約7割となる90組が事業終了後も拠点を県内に維持するなど、着実に成果を上げているところでございます。

現在、人口戦略（仮称）の策定に当たり、移住に加え、二地域居住等の促進を重要なテーマと考えておりまして、県民や市町村の皆様の御意見を踏まえ、議論を深める中で、今後の取組や目標の設定についても検討してまいります。

次に、特定居住促進計画策定に向けた県の支援についてでございます。

市町村が二地域居住に関する基本的な方針を定める特定居住促進計画については、地域の実情を踏まえ、市町村が主体的に策定の判断をするものでございますが、策定により、議員もおっしゃったように、補助金や各種制度など様々な面での特例があることや、広域的な二地域居住促進の観点から、県としても市町村の策定を支援することが必要と考えております。具体的には、法律成立直後の今年5月に、国土交通省職員を講師に招き、県内市町村に向けた制度に関する研修会を開催したところです。

今後、国から自治体向けに計画策定に関するガイドライン等が示される予定でありまして、建設部をはじめ庁内各部局と共に、国の動向を注視しながら、引き続ききめ細やかな情報提供や支援に努めてまいります。

次に、ドローンの利活用状況についてでございます。

県の各部局においては、インフラ等の測量や災害時の被災状況調査、設備点検、広報目的での空撮など、様々な業務でドローンの利活用を進めております。

令和5年度末時点では、全庁でドローンを135台保有しておりまして、390人の職員が操縦技能を有しているところです。部局別では、例えば、建設部では34台で年間269回、災害時のインフラの状況調査等に、林務部では22台で年間122回、山地災害の被害状況の調査や森林整備の事前調査等に、農政部では13台で年間94回、地すべりの確認やため池の測量等に利用しております。

また、ドローン活用業務の外部委託について、令和5年度は空撮によるインフラや山地災害現場等の測量をはじめとして、防災に関するPR動画の作成、赤外線によるニホンジカの生息状況調査などを実施したところでございます。

次に、ドローンの利活用促進に向けた全庁横断型の仕組みづくりについてでございます。

ドローンや空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティの利活用の推進に向けては、昨年9月

に、企画振興部が事務局となりまして、信州次世代空モビリティ活用推進協議会を設立しており、県内外の自治体や企業等の連携だけでなく、庁内の横断的な取組の枠組みとしても機能しているところです。

本協議会では、次世代空モビリティに関連する制度や手続等の最新情報をホームページに掲載するほか、先進事例の勉強会を開催するなど、情報共有や意見交換を行っております。最近では、8月に災害時のドローン活用勉強会を危機管理部と連携して開催し、能登半島地震での事例や制度等の紹介を行い、理解を深めました。

また、協議会の活動のほかにも、例えば、平時、災害時両面でのドローン活用の検討を進めている木曾地域振興局と本庁関係部局が情報を共有する場を随時設けるなど、取組に応じた庁内連携を深めております。

ドローンのような新技術は、今後の施策に当たっての新たなインフラとも言えるものでございまして、各分野に共通する課題もあると思います。各分野とも連携しながら、全庁的にドローンの利活用を推進してまいります。

最後に、ドローンの利活用推進に向けた産学官連携についてでございます。

信州次世代空モビリティ活用推進協議会は、県内外の自治体や、機体メーカー、運航関連、観光関連などの様々な企業、教育機関、金融機関などが参画しており、設立時95団体だった会員数は、現在149団体にまで増加しております。

本協議会では、昨年度、産学官それぞれの関係者が自らの役割を踏まえて方向性を共有しながら取組を進めていくために、今後の次世代空モビリティの利活用に向けた将来ビジョンとロードマップを策定しております。

今年度は、このロードマップを踏まえて、ドローンを活用した新たな事業モデルの構築に向けて、山間部、高原における荷物輸送をテーマとして、産学官の具体的な役割を確認しながら検討を進めております。

また、県として、空撮や農薬散布などの社会実装済みのドローンサービスの普及に向けて、サービスの提供者と利用者をつなぐマッチングサイトを整備するほか、企業等に向けた補助金を創設し、本県の特徴や課題を踏まえた新たなドローン活用モデルの構築の取組を支援しているところです。

今後とも、協議会の枠組みを最大限活用し、産学官それぞれの関係者がビジョンを共有しながら連携して取組を進められるよう努めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、二地域居住の促進に関連して、二地域居住を取り巻く環境と今

後の展望について、全国二地域居住等促進協議会会長としての立場、それから知事としての立場、両面で問うという御質問をいただきました。

まず、二地域居住を取り巻く環境でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークをはじめとして、場所にとらわれない新たな働き方、暮らし方が大分浸透してきているというふうに考えております。

そうした中、複数の拠点を行き来する二地域居住、移住を実施される皆さんにとっては、先ほど御質問にもありましたように、非常に自然豊かなところで暮らして気分をリフレッシュできるといったようなプラスの効果がありますし、また、併せて、新しいビジネスの創出や地域の活性化や担い手確保、こうした地方創生につながる取組だというふうに考えております。今般、改正広域的地域活性化基盤整備法が成立いたしましたので、こうした二地域居住の取組は全国的にさらに進んでいくことが期待されているというふうに受け止めております。

今後の展望ということでございますが、まず全国的な動きとしては、設立時から全国二地域居住等促進協議会で会長を務めさせていただいておりますが、全国の自治体と共に先進事例の共有やシンポジウムの開催など二地域居住を促進する機運を高めるための取組を行ってきたところでございます。

現在、自治体だけでなく、企業や様々な各種団体等も参画いただく官民連携の組織に発展的に改組しようということで協議を行っているところでございます。このことによりまして、二地域居住に向けたさらなる課題の解決、一層の機運醸成につなげていきたいというふうに考えております。

また、全国的に取り組むことが必要な二地域居住向け住宅のリフォーム支援や交通費の負担軽減などは、やはり国の関係省庁や全国的な交通事業者に動いていただかないといけない課題であります。全国組織としては、そうした全国で共通の課題について問題意識を共有しながら行動していきたいというふうに思います。

また一方、長野県といたしましては、まさに大都市圏と近接している地理的条件や自然の豊かさなど私たち信州の魅力や強みを最大限に生かすことができるのがこの二地域居住というふうに考えております。そうした観点で、今回の人口戦略の柱に移住、二地域居住をしっかりと位置づけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

市町村、企業をはじめ、様々な主体の皆様方とも連携しながら、これは県内だけではなく、都市部、大都市部の関係者の皆様方ともいろいろな形をつながりをつくりながら、多くの方に二地域居住先として選んでいただくことができる県づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。



〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私にはドローンについて2点御質問をいただきました。

まず、ドローンを活用したインフラ点検の現状と課題についてのお尋ねです。

インフラ点検の分野では、大規模盛土や長大のり面などの道路施設点検において、ドローンなどを含むUAVを活用した点検手法の検討を進めているところでございます。さらには、砂防施設点検において、公募により16社のUAVを現地に持ち込み、従来手法である目視点検との比較による実証実験を進めているところであります。

本県では、御指摘の砂防施設約2万か所をはじめ、国県道約5,200キロ、一級河川約4,800キロ、都市公園8か所など多くの公共土木施設を管理しております。これらを適切かつ効率的に点検・維持管理するために、ドローンを含む新技術の活用にあたっては、構造物の違いに応じて求められる点検制度やその効率性などが課題であり、これらを検証し、早期に実装につなげることが必要であると考えておるところでございます。

次に、ドローンの利活用の現状及び今後の展望についてのお尋ねでございます。

議員御発言のとおり、自然災害が頻発化、激甚化する中、また、人口減少社会において担い手が不足する中、効率化、コスト縮減、安全性の向上などの観点で、ドローンなどを含むUAVの利活用については大きな期待を寄せているところでございます。

本県では、平常時の測量業務において、ドローンなどUAVによる地形の点群データの取得などを発注し、民間企業の活用を促しているほか、建設部の16あります現地事務所の全てにドローンを配備し、特に災害時の情報把握や初動の対応の迅速化などで利活用の取組を進めております。

反面、さらなる普及には、災害時の通信断絶、運用時の安全確保、風の影響や夜間の運航、長時間の航行などの課題もあると考えており、建設部では、道路などの公共土木施設や土砂災害状況などの把握において様々な条件下での10キロ以上の長距離、長時間の目視外飛行による実証実験を行っているところでございます。

こうした実証実験や技術開発により、安全かつ効率的なドローンなどのUAVの利活用にさらに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君） ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

二地域居住については、移住・定住と比較して、スタートの切りやすさという面ではハードルが低いわけですが、実際、メインとサブの住宅環境を整えるなど、二地域居住に伴う個人負担は大きいわけですので、県としての個人負担の軽減につながる支援とともに、

阿部知事の積極的なお考えの下、長野県の強みを前面に打ち出した二地域居住の促進に向けた取組に期待しております。

ドローンの利活用については、中村企画振興部長、新田建設部長の御答弁の内容から、現状把握と今後の大きな可能性を感じることができました。

さらに、行政業務におけるドローンの利活用に加えて、技術開発、規制緩和、採算性の向上などドローン分野の発展、産業振興につながることも視野に、県としての取組に期待をして今回の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明4日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時22分延会

令和 6 年 10 月 4 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 5 号



令和 6 年 9 月  
第 435 回長野県議会(定例会)会議録 (第 5 号)

令和 6 年 10 月 4 日 (金曜日)

出席議員 (56 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清  
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆  
企画振興部長 中 村 徹  
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人  
総務部長 渡 辺 高 秀  
県民文化部長 直 江 崇  
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明  
健康福祉部長 笹 渕 美 香  
環境部長 諏 訪 孝 治  
産業労働部長 田 中 達 也  
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄  
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農政部長 小 林 茂 樹  
林務部長 須 藤 俊 一  
建設部長 新 田 恭 士  
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎  
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久  
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正  
財政課長 新 納 範 久  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 米 沢 一 馬  
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦  
警察本部長 鈴 木 達 也  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉  
議 事 課 長 矢 島 武  
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子  
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香  
総務課庶務係長 矢 島 修 治  
総務課主査 池 田 光  
総務課主任 東 方 啓 太

## 令和6年10月4日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）おはようございます。本日で一般質問も4日目となりますが、元気いっばいに質問をしてみたいと思います。私からは、自転車の活用推進、普及促進等について、また、直近行われる道交法改正や安全対策について順次質問をしていきます。

言うまでもなく、長野県は車社会です。しかし、あらゆる物の値段が上がり、物価高騰が進んでいる中、ガソリン代も高止まりが続き、確実に県民の暮らしを圧迫しています。県民の声を代弁し、ガソリン高に対する長野県の具体的な対策を講じてほしいと6月議会で質問させていただきましたが、ガソリン高に関する原因や間接的な対策のみで、直接的、具体的な解決策に関する答弁がなく、賃上げが物価高に追いついていないことで、県民の負担感は増す一方だと感じています。

県が目標として掲げているゼロカーボン施策がありますが、それを実現しながら移動できる手段は自転車であると思ひ至り、今回の質問のテーマを自転車による社会課題の解決としたいと思ひます。

自転車は、高齢者免許返納後の移動手段や幼児の送迎、学生の通学手段、または公共交通を生かし残していくための連携もさることながら、適度な負荷による運動としての健康増進等、自転車の利用促進を進めるためのメリットは多くあると感じています。

そこで、最初に伺っていきますが、県では、自転車の活用推進に関して、令和5年3月に、令和9年度までを計画期間とする第2次長野県自転車活用推進計画を策定し、様々な取組を掲げて施策を進めているものと承知しています。策定2年目を迎えたこの第2次長野県自転車活用推進計画に基づき、現在の社会情勢の変化などを踏まえ、特にどのような点に重点を置きながら自転車活用推進に向けた取組を進めているのか、県民文化部長に伺います。

続いて、長野県のこの雄大な自然が観光資源であるという認識から、その観光資源を活用するためにサイクルツーリズムという手法がありますが、自転車の観光活用という観点から、令和5年4月に公表となった県内一周ルート、ジャパンアルプスサイクリングロードの走行環境整備や、インバウンドを含めた情報発信などを継続して行うことが重要と考えます。ジャパンアルプスサイクリングロードの魅力を高めていく取組について、その進捗状況を観光スポーツ部長に伺います。

また、県内には、ジャパンアルプスサイクリングロードだけではなく、市町村等が定める地域のサイクリングロードも多くあると承知しています。観光振興税の用途としてサイクリングロードの整備に充てられるとありました。

サイクリングは、車よりはゆっくりと辺りを確認しながら進んでいくことから、県内各地の観光地をじっくりと見て回れる。歩いたり自転車に乗って移動すると、風景や道のささいな状況に気づくこともあります。

私の地元の青木村では、青木トンネルの早期開通のための機運が高まっていますが、住民主体でその予定地である青木峠をコースとしたツール・ド・青木峠といった取組を実施して内外から人のにぎわいを創出し、観光という観点、また、整備促進という観点においても自転車が活用されている事例があります。サイクリングロードや自転車の活用が地域振興に有効であると考えますが、県としてそれらサイクリングロードの数などの実態を把握しているのか、観光スポーツ部長に伺います。

バスやタクシーの運転手不足が深刻化する中、公共交通を維持存続させて観光客の足の確保をするという課題に対するアプローチとして、自転車の活用推進、特に町中に設置されたポートを起点に自由に乗り降り可能なシェアサイクルの普及は有効な施策の一つと考えられます。



東京や大阪等の都市圏や国内の観光地では、シェアサイクルやキックボードが公共交通を補完するための移動手段として普及して、観光客の移動手段、または、地元住民の生活の足として活用されています。

私の地元の上田市でも、上田市千曲市広域シェアサイクルの実証実験が行われ、移動手段として活用される場面を多く見かけます。さらに、上田のローカル鉄道である別所線では、定期券購入者にシェアサイクルの月額利用料を無料とする取組が行われて、公共交通機関とシェアサイクルを連携させた取組や、シェアサイクルに乗った方が地元商店を利用することにより特典が受けられることから、交通手段を商業振興に組み合わせる取組が今年より始まるなど、シェアサイクルの活用が進んでいると承知しています。

いまだ県内各地において網羅されているとは言えませんが、普及促進のためには、駅やバス停、商業施設への設置はもちろん、県有地や公共施設へのポート設置が有効ではないでしょうか。

ここでお聞きしますが、これまで、しなの鉄道が、自転車持込み可能なサイクリートレインを運行した事例もあり、公共交通とシェアサイクルを組み合わせることで相乗効果が得られると考えられることから、観光客の移動手段の一つとしてシェアサイクルを普及促進していくことに対する県としての考えや課題認識を観光スポーツ部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には第2次長野県自転車活用推進計画に基づく取組につきましてお尋ねを頂戴いたしております。

この計画では、安全・安心、利用環境、健康・環境負荷、観光の四つの重点分野を掲げておりまして、これに基づいて主な取組を行っているところでございます。

主な分野ごとの取組でございますが、安全・安心分野では、誤った通行方法によります自転車事故が依然として多いことから、これら事故の削減のため、自転車に関する交通ルールの周知、そして安全教育により注力いたしまして、全ての人が自転車を安全に利用する信州を実現してまいります。

また、利用環境の分野では、自動車や歩行者との分離等によります自転車の通行空間の確保が急務となっておりますことから、矢羽根型の路面標示や自転車専用通行帯等の整備をいたしまして、自転車を利用するライフスタイルに合いましたまちづくりを推進してまいります。

また、健康・環境負荷の分野でございますが、自転車による健康づくりや、長野県ゼロカーボン戦略を踏まえました二酸化炭素排出量の低減に有効な交通手段への転換を推進いたしまして、人も自然も健康な信州を実現してまいります。

さらに、観光分野におきましては、雄大な景観や起伏に富んだ地形などを生かしたサイクル

ツーリズムの推進によりまして、国内外から誘客を促進し、地域の振興につなげるため、走行環境の整備や情報発信等を通じましたジャパンアルプスサイクリングブランドの構築といった取組を進めているところでございます。

県の関係部局に加えまして、市町村、そして四つの重点分野に関わります団体が参加いたします長野県自転車活用推進計画ネットワーク会議での意見交換などを通じまして、事業者や県民とが相互に連携を図りながらこれらの施策を総合的かつ計画的に進めていくことによりまして、自転車の活用推進に努めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には三つの質問でございます。

まず、ジャパンアルプスサイクリングロードの取組についての進捗状況ということでございます。

総延長878キロを誇りますジャパンアルプスサイクリングロードは、山岳や高原、名所旧跡など長野県の魅力を十分に堪能できるルートでございまして、周遊を促すコンテンツとしての整備や情報発信などを継続的に実施しているところでございます。

ルートを公表いたしました昨年度は、官民が連携した団体でございますジャパンアルプスサイクリングプロジェクトが運営しております専用サイトによる情報発信をはじめ、イベントでのルートの周知、県が管理する道路の矢羽根型路面標示や案内看板の整備などに取り組んでまいりました。

また、今年度は、専用サイトでの情報発信やルートマップを活用したPRに加えまして、地域で活躍できるサイクリングガイドの育成講座の開催や、インフルエンサーを招聘いたしましたイベントによりルートの魅力発信をしているところでございます。

次に、県内サイクリングロードの実態の把握についてでございます。

第2次長野県自転車活用推進計画では、県内各地域で策定したサイクルルート数を目標値の一つとして設定しており、その進捗状況を把握するため、県では毎年市町村などのサイクルルートを調査しております。

最新の調査結果は、令和5年度末時点になりますけれども、市町村のルートとして149、また、市町村を越える広域のルートとして113、合わせて262のルートがございまして。なお、計画策定時の現状値として調査いたしました令和3年度末時点におけるルートは170でございましたので、その後の2年間で92のルートが増加した状況でございます。

最後に、シェアサイクルの観光への普及についてでございます。

シェアサイクルは、公共交通機関と連携することで観光地を周遊するための利便性の向上に

つながるほか、自転車の利用がゼロカーボンや健康増進に寄与するなど、サステナブルな移動手段の一つと認識しているところでございます。

一方で、シェアサイクルの導入に当たりましては、例えば安定した利用者の確保に向けた事業の採算性や、公共交通機関と結節するサイクルポートの設置などの利便性の向上、それから自転車の通行空間の整備による利用者の安全・安心の確保など、課題もあると考えております。

こうした状況を踏まえまして、観光におけるシェアサイクルの在り方につきましては、先進事例や実証実験などの動向を注視するとともに、観光客の利便性向上に資する観光MaaSでの活用などについて検討してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。ここまで、自転車のメリット、活用策について提案、質問してきましたが、シェアサイクル、キックボードが普及した地域では、それに関する新たな課題も生まれています。

自転車、キックボードに乗り慣れない方が事故を起こしてしまうこと。インバウンドで訪れた観光客の方に日本の道路交通法が伝わっていないこと。シェアサイクルのサービスの中には努力義務化されたヘルメットが備わっていないこと。自転車は便利な乗り物ではありますが、車両に分類されることから、使い方を誤ると事故や罰則の対象になります。

子供から御高齢の方まで幅広い世代が様々な場所で使用することから、ルールや制度の周知啓発を行うことのソフト対策、また、曖昧になる場面が多い車道走行が原則であるというルールを守り、安全に走行ができるための道路整備などのハード対策の二つについて質問を行っていきます。

自転車に関する道交法改正等については、免許証のない方も自転車に乗ることから、安全に乗るためのルールを、改正の都度、幅広い世代に広く周知する必要があると感じています。特に、来月から改正道路交通法が施行され、自転車の酒気帯び運転やスマートフォンを使用しながら自転車を運転するながらスマホの罰則が規定されるが、自転車であれ、重大な事故につながる違反であることから、周知啓発を現在までにどのように行っているか、伺います。

続いて、自動車との接触事故や、転倒した際の頭部へのリスクが大きいことから、令和5年4月から努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用について、ヘルメット購入補助などを行っている自治体もあり、安全意識は高まっていると感じますが、全国都道府県別にヘルメットの着用率は差があることから、着用促進のために一層取り組む必要があると感じます。

ここで伺いますが、県内でのヘルメット着用率と着用促進施策の取組内容、また、特に学生に対する取組状況について伺います。

自動車では、交通違反に関する道路での取締りを行う場面を見かけますが、今後、自転車に関する青切符の導入が予定されていることから、自動車と同様に自転車の交通違反が起りやすい箇所、意識啓発につなげるよう自転車の違反に対する警告や取締りも必要になるのではと感じますが、これまでの状況について伺います。

自転車は車道走行が原則ではありますが、車道を安全に走行するためには、道路整備において自転車レーンが必要であると感じます。県内の自転車レーンの整備状況と、自転車レーンの整備が困難な狭い道路における安全対策について伺います。

最後に、車道走行が原則であると分かっているにもかかわらず、車道が狭い場合、車との距離が確保できず、車道を走行することが危険で自転車の走行が困難な箇所がまだ多くあります。自転車の歩道走行がやむを得ない場合の具体的な状況について、ここまでの5問を警察本部長へ伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には自転車に関する道路交通法の改正等について5点御質問をいただきました。

まず、1点目の本年11月1日から施行されます道路交通法の改正点についてお答えいたします。

今回の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。具体的には、自転車を運転する場合、携帯電話を通話のために使用すること及び画面を注視することを禁止する、いわゆるながらスマホを禁止する規定、それからもう一つ、酒気帯び運転を禁止する規定、この二つが加わりました。

現在、長野県警察のホームページにおいて、法改正の概要と罰則が記載された広報用のチラシを掲載しているほか、ポスターの掲示やチラシの配布により周知を図っております。引き続きホームページ等の広報媒体で発信を行うとともに、関係機関・団体と連携し、自転車安全教室や各種啓発等において周知を進めてまいります。

次に、2点目の自転車乗車時のヘルメットの着用状況と着用促進に向けた取組状況についてお答えいたします。

自転車乗車用ヘルメットの着用率につきましては、昨年7月の全国調査では、全国平均が13.5%、当県の着用率は17.3%であり、全国の着用率を3.8ポイント上回り、順位は12位でした。今年7月の調査では、全国平均が17.0%のところ当県は34.7%まで向上し、全国の着用率を17.7ポイント上回り、順位は全国4位となりました。

県警察では、これまでも、県や関係機関・団体と連携しながら、街頭啓発や交通安全教育などを通じて命を守るヘルメットを着用することの重要性を訴えかけてまいりました。特に、学生に向けた取組といたしましては、小中学生に比べて着用率が低い高校生への対策として、教

育委員会や学校へ着用促進に向けた働きかけを行うとともに、今年度から新たに県下の高校24校を信州グッドチャリダーモデル校に指定し、生徒会や教職員と連携したヘルメット着用の呼びかけや着用率調査等、ヘルメット着用の機運を高める取組を進めているところです。今後も、自転車乗車時のヘルメット着用が当たり前となる環境の構築に向けてさらなる取組を推進してまいります。

次に、3点目の自転車の違反に対する取締り状況についてお答えします。

令和6年8月末の自転車による交通違反の取締り件数は6件であります。その内訳は、警報器が吹鳴中に踏切内に立ち入る遮断踏切立入りが4件、止まれ標識のある交差点で止まらずに進行する指定場所一時不停止が2件です。

このほか、自転車の交通違反のうち悪質性、危険性が低い等の理由から検挙を行わない場合には、自転車利用者に対してイエローカードと呼ばれる指導警告票を交付して指導しておりますが、このイエローカードにより指導した件数は2,456件です。

続きまして、4点目の普通自転車専用通行帯、いわゆる自転車レーンの整備状況についてお答えいたします。

県警察では、自転車の交通の安全と円滑を図るため、これまで、自転車レーンを整備しており、令和6年3月末時点において、県下で26区間、総距離約16キロメートルを整備しています。

また、自転車レーンの整備が困難な狭い道路では、道路管理者と連携し、道路の自転車が通行する部分に矢羽根型路面標示や自転車のピクトグラムなどの法定外表示を設置することで自転車の通行位置と方向を明示して、安全な走行を促すなどの安全対策を行っております。引き続き道路管理者と連携して安全な自転車走行空間の確保に努めてまいります。

最後に、5点目、自転車の歩道通行についてお答えいたします。

道路交通法により、自転車は車道を通行することが定められていますが、例外として歩道を通行できる場合が三つ規定されています。一つ目は、普通自転車が歩道を通行できる道路標識が設置されている場合。二つ目は、運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の障がいにより車道通行に支障がある方の場合。三つ目が、車道の左側部分を通行することが困難な場合、自転車の通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合です。

今御質問いただきました歩道走行がやむを得ない具体的状況につきましては、道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合などが挙げられます。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。様々な社会課題がありますが、自転車のような当たり前と組み合わせることで、それらの社会課題の解決が少しずつ進んでいけたらいいなと私は思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）おはようございます。公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。通告に従い、私見を交え、質問をさせていただきます。

今回は、不登校児童生徒への支援と教職員が働きやすい環境の整備について。

不登校の高校生は、現在、全国で約6万人と増え続けております。本県も不登校児童生徒数は増加傾向で、高校においては、令和4年度949人おり、1校当たり各学年に3人から4人いることとなります。

このような状況を踏まえてか、文部科学省初等中等教育局長から、本年2月13日付で、各都道府県教育長や各都道府県知事宛てに「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」との通知、以下、文科省の通知といたしますが、されております。これは、学校教育法施行規則の一部を改正し、年々増加している高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するため、同時双方向型の遠隔授業及び通信教育の活用を合計36単位まで可能とすること。また、そのことを学校長判断で出席扱いにすることや単位認定を可能とし、学習意欲がありながらも登校できない生徒が原級留置、いわゆる留年、転学、中途退学することなく学びを継続することができ、在籍校において進級、卒業できることを期待するものであります。

県教育委員会は、3月19日、この文科省の通知の内容を、教育長から県立高等学校長宛てに、校内の共通理解を図り、教職員をはじめ生徒、保護者等にも十分な周知がなされるようにと通知しております。

文科省の通知では、本改正は本年4月1日に施行することとしていましたが、学校現場においてなかなか実行されていなかったということからか、7月10日に教育長から本件に関する教職員周知資料を県立高等学校長宛てに追加通知されております。それでもなお今回の改正の趣旨に沿った校内体制が整えられていない学校があるように思います。

その要因の一つになっていると思われるのが、オンライン授業での受講を出席扱いにするのはいかがなものかと話されている先生の存在であります。発言の真意は分かりませんが、このような考えでいる教員の意識を変える必要があるのではと考えます。

また、ある学校においては、不登校の生徒に、原則登校。学校の指示に従わないと困る。学校に来なければ留年か転学か退学かなどと文科省の通知と正反対の対応を取っていた学校があったとお聞きいたしました。これが事実であったならば、学校への不信や怒りも噴出、誠に残念に思います。教育長はどう感じられるでしょうか。

こうしたことを踏まえまして、以下、教育長にお聞きいたします。

県教育委員会として、各学校長宛てに通知した内容の取組が各学校において実行されているのか、状況を把握されておりますでしょうか。また、学校現場においてなかなか通知の趣旨に沿った校内体制が整えられなかった要因をどのように捉えておりますか。さらに、県教育委員会はそのような状況にある学校に対してどのような対応や支援をされてきたのか、お伺いいたします。

文科省の通知には、学校長判断で出席扱い、単位認定を可能とする旨の記載がありますが、同じ県内の高校によって、ましてや同じ圏域、自治体にある学校によって違いが生じるのは好ましくないと考えます。県教育委員会として基準の統一を図るべきと考えますが、見解を伺います。

全国では、現在、義務教育段階の不登校児童生徒の数は10年連続で増加しており、特に令和3年度、4年度には2年連続で20万人を超えて、過去最多を更新しております。他方、学校外の機関等で相談、指導等を受けたり、自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いされる児童生徒の数も増加傾向にあります。本県においても同様の状況にあり、小中学校における不登校児童生徒数は、令和4年度、5,735人で、前年度比1,028人増加しております。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映できることを法令上明確化するため、学校教育法施行規則を改正し、去る8月29日付で関係法令を公布、施行し、各都道府県教育委員会などに通知いたしました。これは、公明党が国に提言していたことですが、この改正は、不登校児童生徒の成績評価を行う際、学校長の判断で欠席中の学習成果を考慮できることとするものであります。

本県には、県立中学校が2校あります。既に周知していただいていると思いますが、文部科学省の今回の改正趣旨に沿った扱いをするということによろしいでしょうか。また、その際、不登校生徒の学習状況の把握はどのようにされるのか、お伺いいたします。

また、この通知では、各教育委員会等において効果的な周知の工夫を行っていただきたい旨が記載されております。県教育委員会としての周知の取組についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 不登校児童生徒への支援等に関わって4点の御質問をいただきました。  
まず、通知内容の実施状況と体制の整備についてでございます。

実施状況につきましては、不登校生徒に対してオンライン授業や通信教育による支援を行っている高校を確認したところ、9月末現在で20課程あると承知しております。体制整備に時間を要している要因といたしましては、文部科学省から通知のあった本年2月から3月は、高校においては選抜業務や新年度準備等の業務が重なり、十分に検討する時間の確保が難しかったのではないかと考えられます。

また、高校においては、これまで出席状況を単位認定の重要な要件の一つとしてきた経緯があり、柔軟な学び方や支援方法のルールを変えるためには慎重な検討を要し、一定の時間がかかっているものと認識しております。

県教育委員会の対応や支援についてでございますが、通知について、校長会で、単位履修・修得や不登校生徒の学びの継続支援の必要性など本通知の趣旨を複数回説明してきております。また、本年7月には、実施に関するQアンドAを作成して配付し、各校が校内の共通理解を得ることができるよう支援をしてきているところでございます。

続きまして、判断基準の統一についてでございますが、高等学校においては、学校により設置科目に違いがあり、専門学科の実習や実験、資格取得に要する教科等、オンライン授業や通信教育の実施が困難な科目もございます。

また、不登校生徒は個別の状況が異なるため、学びの継続支援を行う判断基準の統一を図ることは難しいと考えておりますが、単位認定の基準の客観性や公平性を担保することもまた重要であると認識しております。したがって、今後、学校間の情報共有をしっかりと行い、不登校生徒の学びのよりよい支援について研究を進めてまいります。

3点目でございます。県立中学校における対応と学習状況の把握についてでございます。

文部科学省からの不登校児童生徒の学習評価に関する通知は、平成15年から複数回発出されており、県立中学校では通知に沿った対応をしてきております。今回の法令改正の通知により、改めてその内容を確認し、適切な支援を行っているものと承知しております。

学習状況の把握につきましては、1人1台端末を活用し、不登校生徒にオンラインによる授業配信を行うとともに、インターネットのクラウドを介して学習プリント等をやり取りし、確認をしているところでございます。また、必要に応じて家庭訪問を実施し、対面による学習状況の把握にも努めているところでございます。

県教育委員会の取組についてのお尋ねでございます。

不登校児童生徒、保護者、教職員、不登校支援関係者の共通認識の下、学習評価が適切に行われることは、当該児童生徒がどこでも安心して学びを継続できるために大変重要であると認



識しております。

このため、県教育委員会では、不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき(vol.2)」を作成し、その中で、学習評価の仕組み、不登校児童生徒の学習評価に関するQ&A、学習評価の具体例を掲載し、周知に努めております。当該冊子は、全ての市町村教育委員会、公立・私立の小中学校、高校、特別支援学校、フリースクールに配付し、校長会、教頭研修、生徒指導に関わる研修会、フリースクール関係者の会議等で活用していただいているところがございます。また、県教育委員会のホームページにも掲載し、保護者など広く関係者が閲覧できるよう配慮し、問合せ等にも対応しているところがございます。

今後も、当該冊子を活用して、不登校児童生徒の学習評価が適切に行われることについてしっかりと認識されるよう取り組んでまいります。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）文部科学省からの通知に対する県の取組等について、教育長からそれぞれ御答弁いただきました。不登校児童生徒がいる全ての小中高等学校において、この文部科学省からの通知の意図どおりに子供たちの学びと評価が保障される環境になることを願います。

それでは、2回目の質問に入ります。以下も教育長にお聞きいたします。

県教育委員会は、先ほど紹介した文部科学省からの8月29日付通知内容を、9月2日付で県内の各市町村教育委員会に送付されていると承知しております。これを含めた各学校における不登校児童生徒への対応状況について、県教育委員会は確認されているのでしょうか。

また、各学校における不登校児童生徒への支援に対する課題の解決に向けてどのような取組を実施されているのか、お伺いいたします。

不登校児童生徒がいる学校等に対し、各教育事務所のスクールソーシャルワーカーが相談等の対応を行う体制があり、学校から相談、要望されたところへ行っております。しかし、校内で解決したいと相談員の来校を要請しない学校もあると思われまます。不登校児童生徒がいる学校へは、高校も含めて、外部人材を活用した支援に取り組んでいただきたいと思いますが見解をお伺いいたします。

学校現場での働き方改革、働きやすい環境は、不登校児童生徒の対応をされる教員をはじめ全ての教職員の業務負担を減らすためにも大変に重要なことと考えます。これまでと今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）3点の質問をいただきました。

まず、不登校児童生徒への対応状況の確認と課題解決に向けた取組についてでございます。

各教育事務所に生徒指導専門指導員及びいじめ・不登校相談員を配置しておりまして、管内の学校を巡回し、不登校の対応状況を把握しながら支援を実施してきております。

不登校児童生徒の支援の課題といたしましては、個別の状況がそれぞれ異なり、要因や背景が複雑であることが挙げられます。県教育委員会では、こうした状況に対応するため、スクールカウンセラー112名とスクールソーシャルワーカー41名を配置し、適切な支援が行われるよう努めております。また、不登校支援に関わる関係者を対象に、各地区で年8回、全県で年2回、関係者が連携しながら、より効果的な支援を行うための研修会を開催しているところでございます。

さらに、県庁で電話相談を受ける窓口として学校生活相談センターを開設し、令和5年度は2,083回の相談に対応いたしましたところであります。また、総合教育センター及び各教育事務所においても相談窓口を設けており、児童生徒、保護者の悩みや相談に寄り添った対応に努めてきております。

次に、外部人材の活用による不登校支援についてでございます。

不登校の要因は多様であり、外部人材の知見を生かした対応が効果的であることから、県教育委員会といたしましても、学校が不登校に関わる対応を抱え込まず、早期かつ組織的な支援が行われるよう促してきたところでございます。

現在、多くの学校は外部の協力を得て連携した支援を行っておりますが、一部、学校だけで解決しようとする事例があることも承知しております。議員御指摘のように、不登校の支援については、学校だけでなく、医療、福祉、心理の専門家や有識者と連携し、チームで支援していくことが有効であると認識しております。今後、連携による支援の好事例を校長会、各種研修会等でさらに積極的に紹介し、不登校児童生徒や保護者に寄り添った支援を推進するよう働きかけてまいります。

最後に、学校の働き方改革に向けた具体的取組についてでございます。

教員が本来の教員の役割である子供と向き合う時間を十分確保するために、教員の働き方改革を進めることは大変重要であると認識しております。県教育委員会といたしましても、教員の業務負担を軽減し、本来業務に注力できるようにするため、令和6年度には不登校児童生徒支援加配を54名、子どもと親の相談員を30名、教員業務支援員484名などを配置しているところでございます。

一方、教員の多忙化の一因は、昨今の教員不足が大きな要因であり、これを解消していくことが喫緊の課題と認識しております。このため、欠員ゼロに向けた教員の配置や、専門性を持つ外部人材の活用等を行うことにより、教員の時間的ゆとりを生み出せるよう、今後も知事部局と連携しながらスピード感を持って取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君）教育長からそれぞれ御答弁いただきました。

3回目は要望、意見とさせていただきます。

今回の質問に取り上げた文部科学省からの通知内容は、子供たちを守るものであると同時に、教職員の負担を増やすものとも考えられます。このことについて私がお聞きしたある先生は、現場の負担が増えるが、教育委員会に期待できることはないと話しておりました。現場の教職員に、校長、教育委員会に話せばサポートしてくれると思ってもらえる組織体制が必要ではないでしょうか。

本庁の教育委員会勤務職員の方も学校現場を経験されている皆さんが多いと承知しておりますので、不登校児童生徒への対応の難しさ、大変さ等はお分かりだと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも年々増やしていただいておりますが、足りない。不登校児童生徒の増加数に比べて少な過ぎるのではと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの大幅な増員を含めた児童生徒及び教員支援の体制強化を要望いたします。

教育委員会として、また、学校として目指してほしい不登校に関する支援は、予防と早期支援だと考えます。学校が嫌になる前の支援が重要ではないでしょうか。それには、学校が多様性を受け止める環境になり、子供たちが、困ったことがあったら先生や友達にSOSを出せば助けてくれると感じられれば、安心して学校に行くことができます。

各学校における心の安全・安心を育む不登校支援が行われることを期待して、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、山口典久議員。

[23番山口典久君登壇]

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。

最初に、公益通報制度について質問いたします。

組織内の不正や不祥事に対し適切な対応を行い、また、通報者を守るための公益通報制度ですが、他県において通報者の人権や生命に関わる事案が生じ、社会問題になりました。

公益通報制度がふさわしくその役割を発揮するために、以下、質問いたします。

長野県では、職員等公益通報制度が平成16年に施行されました。公益通報の対象として、県職員等の職務上の行為が、1、法令等に違反している、又は違反しようとしていると思料する場合。2、人の生命、身体、健康等に対し、重大な危険性を及ぼすおそれがあると思料する場合としています。

この制度設立の経過と現在に至るまでの通報件数や対応結果について伺います。

通報の窓口が設置されても、通報者の意思が尊重され、通報としての確に対応される必要があります。例えば、通報が必要な検討もされずにないがしろにされたり、発信者が特定されたり、誹謗中傷や処分を受けるなどの不利益を被ることを防ぐために、また、必要な救済措置等、運用面においてどのような対策がなされているのでしょうか。

また、知事や副知事が通報の対象となった場合や、組織的に行われている行為で知事、副知事が認識している事案の場合は、知事や副知事が関与せず、独立して対応することが必要と考えますが、現在の体制について伺います。

県外のある金融機関が行った社内の意識調査では、組織内の不正や不祥事などがあっても、報復などへの不安で通報できないという答えが少なくありませんでした。公益通報制度がふさわしく機能するために、職員の意見や提案などを広く求め、制度の検証や必要な見直しを適宜行うべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、総務部長に見解を伺います。

観光振興税(仮称)について質問します。

知事は6月定例会において、観光振興税の具体的な制度設計を進めていること、そして、令和8年4月の導入を目指していることなどを表明されました。今議会において、長野県観光振興税(仮称)骨子が公表されています。

最初に、長野県の目指す観光について質問いたします。

観光業界は、新型コロナで大打撃を受けました。こうした中で、それまでのインバウンド中心、インバウンド頼みとも言える観光の在り方も問われる事態となりました。その後、インバウンドも回復してきていますが、国際ハイグレードホテルが自然や環境に与える影響や、また、オーバーツーリズムなどが全国的に課題になっています。

私は、そもそも、観光立国推進基本法の理念である「住んでよし、訪れてよし」の地域住民の目線での政策展開が改めて重要になっていると考えます。長野県は、世界水準の山岳高原観光地の実現を目指し、その費用に観光振興税を充てるとしてありますが、どのような基準で世界水準と評価するのでしょうか。

次に、小規模な宿泊業者への影響についてです。

現在、あらゆる物価の高騰、人手不足の中で、深刻な経営状況もお聞きしています。こうした中で、観光振興税の導入により、会計システムの改修や納税など事務手続の負担が増えること、また、安売りや低価格競争の激化などに不安の声が上がっています。小規模の宿泊業者への影響をどのように捉えているのでしょうか。

旅行者に関わる課題についてです。

民間の調査機関によれば、高速道路や新幹線など高速交通網の整備により長野県が首都圏の

日帰り圏内になったことで、観光、ビジネスともに宿泊ニーズが減少しています。県内を訪れる日帰り観光客の割合は、80年（昭和55年）には5割でしたけれども、最近では7割近くまで上昇しています。こうした中で、旅行客の3割ほどの宿泊者に財源を求めることは公平性に欠けると考えますが、いかがでしょうか。

県内では、50近い市町村が、入湯税として1泊150円もしくは100円を徴収しています。そこに観光振興税が上乗せとなります。子育て世帯のささやかな家族旅行、年金で暮らす高齢者の温泉旅行にも負担を求めることとなります。税の負担感、実際の税負担も決して小さくありません。これは、旅行客の消費行動にも少なからぬ影響が出ると考えますが、いかがでしょうか。

次に、税制の在り方についてです。

税制の改革は、民主主義の根幹に関わる問題であり、最も民意を尊重すべき課題と考えます。県民への周知とともに、導入の是非について世論調査等を実施し、丁寧に民意を酌み取るべきと考えます。早ければ11月定例会における条例案の提出を視野に取り組みむということですが、これは早急過ぎるのではないのでしょうか。以上、観光スポーツ部長の所見を伺います。

自主財源についてです。

観光振興財源検討部会の報告書では、今後の県財政の硬直化への懸念から、また、現在の地方財政制度の下で独自の自主財源確保策の検討が必要としています。しかし、この財源確保の課題は、今後、例えば子ども・子育て支援等の重要施策を強化する際にも問題になり得ると考えられます。その場合にも新たな税の創設を検討するのでしょうか。阿部知事の所見を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には公益通報制度について大きく3点のお尋ねを頂戴しております。

まず、設立経過とこれまでの通報件数、対応結果についてでございます。

県組織内部の通報体制を構築するため、平成15年度に長野県職員等公益通報制度を創設いたしました。平成29年度には、早期通報・発見により不適正事案の芽を早い段階で摘むこと、職員の相談や通報しやすさの向上を目的に、改善の必要性や職務上疑義のある行為や事案にも対処できるよう、職場等における相談提案制度として再編、拡充したところでございます。

本制度では、事案の内容に応じて、ブルー、イエロー、レッドフラッグの3段階で相談、提案や通報ができる仕組みとし、公益通報者保護法に基づく公益通報制度はレッドフラッグと位置づけて対応することとしております。

制度再編以降20件の取扱いがあり、事務処理の是正や職場環境の改善が必要なイエローフラッグは19件、公益通報制度（レッドフラッグ）につきましては1件で、先般パワーハラスメ

ント行為と認定し、懲戒処分を行ったところでございます。

次に、通報者の意思が尊重されるなど、制度運用面での対策についてのお尋ねでございます。

通報者は、通報内容が確実に受理され、適切な調査に基づき公平公正な調査結果が公表されること、また、通報者本人に不利益が生じないことなどを望んでいるものと考えます。こうしたことから、情報漏えいやプライバシー保護の観点から、限られた職員で対応すること、通報者本人を含め関係職員に対して十分な聞き取りを行うこと、外部有識者意見も踏まえた客観的な確認や調査結果を取りまとめることなど、調査等に当たり通報者に寄り添った対応を行っているところでございます。

また、知事や副知事が対象となった場合の体制とのお尋ねでございます。

組織的事案や知事、副知事の関与が疑われる事案に対しましては、2名の弁護士から成る第三者機関となります長野県職員等公益通報委員への通報が可能となっており、委員は、独立した調査が必要と判断した場合には、自らが調査を行うことができる制度としてございます。

最後に、公益通報制度の検証や見直しについてでございます。

本通報制度においては、通報者に不利益等が生じないよう、公益通報推進幹、公益通報調査員といった限られた職員が調査を行うなど、通報者の情報を含め、調査内容を厳格に管理することとしております。

先ほど申し上げました再編以降、本年8月に初めて公益通報制度（レッドフラッグ）を適用いたしました。初期の段階から公益通報委員の意見を得ながら慎重に調査を進めてまいりました。委員からは、本事案に当たり、県の調査は適切に行われており調査結果は妥当と考えるとの意見もいただいております。

今後、運用を重ねていく中で、職員意見も含め、課題が生じた場合については、公益通報委員等の意見や検証も得ながら、必要な見直しを含め、対応してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）について四つ質問を頂戴したところでございます。

まず、世界水準の評価についてでございます。

世界水準の山岳高原観光地づくりでございますけれども、移動の利便性や観光DXなど、世界の観光地を意識した受入れ環境の整備や地域の個性を生かした観光政策の推進、さらには、一過性のPRやイベントではない観光地づくりといった取組が行われている本県観光の目指す姿を示すものでございます。

県では、こうした状況の実現に向けまして施策を進めているところでございます。今後、観

光振興税を活用して事業に取り組む際には、事業の成果を定量的にフォローし、評価できるような指標の設定について、策定を予定しております観光ビジョン、これも仮称でございますけれども、その中で具体的な使途と併せて検討したいと考えております。

次に、小規模宿泊事業者への影響についてでございます。

観光振興税の導入に当たりましては、特別徴収義務者となる宿泊事業者の協力が不可欠でございます。制度導入の際には、宿泊事業者は、会計システムの導入や改修のほか、制度開始後の税の申告や納入などが必要となります。特に、小規模な事業者にとりましては、これらの事務の発生が負担になると認識しております。このため、徴収事務の手間を軽減するような簡素な税制度はもとより、電子申告、電子納付などの手続の促進、また、特別徴収義務者報償金の交付などを想定しておりまして、今後、宿泊事業者の声をお聞きしながら、小規模事業者に対する負担軽減策について検討してまいります。

次に、一部の旅行者に負担を求めることについてということでございます。

観光振興財源の負担方法につきましては、昨年度、観光振興審議会の観光振興財源検討部会において議論をいただいたところでございますけれども、そこでは、他の自治体の事例や対象となる観光行動について検討し、宿泊のほかに入山、入域などの行為への負担を求める意見もございました。

その上で、部会におきましては、宿泊行為が消費と行為の場所が近く、課税客体の捕捉性が高く徴収が容易であることなどから、負担を求める行為として適当であるとされ、まずは宿泊行為への課税を検討すべきとの答申を踏まえまして、県としても制度設計を進めてきたという状況でございます。

また、旅行者の消費行動への影響についてということでございますけれども、県は毎年度観光客の消費額を調査しておりますけれども、過去5年間において県内で宿泊した観光客は、1回の旅行で1人当たり約4万円を消費している状況でございます。観光振興税の導入に当たり、こうした状況を踏まえますと、消費行動に大きな影響を与えるものではないと考えております。

新たな税は、県内観光地の魅力向上を図るための貴重な財源でありますけれども、宿泊されるお客様に一定の負担をいただくことを踏まえまして、納税額以上に本県への旅行に満足していただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

最後に、11月県議会への条例案提出についてということございました。

観光振興税の導入に当たりましては、県民をはじめ宿泊事業者や市町村など関係者の御理解、御協力が不可欠でございます。このため、今月15日から県内4地域で県民、事業者などを対象とした説明会を開催するとともに、地域や事業者の要望にお応えして職員が説明に出向くなど、多くの皆様に説明してまいりたいと考えております。

また、先月26日より開始しましたパブリックコメントに加えまして、説明会におきましてはアンケートを実施するなど、多くの県民の皆様のお声もお聞きしたいというふうに考えております。

観光振興税に係る条例案の県議会への上程につきまして、今議会の提案説明におきまして、「早ければ11月定例会での条例案の提出を視野に入れて」としておりますとおり、お聞きした声や制度導入に必要な周知期間などを踏まえながら丁寧に検討してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子ども・子育て支援策等の重要施策を強化していく際にも新たな税の創設を検討するののかという御質問でございます。

社会保障関係費の増大等県財政が厳しさを増す中にありましても、私どもは、子ども・子育て支援等重要な政策課題については積極的に取り組んでいくことが重要だというふうに思っております。

これまで以上に踏み込んだ施策、事業を行おうとすると、どうしてもどうやって財源を確保するのかということが課題になってまいります。そうした際には、徹底した事業の見直しや業務のデジタル化、効率化、こうした観点での財源確保や、ふるさと信州寄付金等の歳入確保、様々な手段を生かして財源の確保に努めていくことが重要だというふうに考えております。

税ありきで検討するものではありませんけれども、新しい税の創設を検討していくということも、選択肢の一つとして、排除されるものではないと思っております。こういう形で県としてもしっかり取り組んでいきますが、特に、子ども・子育て支援策のように、本来、住んでいる場所にかかわらず等しくサービス、支援が受けられることが重要なものについては、やはり国に正面から対応していただきたいというふうに思っております。

そういう意味では、この子ども・子育て支援の部分については、充実した制度の構築や財源の確保についてまずは国に対してしっかり対応するよう求めていきたいというふうに思っております。

引き続き県政の重要課題にしっかり取り組んでいくことができますよう、国、地方を通じて幅広い財源確保の在り方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）観光振興税について、現時点でもどれだけの県民が知っているのか疑問です。国内外の他地域の取組に後れを取ることは許されないと知事は議案説明で述べられました。しかし、「バスに乗り遅れるな」と県民が置いてきぼりになることを危惧いたします。再度、広く丁寧に県民の民意を酌み取ることを要望いたします。



子供の権利について質問します。

今年、日本で子どもの権利条約が批准され、30年目の節目の年です。また、昨年4月にこども基本法も施行され、子どもの権利条約にのっとって基本的人権が保障される、年齢や発達段階に応じて自己に直接関係する全ての事項について意見を表明する機会が確保されると規定しています。

最初に、子供の生存や発達に対する権利に関して質問します。

民間団体、ひとり親家庭サポート団体全国協議会が行った調査では、独り親家庭において夏休み中に1日2食以下で過ごしている子供が34%に上ります。米をおかゆにしてかさ増ししたり、親が1日1食に減らしているなどの声も寄せられています。

フードバンク信州は、支援が届きにくい家庭に緊急的に食品の詰め合わせを送る取組を行っていますが、夏、冬、春の長期休みには、それぞれ1,000世帯を超える支援を行っています。新型コロナに続き、諸物価高騰は生活困窮世帯を直撃し、深刻な影響を及ぼしています。食事も十分に取ることができない現状は、子供の生存や発達に対する権利が奪われていると考えます。県の「こどもまんなか」の取組でも行っている県下一斉のフードドライブ統一キャンペーンや、一場所多役の信州こどもカフェなどの支援策をより評価すべきと考えますが、こども若者局長の所見を伺います。

次に、意見表明権についてです。

県立高校2期再編で、2028年度に新校開校を予定している伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の統合では、当初27年度開始としていた建て替え工事の前倒しが問題になりました。とりわけ、この春に報道で初めてそのことを知った1年生は、3年時に文化祭などの学校行事、大学受験などに影響を受けることになり、不安の声が広がりました。

伊那弥生ヶ丘高校では、1年生のルーム長会が、6月の文化祭で、自分たちのそれぞれの思いを校内に掲示しました。私も見る機会がありましたが、自分たちの知らないところで自分に関わることで話が決まってしまうのはおかしいと思う。話をさせてほしいなど、切実な訴えが多くありました。そして、ルーム長会は、「私たちは詳しい情報を求めています。そして、私たちの意見を聞いてほしいと願っています」と県教育委員会に意見書を提出するに至りました。

生徒が自分たちの意見を表明する場がありませんでしたが、その後、県教委は1年生と保護者にアンケート調査を行い、3年時に影響のない新しい案を9月24日に発表して、私たちの声が届いたと生徒は安心しているとのことですが、この件について所見を伺います。

続いて、子供が権利を学習することについてです。

10歳から18歳を対象に日本財団が行ったこども1万人意識調査では、子どもの権利条約につ

いて聞いたことがないという子供が59%に上りました。批准から30年を経ても、権利の当事者である子供の多くが子供の権利について知らされておらず、理解されていない状況です。

いじめ、不登校の増加傾向、10代の自殺率の高さなど、子供たちは強いストレス状態にあります。貧困、子供に対する虐待等も深刻な社会問題です。こうした子供を取り巻く環境の深刻さを鑑みて、子供に自らの意見を表明し、尊重される権利があることについて教育現場においてより学習を進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。以上、教育長に伺います。

大人の意識に関してです。

子どもの権利条約第42条では、条約の原則や規定を大人にも周知する義務を課しています。しかし、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して、依然として条約が十分に認識されていないとして、大人の認識を高めるためのキャンペーンの強化、子供とともに、また子供のために働いている専門家への計画的、体系的な教育や研修を毎回のよう勧告しています。

子供の権利についての大人の意識調査等を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。そして、子どもの権利条約の原則を、子供に関わる全ての施策、社会全体に浸透させる積極的な取組が必要ではないでしょうか。こども若者局長の所見を伺います。

最後に、県の条例に関して質問します。

今年は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例策定から10年目の節目でもあります。条例は、子供支援を総合的に推進し、子供の最善の利益を実現することを目的として、相談に応じる総合窓口、子ども支援委員会などによる相談・救済、社会参加の促進や居場所の整備等子供への支援、保護者、学校関係者など育ちを支える者への支援を位置づけています。

相談・救済の在り方について、私も県内で起きた重大ないじめや体罰の事案に関して本会議で質問をした経過がありますが、様々な課題があると考えます。長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に子供の権利を位置づけるなど、発展、見直しが求められていると考えますが、阿部知事の見解を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には子供の権利の保障について二つ御質問をいただきました。

まず、フードドライブや信州こどもカフェの支援策の強化についてのお尋ねでございます。

信州こどもカフェは、食事提供を行うだけでなく、学習支援や相談支援など、地域の大人と子供の温かなつながりの中で、身近なよりどころとなっております。長引く物価高騰によりまして、食料支援を求める子育て世帯が増える中で、こどもカフェやフードドライブの取組は、子供たちの健全な成長を保障するという観点からも大変重要な役割を果たしているものと認識しているところであります。

これまで、県では、こどもカフェの運営者やフードバンク団体から活動状況等を聞き取り、現状把握に努めてきたほか、こどもカフェ運営支援事業補助金による運営費の支援、フードバンク団体への車両、冷凍冷蔵庫の導入支援、フードバンク団体と協働したフードドライブ統一キャンペーンの実施、企業に対する職場内フードドライブ実施の働きかけなど、こどもカフェ支援の充実のための様々な取組を行ってきたところであります。

今後も、これらの取組を継続することに加えまして、さらなる支援の輪を広げるため、食品取扱事業者とフードバンク団体とのマッチングの推進や、こどもカフェに対する支援のさらなる充実に向けた検討なども行い、こどもカフェの継続的、安定的な運営支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供の権利に関する意識調査の実施及び子どもの権利条約の施策などへの浸透についての御質問であります。

昨年4月に施行されましたこども基本法では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子供の個人としての尊重や基本的人権の保障、意見表明の機会の確保、意見の尊重等が基本理念に掲げられ、12月に閣議決定されたこども大綱では、こども・若者を権利の主体として認識することが基本的な方針として明記されました。

これらを受けまして、県では、子供・若者施策の充実にも努めてきたところでありますが、子供の意見を施策に反映させるための仕組みとして、昨年度、小学校5年生から高校3年生までの約300人を対象としたこども・若者モニター制度をスタートさせ、これまで、子供の居場所や長野県の暮らしについて意識調査を行ってまいりました。

議員の御指摘にもございましたが、子供の人権や意見が尊重されているかという点につきましては、重要な観点であることから、今後この調査の項目とすることを検討してまいります。また、先ほど大人に対しての意識啓発も重要だというお話もございましたので、こういった点も含めてさらに検討していきたいと考えております。

また、地方公共団体は、こども大綱を勘案し、こども計画を定めるよう努めることとされております。県では、こども大綱の策定も見据え、令和5年3月にしあわせ信州創造プラン3.0と併せて子ども・若者支援総合計画を策定しておりますが、子供を権利の主体として位置づけるこども大綱の趣旨を県の計画の基本姿勢などにより強く反映させるなど、計画の一部改定に向けた検討を進めているところであります。

こうした県の計画の改定に加えまして、こども基本法やこども大綱の趣旨を市町村のこども計画の策定にも反映させるとともに、これらの計画に基づく各種施策の推進などを通じて社会全体で子供の人権が尊重され、子供の意見表明や社会参画の機会が確保されるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には2点質問をいただきました。

まず、伊那新校における県教育委員会の対応についてでございます。

伊那新校の再編整備においては、地域の皆様や学校に対する事前の情報共有の不足により、再編計画に対する理解が十分深まっていない状況で校舎整備のスケジュール案など県教委の考え方を提示することになり、生徒をはじめ地域の方々に大きな不安を広げることとなったことを大変申し訳なく思っているところでございます。

今後は、今回の反省を踏まえ、生徒を含む学校関係者、地域の代表者と随時進捗状況の情報共有を図るとともに、今まで以上に生徒の意見や地域の皆様との合意を大切にしながら、生徒が納得し、夢や希望が持てるような高校再編を進めていけるよう努めてまいります。

2点目でございます。子供が意見表明する権利を学んでいくことについてでございます。

子供には自ら意見を表す権利があり、その意見は発達段階に応じて十分考慮されなければならないということは子どもの権利条約及びこども基本法に示されているところでございます。

また、子供の人権を尊重することは、教育に携わる者として最も重要なことであると認識しており、教育現場において、子供自身が持っている権利を学び、自覚するために、子どもの権利条約を含めた人権意識の醸成につながる学びの機会を確保することは必要であると考えております。

このため、教職員の人権意識の高揚につながる研修を実施するほか、子供たちが子どもの権利条約を学ぶ機会を設けるとともに、学校生活の様々な場面で安心して意見を出し合う場を保障することにより自らの持つ権利を自覚するなど、人権意識の醸成を図ってまいります。

今後も、第4次長野県教育振興基本計画の目指す姿である子供のウェルビーイングを実現するために、県教育委員会といたしましても、一人一人の人権が尊重される学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の発展、見直しについての考え方についてという御質問をいただきました。

現行の子ども支援条例で定めております人権侵害救済の仕組み等については、現時点で直ちに見直すことは考えていないところでございます。しかしながら、他方で、御質問にありましたように、こども基本法やこども大綱が制定されるなど、この条例を制定した当時と比べますと、子供たちを取り巻く環境の変化、あるいは制度的な変化が大分出てきているというふう

考えております。

こうしたことを念頭に置きながら、この条例の見直しが必要かどうか、こうしたことも含めて検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）子ども支援条例の制定に当たっては、子供の権利をめくり様々な議論があったことは私も承知しております。しかし、今知事からも御答弁がありましたように、子供たちや子供の権利をめぐる社会情勢、状況は大きく変化してきています。改めて県条例に子供の権利を位置づけることなど子供の権利の取組が前進することを願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）皆さん、こんにちは。飯田・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。本日は、私学の関係者も来ていただいております。今回もオレンジリボンをつけ、子供たちのために気合を入れて臨みたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問します。

我が国の共働き世帯は、2000年、942万世帯に対し、2022年は1,262万世帯に増加しております。また、こども誰でも通園制度は、2026年度の本格実施に向け、県内では長野市、飯田市、須坂市、御代田町の3市1町と、独自に箕輪町で試行開始されました。さらに、本年4月、県では第3子保育料無償化も始まり、市町村側でも独自対策が進められ、3歳未満児の保育ニーズは増加しております。

ゼロ歳児は子供3人に職員1人、1～2歳児は子供6人に職員1人で、国の方針では、2025年度以降、1歳児は子供5人に対し1人の配置基準となる予定です。つまり、子供の総数が減少する一方、保育利用の低年齢化が進み、いまだ人材不足は深刻な状況です。

多くの園ではICT化が進み、園児の出欠、お便り等の連絡、職員の勤怠管理等、アプリにより負担軽減につながっておりますが、全てはカバーできません。

大切な人材を輩出している県内私立の保育士養成学校では、入学定員に対する充足率は約5割で20%台前半の学校もあり、入学者の減少は未来の保育士、幼稚園教諭の減少につながります。本年4月、県では保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組し、保育人材や保育施設の支援を強化しておりますが、正直、現場としては人材確保につながっているとは思えない状況です。

また、今年4月の県内の待機児童は、前年比3倍以上の30人ですが、現場では、秋冬のゼ

ロ・1歳児の急増を鑑み、本来、年度末3月の待機児童を公表すべきと考えます。御理解いただきたいのは、ゼロ・1歳児の急増に備え、赤字覚悟で4月より多めに職員を確保する園があることです。また、待機児童の数字はあくまで市町村単位ゆえ、例えば市内で車で30分近く離れている園に空きがあっても、通えない場合、待機児童にはカウントされません。

一部のメディアや政治家は、保育人材の離職数やブラックイメージについて言及しますが、現場では、皆で力を合わせ、改善に改善を重ね、効率化を図り、さらに、国に陳情し、処遇改善を必死で訴えております。それでも期待に応えられず、園長が保育園に残ってほしいと説得を重ねても、残念ながら離職する職員はいます。一部のメディアや政治家がネガティブに言及することは簡単ですが、その背景にどのような努力と思いがあのか、多くの方に知っていただきたい、理解していただきたいと強く願います。

そこで、阿部知事に伺います。

保育士養成校の大幅な定員割れ、保育、幼児教育のイメージ等を踏まえ、専門人材の不足についてどのような認識をお持ちでしょうか。

専門人材の不足について、県と市町村の担当レベルでの話合いや、保育のセミナー、イベント等の尽力に感謝しますが、この問題は、その次元ではなく、保育士養成校、中高生、保護者、中高の教育現場を含め、多くの方が関わる問題です。全ての関係者で保育人材確保のための円卓会議（仮称）のような組織を立ち上げ、県が現場を検証し、課題を整理、共有化し、短期、中長期の対策を立案、実行していくべきではないでしょうか。今後、県少子化・人口減少対策戦略の中にもっと深いレベルで取組内容を盛り込んでいただきたいと思います。

高橋こども若者局長に伺います。

待機児童数は、大勢の園児卒園後の4月時点ではなく、ゼロ歳児を多く抱える3月末時点を公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、県は、遠方で通えない等待機児童にカウントされない子も含め、年度末の待機児童数を把握しているのでしょうか。

次の質問に移ります。

リニア中央新幹線は、9月17日、静岡県が大井川利水関係協議会の了承を得て、静岡県内のボーリング調査の許可をJR東海に伝えました。いよいよ静岡工区も動き出しました。

一方、我が長野県では、7月末にリニア長野県駅関連の地元説明会が各地で開催され、私自身、7月28日の上郷公民館の説明会に参加しました。参加者より、リニア中央新幹線の遅れは理解し難いとJR東海に訴える一方、長野県が進めるリニア関連道路整備に協力し、移転したが、何年も空き地のままで工事が進まず納得できない等、長野県に対しても厳しい意見が多数上がりました。

私自身、リニア駅近郊で保育園を運営しているため、工事で移転を余儀なくされた方々とお

話しする機会が多数ありました。ある方は、果樹園を運営しており、園児に、夏は桃、秋は梨をたくさん寄附してくれました。3年前、移転で果樹園を手放さなければならず、「これが最後の桃になります」「これが最後の梨になります」と、最後の夏と秋にコンテナいっぱいに届けてくれたことを今でも思い出します。この方たちの思いに寄り添い、託していただいた土地を丁寧に正しく活用しなければならないと強く思います。

関連道路整備やリニア中央新幹線の二次交通に加え、災害時の高速道路の迂回機能や、1日の交通量が1万5,000台を超える上郷地区の国道153号の渋滞緩和が期待されます。また、飯田市は、2028年度、駅前広場の部分供用を始める方針で、飯田市の強い決意に寄り添う取組が必要であると考えます。

それでは、新田建設部長に伺います。

リニア中央新幹線の遅れにかかわらず、県駅周辺の関連道路は着実に整備するとの県の方針に変更はないのか。また、地域の思いに寄り添った整備を求めますが、見解を伺います。

次に、地方の病院経営についてに移ります。

隣県の新潟県で11病院を運営するJA新潟厚生連は、昨年度36億円弱の赤字となり、今年度は60億円以上の赤字が見込まれ、来年4月に資本が枯渇するおそれがあります。さらに、県立13病院は赤字が23億円に拡大し、関係6市長が県に緊急財政措置を要望する事態となりました。

我が長野県では、県立5病院を運営する県立病院機構は、昨年度、過去最大の12億円弱の赤字となり、現在、外部コンサルタントを入れ、経営改善に努めております。また、飯山赤十字病院の昨年度の医療事業収支は約7億円の赤字で、県内でも病院経営の厳しさが一段と増しております。

2024年度診療報酬改定で各種加算が新設されましたが、地方では医療人材、特に看護師、薬剤師の確保は厳しく、基準を満たせないケースも多々あります。また、人口減少で患者数が減少する一方、物価高によるコストアップで収支が悪化し、加えて、医師の働き方改革等環境変化が一段と厳しくなっております。本年3月、長野県が策定した保健医療計画は、医療提供体制のグランドデザインとして示されましたが、あくまで病院の健全経営が大前提です。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

グランドデザインの大前提となる病院の健全経営が揺るがないよう、公立・公的病院、民間病院が連携し地域医療を支えるため、長野県は何をしなければならないのか。また、国にどのように訴えていくのか。所見を伺います。

次に、地域医療連携推進法人について伺います。

地域医療連携推進法人とは、地域医療を効率的に提供するため、都道府県知事が医療連携推進方針を定めた一般社団法人です。本制度の最大のメリットは、M&Aではなく、参加法人の

独立性を保ちながら、医薬品の共同購入、病床融通、人的交流、共同研修等の利点があり、また、参加法人に資金貸付けや医療機関などの開設も可能になります。

平成29年に地域医療連携推進法人制度の開始以来、現在、全国で44法人が誕生し、隣県では新潟、山梨、静岡、愛知で設立が続いておりますが、いまだ長野県での設立例はありません。昨年より、下伊那南部の阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村の5町村は、地域医療連携推進法人を検討しております。本年7月の県立阿南病院の運営懇談会で、5町村側より阿南病院に地域医療連携推進法人への参加を要望しましたが、病院側からは、法人の事業内容や予算は具体化できず、現状、理事会で審議は行えないと回答がありました。また、9月3日に開催された拡大版南信州地域戦略会議で、阿南町長より直接阿部知事に強い要請を行っております。

そこで、阿部知事に伺います。

下伊那南部地域が目指す地域医療連携推進法人についてどのように考え、取り組んでいくのか、所見を伺います。

次の質問に移ります。

2014年、南北に長い長野県の県庁所在地は北にあるため、様々な問題を解消すべく第2県庁構想が持ち上がり、県南部の県議で研究会が発足しました。当時の構想は、県南部に第2県庁を設置し、本庁のみの許認可業務や会議を行うとのことでした。

また、研究会は、愛知県豊橋市の東三河県庁を視察し、検討を重ねておりました。なお、東三河県庁は平成24年度に創設され、担当副知事の下、東三河の振興や三遠南信の連携などに取り組んでおり、三遠南信自動車道の開通の機運が高まる中、東三河県庁の果たす役割は非常に重要です。また、三遠南信の遠州の浜松市は、人口77万人規模の政令指定都市です。我々長野県も東三河や遠州と肩を並べるべく機能強化すべきときだと考えます。

均衡ある県土づくりについて何度も力強く訴え続けた元県議会議員の大先輩がいらっしゃることは、皆さん御承知のとおりです。先日、私は同氏の最後の一般質問の動画を拝見しました。その思いは、私たち若手県議もしっかりと受け継いでいかなければなりません。

三遠南信自動車道に加え、リニア中央新幹線を活用した多極分散型のモデル都市を目指すべく、阿部知事は、東京の機能移転やJR東海の本社機能移転を訴えている中、長野県側も受皿として機能強化する必要があり、第2県庁構想は正しいと思いますが、いかがでしょうか。

また、知事は、県内全市町村で知事との県民対話集会を実施し、大変すばらしい取組ですが、体一つでは南北に広い信州を駆け巡ることに限界があり、また、各エリアの地域振興局の権限に限界があることも事実です。そこで、新たに中南信地区を所管する2人目の副知事を現地に配置することが効果的と考えますが、いかがでしょうか。

今後、南信エリアは、三遠南信自動車道、リニア中央新幹線、そして諏訪湖の再生で大きく



発展し、松本エリアは、国際線も含め、松本空港のさらなる拡充による発展が見込まれ、中南信地区を所管する副知事は県全体で大きなメリットがあると信じております。以上、第2県庁並びに中南信地区所管の2人目の副知事配置について、阿部知事の所感を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）早川議員から切実な訴えを多数頂戴いたしましたので、私もしっかり気合を入れて答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、保育士不足に対する認識ということであります。

保育士、幼稚園教諭等につきましては、その専門的知識と技術によりまして、子供たちの生活や発達のサポート、さらには保護者支援も行う、未就学の子供たちや保護者の皆さんにとって大変大切な重要な役割を担っていただいている職業だというふうに受け止めております。

一方で、改善されつつあるとはいえ、依然として保育所等の労働環境の改善がなかなか進まず、児童、保護者対応等も大変で、かつ職務の責任も重いということで、ほかの職業に比べて大変な仕事だというイメージが定着しております。このため、保育士等を目指す学生は減少傾向にあり、保育士養成校への入学者も年々減少しているという状況であります。

また一方で、新たな保育所等の増加や求職者の減少などにより、保育、幼児教育の現場における保育士等の不足は深刻化していると受け止めております。保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善やイメージアップなどに取り組むとともに、保育の実施主体であります市町村はもとより、関係の皆様方と一緒に実効性のある確保対策を進めていくことが必要だというふうに考えております。県としてもしっかりとその役割と責任を果たしていかなければいけないというふうに思っております。

専門人材確保に向けた検討という御質問でございます。

保育士等の専門人材の確保につきましては、これまでも、私も参加しております県と市町村との協議の場において議論を行い、子育て支援合同検討チームを設置して、保育の主体であります市町村と共に、保育士の処遇改善、負担軽減策等、保育士等の確保に向けた取組について検討してきたところでございます。

具体的には、市町村が公立保育所等における会計年度任用職員を任期付職員に移行するといった取組の促進、保育所におけるICT化の推進、また、保育補助者等の積極的な活用等を進めていくことが重要だという共通認識を持っております。また、県としては、潜在保育士向けの研修会、県外保育士確保に向けた事業を新たに実施しているところでございます。

関係者による検討会議の立ち上げという御質問がありましたが、昨年度から、保育士養成校、県保育連盟、保育士・保育所支援センター、そして県から成る保育士人材養成・確保に関する合同ミーティングが定期的で開催されているところでございます。保育士等の養成確保に係る

課題の共有や対策の検討を行ってきているところでありまして、今回行った保育士・保育所等実態調査の分析結果も踏まえて、関係者が一体となって対策に取り組んでいきたいというふうになっております。

保育士等の人材確保については、私も大変重要な課題だというふうに考えております。人口戦略（仮称）においてもぜひしっかりと記載していきたいというふうに思っております。具体的な内容については、県民会議準備会合等の議論も踏まえて引き続き検討しているところでございます。早川議員をはじめ県議会の皆様方からも、ぜひ具体的な御提案をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地域医療の関係で、地域医療連携推進法人についての所見ということで御質問をいただきました。

御質問にもありましたように、拡大版地域戦略会議を南信州で開催したときに、阿南町長から直接御要請いただいたものでございます。そこまで私もよく認識をしていなかったわけでありまして、地域の取組として大変重要なものだというふうに受け止めさせていただいております。限られた医療資源を最大限有効に活用するという認識を関係の皆さんが共有した上で、それぞれの医療機関がしっかりと連携していくということが必要だというふうに思います。

現在、地域医療連携推進法人の前段階であります一般社団法人の設立に向けて、関係者の合意形成、あるいは具体的な連携業務について検討が進められている状況というふうに受け止めております。

県としては、関係自治体やそれぞれの医療機関が、地域全体で医療を支える体制を構築するという観点で結束し、主体的に取り組んでいただくことが重要だというふうに考えております。こうした認識の下、関係者間の合意形成に向けた調整や助言、また、取組事例の共有等、県としても伴走支援を行っているところでございます。今後とも、保健福祉事務所を中心として、この地域医療の先駆的モデルとなり得るよう支援をしていきたいというふうに考えております。

加えまして、先ほど阿南病院の対応についても言及いただいたわけでありまして、県立病院機構に対しましては、阿南病院がこうした取組に積極的に関与するよう県として促していきたいというふうに考えております。

そして、最後に、第2県庁並びに2人目の副知事配置という御質問でございます。

私も、県民対話集会等で県庁から遠い地域に行くたびに、県庁が遠い、知事はなかなか来ないということをおっしゃって、県民の皆さんからそういうお声をたくさん頂戴するといささか胸が痛むときもありまして、特に、中南信地域の皆さんには、県庁が遠い存在だという感覚の方が多いというふうに受け止めております。

これまで、地域振興局等への権限移譲や、デジタル技術の活用も行いながら、物理的な距離

感をなるべく少なくするようというところで取組を進めてきたところでございます。今後は、広い県土を有する本県として、もう少し県政を身近に感じてもらえるような工夫をしていかなければいけないと思います。私をはじめとする幹部職員、県職員がもっと地域に積極的に出向いていくこと、また、長野市に集中しがちな会議の開催場所等の在り方の見直しも必要ではないかというふうに思っているところでございます。

もとより、三遠南信道の整備促進、リニアの整備を控えて、南信州地域は最も大きく変化する可能性がある地域だというふうに考えております。実証圏域の設定をはじめとして、県としてもしっかり政策面で対応していく必要があるというふうに思っております。

ただ、政策面の強化をするだけでは冒頭申し上げたような地域の皆さんの思いに寄り添う形にはなりにくいと思っておりますので、第2県庁という御質問ではありますが、まずは運用面で少し改善できないかというふうに思っております。

ちなみに、12月の末に、約1週間、私が南信州に滞在させていただけないかというふうに思っております。そこで、オンラインも含めて通常業務を行わせていただくということをまさに試みとして行っていきたいというふうに思っています。まずは、こうした取組を通じて、中南信地域の皆様方に県という存在を身近なものに感じていただくことができるように我々も工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、副知事についての御質問でございますけれども、現在、関副知事に大変広範な業務を担っていただき、私の代理としていろいろな会議等に出席していただく中で、大変負担を強いているなというふうに受け止めております。

2人目の副知事を置く場合にあっては、本庁舎において関副知事と役割分担をしていただくことが望ましいのではないかというふうに現時点では考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には保育所の待機児童数の公表について御質問をいただきました。

保育所における待機児童数につきましては、毎年4月1日時点の市町村ごとの状況を国が集計して、夏頃に公表を行っているところであります。

年度途中における待機児童数の状況につきましては、令和3年度までは10月1日時点の状況を4月時点と同様に国が集計して公表しておりました。しかしながら、令和3年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、指定都市市長会から、10月時点の調査を廃止すべきとの提案がありまして、令和4年度以降は10月時点の調査は実施しないこととなりました。調査の廃止に当たり実施されたアンケートに、市町村の96%が、調査を廃止しても待機児童解消のため

の取組に支障がないと回答している点や、調査を復活することで市町村や保育所の事務負担が大幅に増加することを考慮すると、3月末時点の児童数について県独自に調査し、公表することは考えておりません。

また、いわゆる潜在的待機児童を含めた県内の待機児童数につきましては、年度途中の状況については先ほど申し上げた理由により調査を行っておりませんが、4月1日時点の状況については、待機児童数30名、潜在的待機児童数232名の計262名と把握しているところであります。

今後は、少子化により子供の数が減少する一方で、共働き世帯の増加等により未満児保育のニーズの増加も想定されることから、待機児童が生じないように、引き続き市町村をはじめ関係機関と連携し、保育人材の確保に力を入れてまいります。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま県駅周辺で進められているリニア関連道路の整備方針に関するお尋ねをいただきました。

長野県駅周辺では、現在、国道153号飯田北改良、座光寺上郷道路及び県道市場桜町線の整備を鋭意着実に進めているところでございます。リニア中央新幹線の遅れの影響につきましては、交差する箇所もあることから、現在、JR東海、飯田市との間で今後の工事工程などについての調整を進めているところであります。年内をめどに県の方針をお示しできるよう努めてまいります。

また、道路を含む駅周辺整備につきましては、飯田市、JR東海、長野県の3者の連携協力をさらに深め、地域の思いに寄り添って取り組んでまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には病院の健全経営に向けての取組についてお尋ねがございました。

医療機関を取り巻く環境は、コロナ禍を経た患者の受療行動の変化や、議員の御指摘にもありましたとおり、物価の高騰、医師の働き方改革への対応などにより、病院経営は依然として厳しい状況でございます。

こうした中で、地域における医療提供体制を維持していくためには、限られた医療資源を最大限有効に活用する観点から、それぞれの医療機関が、個別最適ではなく地域における全体最適を図る取組を進めていくことが重要となります。

県としては、昨年度策定した医療機関の役割分担と連携を推進するグランドデザインを具現化することが、医療機関の経営の安定、ひいては地域医療の質の向上に資するという認識の下、

データ分析により可視化された地域課題の解決に向けた議論を主導するとともに、地域医療介護総合確保基金等を活用した必要な財政支援などに取り組んでまいります。

また、国に対しては、医療機関の厳しい状況を踏まえた適切な診療報酬の改定や、公立・公的病院の運営に対する地方財政措置の拡充、物価高騰に係る適時適切な支援など、地域の実情に沿った制度の改善や支援策が図られるよう要望、提言を行い、安定的な医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁いただきました。地域医療、そして保育、幼児教育において、現場の思いを、声を、ぜひとも大切にさせていただきたいと思います。

幼稚園、保育園、認定こども園は、小中学校と同様、県直轄ではなく市町村のフィルターが入ります。昨年の委員会でも要請しましたが、知事におかれましては、県庁を離れ、会議室を離れ、現場に行き、生の声を全身で理解させていただきたいと思います。スーツからジャージに着替え、一度、一日園長を体験し、職員だけでなく、園児からも大切なことを感じ取っていただきたいと思います。

待機児童については、せめて増加傾向にある一部の市町村でも年度末に確認し、実態把握すべきだと思います。

また、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道、松本空港の国際化、そして諏訪湖の環境整備により、中南信は大きく変わろうとしています。そろそろ私たち長野県も大きく変わる時ではないでしょうか。チャンスが広がる中、知事の強いリーダーシップに期待しまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）早速ですが、県管理道の維持管理について。地元の現地調査などでいただく要望の中には、必ず道路や河川の除草、街路樹の手入れ等の要望があります。以前も質問させていただきましたが、今回も道路について質問いたします。

県下各地の道路で、子供の背丈ほどに育った草を見かけます。景観を損ない、見通しを悪くし、道路、歩道を狭くし、大きくなった樹木は舗装を持ち上げ、車椅子などの通行の妨げになる。また、病害虫の発生も懸念される。よいことは一つもありません。県は、沿道美化について少しずつ予算を増額して対応をしてくれてはいますが、地域住民の期待には応え切れていないのが現状であります。

そこで、質問です。

限られた予算の中で最大限の効果を得るために、どのような取組、工夫を行っていますか。また、街路樹などの樹木は、剪定など維持管理に大きな予算がかかり、アダプトシステムなど道路愛護活動でも、地域の方への負担は少なくありません。まちなかグリーンインフラといった考え方もありますが、関係市町村、地域の方々と協議をする中で、望まれば伐採も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上を新田建設部長に伺います。

次に、公共配布カードを観光に生かす取組についての質問です。

これは4年前に竹内議員が最初に提案され、同じことを考えていた自分も委員会等で取り上げてまいりました。コロナ以降、観光が一定の落ち着きを見せている中、次の一手として、県全体の観光のためになると考えます。

県では、ダムカード、発電所カード、眺望カード、水門カード、災害伝承カード、トンネルカード、橋カード、近代化遺産カード、棚田カード、ため池カードなどのカードを発行しています。皆さんはどれだけ御存じでしょうか。

また、同様に、マンホールカードや景観カードなど様々なカードを発行している市町村もあります。しかし、県内にどんなカードが存在するのか。何枚あるのか。把握しようと思ってもできないのが現状であります。

そこで、質問です。

国や県、市町村では多岐にわたる公共配布カードを発行、配布しており、それぞれのカード、特にインフラカードは、施設や歴史を知ってもらうために発行していると認識していますが、間接的効果として、観光資源としても評価されております。それぞれのカードは観光資源として有効に活用されているとお考えでしょうか。

また、ダムカードは、国土交通省や県のウェブサイト配布場所一覧を公表しておりますが、見栄えがしません。さらに、市町村も含め、県内でどのようなカードが発行されているか、全容は全く分かりません。県において、カードごとの情報をまとめたサイトを作成し、各種カードを観光資源としてさらに活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上を加藤観光スポーツ部長に質問いたします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には2点お尋ねをいただきました。

まず、県管理道路の除草や街路樹の手入れなどについてのお尋ねでございます。

道路の除草や街路樹の剪定など沿道美化については、令和5年度から、道路リフレッシュプランとして、交通量の多い市街地や主な観光地へのアクセス道路を対象に予算を増額し、重点的に取り組んでいるところであります。また、街路樹の一部については、森林づくり県民税を財源とする事業を活用し、観光地の景観形成に配慮した剪定などを行っているところでございます。しかしながら、県が管理する道路の延長は約5,200キロメートルあります。予算にも限りがあるため、結果的に全ての要望に応え切れていない現状がございます。

このような中で、限られた予算で最大限の効果を出すために、まずは道路の安全性確保の観点から危険な箇所の除草や剪定などを優先して取り組んでいるところでございます。また、沿道の美化については、地域の皆様の御協力が欠かせないものであり、現在、道路アダプト活動として360以上の団体により約620キロメートルの沿道美化活動に御協力いただいているところであります。

次に、街路樹の伐採の検討についてのお尋ねでございます。

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性、快適性の確保などを設置の目的とし、特に、市街地では、潤いある空間づくりやヒートアイランド現象の抑制、災害時には火災延焼を緩和するなど多様な役割を有しており、重要度も高まっております。このため、県では、街路樹をはじめ市街地のグリーンインフラを街全体に広げていくことを目的とし、令和3年に信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定し、市町村や民間団体等とも連携し、取り組んでいるところでございます。

御質問の街路樹の伐採については、街路樹を設置した目的やグリーンインフラ推進に取り組む中で、一連の街路樹を伐採することは考えておりませんが、街路樹の老朽化や通行者の安全確保といった個別の事情も考えられるため、地域からそのような声をいただいた場合には、どのような管理方法が適切か、地域の皆様や市町村も含め、一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君） 私には公共配布カードを観光に生かす取組について二つ御質問でございます。

まず、公共配布されるカードの観光への活用状況についてでございますけれども、公共配布カードは、その施設が所在します市町村などで配布されることが多く、取得のためには現地を訪れる必要があることなど、観光面からも誘客につながるアイテムではないかと考えておりま

す。また、カードを活用した取組の中には、例えばカードに掲載されたインフラの見学ツアーが実施され、ツアーを販売した途端に完売するものもあるなど、観光資源としての役割を担っている取組もございます。

一方で、発行されているカードの多くが、それぞれの機関における発信や配布にとどまっている状況もございますので、今後の取組によっては、公共配布カードを観光資源として活用できる余地はあるものと考えております。

次に、カードの観光への活用についてでございます。

公共配布カードを観光資源として活用するためには、配布しているカードの全容が確認できることに加えまして、その内容が分かりやすく、現地を訪れたくなるような情報が必要だと考えております。その上で、観光の点から周遊観光につながりやすいカードとしては、各地に所在しておりますインフラ施設を取り上げたものがその一つになると考えられることから、まず、インフラ施設の中でも人気が高いダムカードについて、県公式観光サイト「Go NAGANO」内に特集ページを作成し、カードの概要のほか、見学ツアーの情報など、足を運びたくなるような内容を発信してまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） 御答弁いただきました。

街路樹については、潤い、ヒートアイランド、また延焼予防といった効果があります。最後に御答弁いただいたとおり、地域住民の方とお話をする中で、必要な部分はしっかりと街路樹の伐採をしていただきたいと思います。

そして、道路の除草ですけれども、道路の除草は本当にあちこちからお話があります。予算の部分は知事をお願いすることかもしれませんけれども、さらに予算をつけていただきたい、そのように思います。

公共配布カードですけれども、前向きな御答弁をいただきました。まずはダムカードからというようなお話だったかと思っておりますけれども、ツーリズムとも併せて、施設、インフラカードが生きてくる、そういった形になるといいのではないかと思います。県下各地へ観光客の周遊が進むことを期待します。また、コレクターの心や子供たちもわくわくするような、そんな展開をお願いしたいと思います。

続きまして、寄附文化の醸成についてということで質問をいたします。

2008年から始まったふるさと納税。制度は少しずつ見直されていますが、在り方について、知事は、昨年、酒井県議への答弁の中で、地域の特産品を使うというよい面もあるが、問題意識を持っていると答えられております。信州「学び」応援寄付金や、昨年からはまった「ガチ



なが」などは、そういった問題意識から生まれたと認識しております。

江戸時代までの日本は、寄附を出し合って橋を造ったり、地域に寺子屋を開設したりと、寄附文化が定着しておりましたが、明治維新以降、公共的なサービスは行政がやるものとの認識が広まり、日本の寄附文化は低下したと言われております。寄附をしたか、ボランティア活動をしたか、見知らぬ人を助けたかなどの質問に対する回答を国ごとに集計した2020年の世界人助け指数では、日本は世界118位、ワースト2位とイギリスに本部のある慈善団体が発表しております。

順位は順位としまして、残念ではありますけれども、社会を、地域をよりよくするために、寄附文化には伸び代があると考え、質問いたします。

寄附文化の醸成には、寄附をすることによってどんな未来が描けるのかを提示したり、寄附をする側、される側のマッチングなどを具体的に示すことや、寄附後にどう役に立ったかを報告することなどが重要と考えます。そして、「ガチなが」は、返礼品目当てではなく、寄附者の気持ちが純粹に示されるということで、寄附文化の醸成に寄与していると評価します。

さらに寄附文化を醸成するために、寄附をしてくれた方へどのように報告をしているのか。また、寄附をしてくれた方の反応はどうか。渡辺総務部長に質問いたします。

現在、第2期の高校再編が進む中で、地元において新校に対する期待はかなり大きく、建設にはお金がかかるだろうから寄附をしたい、寄附を集めたらどうかといった声をいただきます。知事も、昨年、対話集会でそういった意見を直接聞いた記憶があるかと思います。子供たちにとってよりよい学校ができることを応援したいとの気持ちであります。地方財政法上、都道府県は、都道府県立高校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接、間接を問わず、その負担を転嫁してはならないとされております。つまり、建設に対し寄附を集めてはならないということでもあります。

しかし、今回の再編・改革は、向こう50年、学校の歴史を考えると100年の学びの礎をつくる機会であり、大転換期であります。このタイミングだからこそ、新校のよりよい教育環境のために寄附をしたいとの地元の方々の思いがあります。この思いをどう受け止めるか、武田教育長に伺います。

最後に、民間公益活動の促進や寄附文化の醸成は、県も進めていると認識しています。人口減少社会において、地域で頑張る団体を支援するためにも、寄附文化の醸成はさらに力を入れるべきと考えますが、知事の所感を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはふるさと納税受付サイト「ガチなが」の成果をどう報告し、その反応はとのお尋ねでございます。

令和5年度に開設した「ガチなが」は、返礼品に頼らず、寄附者との共創を目指した全国初の県直営の受付サイトでございます。寄附者の方に成果を実感いただくことを大きな目的の一つとして、成果報告などに工夫を凝らしているところです。

具体的には、事業ごとに写真や動画等を用いた進捗レポートを作成し、発信しているほか、今年度からは、寄附者の方に対して、寄附事業に関連する特別講座やオンライン解説会の開催を予定している事業もあるところです。

また、反応といたしましては、「ガチなが」では、寄附者の方に御意見をお寄せいただけるようサイト上のコメント機能も設けておりまして、事業への応援や提案のほか、御自身が本県で体験したことと併せ、事業への期待などのコメントもいただいているところでございます。

今後も、多くの方に「ガチなが」の取組を知っていただき、より事業成果を実感いただけるよう情報発信等に力を入れてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 新校への寄附についての地元の思いの受け止めについての御質問をいただきました。

これまでも、母校や地元の学校、あるいは長野県の特色ある学びを応援したいとの思いから、「ガチなが」の信州「学び」応援寄付金には多くの御寄附が寄せられ、教育備品や学習環境整備用品の購入等に活用させていただいております。

一方、再編統合に伴う新校開校に当たっては、同窓会や地元の皆様などから、それぞれの母校に対する思いや新たな学びを推進していく新校への期待とともに、教育環境の充実のための支援をしたいとの声が多く寄せられております。このため、本年度からは、今後開校する新校も「ガチなが」の信州「学び」応援寄付金の対象として選択できるようにしたところでございます。県教育委員会としましては、本制度を広く周知し、法に沿って寄附者の新校に対する思いや期待に応えられるよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事（阿部守一君）** 寄附文化の醸成に力を入れるべきと考えるがどうかという御質問であります。

寄附文化を育てていくということは、私も大変重要なことだというふうに思っております。国宝になりました開智学校も、地域の皆さんがお金を拠出し合って造られた立派な学校、教育県長野県のシンボルでもあるというふうに思っております。

かつては、いろいろなものが多くの皆さんの寄附によって賄われてきました。御質問にもあ

りましたように、次第に行政の仕組みが整って、県民の皆さんや住民から頂く税金で仕事を担う分野が増えてくる中で、この寄附文化の果たす領域が徐々に狭まってきたことと相まって、なかなか日本の場合は寄附文化が広まっていかないという状況になってしまっているというふうに思っております。

私も、我々行政セクターは、もちろんしっかり頑張らなければいけませんけれども、営利を目的とする企業セクター、それから公共的、公益的な活動をする非営利セクターと、この三つが共々発展し、そして相互に連携して発展していくことが社会をよりよくしていくためには望ましいというふうに思っております。

そういう観点で見ますと、日本の場合は、このノンプロフィットのところは欧米等と比べるとまだまだ弱いというふうに思っております。そういう思いで長野県みらいベースをつくって、様々な団体への寄附を集める仕組みをつくらせていただきました。

また、県行政が取り組む分野でも、税金を直接投入するよりは多くの皆さんに応援していただくことが望ましいのではないかというものについては、「ガチなが」をはじめとするふるさと信州寄付金をお願いして集めさせていただいているところでございます。これから新しい社会をつくっていく上で、こうした寄附文化やソーシャルセクターの活性化、こうした分野は私も大変重要だというふうに思っております。人口戦略の中でもこのソーシャルセクターの活性化という観点を入れさせていただいておりますので、この寄附の在り方、寄附文化の醸成についても我々としてもしっかり考えていきたいというふうに思います。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

「ガチなが」等、コメント欄も使いながら、相互に寄附文化を醸成していただければ、そういった取組は大変すばらしいと思いますので、しっかりと発信していただきたいと思います。

また、教育長から高校の関係の答弁がありました。地方財政法上はという部分でありますけれども、クラウドファンディングなど自主的な寄附は否定しないといった考え方もどうやらあるようですので、ぜひ研究いただきまして、地域の温かい思いが集まり、そして地域に愛される学校ができるようお願いしたいと思います。本当に百年に一度の機会だと思いますので、そういった部分をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

知事からは、行政、企業、非営利の部分が相互に発展するというお話をいただきました。人口減少社会の中、やはりそういった形でしっかりと未来を見据えて発展していく長野県であってほしい、そういった思いを持ちまして、一般質問を閉じたいと思います。

○副議長（続木幹夫君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問をいたします。

まずは男性の育休取得の促進と多様な働き方について伺います。

9月定例議会の開会日である9月26日から10月2日までの1週間、育児休暇を取得しました。この1週間、子供としっかりと向き合うことができ、育児の大変さと喜びを改めて身をもって体感することができました。

育児には、夜中の授乳やおむつ替え、さらに家事といった多くの作業が伴います。特に、夜中に子供が泣きやまず、理由が分からないまま長時間あやし続ける場面では、精神的にも体力的にも非常に負担がかかることを改めて身をもって感じました。この育休を通じて、育児がいかに大変かを再認識するとともに、家庭におけるパートナーや家族との協力が不可欠であることを改めて理解しました。

この育休取得に当たり、当初は議会活動への影響を心配し、育休取得が議会軽視と受け取られるのではないかと不安を抱いておりました。しかし、周囲の理解と支援を得ることで、その不安を払拭し、安心して育休を取得することができました。

一方で、これから育休を取得したいと考えている男性の中には、不安を抱いている方も多いのではないかと思います。職場の文化や同僚の視線を気にすることでのためらいや、休むことで他の同僚に迷惑をかけるのではないかとプレッシャー、また、育休がキャリアに悪影響を与えるのではないかと、さらには、育休で収入が減少し、家計に影響を与えるのではないかとといった懸念が考えられます。

一方、育休を取らせる側の企業側にも不安や課題があり、育休中の業務をカバーする負担が増えることへの対応や、男性の育休に対する理解とサポートを進めるなど、職場の文化変革が鍵となります。育休は取って当たり前という風土をつくる必要があります。

こうした文化を変えるには、もちろん時間がかかるかもしれませんが、トップダウンの意識改革が必要です。今回の育休経験からも、社会全体が少子化や人口減少という重大な問題に正面から向き合うためには、私たち議員自身も率先して育休を取得し、その意義を広めることが不可欠であると感じております。

長野県の人口は、今年2月、ついに200万人を下回りました。さらに、2050年には160万人にまで減少するという厳しい予測が発表されております。少子化や人口減少が進む中で、労働生産性を向上させるだけでは、県全体の経済規模の維持は困難であります。若年人口が急速に減少する2030年代までの少子化対策が極めて重要であり、大きな転機となります。

これに対処するためには、今すぐに全世代を巻き込んだ積極的な政策を講じ、若い世代が安心して結婚、出産し、育児できる社会環境を整備することが必要です。私たちが目指すべき社会は、子供たちが家庭環境にかかわらず、大切にされ、健やかに成長できる社会です。

こうした未来を実現するためには、県民が一丸となって少子化対策に取り組む必要があります。この取組には、従業員を雇用する企業側からも積極的に関わってもらう必要があります。建設業、介護、保育などの業界では深刻な人材不足が続いておりますが、これらの業界は、地域社会の基盤を支える重要な産業でありながら、労働力不足が原因で業務が滞ることも少なくありません。これらの業界を含め、県の企業が安定して労働力を確保するためには、結婚や出産など従業員のライフステージが変わっても安心して働ける職場環境を整備する必要があります。若い世代が安心して子供を育てるだけでなく、仕事と育児を両立できる社会環境を整えることが地域経済の活性化に直結します。

県として労働力確保と育児支援の両面から持続可能な県づくりを進めていくために、男性が育休を取得しやすい環境の整備や多様な働き方を推進し、従業員にとって魅力ある職場を構築するための支援を行うことが重要であります。

そこで、お伺いします。

男性の育休取得を促進するため、県が設けたパパ育休応援奨励金制度やパパ育休公表奨励金制度は、男性の育休取得の後押しとなる重要な取組であると認識しています。これらの制度に係る現時点での申請状況と、今後さらに男性の育休取得拡大に向けた具体的な取組について伺います。

長野県が若い世代や子育て世代から安心して暮らせる県として選ばれるためには、短時間勤務や週休3日制など働きやすさや生活の質の向上につながる多様な働き方が重要です。今後、県として多様な働き方を支援するため、どのように取り組んでいくのか、伺います。以上2点を田中産業労働部長にお伺いします。

また、男性の育休取得や多様な働き方を広めていくためには、トップのリーダーシップが極めて重要であると考えます。知事が先頭に立ち、民間企業の経営者を巻き込んで、今までの固定概念にとらわれない施策に取り組んでいかなければならないと考えますが、阿部知事の意気込みを伺います。

次に、当県の豊かな自然環境の保全と脱炭素化の推進について伺います。

私が以前から述べているように、長野県のすばらしい財産は、爽やかな風、清らかな空気、おいしい水であります。また、夜になると光り輝く星空が広がり、他県では見られない美しい夜空となります。さらに、我が県には3,000メートル級の山々と点在する盆地があり、多くの大河川の源流も流れています。フォッサマグナや中央構造線による複雑な地形に加え、日本海

型と太平洋型の両方の気候が影響を与え、生物にとって多様な環境が提供されており、長野県の生態系の多様性を育てています。これらのすばらしい自然環境をこれからの子供たちのために後世に残していくことが重要であり、我々の使命であります。

一方で、地球温暖化や気候変動の影響が深刻化し、今年の夏も異常な暑さや作物被害が相次ぎました。特に、海水温の上昇で線状降水帯が頻繁に発生し、能登半島で大災害が発生したことは、CO<sub>2</sub>削減の必要性を強く感じさせます。

気候変動問題は、地球全体に生きる全ての生物にとって避けられない喫緊の課題であります。2021年のCOP26では、産業革命期からの平均温度上昇を1.5度以内に抑える目標が掲げられ、今後10年が地球温暖化防止の重要な期間であるという世界共通の認識が示されました。日本も、2020年に2050年カーボンニュートラルを宣言し、長野県も気候非常事態宣言や脱炭素社会づくり条例を制定し、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量を2010年比60%削減、2050年に実質ゼロを目指すゼロカーボン戦略を策定しています。

こうした流れを受けて、個々の市町村や事業者において、ゼロカーボンに向けた計画策定や取組が動き始めています。しかし、この実現には、市町村や企業単独の対応だけでは限界があり、経済や社会圏を共有する地域全体が連携して行動することが求められています。地域全体で資源や知識を共有し、知恵を出し合い、持続可能な地域づくりに取り組むことが不可欠です。そこで、伺います。

県として、ゼロカーボン戦略に掲げる2030年度までにCO<sub>2</sub>を2010年度比60%削減するという高い目標をクリアするため、どのような取組に重点を置き、加速化させていくのか、諏訪環境部長に伺います。

次に、企業の脱炭素化促進について伺います。

県や市町村が進めているゼロカーボン宣言、そして、それに関連する施策は、企業の脱炭素化への取組に大きな影響を与えます。特に、2050ゼロカーボンの実現に向け、長野県産業の牽引役である製造業の脱炭素化は重要であります。企業側の関心が高まっている中で、今後脱炭素化を着実に進めていくためには、企業に対するエネルギーコストやCO<sub>2</sub>削減に向けた支援、技術開発の支援が必要と考えられますが、県の取組を田中産業労働部長に伺います。

さらに、事業者の省エネルギー化の推進も急務であります。県では、事業者の省エネ診断に取り組んでおりますが、これまでの成果と今後の展開について諏訪環境部長に伺います。

最後に、水素エネルギーの利活用について伺います。

水素エネルギーは、中国、韓国、アメリカやヨーロッパなど多くの国が開発を進めており、我が国日本でも2017年に水素基本戦略を発表し、水素エネルギーの利用を国の成長戦略の一部として位置づけ、トヨタやホンダなどが既に燃料電池車を開発、販売し、燃料電池バスやト

トラック、フォークリフトなど商業車両にも水素技術が拡大しているほか、製造時に多くのCO<sub>2</sub>を排出している製鉄業では、水素を利用してCO<sub>2</sub>を出さずに鉄を製造する水素還元製鉄法が開発されるなど、技術革新が進んでいます。

水素の利活用には、製造コストがまだまだ高いことや、製造効率の改善、インフラの整備不足、安全性、法や規制の整備など様々な問題があり、克服していかなければならないことはたくさんありますが、県としてもその利活用を研究すべきと考えます。

そこで、脱炭素の観点から有効であり、次世代のクリーンエネルギーとして注目される水素の利活用の可能性と県の検討状況を田中産業労働部長に伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には4点御質問をいただきました。

初めに、男性の育休取得促進と拡大に向けた具体的な取組についてでございます。

長野県の男性の育児休業取得率は、令和4年度調査の16.3%から、翌年の令和5年度では36.7%と大きな伸びとなっているところでございます。あわせて、7月に開始しました議員御質問の奨励金の受付は19件、うち1件が公表奨励金となっており、現在多くの事業者の皆様から申請手続等に関する問合せをいただいている状況でございます。

男性の育児休業取得拡大に向けては、昨年度、育休取得促進に関する情報を一元化した特設サイト「長野県は育児休業取得を応援します！」による県内企業の好事例の紹介や、国の助成金等の支援制度などを分かりやすく発信するとともに、今年度は新たに専門コンサルタントを企業に派遣し、育休取得促進の体制整備に向けた就業規則の改正の手ほどきや、個人依存の業務の共有化に必要な対策を議論するなどの伴走支援の実施、事業主、労働者それぞれに向けた育休取得啓発セミナーを開催し、さらに、今後、金融機関と連携した県内企業への周知の取組を展開しながら育児休業取得を一層促してまいります。引き続き、女性に偏りがちな育児負担を夫婦で共有し、共育てができる働き方が当たり前の社会となるよう取り組んでまいります。

次に、働きやすさや生活の質の向上につながる多様な働き方の支援についてであります。

出産、育児を行う子育て世代は、通常の勤務形態に働きづらさを感じており、ウェルビーイングを実現するためには、今の時代に合った働き方への見直しが必要であると考えております。多様な働き方の普及のため、県では、これまで、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問しまして、短時間正社員制度やフレックスタイム制度などの導入支援を行ってきたところでございます。

加えて、今年度から、子育て世代に限らず、障がいのある方やシニアなど従来型の勤務に働きづらさを抱える多様な人材の労働参加を進めるため、長野ダイバーシティワークを新たに開始する中で、業務の切り出しや社内制度の整備などを伴走支援し、モデル事例を構築する予定

でございます。また、こうした方々のキャリア形成を支援し、テレワークなど柔軟な働き方を後押しするため、デジタルスキルの習得から就職までを一体的に支援するデジチャレ信州にも取り組んでいるところでございます。引き続き、県内企業には、働きづらさを抱える方の事情や特性に対する理解を深めていただくとともに、それぞれに合った多様な働き方を導入していただくよう支援してまいります。

次に、製造業の脱炭素化を進めるための支援の取組についてでございます。

製造業が多い本県においては、ゼロカーボンの実現に向け、産業部門であります企業自らの事業活動におけるエネルギーコストやCO<sub>2</sub>を削減すること、加えて、環境関連分野での新たな製品、部品、技術のグリーンイノベーションの創出につなげていくことが重要でございます。県では、この企業自らの事業活動における削減支援の取組としまして、エネルギーコスト削減促進ツールを開発し、企業に無償提供し、省エネ設備の導入を促しているほか、工業技術総合センターにおいて企業のカーボン排出量の見える化と削減支援によりコスト削減につながった事例もございます。

また、グリーンイノベーションの創出については、県産業振興機構において、小水力、サーキュラーエコノミーイノベーション等の研究会を企画運営し、新たな製品をつくるきっかけづくりを支援しているほか、企業の環境関連技術開発を支援し、従来と比較して極めてエネルギー損失が小さい高効率モーター用部品の量産化技術に世界で初めてめどをつけた事例も出てきております。引き続き、ゼロカーボンの実現に向けて、県内製造業のエネルギーコストやCO<sub>2</sub>排出量の削減支援、グリーンイノベーションの創出支援の両輪で進めてまいります。

最後に、水素の利活用の可能性と県の検討状況についてでございます。

水素は、カーボンニュートラルの実現に向けて大変重要なクリーンエネルギーの一つでございます。県では、県内企業の水素利活用にあたって、課題と今後の方向性を整理するため、長野県産業イノベーション推進本部の下に水素利活用検討プロジェクトチームを設置し、本年度から5回にわたり検討を進めてきました。会議では、国の動向や県内企業等の先進事例を共有するとともに、県内産業の水素の潜在需要調査の中で、電化が困難なボイラーなど高温の熱を利用する業種を中心に高いポテンシャルがあることが分かってきたところでございます。

これらを踏まえ、プロジェクトチームでは、今般、中間取りまとめを行い、一つ目が、水素リテラシーの向上と需要の掘り起こし、二つ目としまして、水素利活用の需要と供給を一体的に進めるモデルの構築、三つ目が水素利活用をビジネスチャンスとした新規参入等の促進を今後の取組の方向性に位置づけたところでございます。

加えて、豊かな自然環境や内陸部に位置する本県の特性に鑑み、今後、四つのプロジェクトとして、再生可能エネルギーによる水素製造と企業の利活用、光触媒による新たな水素生成技



術の社会実装、持続可能な観光を推進する水素の利活用、水素を内陸部へ効率的に長距離輸送する供給体制を掲げ、具体的な水素利活用のモデルを構築していくこととしたところでございます。

今後、長野県イノベーション推進本部会議にこの中間取りまとめを報告し、意見を踏まえた上で、産学官で連携するコンソーシアムの設置などにより、需要と供給の一体的な取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には男性の育休取得や多様な働き方を広めていくための意気込みという御質問をいただきました。

まず、垣内議員におかれましては、お子様の御誕生、誠におめでとうございます。また、率先して育児に向き合っておられますことに心より敬意を表したいと思っております。

男性の育休取得促進や多様な働き方が普及していくためには、各企業や事業所、とりわけ経営者の皆様方が固定観念を払拭して、新しい柔軟な働き方を積極的に導入していくことが重要だというふうに考えております。このため、昨年度から女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を発足させまして、企業等のリーダーの皆様方と共にリーダー自身の意識改革や行動変容を進めているところでございます。

先般お示しした人口戦略（仮称）骨子案におきましても、働き方を変えて共育てをみんなで当たり前にしようということを掲げて、希望者全員が育児休業を取得できる職場環境づくり、子育て中でも働きやすい多様な柔軟な働き方を推進する企業の支援を具体的取組のアイデア例としてお示ししているところでございます。

人口戦略の実現に向けては、様々な主体にも積極的なお取組をお願いしたいと思っております。経済界にも具体的なアクションの作成、公表をお願いしていきたいというふうに考えております。私からも、男性の育休取得促進、多様な働き方の導入、こうしたことを積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。共育てができる働き方が当たり前の長野県を目指して、経営者の皆様方と共に取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）脱炭素化の推進に関しまして2点御質問をいただきました。

まず、ゼロカーボン戦略の目標達成に向けた重点的な取組についてのお尋ねでございます。

ゼロカーボン戦略で掲げた高い目標の達成に向けては、真に効果的な施策を見極め、スピード感を持って重点的に推進する必要があります。このため、昨年11月に策定したゼロカーボン

ン戦略ロードマップに、国に先駆けた新築住宅のZEH水準の適合義務化、屋根ソーラー初期費用ゼロ円モデルの構築、事業者の使用エネルギー可視化支援など施策効果の高い重点政策を掲げ、関係部局一丸となって取組を進めているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、地域全体が連携して脱炭素化に取り組むことは極めて重要でございます。県内では、地域特性を生かした先駆的なモデルを国が選定する脱炭素先行地域に5市村が選ばれるなど、行政、地域、事業者の協働による取組が始動しております。こうした動きを県内の全ての市町村に波及させるため、県としても、エネルギー自立地域づくりのための補助制度の創設や計画策定の支援、市町村と企業の協働に向けたマッチングなどに重点的に取り組んでいるところでございます。

次に、事業者の省エネルギー化の推進に向けた県の取組についてでございます。

まず、事業者の省エネ診断については、県に登録された専門家を事業所に派遣して無料の省エネ診断を実施し、省エネルギーのための運用改善や設備更新に係る助言を行っており、実施事業者からは大変好評を得ているところでございます。また、今年度からは、国が有償で実施する省エネ診断の診断料への補助を行いまして、実質無料とすることで受診環境の拡充を図ったところでございます。

また、県では、地球温暖化対策条例に基づきまして、エネルギー使用量を可視化し、排出量の削減目標等を定める事業活動温暖化対策計画の提出を大規模排出事業者に対して義務づけているところでございまして、直近で把握できる2020年度の産業・業務部門の排出量の実績は、制度の運用開始前年度の2013年度と比較いたしまして約26%減少しております。この制度が一定の寄与をしているものと考えておるところでございます。

また、提出義務のない中小規模排出事業者の任意参加を促すため、制度の周知を図ってございまして、令和5年度末時点での参加者は516者と、本県とおおむね同様の制度を運用している26道府県の中でも第2位となっております。

今後も事業活動温暖化対策計画への任意参加を促すため、来年度からは、計画書の提出を県の入札参加資格における加点対象とすることといたしております。また、省エネ診断については、その結果を生かすため、診断を実施した事業者が積極的に省エネ設備への更新に取り組めるよう、金融機関とも連携した取組も進めてまいります。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

少子化・人口減少問題に対して、スウェーデン、デンマーク、ドイツでは、既に先進的な政策を導入し、出生率の改善と人口減少の抑制に成功を収めています。

我が国は、これまで幾多の危機を乗り越えてきた歴史があります。2030年代までがラスト

チャンスと言われるこの重要な局面に、県民一丸となって力を結集すれば、この難題も必ずや克服できると信じております。

また、我々が先人から受け継いだこのすばらしい長野県の自然環境を、次世代にすばらしいまま引き継ぐため、最新の技術と知恵を結集し、社会全体で全力で取り組むことを改めてお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後1時48分休憩

---

午後2時4分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）自由民主党県議団、松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。最後の登壇順となりますので、私からは端的に質問をさせていただきたいと思います。

初めに、人口減少対策について質問いたします。

我が国の少子化・人口減少は、とどまるどころか、想定を超える速さで進行しており、低位推計とされてきた2100年に5,000万人割れ、今から6割減ほどになりますけれども、こういった人口推移の未来すら現実味を帯びてきています。

日本が直面する少子化・人口減少の主な要因は、若者、特に女性が地方から東京に流出していく東京一極集中にあるという認識が広く共有されるようになってきています。先般の都知事選においても、この東京一極集中の在り方はテーマの一つとなり、全国的な世論喚起のきっかけとなりました。

一方で、都知事選直後の8月、福井で全国知事会議が開催された際、人口問題に関わる緊急宣言案に関する議論の中で、東京一極集中の是正をうたう文言を削除するよう東京都知事が要請する場面があり、地方の知事との議論の応酬があったと報じられています。東京都と、首都圏を含むその他自治体とで足並みがそろわず、人口減少対策に向けた立場の違いが表面化することとなりました。

世界との競争力を維持するために、一定の東京への機能集約が必要であるという指摘もありますが、この人口減少下、しかも想定を超えるような速さで進む減少局面において、女性・若者が全国から東京に吸い込まれ続けるその先に、持続可能な日本の発展の未来があるとは思えません。少子化・人口減少、東京一極集中の解決の見通しすら立っていないことに、この国の

将来に対する大きな危機感を覚えます。日本の危機に対して国民意識を喚起し、全国から国を動かすような流れをつくっていくことが求められます。

阿部知事は、全国知事会において国民運動本部長を務められています。東京一極集中是正に当たって、全国知事会の危機感、また議論の状況はどのようになっているのでしょうか。また、人口減少に立ち向かうために全国知事会はどのような役割を果たすべきだと考えるか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

一方で、この人口減少による負の影響を受け身的に対処するばかりでなく、これを前向きに捉えて好機を逃がさないような施策を展開していくことも重要となります。デフレからの完全な脱却を目指す国の方針の下、日本経済は新たなステージに突入しようとしているところであり、チャイナリスクの顕在化などもあって、地方におけるポテンシャル、可能性にも注目されるようになってきました。

さきの定例会においても、人口減少社会において希望を持って幸せに暮らせる信州の実現について質問をさせていただいたところですが、長野県が今般策定を進めております仮称人口戦略骨子案、以下、人口戦略案と言いますが、こちらでは、人口減少を将来への希望の種として前向きに捉え、社会変革期におけるチャンスとすることをうたい、意欲的に取り組まれようとしています。

そこで、人口減少という逆境において、どのようなチャンスのある社会の実現に挑戦をするのか。そのチャンスを最大限生かすためには何が重要であると検討して考えているのか。中村企画振興部長にお伺いします。

続きまして、人口戦略案における価値観の転換についてお伺いします。

今定例会において、先ほど質問されておりました垣内議員と共に、私も育休を取らせていただきました。この期間、私も一切の予定を入れずに過ごさせていただきましたが、気づけば、1人目の子供が生まれてからまとまって子供と接する時間をあまり取ることがなく、こんなに子供と一緒に過ごしたのは私も初めての経験でした。

この期間中は、さきの6月定例会開会日に生まれたゼロ歳の子供に私が付きっきりで過ごし、上2人の子供と共に、食事からお風呂までを家族と流れ作業でバトンを渡すように済ませていきました。幾らやっても足りないことはないのだと思っていますけれども、ふだんより多く替えたおむつの数だけ、うちの家族も少し前向きになってくれたのではないかと願っているところでもあります。

今回改めて体感したこととしまして、共働きの多子世帯をこれから増やそうとしていくなら、家族内で役割分担をしながら交代して育休を一定期間取れるようにしていかないと、そもそも生活が回っていかないということ。そして、それを支えるような家事、育児の日常的な支援

サービスがまだまだ地方には不足していることなどが挙げられます。

もう一つ、今、長男は3歳、長女は2歳になりましたが、子供と向き合う日々を通して、今しかない子供と過ごす時間の大切さに今さらになって気づきました。ふだんから育児に取り組んできたつもりでいましたが、日々の生活や仕事に追われているとなかなか考えられない仕事と家庭のバランスについて、育休というゆとりを持つことで気づききっかけができることになりました。貴重な機会を得るに当たって、育休取得を推奨していただき、御理解をいただいた皆様方に感謝を申し上げます。

そして、社会の価値観の転換を図らなければ、男性育休はなかなか取得しづらいものだと思います。今回私が育休を取得するに当たっても、それを推進する立場でありながら、やはりちゅうちょする気持ちや募る不安感が拭い切れず、自分の中においてすらそのハードルの高さを実感したところです。

今回策定される戦略案においては、人口減少の事実共有と価値観の転換を図ることが重要とされており、これは、男性育休取得に限らず、ジェンダー問題や多文化共生など、今後長野県が人手不足を乗り越える上で必要となることとなります。地方で窮屈な思いをしたくないと考える、新しい当たり前の到来を待っている若い世代の選択の結果が、今の日本の状況として表れているのだと思います。

一方で、1人目、2人目が生まれたときと違い、3人目が生まれた今年は、子供が生まれたのにまさか育休を取らないのかと、多くの方から、特に子育て真っ最中の方や子育てを終えた方々から指摘を受けるようになり、この1～2年で一気に社会の潮目が変わっているということも実感しています。

そこで、男性育休の取得推進や性別による固定的役割分担意識の解消、外国人の活躍等が実現する前提として、人口戦略案では、人口減少の事実の共有と価値観の転換が根底に位置づけられています。県民意識における人口減少の事実の共有と価値観の転換にどのように取り組んでいかれるのか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

続きまして、人口減少対策について、今定例会でも様々な視点から議論されているところですが、私からは文化財保護の観点について質問させていただきます。

これまでも、担い手がない、保全する財源がないとされてきた文化財行政ではありますが、人口減少局面においては、その保護の課題がさらに深刻となります。日頃保全活動に取り組む方、地域の方々からは、これからの文化財保護に対する懸念の声を多くお聞きするところであり、地方の固有性や誇りを生かしていく上でも、ここに力を入れていくことは重要なこととございます。一度失われたら取り戻すことのできない性質があることから、文化財保護に関して人口戦略案に位置づけるなど、人口減少時代における有形・無形文化財に対する県としての支

援の在り方について直江県民文化部長に見解をお伺いいたします。

続きまして、若者支援の観点からもお聞きします。

先月、信州みらいフェスという県主催の若者イベントに参加させていただきました。私は市議を務めていたときから若者との意見交換の機会は多く持つようにしていますが、この10年間、10代から30代までの若者からいつもお聞きするのが、地元がどんな取組をしているかよく知らない。政治が何をやっているのかよく分からない。あんまり興味がない。そういった声を常々お聞きします。どの世代においても政治に対する不信感があることは同じことだとは思いますが、県がこれから若者の定着に向けた若者支援策、少子化対策を力強く展開しようとする中で、その取組が当事者に伝わっていない現状は、施策の効果を発揮する上で大きな課題となります。

そこで、2点について質問します。

県は、若者の声を聞く取組を進めていますが、若者の行政に対する信頼感醸成のためには、若者から出た意見が県の政策に反映された、そういった体験や実感が不可欠であると考えます。聞き取った若者の声を今後どのように政策に反映されていくのか。高橋こども若者局長にお伺いします。

また、若者との意見交換を通じて、県の施策展開が若者に十分伝わっていない現状があると感じます。県のホームページを見ますと、アルクマのチャットボットがありますが、例えば、そこに県の子育て支援策にどんなものがあるかということを知っても、欲しい答えになかなかたどり着くことができない状況にあります。

先日、生成A I研修会を自民党県議団政調会で開催したところ、生成A Iを活用したチャットボットの応答性など、その可能性を改めて認識させられたところです。生成A Iを活用したチャットボットの機能向上などによって、県施策について若者に周知し、県政を身近に感じてもらう取組ができないか。中村企画振興部長に見解をお伺いいたします。

続きまして、件名2、信州まつもと空港について伺います。

松本空港は、1994年のジェット化開港から30周年を迎え、コロナ後の需要も回復し、2023年度には過去2番目となる25万9,000人余りの利用があるなど、好調に推移しています。今年7月には、松本市で松本空港ジェット化30周年記念事業が開催され、フジドリームエアラインズ、F D Aと松本商工会議所からは空港活性化に向けた要望が出され、施設整備や運用に関する提言がなされたところです。

先月から、F D Aと、F D Aが筆頭株主となったスカイマーク社との連携により、松本―神戸線、神戸―那覇線乗り継ぎの際に、神戸空港で荷物を取り出すことなく輸送する取組が始まりました。大阪・関西万博開催を控え、来年から国際化する神戸空港は沖縄へも定期就航していることから、松本からのハブ空港としての期待が高まります。F D Aでも、松本空港におけ

るさらなる路線拡充に意欲を見せていただいていることから、関係者や利用者の期待の声に応えられるようなさらなる取組を望みたいと思います。

そこで、次の3点について見解を伺います。

まず、松本商工会議所主催のジェット化30周年記念事業におけるFDA鈴木会長の提言や同会議所からの要望を受けて、今後どのように施設整備を進めていくのでしょうか。

次に、交通政策局におかれましては、新規就航に向けて、地元地区との協議やコロナ明けの機体確保、航空燃料不足など、度重なる困難を乗り越えて、4年8か月ぶりとなる国際チャーターモンゴル便が就航するに至ったわけでありますが、入国審査用施設の建設も進んでいる今、空港国際化に向けた取組の状況と今後の展望についてお伺いします。

そして、来年国際化する神戸空港では、FDAとスカイマークの連携により、松本からのハブ空港としての機能が向上します。神戸空港を経由する沖縄便、国際便へのアクセス向上が期待される中、大阪・関西万博を契機とした神戸空港との連携強化をどのように進めていくか。以上、小林交通政策局長にお願いします。

続きまして、件名3、松本食肉処理施設の移転について伺います。

JAグループが進める松本食肉処理施設の移転に当たっては、以前も質問させていただいたところではありますが、朝日村が主要な移転候補地として現在鋭意調整が進められているところでもあります。立地による周辺への影響を心配される地元への説明会を重ねていただくとともに、整備実現に向けてオール長野で取り組めるよう、農政部におかれては大変な御尽力をいただいていることと存じます。

本件については、松本地域のみの問題ではなく、全県で取り組まなければならない信州の食肉流通、畜産業振興のテーマであることから、ここまで県として調整支援を重ねてきた中ではありますが、何とか整備実現に至ることを期待するわけでもあります。

そこで、次の2点について小林農政部長に伺います。

1点目。県内に食肉処理施設が立地することによるメリット、また、処理水等による施設周辺への影響を懸念する声に対してどのような対応が可能なのかをお伺いします。

2点目。現在の松本食肉処理施設は、朝日村が主要移転候補地として早期移転に向けて調整が進められているところでもあります。食肉処理施設の移転についてはオール長野で取り組むことが求められておりますが、県は整備実現に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。以上、小林農政部長に質問させていただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、人口減少に立ち向かうために全国知事会はどう役割を果たすべきだと考えるかという

御質問でございます。

全国知事会におきましては、この人口減少問題が現下の最重要課題だというふうに認識をしております。このままの状況では地域がますます衰退してしまうという大きな危機感の下で、夏の全国知事会議におきましては、人口戦略対策本部の設置と、「人口減少問題打破により日本と地域の未来をひらく緊急宣言」の決議を行ったところでございます。

決議の取りまとめに当たりましては、様々な議論がありました。東京都からは、特定の地域への人口集中と日本全体の人口減少の因果関係が不明だという御意見があり、様々な議論の末、都の意見を併記するという形で取りまとめられております。

また、9月の自由民主党、そして立憲民主党の総裁選挙、代表選挙に当たりましては、国民運動本部において各候補者に対して要請活動を行わせていただきました。その提言書の取りまとめを務めさせていただいたわけではありますが、こちらは全都道府県の合意を得て、東京一極集中の是正による社会減対策等を含む人口減少対策の推進を提言の重点項目の1番目に掲げさせていただいているところでございます。

この人口減少問題は、各県知事が結束して取り組むことが重要だというふうに思いますし、また、我々行政だけでなく、経済界を含む広く多くの国民の皆様方の御理解と御支援が必要だというふうに考えております。国民運動本部としても、私、県知事の立場としても、関係団体にいろいろと働きかけをしております。先日も御答弁申し上げたように、経団連や経済同友会でも、私からこの東京一極集中の課題についてお話をさせていただいているところでございます。

引き続き、経済界を含む様々な皆様方と協力をして、この国全体の動きとしてこの一極集中の是正を含む人口減少対策がしっかりと前進するように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それからもう一点、人口減少の事実の共有と価値観の転換という、この人口戦略（仮称）骨子案に示しているテーマにどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

まず、青木議員におかれましては、3児の父として率先して育児に取り組まれていらっしゃることに敬意を表したいと思います。

今回、人口問題について様々な意見交換を行わせていただいたところでございますけれども、やはり男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識を払拭することの必要性や、気兼ねなく育休が取れるよう職場の同僚も含めた理解促進、支援が必要だといった御意見、また、地域が一体となって外国人も暮らしやすいように配慮していくことが必要だといったような御意見をいただいております。こうした点については、まさに働き方や暮らし方の変革、そしてその前提となる価値観の変化、こうしたことが必要だというふうに思います。ある意味、



これまでの常識を変えていかなければいけない部分があるというふうに考えております。

今回の骨子案では、多様な価値観が認められる寛容な社会に変えていくという方向性を出させていただいておりますが、こうした方向性は、女性や若者の皆さんの生きづらさを解消し、結果的に人口の社会増や出生数の減少の反転にもつながり得るものというふうに考えております。この価値観の転換は様々な取組の基本であると考えておりますが、我々行政が取り組むものとしては極めて難易度が高いテーマだというふうに思っております。

今後、県民会議の皆様方と共に方向づけを行いながら、多くの県民の皆様方とも問題意識を共有させていただきつつ、丁寧に取り組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点、チャンスのある社会の実現と若者に県政を身近に感じてもらう取組について御質問をいただきました。

まず、チャンスのある社会の実現でございますが、人口減少社会については、人口が減っている分、一人一人にスポットが当たり、誰もが活躍できる可能性が増す。児童生徒数の減少は、個別最適な学びを実現する機会になる。AI、ロボット技術の徹底活用による、より便利で快適な暮らしを実現する契機となる。人口構成の変化に対応した新たなビジネスが生まれる余地があるといったチャンス的一面も持ち合わせているものと考えております。

こうしたチャンスを生かすには、制度の改正や個別の施策ももちろん必要ではございますが、何より、チャンスはチャンスとして認識していないと生かすことはできないと考えております。そのためにも、先ほど知事からの答弁にもありましたが、骨子案の「人口減少の事実の共有と価値観の転換」による県民一人一人の意識の変革というものがやはりここでも重要になってくるものと考えております。

続きまして、若者に県政を身近に感じてもらう取組についてでございます。

県では、広報紙やホームページなど様々な広報媒体により県政情報を発信しておりますが、発信した内容が県民の皆様、特に若い世代の皆様に十分に伝わっていないのではないかという問題意識を共有しているものと考えております。

広報というものは、コミュニケーションの一つの形ですので、情報の受け手を常に念頭に置く必要があります。若者がよく使う媒体での発信を行うべく、先月には公式LINEを開設したところでございます。まずはこの公式LINEについて効果的な発信を拡充させていくことに注力してまいりたいと考えておりますが、議員御指摘の生成AIの活用も含めて、今後効果的な広報、コミュニケーション手法を研究してまいります。

人口戦略（仮称）におきましては、県民の皆様を巻き込みながら、先ほども述べましたよう

に、既存の価値観を転換して、人口減少の緩和、人口減少社会への適応に向けて、県民一人一人にアクションを起こしていただくことを目指しておりますが、このためにも、県民の皆様への訴求は必須だと考えておりますので、引き続き広報力の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には人口減少時代における文化財保護についてお尋ねを頂戴しております。

文化財は、地域の歴史や先人の努力が反映されたものであり、住民の誇りやシンボルになっているものが多く、また、地域固有の魅力として、まちづくり等への活用といった観点からも、その保護は大変重要と認識しております。

人口減少や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっております。地域社会総がかりでその継承に取り組む必要があることから、平成31年4月施行の文化財保護法の改正によりまして、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進等が求められております。

そのため、現在、県では、長野県文化財保存活用大綱を策定しているところでございます。この大綱は、法に基づきまして、県における文化財の保存、活用の基本的な方向性を明確化いたしまして、各種取組を進める上で共通の基盤となるものであり、人口減少時代も踏まえた文化財の保護に関してはこちらにしっかりと位置づけてまいりたいと考えております。

これまでも、県として、文化財パトロールによる定期的な現状把握、国及び県が指定した文化財の保存、修理等に対する補助予算額の確保などに取り組んでまいりました。担い手不足が課題となります無形文化財につきましても、南信州地域において南信州民俗芸能継承推進協議会への参画や、企業・団体に民俗芸能の継承を支援いただく南信州民族芸能パートナー企業制度に取り組んでおります。

また、信州アーツカウンシルでは、担い手不足で途絶えていた盆行事の復活に取り組む団体への支援等も行っております。このような支援を含めまして、適切な保存管理や活用促進、担い手確保等の方向性を大綱に位置づけまして、市町村と協力しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には若者からの意見の政策への反映について御質問をいただきました。

県では、今年、様々な形で若者との意見交換を行ってきておりますが、その一つとして、若者が自ら企画し、交流しながら信州や自分の未来を考える場をつくる信州みらいフェスを、

「信州に関わる若者による熱い未来を共創するための大作戦会議」をコンセプトに、8月に東京、9月に松本で開催いたしました。9月15日に松本市のあがたの森文化会館で開催された「信州みらいフェス in 松本」では、100人を超える大勢の若者が参加し、「信州の魅力を全国に広めるには」や「信州発の企業家を増やすには」などをテーマに、七つのワークショップやトークセッションで長野県の未来を考える熱い議論が繰り広げられました。

青木議員におかれましては、「若者が参画するまちづくり」をテーマとしたワークショップに若者の1人として御登壇いただきまして、誠にありがとうございました。議員からも御指摘がございましたが、若者の社会参画を進めるためには、若者の声や意見が社会や行政に影響を与えていると若者自身が実感できることが重要であり、これまでの若者との意見交換においても、若者が意見を言える場がもっとあるとよい。実際にどのような対応を取ったのか分かるようにしてもらえればもっと意見を言う意欲が湧くなどの声があったことから、県としてもしっかりと対応していく必要があると考えております。

このため、今回開催した信州みらいフェスなどを一つのイベントで終わらせることのないように、今後若者が開催する信州若者みらい会議において、若者同士でさらに議論を深めた上で政策提案が行われる予定としておりまして、提案された内容につきましては、今後策定する人口戦略（仮称）や、来年度以降の若者施策の推進に生かせるように取り組んでまいります。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）信州まつもと空港について3点御質問を頂戴しました。

まず、提言、要望を受けた今後の空港の施設整備についてでございます。

本年7月26日に開催されました信州まつもと空港ジェット化30周年記念事業においてF D Aの鈴木与平会長が講演されまして、その中で、駐機場の拡張や誘導路の増設、待合ロビー等ターミナルビルの施設拡充など、今後の空港の発展、機能強化に向けた具体的な施設整備の提言をいただいたところでございます。また、同日、松本商工会議所からも同趣旨の要望をいただいたところです。

これらの御提言、御要望につきましては、関係者の皆様の松本空港への大きな期待と熱意が表れたものでありまして、しっかりと受け止めなければならないと考えているところでございます。県としましては、まず喫緊の課題でございます駐車場の混雑対策としまして、増設準備のための関係予算を本議会に提案したところでございます。

空港全体の機能強化、拡張に向けましては、令和元年度に概略検討を行っていることから、コロナ後の航空業界などの状況の変化、それから今回の御提言、御要望を踏まえまして、今後

その内容の見直しなどを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、空港国際化に向けた取組状況と今後の展望についてでございます。

松本空港発着の国際チャーター便は、コロナ禍により令和2年1月を最後に途絶えていたところでございます。こうしたことから、県としては、国際チャーター便の就航再開に向け、韓国、台湾、中国、香港など主に東アジアをターゲットに誘致活動を進めてきたところであり、本年9月、モンゴルのフンヌ・エアによって4年8か月ぶりの国際チャーター便の就航が双方向の形で実現したところでございます。

県内旅行会社からは、本チャーター便による旅行商品は販売後間もなく完売となったと聞いておりました。また、モンゴル側からの搭乗率も大変高く、改めて松本空港発着の国際チャーター便への期待とニーズの大きさを実感したところでございます。

今後のさらなる国際チャーター便の誘致に当たりましては、松本空港は標高が高いことに加え、滑走路も短いといった立地上の制約があるほか、航空会社の機材繰り、パイロットや客室乗務員、地上業務要員などの人材不足、世界的な航空燃料の不足等の課題があるところでございます。しかしながら、こうした中であっても、現在、韓国や台湾等の航空会社や旅行会社との間でチャーター便の具体的な協議を進めているところでございまして、今月中に竣工します入国審査施設も活用しながら、さらなる就航実績の上積みを図ってまいりたいと考えているところでございます。

3点目の神戸空港との連携強化についてでございます。

議員お話しのとおり、神戸空港の国際化や神戸空港を拠点としますスカイマークとF D Aとの連携が実現したことから、神戸空港をハブとした乗り継ぎ利用による国際便や沖縄便とのネットワークを構築できる可能性が出てきたところでございます。こうしたことから、8月には、知事をトップに、神戸市を訪れまして、久元喜造市長と懇談しまして、大阪・関西万博を見据えた松本－神戸線を活用したインバウンドの相互送客など、広域的な連携強化について合意したところでございます。

また、F D Aや神戸市等との連携会議を毎月開催しておりまして、例えば、韓国の航空券販売代理店や旅行会社等を招聘し、神戸のウォーターフロントと本県の山岳リゾートを紹介する視察旅行、ファミトリップを実施するなど、松本－神戸線を活用した広域観光ルートの造成に取り組んでいるところでございます。

加えまして、現在、松本から神戸空港経由で沖縄に向かう一部旅行商品において、預入れ手荷物の引継ぎ、スルーバゲージが開始されたところであり、今後、本サービスの拡大や乗り継ぎダイヤの拡充、乗り継ぎチケットの実現を航空会社に働きかけていくなど、神戸空港とのさらなる連携強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には松本食肉処理施設の移転について2点御質問をいただきました。

まず、食肉処理施設の立地のメリットと周辺環境への対応についてのお尋ねです。

食肉処理施設は、食に欠かせない畜産物を供給する重要な施設であり、県内で肥育された家畜を県内で処理できることは、運搬コストの低減や新鮮な食肉の安定供給など、生産者、消費者双方にとって大きなメリットがあるものと考えます。

加えて、松本食肉処理施設の移転新設により、県内2施設体制が維持されるため、豚熱等の家畜伝染病発生時において一方の施設が移動制限となった場合においても、県内産家畜の処理や県内での流通確保が可能となるなど、リスク管理面でのメリットもございます。

周辺環境への懸念の声に対しては、事業実施主体では、排水基準の遵守、景観、騒音、臭気に配慮した気密性の確保等の対策を進めるとしており、県といたしましては、これらの取組が確実に実施されることを確認していくとともに、周辺地域の皆様に丁寧な説明が行われるよう支援してまいります。

次に、整備実現に向けた取組についてのお尋ねです。

施設の移転先については、事業実施主体において、朝日村を候補地として現在調整が行われています。食肉処理施設の移転新設には多額の費用を要し、JAグループは、建設に際して国、県、市町村の最大限の支援を求めているところです。こうしたことから、まずは国庫補助事業が最大限活用できるよう、事業実施主体と調整を進めながら国に要望してまいります。

支援の枠組みづくりには当たっては、市町村の理解と協力が得られるよう、施設の重要性やメリットなど丁寧に説明を重ね、県、77市町村、JAグループによるオール長野での支援体制の構築に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

空港、また食肉処理施設につきましては、それぞれ進捗をお答えいただいたところでございます。乗り越えるべきハードルがまだまだあるところではあると思いますが、地元への対応を含め、御尽力いただいていることに感謝申し上げますとともに、それぞれの実現に向けた取組をぜひともお願いいたします。

人口減少対策については、従来の対策の延長線上では、少子化反転も、また東京一極集中の是正にも至らない、そのように感じています。止められない急激な人口減少を前提とした影響

緩和に集中しつつ、全国に広がる価値観の転換や経済成長への兆しを捉え、地方に諦めを感じてしまわないような取組を国民世論としても広げていくことが求められます。

長野県において、人口減少下においても希望の持てる信州の実現につながる人口戦略案が策定されることをお願いして、一切の私の質問を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

---

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。第18号「教育委員会委員の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、お諮りいたします。第16号「令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」及び第17号「令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

---

○議長（山岸喜昭君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る6月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「4 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

---

●陳情取下げの件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「5 陳情取下願」参照〕

---

●議員提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

私学助成の一層の拡充を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東 一 郎

賛 成 者

小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 池 久 長	百 瀬 智 之
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁
グレート無茶	清 水 純 子	川 上 信 彦
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫
毛 利 栄 子	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を  
求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者  
風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦



竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	宮澤敏文	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

地域における路線バスの維持に向けた支援の強化を求め  
る意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一 小林東一郎

賛成者

小山仁志	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子

林	和	明	小	池	久	長	百	瀬	智	之
清	水	正	小	林	あ	や	奥	村	健	仁
グ	レ	ー	ト	無	茶	清	水	純	子	川
加	藤	康	治	勝	野	智	行	勝	山	秀
毛	利	栄	子	和	田	明	子	両	角	友
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏
小	林	君	男							

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

郵政改革関連法案の速やかな成立を求める意見書案提出

書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小	林	東	一	郎	服	部	宏	昭	萩	原	清
佐	々	木	祥	二	西	沢	正	隆	宮	本	衡
小	池	清	丸	山	栄	一	依	田	明	善	
堀	内	孝	人	酒	井	茂	共	田	武	史	
寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克	
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	
垣	内	将	邦	青	木	崇	荒	井	武	志	
高	島	陽	子	埋	橋	茂	人	中	川	博	
花	岡	賢	一	望	月	義	寿	佐	藤	千	
丸	山	寿	子	竹	村	直	子	小	林	陽	
林	和	明	小	山	仁	志	小	池	久	長	
百	瀬	智	之	清	水	正	康	小	林	あ	
奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト	無	茶	清	
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	

勝山秀夫 毛利栄子 和田明子  
両角友成 山口典久 藤岡義英  
宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

食料の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案提  
出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一 小林東一郎 小山仁志  
清水純子 毛利栄子

賛成者

宮本衡司 服部宏昭 萩原清  
佐々木祥二 西沢正隆 小池清  
丸山栄一 依田明善 堀内孝人  
酒井茂 共田武史 寺沢功希  
大畑俊隆 宮下克彦 竹内正美  
丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜  
向山賢悟 早川大地 垣内将邦  
青木崇 荒井武志 高島陽子  
埋橋茂人 中川博司 花岡賢一  
望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子  
竹村直子 小林陽子 林和明  
小池久長 百瀬智之 清水正康  
小林あや 奥村健仁 グレート無茶  
川上信彦 加藤康治 勝野智行  
勝山秀夫 和田明子 両角友成  
山口典久 藤岡義英 宮澤敏文  
小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

特別支援学校における教室不足の解消に向けた財政支援  
を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた  
支援の強化を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求  
める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

清 水 純 子

賛成者

風間辰一	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	小林東一郎
荒井武志	高島陽子	埋橋茂人
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小山仁志
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

医療及び介護従事者の新型コロナウイルス感染症対策への支援を求める意見書案提出書

令和6年10月3日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

宮本衡司	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	小池清

丸山栄一	依田明善	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	中川博司	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	和田明子	両角友成
藤岡義英	山口典久	宮澤敏文
小林君男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

---

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第1号「私学助成の一層の拡充を求める意見書案」、議第3号「地域における路線バスの維持に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第4号「郵政改革関連法案の速やかな成立を求める意見書案」、議第5号「食料の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案」、議第6号「特別支援学校における教室不足の解消に向けた財政支援を求める意見書案」、議第7号「看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第8号「自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求める意見書案」及び議第9号「医療及び介護従事者の新型コロナウイルス感染症対策への支援を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

---

### ●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第2号「公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る10月11日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時49分散会



令和 6 年 10 月 11 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 6 号



令和 6 年 9 月  
第 435 回長野県議会(定例会)会議録 (第 6 号)

令和 6 年 10 月 11 日 (金曜日)

出席議員 (55 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

56 番 萩 原 清

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
危機管理監兼危  
機管理部長 前 沢 直 隆  
企画振興部長 中 村 徹  
総 務 部 長 渡 辺 高 秀  
県民文化部長 直 江 崇  
健康福祉部長 笹 淵 美 香  
環 境 部 長 諏 訪 孝 治  
産業労働部長 田 中 達 也  
観光スポーツ部長 加 藤 浩  
農 政 部 長 小 林 茂 樹

林 務 部 長 須 藤 俊 一  
建 設 部 長 新 田 恭 士  
会計管理者兼会  
計局長 尾 島 信 久  
公営企業管理者  
企業局長事務取扱 吉 沢 正  
財 政 課 長 新 納 範 久  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦  
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉  
議 事 課 長 矢 島 武  
議事課企画幹兼  
課長補佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香  
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

**令和6年10月11日（金曜日）議事日程**

午後1時開議

各委員長の報告案件

知事提出議案（日程追加）

知事提出議案修正の件（日程追加）

議員派遣の件（日程追加）

---

**本日の会議に付した事件等**

知事提出議案

知事提出議案修正の件

各委員長の報告案件

議員派遣の件

午後1時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

次に、米沢一馬教育次長から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

---

**●知事提出議案の報告**

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年10月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年9月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

報第9号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告

〔議案等の部「1議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

---

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対して質疑の通告がありませんので、質疑を終局いたします。

---

●知事提出議案修正の件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、第1号議案について知事から修正の請求がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました知事提出議案修正の件を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり修正を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり修正を許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「6 議案修正請求書」参照〕

---

●委員会審査報告書提出報告

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「7 委員会審査報告書」参照〕

---

●各委員長の報告

○議長（山岸喜昭君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、農政林務委員長の報告を求めます。

竹内正美副委員長。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）農政林務委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

委員からは、今般の国際情勢や米の不足などを踏まえ、食料自給率の向上や農畜産物の安定供給に向けた県の取組について質問が出されました。

農政部からは、今後も農畜産物の総合供給産地として需要に応じた生産を継続することが食料自給率の向上につながるものであり、気候変動に対応した新品種や生産技術の開発、技術指導や研修会の開催などに取り組んでいくとの答弁がありました。

このほか、ぶどう三姉妹やリンゴ高密度植栽培など、果樹の生産振興や販売促進に向けた取組などについて議論が交わされたところであります。

次に、林務部関係であります。

委員からは、熊の目撃件数が増えている中で、どのように対策を取るか質問が出されました。

林務部からは、地域振興局を中心とした広域連携クマ対策チームを立ち上げるとともに、熊出没時の緊急対応訓練の実施、センサーカメラの市町村への貸与など、人身被害の発生防止に全力で取り組んでいくとの答弁がありました。

また、補助金返還等支払計画及び事業経営計画の見直しの申入れがあった北アルプス森林組合の経営改善に向け、県としてどのように支援していくか、委員から質問がありました。

林務部からは、これまでも県として技術面での支援を行ってきており、組合が地域の森林・林業の中核的存在として安定的な事業運営や債務の返還等が実施できるよう、引き続き必要な指導、支援に取り組むとの答弁がありました。

このほか、森林整備予算については事業者の経営安定に必要な予算措置をすべきであるといった意見が出るなど、様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

---

○議長（山岸喜昭君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

大井岳夫副委員長。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

県民文化部からは、複雑化、高度化する消費生活相談の課題への対応として、来年4月に消費生活センターを松本に集約し、市町村と共同して消費者行政を推進する体制を構築したい旨の説明がありました。

委員からは、多様化する消費者問題に対応するため、専門人材の配置による消費者教育や啓発の充実など機能強化を求める意見や、集約化に当たっては、消費者団体を含め、県民に対して丁寧な説明を尽くしていくことが重要との意見がありました。

このほか、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の取組状況や、若者との意見交換、保育士等に関する実態調査の結果を踏まえた今後の施策のあり方などについて議論が交わされたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

委員からは、県立病院機構の財務状況や施設の老朽化への対応、県立病院が担う地域医療や高度専門医療の今後の見通しなどについて質問が出されました。

健康福祉部からは、県立病院機構の厳しい経営状況を踏まえ、外部コンサルタントを活用し、収支構造の分析等抜本的な経営改善に取り組んでいること、また、現在第4期中期目標を策定しているところであり、各病院の役割に即した効率的で質の高い医療を持続的に提供できるよう支援してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、保健福祉事務所長の兼務の解消に向けた公衆衛生医師確保の取組や、観光振興税



(仮称)の導入に向けた無許可営業宿泊事業者への対応について質問がなされるなど様々な議論が交わされたところでもあります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長(山岸喜昭君) 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岸喜昭君) 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山岸喜昭君) 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

---

○議長(山岸喜昭君) 次に、環境文教委員長の報告を求めます。

丸茂岳人副委員長。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番(丸茂岳人君) 環境文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

喫緊の課題である教員不足への対応について複数の委員から質問がありました。

教育委員会からは、教員不足の解消に向け、加配や教員配置の抜本的な見直し、また、臨時免許状や特別免許状の活用など、前例にとらわれることなく、市町村教育委員会をはじめとした関係者と力を合わせて取り組むとしたほか、大事なのは子供たちの前に先生がいることであり、学校だけではなく教育委員会全体での適正な配置の在り方を検討し、学校現場を最優先していくとの答弁がありました。

このほか、中学校部活動の地域移行についても様々な議論がなされ、保護者負担の軽減や子供たちへの十分な選択肢の提供、地域への周知の徹底や企業との連携の必要性などについて意見が出されたところでもあります。

次に、環境部関係であります。

ライチョウの保護対策について、委員からは、寄附金額が目標を大きく上回ったクラウドファンディングを高く評価する意見があった一方、温暖化による生息環境への影響も含めた幅広い見地に立った普及啓発が必要であるとの意見がありました。

環境部からは、ライチョウを取り巻く環境と温暖化との相互の連関に着目し、環境教育への活用も含め、総合的な視点で取組を進めていくとの答弁がありました。

また、ゼロカーボンの取組に関し、太陽光パネルの設置推進と併せて、今後その多くが耐用年数を迎えることから、リサイクルやリユースに向けた研究が必要との意見があったほか、小水力発電やP P A方式による太陽光発電設備導入について全県に広げる展望などの議論が交わされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

---

○議長（山岸喜昭君） 次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

竹村直子副委員長。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） 危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

委員からは、令和6年能登半島地震や9月の能登半島の大雨災害での石川県内の被害を踏まえ、道路網の整備や耐震化の取組について質問がありました。

建設部からは、市町村役場などの防災拠点を孤立させないため、緊急輸送道路の整備や、迂

回機能を強化するなど、災害に強い道路網等の整備推進に力を入れていくほか、住宅の耐震改修補助等を9月補正予算案に計上し、住宅の耐震化を一層促進するとともに、耐震化が進んでいない地域や歴史的町並みを有する地域においては、専門家による助言をいただきながら耐震化を進めていくと答弁がありました。

また、建設部からは、アウトドアショップやレンタサイクルなど様々な施設が併設された先進的な道の駅として9月27日にオープンした道の駅「八千穂高原」について説明がありました。

委員からは、隣接している河川を活用し、自然と触れ合える場所として、老朽化や利用者が減少している道の駅がリニューアルする際のモデルケースとなるよう整備を求める要望のほか、道の駅を地域の賑わいを創出する施設にしてほしいとの意見が出されました。

このほか、UAVを活用した道路緊急点検や砂防施設点検の実証実験の取組、丹波島橋の渋滞対策など様々な議論が交わされたところであります。

次に、危機管理部関係であります。

危機管理部からは、先月策定した、基本目標に「[地震災害死ゼロ]に挑戦」を掲げる長野県地震防災対策強化アクションプランの説明がありました。

委員からは、必要な予算の確保や体制を整備し、市町村とも連携を取りながらアクションプランの確実な実行を求める意見が出されました。

このほか、災害時に衛星通信サービスを活用することで通信障害による情報孤立を解消し、迅速な救出・救助、支援等につなげる取組など様々な議論が活発に行われました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

---

○議長（山岸喜昭君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

小林陽子副委員長。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）産業観光企業委員会に付託されました請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

陳情につきましては、書面で御報告申し上げましたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

最初に、産業労働部関係であります。

産業労働部からは、人口減少下における生産性の向上や担い手不足解消の取組のほか、長引く価格高騰への対策を着実に実行するため、物価高の克服や持続的な賃上げの実現など県内企業を取り巻く課題の解決に向けて取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、人手不足が深刻となる中、DX人材の育成に関する引き続きの支援や、外国人材の受入に関する状況の注視を求める意見が出されました。

また、賃上げ原資を確保するための価格交渉支援、ガソリンやLPガスの価格高騰に対する今後の国・県による支援、長野県水素利活用検討プロジェクトチームでの検討状況などに関しても様々な意見や質問が出されました。

次に、観光スポーツ部関係であります。

観光スポーツ部からは、令和8年4月の導入を目指す長野県観光振興税（仮称）の骨子をとりとまとめ、パブリックコメントを開始するとともに、市町村に対する説明会を開催したこと、今後、県内4会場において、宿泊事業者をはじめとする県民への説明の機会を設けることなどが説明されました。

委員からは、骨子に示された税率・税額、免税点の設定、罰則規定の在り方などの論点を巡って、公平・公正で実効性のある仕組みづくりには宿泊事業者や市町村など関係者との合意形成が欠かせないとの意見に基づき、十分な議論と丁寧な説明を求めました。

長野県観光振興税（仮称）に関しては、この他に、税の使途や市町村への交付金の分配、課税対象となる宿泊施設の考え方に関しても様々な意見や質問がありました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、新規電源開発や電気事業に係る普及啓発の取組状況、また、上田・長野地域及び松塩地域の水道事業の広域化に向けた検討状況についての説明がありました。

委員からは、2050ゼロカーボンの達成に向けた今後の電源開発の方針、水道事業の広域化に関する住民への広報のほか、非常時における電力の供給などの取組みについても様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

百瀬智之副委員長。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げましたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

委員からは、強盗事件等の重大事件発生時における住民への情報提供のあり方について質問が出されました。

警察本部からは、犯人検挙と被害の拡大を防ぐため、正確で迅速な情報提供は極めて重要と認識し、重大事件発生時には、自治体や教育委員会等を通じ、夜間や休日でも迅速な情報伝達が可能な体制を構築しており、防災行政無線や電子メール等により速やかな情報提供を行っているとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

総務部からは、現在導入に向けた検討が進められている長野県観光振興税（仮称）の骨子について説明がありました。

委員からは、納税義務者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊施設経営者が納得して納税・徴収できる制度となるよう、税の名称や特別徴収義務者への報償金等についての十分な検討と関係者への丁寧な説明を求める意見が出されました。

また、委員からは、選挙運動用ポスターの適正化に向けた取組について質問が出されました。

企画振興部からは、東京都知事選挙での様々な事案を踏まえ、本年9月に都道府県選挙管理委員会連合会に対し公職選挙法の改正要望を提出したところであり、選挙の際には、県選挙管

理委員会としても、適正化に向け、立候補手続等説明会などあらゆる機会を通じて、公職選挙法に定めるポスターの趣旨について候補者に丁寧な説明を行っていくとの答弁がありました。

このほか、ハラスメント対策や広報事業についても様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

---

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和6年度長野県一般会計補正予算案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

---

#### ●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

---

●議員派遣の件

○議長（山岸喜昭君）次に、議員派遣の件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件それぞれ、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔議案等の部「8 議員の派遣について」参照〕

---

○議長（山岸喜昭君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出いたしました議案につきまして、それぞれ慎重審議をいただいた上、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議に際し、議員各位から様々な御意見等を頂戴いたしました。今後の県政運営に当たりまして十分参考とさせていただきたいと思えます。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛の上、県勢発展のためなお一層御活躍されますことを心よりお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後1時29分閉会

# 議案等の部





# 議案等の部目次

## 1 議案

### (1) 知事提出議案

(令和6年9月26日上程・令和6年10月11日可決)

第1号	令和6年度長野県一般会計補正予算(第2号)案	1
第2号	長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	9
第3号	個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案	10
第4号	地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について	11
第5号	障がい児等療育支援事業に係る損害賠償について	12
第6号	県営農村地域防災減災事業西塩田地区沢山池改修工事変更請負契約の締結について	14
第7号	長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事請負契約の締結について	15
第8号	長野県防災交換機改修工事請負契約の締結について	16
第9号	ロータリ除雪車の購入について	17
第10号	除雪トラックの購入について	18
第11号	凍結防止剤散布車の購入について	19
第12号	一般国道141号道路改築工事(浅蓼大橋1工区)請負契約の締結について	20
第13号	長野県道路公社定款の変更について	21
第14号	権利の放棄について	22
第15号	松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事請負契約の締結について	23

(令和6年9月26日上程・令和6年10月11日継続審査)

第16号	令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について	24
第17号	令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	25

(令和6年9月26日上程)

報第1号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	27
報第2号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	29
報第3号	障がい児等療育支援事業に係る損害賠償の専決処分報告	32
報第4号	計量検定業務中の事故に係る損害賠償の専決処分報告	34
報第5号	出張中の事故に係る損害賠償の専決処分報告	36
報第6号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	38
報第7号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告	40
報第8号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	43

(令和6年10月1日上程・令和6年10月4日可決)

第18号	教育委員会委員の選任について	26
------	----------------	----

(令和6年10月11日上程)

報第9号	令和6年度長野県一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告	45
------	------------------------------	----

## (2) 議員提出議案

(令和6年10月4日上程・同日可決)

議第1号	私学助成の一層の拡充を求める意見書(案)	47
議第2号	公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を求める意見書(案)	48
議第3号	地域における路線バスの維持に向けた支援の強化を求める意見書(案)	49
議第4号	郵政改革関連法案の速やかな成立を求める意見書(案)	50
議第5号	食料の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書(案)	51
議第6号	特別支援学校における教室不足の解消に向けた財政支援を求める意見書(案)	52
議第7号	看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた支援の強化を求める意見書(案)	53

議第 8 号	自動運転移動サービスの社会実装に向けた環境整備を求 める意見書（案）	54
議第 9 号	医療及び介護従事者の新型コロナウイルス感染症対策へ の支援を求める意見書（案）	55
<b>2</b>	<b>諸般の報告</b>	
	（令和 6 年 9 月 26 日報告）	
	説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	56
	基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について	57
	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	58
	「令和 5（2023）年度公立大学法人長野県立大学の業務実績に関す る評価結果報告書」について	59
	少子化対策に関する施策の実施状況について	60
	地方独立行政法人長野県立病院機構令和 5 年度業務実績に関する評 価結果及び第 3 期中期目標期間業務実績の見込評価結果について	61
	長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について	62
	令和 6 年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及 び評価」について	63
	現金出納検査結果	64
	公社等の経営状況説明書の提出について	67
<b>3</b>	<b>発言通告者一覧表</b>	68
<b>4</b>	<b>請願・陳情文書表</b>	69
<b>5</b>	<b>陳情取下願</b>	77
<b>6</b>	<b>議案修正請求書</b>	81
<b>7</b>	<b>委員会審査報告書</b>	
	農政林務委員会	83
	県民文化健康福祉委員会	87

環境文教委員会	93
危機管理建設委員会	99
産業観光企業委員会	104
総務企画警察委員会	107
決算特別委員会	111
<b>8 議員の派遣について</b>	<b>112</b>

# 第 1 号

## 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111億2,011万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆132億7,968万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。  
（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳出		補正		計	
款	項	項	項	額	額	額	額
				千円	千円	千円	千円
7	分担金及び負担金			1,941,292	50,017	1,991,309	
9	国庫支出金	2	負担金	1,768,091	50,017	1,818,108	
				116,808,912	2,829,905	119,638,817	
		1	国庫負担金	60,922,861	46,750	60,969,611	
		2	国庫補助金	54,209,902	2,783,155	56,993,057	
11	寄付金			1,185,210	1,533	1,186,743	
		1	寄付金	1,185,210	1,533	1,186,743	
12	繰入金			28,427,728	1,000	28,428,728	
		2	基金繰入金	28,188,163	1,000	28,189,163	
13	繰越金			714,000	1,257,655	1,971,655	
		1	繰越金	714,000	1,257,655	1,971,655	
15	県債			69,072,000	6,980,000	76,052,000	

歳入 歳出	1 県 計	債 権	69,072,000	6,980,000	76,052,000
歳入 歳出	1 県 計	債 権	69,072,000	6,980,000	76,052,000
2 総務	2 企画	費	42,452,236	40,614	42,492,850
	6 防災	費	2,289,417	12,228	2,301,645
	10 外事	費	247,534	11,336	258,870
3 民生		費	136,920,396	2,358	136,922,754
	3 障がい福祉	費	18,342,397	2,358	18,344,755
7 農林水産業		費	41,833,549	397,038	42,230,587
	3 農地	費	14,391,993	73,842	14,465,835
	4 林業	費	13,992,231	323,196	14,315,427
9 土木		費	110,716,186	10,577,837	121,294,023



2	道路橋梁	費	54,567,687	7,027,892	61,595,579
3	河川	費	9,875,606	1,492,789	11,368,395
4	砂防	費	11,446,736	1,465,353	12,912,089
5	都市計画	費	12,077,841	525,182	12,603,023
6	住宅	費	6,079,256	66,621	6,145,877
11	教育費		199,939,724	102,263	200,041,987
4	特別支援学校	費	20,858,738	102,263	20,961,001
	歳出合計		1,002,159,574	11,120,110	1,013,279,684

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
7	農林水産業	緊急治山事業費	181,300
9	土	橋梁補修費	4,772,912
9	土	災害防除道路費	1,955,000
9	土	交通安全施設費	1,966,692
9	土	電線共同溝整備費	283,000
9	土	市町村基幹幹道道路整備費	459,052
9	土	道路改築費	4,779,000
9	土	河川改修費	73,600
9	土	浸水対策重点地域緊急事業費	173,788
9	土	広域連携事業費	320,000
9	土	河川環境整備費	139,000
9	土	堰堤改良費	245,423
9	土	大規模特定河川事業費	1,113,833
9	土	ダム建設費	336,000
9	土	通常砂防費	1,964,842

9	土	木	費	4	砂	防	費	火山砂防費	608,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	火山噴火緊急減災対策費	10,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	特定緊急砂防費	40,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	地すべり対策費	798,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	急傾斜地崩壊対策費	855,350
9	土	木	費	4	砂	防	費	雪崩対策費	85,650
9	土	木	費	5	都	市	費	都市公園事業費	3,660,000
11	教	育	費	4	特	別	費	特別支援学校運営費	44,940
		合				計			24,865,382

第3表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額 千円
中野食肉施設整備支援事業	令和6年度～令和7年度	12,588
建設事務所等運営事業	令和6年度～令和7年度	7,491
特別支援学校整備事業	令和7年度～令和10年度	632,263

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前年度の額	補正額	補正後の額	起債の方法	利率	償還の方法
空港整備事業費	千円 —	千円 12,000	千円 12,000	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
農業農村整備事業費	2,983,000	72,000	3,055,000			
治山事業費	1,921,000	245,000	2,166,000			
河川事業費	4,264,000	1,403,000	5,667,000			
砂防事業費	4,949,000	1,086,000	6,035,000			
都市計画事業費	4,038,000	179,000	4,217,000			
道路事業費	20,725,000	3,941,000	24,666,000			
特別支援学校整備事業費	915,000	42,000	957,000			
合計	69,072,000	6,980,000	76,052,000			

## 第 2 号

### 長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を改正する条例案

長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（平成29年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

本則中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

### 第 3 号

## 個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の6 知事の項の次に次のように加える。

7 知事	難病の患者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 知事	遷延性意識障害者に係る医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 知事	ウイルス肝炎の患者に係る医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の7 教育委員会の項中「7」を「10」に改め、同表の8 教育委員会の項中「8」を「11」に改め、同表の9 教育委員会の項中「9」を「12」に改め、同表の10 教育委員会の項中「10」を「13」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第 4 号

### 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構定款の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「長野県報に đăngして」を「インターネットを利用する方法により」、「天災」を「インターネットを利用する方法による公告をすることができない事故」に、「事情により長野県報に đăngすることができないときは」を「事由が生じた場合には」に、「その đăng」を「そのインターネットを利用する方法」に改める。

第20条中「資本金は、法第66条の2第1項又は第2項の規定により長野県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。」を「資本金については、長野県が出資する法人の業務に必要な土地、建物、器械備品、構築物等とし、当該資本金の額は、法人の成立の日における時価を基準として長野県が評価した承継される権利に係る財産の価額の合計額と承継される義務に係る負債の価額の合計額との差額に相当する金額305,621,763円とする。」に改める。

第20条第2項及び別表（第20条関係）を削る。

#### 附 則

この定款は、総務大臣の認可の日から施行する。



## 第 5 号

### 障がい児等療育支援事業に係る損害賠償について

障がい児等療育支援事業に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

#### 1 内 容

県が、消費税及び地方消費税の課税対象である障がい児等療育支援事業を非課税として委託したことにより、損害賠償請求者に修正申告が可能な平成30年度から令和4年度までの間の消費税、地方消費税及び延滞税の負担を生じさせ、損害を与えた。

#### 2 当 事 者

##### (1) 損害賠償請求者

佐久市中込一丁目17番地8 社会医療法人恵仁会 理事長 黒 澤 一 也

##### (2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

#### 3 請 求 の 趣 旨

障がい児等療育支援事業に係る損害は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

#### 4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

#### 5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として2,357,200円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

## 第 6 号

### 県営農村地域防災減災事業西塩田地区沢山池改修工事変更請負契約の締結について

沢山池改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営農村地域防災減災事業西塩田地区沢山池改修工事
2	工 事 場 所	上田市野倉
3	変 更 契 約 金 額	5 億3,241万1,000円 (変更前契約金額 4 億4,220万円)
4	契 約 保 証 金	5,324万1,100円 (変更前 4,422万円)
5	工 期	着 手 令和6年9月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年6月19日 (変更前 令和7年3月10日)
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市広田77番地 池田建設株式会社 代表取締役 池 田 章

## 第 7 号

### 長野県防災行政無線衛星系端末更新工事請負契約の締結について

長野県防災行政無線衛星系端末更新工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	長野県防災行政無線衛星系端末更新工事
2	工 事 場 所	長野市大字南長野 ほか112か所
3	契 約 金 額	26億8,400万円
4	契 約 保 証 金	2億6,840万円
5	工 期	着 手 令和6年9月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月25日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市稲里町834番地 日本無線株式会社北信越支社 支社長 林 裕 紀

## 第 8 号

### 長野県防災交換機改修工事請負契約の締結について

長野県防災交換機改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 工 事 名         | 長野県防災交換機改修工事  |
| 2 | 工 事 場 所       | 長野市大字南長野 ほか118か所                                      |
| 3 | 契 約 金 額       | 18億7,000万円  |
| 4 | 契 約 保 証 金     | 1億8,700万円   |
| 5 | 工 期           | 着 手 令和6年9月長野県議会定例会議決の日<br>完 成 令和8年3月25日               |
| 6 | 契 約 方 法       | 一般競争入札  |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 長野市鶴賀緑町1415番地<br>富士通 J a p a n 株式会社長野公共ビジネス部 部長 井 上 司 |

## 第 9 号

### ロータリ除雪車の購入について

長野建設事務所及び北信建設事務所飯山事務所の用に供するため、次のとおり購入する。

1	機	種	ロータリ除雪車	2.6m	220kw級
2	数	量		2	台
3	契	約	金額	1	億780万円
4	契	約	の相手方	長野市篠ノ井御幣川1095番地	

株式会社前田製作所 代表取締役 塩 入 正 章

## 第 10 号

### 除雪トラックの購入について

上田建設事務所、松本建設事務所及び長野建設事務所の用に供するため、次のとおり購入する。

1	機 種	除雪トラック	7 t 級
2	数 量	3 台	
3	契 約 金 額	1 億395万円	
4	契 約 の 相 手 方	長野市大字東和田890番地	

UDトラックス株式会社長野カスタマーセンター 長 倉 澤 陽 平  
カスタマーセンター

## 第 11 号

### 凍結防止剤散布車の購入について

諏訪建設事務所、大町建設事務所、長野建設事務所及び北信建設事務所中野事務所の用に供するため、次のとおり購入する。

1	機	種	凍結防止剤散布車	2.5立米級
2	数	量	4	台
3	契	約	金	額
				1億76万円
4	契	約	の	相
			手	方
				長野市大字小島146番地
				長野安全自動車株式会社
				代表取締役
				内 山
				光



## 第 12 号

### 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋1工区）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 佐久市から小諸市 浅蓼大橋1工区
3	契 約 金 額	8億8,880万円
4	契 約 保 証 金	8,888万円
5	工 期	着 手 令和6年9月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年12月19日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字屋島515番地 株式会社角藤 代表取締役 大久保 公 雄

## 第 13 号

### 長野県道路公社定款の変更について

長野県道路公社定款の一部を次のように変更することに同意する。

第15条の表の県道中野豊野線及び県道長野大町線の項を削る。

## 第 14 号

### 権 利 の 放 棄 に つ い て

次のとおり長野県道路公社に対する権利を放棄する。

- 1 権利放棄の相手方  
長野市大字南長野字幅下667番地6 長野県道路公社 理事長 関 昇一郎
- 2 権利放棄の内容  
出資金161億6,661万3千円のうち、71億6,288万4千円
- 3 放棄する理由
  - (1) 志賀中野及び白馬長野有料道路事業に係る県出資金の回収が困難と見込まれるため。
  - (2) 志賀中野及び白馬長野有料道路の料金引下げによる長野県道路公社の減収の填補に充てるため。

## 第 15 号

### 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事請負契約の締結について

松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 工 事 名         | 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事                    |
| 2 | 工 事 場 所       | 松本市大字今井                                 |
| 3 | 契 約 金 額       | 9 億7,680万円                              |
| 4 | 契 約 保 証 金     | 9,768万円                                 |
| 5 | 工 期           | 着 手 令和6年9月長野県議会定例会議決の日<br>完 成 令和8年3月19日 |
| 6 | 契 約 方 法       | 一般競争入札                                  |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 松本市大字島立635番地1<br>松本土建株式会社 代表取締役 大 池 太 士 |

## 第 16 号

### 令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊の令和5年度長野県一般会計決算及び令和5年度長野県特別会計決算について、監査委員の審査意見書、主要施策成果説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び美術品取得基金の運用の状況を示す書類を添えて、議会の認定を求めます。

## 第 17 号

### 令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

#### 1 剰余金の処分

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり剰余金を処分します。

会計名	処 分 額	処 分 の 内 容
長野県電気事業会計	未処分利益剰余金 1,929,191,192 円	減債積立金の積立 741,243,129 円
長野県水道事業会計	未処分利益剰余金 424,780,197	建設改良積立金の積立 1,187,948,063 減債積立金の積立 424,780,197

#### 2 決算の認定

地方公営企業法第30条の規定により、別冊の令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和5年度長野県流域下水道事業会計、令和5年度長野県電気事業会計及び令和5年度長野県水道事業会計の決算について、監査委員の審査意見書及び決算附属書類を添えて、議会の認定を求めます。

第 18 号

教育委員会委員の選任について

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

松本市蟻ヶ崎四丁目6番12号

島 宏 幸

# 報 第 1 号

## 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年8月26日次のとおり専決処分したから報告します。

### 1 事 故 の 内 容

公務に使用中の総務部の小型乗用自動車が、令和6年3月26日午後4時15分ごろ、上田市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

### 2 当 事 者

#### (1) 損害賠償請求者

東京都中央区日本橋浜町二丁目12番4号 トヨタモビリティサービス株式会社 代表取締役 村上 秀一

#### (2) 損害賠償者

長野 県

### 3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

### 4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

### 5 和 解 の 内 容



損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として123,398円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

## 報 第 2 号

### 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年9月4日次のおお  
り専決処分したから報告します。

#### 1 事 故 の 内 容

別表のとおり

#### 2 当 事 者

##### (1) 損害賠償請求者

別表のとおり

##### (2) 損害賠償者

長 野 県

#### 3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

#### 4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

#### 5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求者	損害賠償請求金
公務に使用中の大町警察署の普通特種自動車、令和5年12月21日午後4時10分ごろ、大町市の県道上において、橋の欄干に衝突して停止したことにより、同車をして損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突させ、損害を与えた。	長嶋麻美	64,665円
公務に使用中の松本警察署の小型乗用自動車、令和6年1月25日午後0時40分ごろ、松本市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	山崎瑠美子	69,887円
公務に使用中の駒ヶ根警察署の小型乗用自動車、令和6年3月26日午後2時45分ごろ、駒ヶ根市の駐車場内において、損害賠償請求者管理のごみ集積所に衝突し、損害を与えた。	太田克矢	85,800円
令和6年4月25日午後2時50分ごろ、群馬県高崎市の駐車場内において、警察本部刑事部組織犯罪対策課職員が開けた小型乗用自動車のドアが、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に接触し、同車に損害を与えた。	リコーリース株式会社 代表取締役 中村徳晴	158,902円
公務に使用中の中野警察署の小型乗用自動車、令和6年4月30日午後1時45分ごろ、中野市の駐車場内において、損害賠償請求者管理のガードパイプに衝突し、損害を与えた。	株式会社フミアリマー代表取締役 細見研介	62,700円
公務に使用中の長野中央警察署の小型乗用自動車、令和6年5月7日午前10時55分ごろ、長野市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	中島正博	260,843円

<p>公務に使用中の警察本部刑事部組織犯罪対策課の小型乗用自動車      が、令和6年5月29日午前10時10分ごろ、長野市の駐車場内に      おいて、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、同車に      損害を与えた。</p>	<p>長野市川中島町上水鉤329          番地1</p>	<p>濱 田 諭</p>	<p>119,867円</p>
---	---------------------------------------	--------------	-----------------

## 報 第 3 号

### 障がい児等療育支援事業に係る損害賠償の専決処分報告

障がい児等療育支援事業に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年9月2日次のとおり専決処分したから報告します。

#### 1 内 容

別表のとおり

#### 2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者  
別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

#### 3 請 求 の 趣 旨

障がい児等療育支援事業に係る損害は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

#### 4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

#### 5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

内 容	損 害 賠 償 請 求 者		損害賠償金
<p>平成20年度に、県が消費税及び地方消費税の課税対象である障がい児等療育支援事業について非課税である旨を通知したことにより、損害賠償請求者に修正申告が可能なら平成30年度から令和4年度までの間の間の消費税及び地方消費税に係る延滞税等の負担を生じさせ、損害を与えた。</p>	諏訪郡下諏訪町社字花田 6525番地1	社会福祉法人信濃医療福祉センター 朝貝芳美 理事長	55,400円
	安曇野市豊科5126番地1	社会福祉法人安曇野福祉協会 宮澤 学 理事長	49,293円
	松本市大字寿豊丘642番地 1	社会福祉法人アールブス福祉会 飯沼 寿太郎 理事長	54,636円
	大町市大町1129番地	社会福祉法人大町市社会福祉協議会 中村 勝彦 議長	27,616円
	中野市大字田上322番地	社会福祉法人高水福祉会 長野 直樹 理事長	83,913円

## 報 第 4 号

### 計量検定業務中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

計量検定業務中の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年8月27日次のおり専決処分したから報告します。

#### 1 事故の内容

令和6年6月12日午後2時30分ごろ、長野市の自動車整備工場敷地内において、計量検定所職員が損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に搭載されたタクシメーターの検査を行った際、同車を損傷し、損害を与えた。

#### 2 当事者

##### (1) 損害賠償請求者

長野市大字風間533番地2 タウンハウス中村 東 山 田 春 枝

##### (2) 損害賠償者

長 野 県

#### 3 請求の趣旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

#### 4 解決の方法

当事者間において示談による和解

#### 5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として16,500円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。



## 報 第 5 号

### 出張中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

出張中の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年9月10日次のとおり専決処分したから報告します。

#### 1 事故の内容

令和6年3月6日、デンマーク王国の空港内において、出張中の産業労働部職員が盗難に遭い、損害賠償請求者所有のパソコンを紛失し、損害を与えた。

#### 2 当事者

##### (1) 損害賠償請求者

長野市大字稲葉329番地1 NX・TCリース&ファイナンス株式会社長野営業所 所長 吉田英司

##### (2) 損害賠償者

長野県

#### 3 請求の趣旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

#### 4 解決の方法

当事者間において示談による和解

#### 5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として10,000円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年9月4日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求者		損害賠償金
<p>公務に使用中の北信建設事務所の普通乗用自動車、令和5年10月4日午前10時45分ごろ、飯山市の市道上において、青木宗昭所有の軽貨物自動車に衝突し、同車をして道路標識に衝突させ、更に倒れた道路標識をして松澤英市所有のフェンスを損傷させ、車両及びフェンスに損害を与え、同車に同乗していた青木正子に傷害を与えた。</p>	飯山市大字常郷2376番地	青木宗昭	647,427円
	飯山市大字常郷2376番地	青木正子	98,046円
	飯山市南町12番地35	松澤英市	87,230円
<p>令和6年1月2日午後0時50分ごろ、松本市の駐車場内において、松本建設事務所職員が開けた普通特種自動車のドアが、損害賠償請求者使用の小型乗用自動車に接触し、同車に損害を与えた。</p>	松本市南松本一丁目1番25号	アルピコタクシー株式会社代表取締役 三澤洋一	129,439円
<p>公務に使用中の佐久建設事務所の普通特種自動車、令和6年1月30日午後0時ごろ、北佐久郡立科町の駐車場内において、損害賠償請求者使用の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。</p>	東京都中央区日本橋兜町18番6号	エスビー食品株式会社代表取締役 池村和也	125,620円

# 報 第 7 号

## 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年9月5日次のとおり専決処分したから報告します。

### 1 事 故 の 内 容

別表のとおり

### 2 当 事 者

#### (1) 損害賠償請求者

別表のとおり

#### (2) 損害賠償者

長 野 県

### 3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

### 4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

### 5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求	請求者	損害賠償金
<p>令和5年3月8日午後8時40分ごろ、上田市生田2998番地木村広幸使用の小型貨物自動車、一般国道152号の小県郡長和町入大門地籍を走行中、道路上にあった落石により、当該車両を損傷し、木村広幸が負傷した。</p> <p>損害賠償請求者は、木村広幸との保険契約に基づき、治療代全額、車両損害額全額及び車両牽引費用全額を支払った。</p>	<p>東京都中央区新川二丁目27番2号東京住友インビルディング西館12階</p>	<p>三井住友海上火災保険株式会社 首都圏損害サービス部東京債権管理室 室長 松石 嗣久</p>	<p>626,177円</p>
<p>令和5年6月17日午後4時40分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道内川横捨停車場線の千曲市大字羽尾地籍を走行中、道路上にあったプラスチック片により、当該車両を損傷した。</p>	<p>千曲市大字若宮1305番地160</p>	<p>芳池 誠</p>	<p>32,000円</p>
<p>令和5年9月17日午後5時ごろ、愛知県小牧市城山一丁目5番地1サンハイツ中央台E-603 岩井重樹使用の普通乗用自動車、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線の茅野市北山地籍を走行中、道路脇の立ち木から落下した枝により、当該車両を損傷した。</p> <p>損害賠償請求者は、岩井重樹との保険契約に基づき、車両修理代全額及び代車費用全額を支払った。</p>	<p>愛知県名古屋市中区丸の内三丁目22番21号損保ジャパソニックビル5階</p>	<p>損害保険ジャパソニック株式会社中部保険サービス第一部愛知保険金サービス課長 伊久磨 宮崎 伊久磨</p>	<p>429,011円</p>
<p>令和5年11月8日午前7時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道152号の茅野市豊平地籍を走行中、道路法面の立ち木から落下した枝により、当該車両を損傷した。</p>	<p>岡谷市長地権現町二丁目19番20号</p>	<p>植松 雄太</p>	<p>328,394円</p>
<p>令和5年12月25日午前11時55分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、一般国道148号の北安曇郡白馬村大字神城地籍を走行中、舗装の剥離物が跳ね上がり、当該車両を損傷した。</p>	<p>大町市大町7631番地</p>	<p>栗林 芳江</p>	<p>211,932円</p>

令和6年1月16日午前8時10分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道飯山斑尾新井線の飯山市大字飯山地籍を走行中、道路脇の立ち木から落下した雪塊により、当該車両を損傷した。	飯山市大字飯山11234番地1	渡邊 尚 稔	296,241円
令和6年1月20日午後5時50分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、一般国道254号の上田市鹿教湯温泉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	塩尻市大字広丘堅石3053番地	横山 千 春	99,715円
令和6年1月24日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道柏矢町田沢沢停車場線の安曇野市穂高地籍を走行中、道路上の段差により、当該車両を損傷した。	安曇野市豊科南穂高3050番地1	降旗 裕 治	57,365円
令和6年2月13日午後7時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道諏訪白樺湖小諸線の北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野757番地	佐々木 好一郎	109,505円
令和6年2月23日午後3時10分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村大字地籍を走行中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡松川町元大島1584番地18	丸茂自動車有限 会社 代表取締役 片 桐 実	368,760円
令和6年3月5日午後1時45分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道豊野南志賀公園線の上高井郡高山村大字奥山田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	須坂市大字井上字野庄2071番2	特定非営利活動 法人まいペーす 理事長 堀 川 勝 巳	5,340円

## 報 第 8 号

### 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年9月2日次のとおり専決処分したから報告します。

#### 1 事 故 の 内 容

公務に使用中の長野南高等学校の軽貨物自動車が、令和6年4月17日午後2時ごろ、長野市の駐車場内において、損害賠償請求者使用の小型貨物自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

#### 2 当 事 者

##### (1) 損害賠償請求者

長野市松代町松代582番地 藤田瓦商会株式会社 代表取締役 藤 田 英 則

##### (2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

#### 3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

#### 4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

#### 5 和 解 の 内 容



損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として22,000円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

## 報 第 9 号

### 令和6年度長野県一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告

令和6年度長野県一般会計補正予算（第3号）について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年10月10日専決処分したから報告します。

#### 令和6年度長野県一般会計補正予算（第3号）

令和6年度長野県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億9,002万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆36億4,959万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

		入		出	
款	歳入	歳出	補正額	補正前の額	補正額
			千円	千円	千円
9	国庫支出金	3	116,808,912	1,490,025	118,298,937
	委託金		1,676,149	1,490,025	3,166,174
	歳入合計		1,002,159,574	1,490,025	1,003,649,599
出					
2	総務費	5	42,452,236	1,490,025	43,942,261
	選挙費		24,005	1,490,025	1,514,030
	歳出合計		1,002,159,574	1,490,025	1,003,649,599

議 第 1 号

私学助成の一層の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

私立学校は、建学の精神に基づき、自主性及び独自性を活かした特色ある教育を提供することで、我が国の学校教育の発展に大きく貢献しており、グローバル化及び高度情報化が進展する中、社会が求める多様な人材の育成に向け、その役割はますます重要となっている。

しかしながら、少子化に伴う就学人口の減少のほか、長引く物価高騰の影響等により私立学校を取り巻く経営環境は厳しい状況にある中、ICT環境の整備、学校施設の耐震化及び高機能化、教育の質の維持・確保に向けた教員の処遇改善等を進めるためには、財政基盤の強化が必要不可欠である。

また、私立学校の教育費に関しては、高等学校等就学支援金制度等により授業料に対する支援の充実が図られてきたが、教育費負担の公私間格差を是正するために、私立学校の生徒を対象に独自の補助を行う自治体もあることから、地域によって差が生じないように、経済的支援の更なる強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、私学教育の社会的役割、物価高騰等の影響を踏まえ、国庫補助制度及び修学支援の充実を図るなど、私学助成の一層の拡充に努めるよう強く要請する。

公職選挙法の改正による選挙運動用ポスター  
の適正化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年7月に執行された東京都知事選挙では、一部で公序良俗に反するとの指摘がある選挙運動用ポスターの掲示があったほか、ポスターの掲示枠が事実上販売され、候補者とは関係しない営利目的のポスターが掲示される事態も発生し、有権者の混乱を招いたことから、今後の国政及び地方選挙に向けて、選挙運動用ポスターの適正化が課題となっている。

現行の公職選挙法には、選挙運動用ポスターの記載内容を直接制限する規定はなく、また、選挙運動用ポスターを掲示する権利の売買は、現行法上、想定されていない行為であることから、国では、公職選挙法の改正も視野に、選挙運動用ポスターの在り方について与野党協議が進められている。

こうした中、一部自治体では、公職選挙法の規定に基づく公営ポスター掲示場への選挙目的以外のポスター掲示を禁止する独自の条例を制定する動きもあるが、国民の政治及び選挙に対する信頼を確保するためにも、選挙運動用ポスターの品位を保持し、営利目的での掲示を防ぐ統一的な仕組みづくりは急務であり、法改正に向けた議論の加速化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の信頼の下、民主主義の根幹をなす選挙制度を安定的に運用していくため、公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を図るよう強く要請する。

地域における路線バスの維持に向けた  
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

路線バスは、通学・通勤、買い物等といった地域住民の日常生活上の移動を支える地域公共交通として、重要な役割を担っているが、事業者を取り巻く環境は、人口減少等による長期的な利用者の減少及び燃料価格の高騰により、一層厳しさを増している。

政府は、収入が減少する中でも運行を継続する路線バス事業者に対し、運行支援、車両購入補助等を実施しているが、地域によっては、路線廃止が進み、経営破綻した事例も発生していることから、更なる支援の拡充が求められる。

また、バス業界においては、低賃金及び長時間労働を背景に担い手不足が慢性化する中、本年4月から適用された労働時間の上限規制によって、長時間労働の是正が図られている一方で、労働時間の短縮に伴って路線維持が困難となる事業者もあり、賃金水準の見直しも依然として課題である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域公共交通の実現に向け、事業者に対する財政的支援を拡充するとともに、運転手等の処遇改善に加え、担い手確保に向けた抜本的な対策を講じるなど、地域における路線バスの維持に向けた支援を強化するよう強く要請する。

郵政改革関連法案の速やかな成立を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

あまねく全国に展開する郵便局には、人口減少、市町村合併等を背景に、市役所・町村役場の支所、農協、診療所といった地域住民の日常生活を維持するための拠点が減少する中、郵便局ネットワークを活用して、自治体業務の代行等、公的基盤としての役割を担うことが期待されている。

郵政民営化法が施行されて17年が経過する中、いわゆる「郵政三事業」のうち、銀行及び生命保険の金融子会社の業績が堅調な一方、郵便物数の減少及び人件費高騰で、郵便事業は業績が大きく悪化し、地域住民の大切な財産である郵便局ネットワークを維持することが困難な状況になりつつある。

国は、こうした状況の転換を図り、経営環境を改善するため、持株会社の日本郵政株式会社及び子会社の日本郵便株式会社の統合、法成立時に完全売却して民間会社にすることを求めた金融子会社2社について親会社が株式を継続保有して金融子会社との関係強化を図ること等を内容とした郵政改革関連法の改正を目指しており、地域住民の利便性向上及び安全・安心の拠点として郵便局ネットワークを維持するためにも、速やかな法改正が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、郵便局ネットワークを確実に維持するため、郵政改革関連法案を速やかに成立させるよう強く要請する。

食料の安定供給に向けた取組の充実を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣     あ て  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、気候変動、不透明な世界情勢等による食料供給の不安定化が進む中、担い手不足、農業生産資材の価格高騰による生産コストの増大等、国内生産を支える農業者は厳しい環境下にあり、食料自給率の低い我が国では、食料安全保障の確保に向けた供給体制の構築が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本年6月、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律が施行され、国全体はもとより、国民一人ひとりに対して食料が行き届くよう、食料安全保障の確保が基本理念の中心に掲げられたことから、本年度中の改定が予定されている食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）の下、国内生産の拡大に向けた取組の加速化が期待されている。

一方で、今夏の全国的な米の不足について、政府は、今年の猛暑による流通量の減少、インバウンドによる消費の拡大等を理由に挙げているところであるが、新米が本格的に出荷されるまで入手が困難な状態が続いたことから、再び混乱が生じないよう対策を講ずるとともに、国民の生活に不可欠な主要穀物等の生産・備蓄体制の確立が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国内生産を拡大し、我が国における食料の安定供給を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 基本計画の改定に当たっては、食料の安定供給に向けて具体的な施策を盛り込むとともに、その実現に向けて十分な予算を確保すること。
- 2 国内生産の基盤となる農業者については、経営規模を問わず、多様な担い手の育成・確保及び経営安定化に向けた支援を充実させること。
- 3 国民の主食である米については、流通在庫を適切に把握するとともに、全国的な需給バランスを踏まえた上で、政府備蓄米の柔軟な活用や生産基盤の整備を進めること。
- 4 輸入依存度の高い麦・大豆といった主要穀物等の生産拡大に向けた支援を強化するとともに、効果的・効率的な備蓄の確保を図ること。



特別支援学校における教室不足の解消に  
向けた財政支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
共 生 社 会 担 当 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

児童生徒数の増加に伴う特別支援学校の教室不足の解消に向け、政府は、特別支援学校における校舎の新增築等を国の補助事業として優先的に採択するほか、令和2年度から本年度までを学校設置者を支援する集中取組期間と定め、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業に関しても国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1に引き上げる時限措置を講じてきた。

本県でも、教室不足解消に向けた施設整備を進めてきたところであるが、全国における特別支援学校の児童生徒数が過去最多を更新し続ける中、今後も安定した財源の下、適切な教育環境の整備を継続する必要がある。

また、交付金等の算定に用いられ、建物の構造区分ごとに国が定める建築単価は、市場における労務及び資材の価格上昇等の実態が反映されているとは言えず、厳しい財政状況の中で自治体の負担は大きくなっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、特別支援学校における教室不足の解消に向けた継続的かつ十分な財政支援により、障害のある児童生徒の適切な学びの場を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 特別支援学校の校舎の新增築等を国の補助事業として引き続き優先的に採択するとともに、教室不足解消に向けた集中取組期間を令和7年度以降も継続すること。
- 2 交付金等の算定に用いられる建築単価の物価変動等を反映した改定、補助率の引上げ等、特別支援学校の施設整備に係る補助制度の拡充を図ること。

議 第 7 号

看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成  
に向けた支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
全世代型社会保障改革担当大臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、高齢化の進展によって医療・介護需要の増大はもとより、医療の高度化、ニーズの多様化等を受け、医療・介護サービスの提供体制の維持が重要な課題となっている。

こうした中、看護・介護人材の養成施設では、生産年齢人口の減少に加え、長時間の夜勤等の不規則勤務等に対する不安、労働内容に見合わない賃金水準を背景とした入学者の減少等により、定員割れを起し、学生の募集停止又は廃止を余儀なくされる事態が生じている。

また、訪問介護については、本年4月から介護報酬が引下げとなったが、中山間地域等を多く抱える本県においては、都市部と比較して事業の効率化が難しく、報酬改定の影響による訪問介護事業所の経営の悪化が懸念され、介護職員への処遇改善も十分に進まない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた支援の強化により、将来にわたって医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を維持していくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 看護・介護職の夜勤に対する負担軽減等の労働環境の改善、賃金水準の向上等に取り組む事業者への支援等を強化すること。
- 2 看護・介護人材の養成施設に対し、定員の確保策の実施及び経営を維持するための財政支援を行うこと。
- 3 訪問介護については、介護報酬改定後の都市部と中山間地域等の経営実態の違いについて、速やかな調査・検証を行い、その結果を踏まえた事業者への財政支援及び介護報酬の引上げを行うこと。

自動運転移動サービスの社会実装に向けた  
環境整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣           あ て  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
デ ジ タ ル 大 臣  
警 察 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、高齢運転者による交通事故の発生が後を絶たず、今後も高齢運転者の増加が想定される中で、国及び地方公共団体は、運転に不安を感じるようになった場合には運転免許証の自主返納を呼びかけているが、免許証返納後における移動の足の確保が大きな課題となっている。

一方で、免許証返納後の高齢者の移動を支えることが期待される公共交通機関においては、運転手をはじめとする人手不足が深刻化しており、さらには、公共交通の空白地域もあることから、それらの対策の一つとして、社会実装に向けて実証実験が進められている自動運転移動サービスが注目されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、公共交通の課題解決に向け、自動運転移動サービスの社会実装を推進し、高齢運転者が安心して免許証を返納できる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 高齢運転者の免許証返納を呼びかけるに当たり、自動運転移動サービスの導入を検討する地方公共団体を支援するため、国は、相談窓口の開設、専門家の派遣等、伴走型の支援体制を整えること。
- 2 運転者を必要としない自動運転レベル4以上の車両の導入促進に向けた技術的支援の充実、地方公共団体等において自動運転移動サービスを活用するための仕組みづくり等、技術の実用化に向けた環境整備を加速すること。

医療及び介護従事者の新型コロナウイルス  
感染症対策への支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
感染症危機管理担当大臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルス感染症については、国が一部費用を負担して介護従事者等を対象に検査キットを配付するなどの対策が行われてきたが、感染症法上の位置付けの変更に伴い、こうした国による特例的な支援策は終了した。また、全額公費で負担されていたワクチン接種についても、高齢者及び一部の重症化リスクが高い者を除き、全額自己負担による任意接種に移行している。

一方、医療及び介護の現場においては、業務の性質上、患者及び利用者との身体的接触が多いことから、今もなお、新型コロナウイルス感染症に対する厳格な対策が求められており、医療及び介護従事者の中には、ワクチン接種及び検査キットの購入に係る費用負担が重く、十分な対策を継続していくことが困難との声もある。

医療及び介護施設での感染の拡大は、業務を担う人員の不足につながり、医療提供体制のひっ迫、介護施設での利用者の受入れ困難といった事態を招きかねず、住民の暮らしに重大な影響を及ぼすことから、国の責任において、医療及び介護従事者の感染症対策に係る経済的負担を軽減することが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療及び介護の現場における十分な感染症対策を通じて、医療又は介護を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、医療及び介護従事者の新型コロナウイルス感染症対策への支援を講ずるよう強く要請する。

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和6年9月定例会において説明のため  
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企画振興部長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(10月1日から10月4日までの会議)	
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(10月1日から10月4日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長	合 津 俊 雄
(10月1日から10月4日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(10月1日から10月4日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	尾 島 信 久
公 営 企 業 管 理 者 扱 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6コ行第115号  
令和6年(2024年)9月20日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について(報告)

このことについて、長野県基本計画の議決等に関する条例(平成17年条例第50号)第5条の規定により、令和5年度を対象年度として行った評価結果を報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6財第50号  
令和6年(2024年)9月26日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
について(報告)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1  
項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員  
の審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

(別紙は掲載を省略する)

(写)

6 県学第229号  
令和6年(2024年)9月18日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

「令和5(2023)年度公立大学法人長野県立大学の業務実績に関する  
評価結果報告書」について(報告)

このことについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2  
第5項により、公立大学法人長野県立大学評価委員会から報告がありましたので、  
同条第6項により令和5年度を対象年度として行った評価結果を報告します。

(別冊は掲載を省略する)



(写)

6次サ第220号  
令和6年(2024年)9月19日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

少子化対策に関する施策の実施状況について(報告)

県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例(令和4年条例第1号)第18条の規定により、令和5年度(2023年度)に県が講じた少子化対策に関する施策の実施状況を報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 医第304号  
令和6年(2024年)9月19日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

地方独立行政法人長野県立病院機構令和5年度業務実績に関する評価結果  
及び第3期中期目標期間業務実績の見込評価結果について(報告)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第5項の規定により、地方  
独立行政法人長野県立病院機構の令和5年度業務実績に関する評価結果及び第3  
期中期目標期間の業務実績の見込評価結果を別冊のとおり報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 農政第219号  
令和6年(2024年)9月20日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について(報告)

長野県食と農業農村振興の県民条例(平成18年条例第25号)第8条の規定により、令和5年度に県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況を報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 教政第180号  
令和6年(2024年)9月19日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県教育委員会

令和6年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検  
及び評価」について（報告）

長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況について、別紙のとおり評価等を行いましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により報告します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

6 監査第 4 - 4 号  
令和 6 年(2024年) 7 月 11 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

### 現金出納検査の結果について

令和 6 年 6 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

#### 記

##### 1 会計局所管関係

令和 6 年 5 月 31 日現在の令和 6 年度 5 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

##### 2 企業局所管関係

令和 6 年 5 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 3 環境部所管関係

令和 6 年 5 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 5 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4 - 5 号  
令和 6 年(2024年) 8 月 21 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

### 現金出納検査の結果について

令和 6 年 7 月 29 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

#### 記

##### 1 会計局所管関係

令和 6 年 5 月 31 日現在の令和 5 年度 5 月分（期外分）及び令和 6 年 6 月 30 日現在の令和 6 年度 6 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

##### 2 企業局所管関係

令和 6 年 6 月 30 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 3 環境部所管関係

令和 6 年 6 月 30 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 6 月 30 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 5 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4 - 6 号  
令和 6 年(2024年) 9 月 11 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

### 現金出納検査の結果について

令和 6 年 8 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

#### 記

##### 1 会計局所管関係

令和 6 年 7 月 31 日現在の令和 6 年度 7 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

##### 2 企業局所管関係

令和 6 年 7 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 3 環境部所管関係

令和 6 年 7 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 7 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6財第51号  
令和6年(2024年)9月26日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

公社等の経営状況説明書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり公社等の経営状況説明書を提出します。

(別冊は掲載を省略する)



発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 6・9定例会 =

発言順位	氏名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	佐藤千枝	(改革信・10)	15分	県政一般について
2	佐々木祥二	(自民党・55)	16分	県政一般について
3	グレート無茶	(新政団・5)	9分	県政一般について
4	酒井茂	(自民党・41)	20分	県政一般について
5	荒井武志	(改革信・34)	12分	県政一般について
6	竹村直子	(改革信・1)	11分	県政一般について
7	小林君男	(無所属・12)	8分	県政一般について
8	小山仁志	(新政団・27)	8分	県政一般について
9	百瀬智之	(新政団・26)	8分	県政一般について
10	共田武史	(自民党・32)	16分	県政一般について
11	勝山秀夫	(公明党・4)	13分	県政一般について
12	丸山寿子	(改革信・11)	13分	県政一般について
13	大畑俊隆	(自民党・30)	16分	県政一般について
14	高島陽子	(改革信・33)	11分	県政一般について
15	小林あや	(新政団・15)	8分	県政一般について
16	小林陽子	(改革信・2)	13分	県政一般について
17	藤岡義英	(共産党・24)	15分	県政一般について
18	加藤康治	(公明党・14)	10分	県政一般について
19	奥村健仁	(新政団・6)	8分	県政一般について
20	宮下克彦	(自民党・29)	16分	県政一般について
21	小池久長	(新政団・40)	8分	県政一般について
22	和田明子	(共産党・48)	14分	県政一般について
23	丸茂岳人	(自民党・20)	16分	県政一般について
24	望月義寿	(改革信・22)	11分	県政一般について
25	清水純子	(公明党・39)	10分	県政一般について
26	山田英喜	(自民党・18)	16分	県政一般について
27	向山賢悟	(自民党・17)	15分	県政一般について
28	林和明	(改革信・3)	13分	県政一般について
29	勝野智行	(公明党・13)	10分	県政一般について
30	山口典久	(共産党・23)	14分	県政一般について
31	早川大地	(自民党・9)	15分	県政一般について
32	清水正康	(新政団・16)	8分	県政一般について
33	垣内将邦	(自民党・8)	15分	県政一般について
34	青木崇	(自民党・7)	15分	県政一般について

令和6年9月定例会

請願文書表

受理番号	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員の氏名	受理年月日	付託委員会
請第 11号	訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出についての	長野市中御所岡田98-1 公益社団法人長野県介護福祉士会 会長 鈴木 よし子 外1名	毛 利 栄 子 小 林 君 男	6.10. 1	県民文化健康福祉

令和6年9月定例会

陳 情 情 文 書 表

受理番号	陳 情 情 文 書 表	陳 情 情 文 書 表	陳 情 情 文 書 表	陳 情 情 文 書 表	受理年月日	付託委員会
陳第 265号	保育士配置基準改善の確実な実施と保育士処遇改善のための公定価格の引き上げについて	長野県市議会議員 西沢 利一	長野県市議会議員 西沢 利一	6. 7. 31	県民文化健康福祉	
陳第 266号	水道施設耐震化事業の財政支援に係る採択基準等の見直しについて	長野県市議会議員 西沢 利一	長野県市議会議員 西沢 利一	6. 7. 31	環境文教	
陳第 267号	個人番号カードを持たない人（任意）は医療皆保険が受けなくなる懸念について	小諸市加増2-6-5 小林 より子	小諸市加増2-6-5 小林 より子	6. 8. 22	県民文化健康福祉	
陳第 268号	特措法の法なしの現コロナ対策について	小諸市加増2-6-5 小林 より子	小諸市加増2-6-5 小林 より子	6. 8. 22	県民文化健康福祉	
陳第 269号	医療オンラインシステムは個人のプライバシー及び個人情報のおそれがあることについて	小諸市加増2-6-5 小林 より子	小諸市加増2-6-5 小林 より子	6. 8. 22	県民文化健康福祉	
陳第 271号	マイナンバーカードを利用したオンライン転出の周知について	長野県市長会 花岡 利夫	長野県市長会 花岡 利夫	6. 9. 17	総務企画警察	
陳第 272号	路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充について	長野県市長会 花岡 利夫	長野県市長会 花岡 利夫	6. 9. 17	総務企画警察	
陳第 273号	地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について	長野県市長会 花岡 利夫	長野県市長会 花岡 利夫	6. 9. 17	総務企画警察	
陳第 274号	母子生活支援施設の整備等に対する県の財政支援について	長野県市長会 花岡 利夫	長野県市長会 花岡 利夫	6. 9. 17	県民文化健康福祉	
陳第 275号	令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について	長野県市長会 花岡 利夫	長野県市長会 花岡 利夫	6. 9. 17	産業観光企業	

陳 1

陳第 276号	ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	総務企画警察
陳第 277号	コンサル関係入札をながの電子調達システムの対象とするることについて	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	危機管理建設
陳第 278号	福祉医療給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	県民文化健康福祉
陳第 279号	民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	県民文化健康福祉
陳第 280号	訪問介護における介護報酬の見直しについて	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	県民文化健康福祉
陳第 281号	行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	県民文化健康福祉
陳第 282号	障がい者の自立促進のための農福連携の推進について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	県民文化健康福祉
陳第 283号	農福連携の推進のための障がい者等が働きやすい環境整備に向けた支援の充実について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	農政林務
陳第 284号	農福連携の推進のための通販拡大や企業とのマッチングに向けたプラットフォームの構築について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	産業観光企業
陳第 285号	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	環境文教
陳第 286号	農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に係る農用地面積目標の弾力的な運用について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	農政林務
陳第 287号	ツキノワグマ対策について	長野県市長会 会長 東御市長 利夫 花岡	6. 9. 17	農政林務

陳2

陳第 288号	ツキノフグマの出没情報提供のための共有プラットフォームの整備について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 9.17	農	務
陳第 289号	準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 9.17	農	林
陳第 290号	多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて	松本市開智2-3-28 松塩地区教育関係七団体連絡協議会 議長 北沢 寿明	6. 9.19	農	政
陳第 291号	公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて	松本市開智2-3-28 松塩地区教育関係七団体連絡協議会 議長 北沢 寿明	6. 9.19	農	機
陳第 292号	天龍村における国道・県道の改良整備推進等について	天龍村長 永嶺 誠一 外1名	6. 9.25	農	管
陳第 293号	児童・生徒の安全確保について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9.26	農	理
陳第 294号	大町市の学校再編について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9.26	農	建
陳第 295号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9.26	環	境
陳第 296号	特別支援教育の充実について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9.26	環	境
陳第 297号	へき地手当支給率の改善について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9.26	環	境

陳第 298号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 299号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 300号	部活動と小学校の課外活動について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 301号	教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 302号	義務教育費国庫負担制度について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 303号	30人規模学級の継続について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 304号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 305号	不適応・不登校児童・生徒への支援充実について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教
陳第 306号	宿泊行事に関する人材確保について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外 7名	6. 9.26	環境文	教

陳 4

陳第 307号	教育予算の確保について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 308号	全国学力・学習状況調査等の扱いについて	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 309号	学校における感染症対策について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 310号	学校自己評価制度について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 311号	学校における働き方改革について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 312号	教員免許更新制度にかかわる研修制度について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 313号	教員の人事異動・任用について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教
陳第 315号	教職員の生活について	大町市大町1058-33 大町北安曇教育関係七団体連絡協議会 議長 宗川 尚美 外7名	6. 9. 26	環 境 文 教

陳 5

陳第 316号	観光産業に対する支援について	長野市岡田町178-2 長野県観光産業振興協議会 会長 中村 実彦	6. 9. 26	産業観光企業
陳第 317号	人手不足対策とカーボンニュートラルの実現について	長野市岡田町178-2 長野県観光産業振興協議会 会長 中村 実彦	6. 9. 26	産業観光企業
陳第 318号	首都圏等からのアクセスの向上及び観光地間を結ぶ二次交通の確保・充実に向けた支援について	長野市岡田町178-2 長野県観光産業振興協議会 会長 中村 実彦	6. 9. 26	総務企画警察
陳第 319号	竹林整備に係わる支援の充実について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	農政林務
陳第 320号	一級河川唐沢川（南方～古町北部）河川改修の整備推進について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	危機管理建設
陳第 321号	主要地方道松川インター大鹿線の防災事業の推進及び国道152号の通年通行の実施について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	危機管理建設
陳第 322号	下伊那北部地区活性化に向けて竜神大橋の早期完成について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	危機管理建設
陳第 323号	県道上飯田線の交通アクセス改善について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	危機管理建設
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	環境文教
陳第 325号	高齢者等の交通弱者の移動支援について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	県民文化健康福祉
陳第 326号	社会福祉制度の分野において、専門性を有する職員の確保について	下伊那郡北部ブロック町村協議会 後藤 章人 外4名	6. 9. 26	県民文化健康福祉

陳 6



陳第 327号	3 地区消費生活センターの存続について	上田市中之条124-2-1 東信地区消費者の会連絡会 会長 吉原 泉	6.10. 1	県民文化健康福祉
---------	---------------------	--	---------	----------

陳 7

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年9月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県市長会

会長 東御市長 花 岡 利 夫

令和5年9月14日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 50 号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制  
度の創設について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年9月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県市長会

会長 東御市長 花 岡 利 夫

令和6年5月21日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 240 号 障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年9月19日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

松本市開智2-3-28

松塩筑地区教育関係七団体連絡協議会

議長 高 木 守

令和5年9月15日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 52 号 公立高校が魅力的で特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるための支援を求めることについて

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年9月25日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

大町市大町1058-33

大町北安曇教育関係七団体連絡協議会

議長 関 悟 志 外7名

令和5年11月29日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

- 陳第 201 号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 202 号 特別支援教育の充実について
- 陳第 203 号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 204 号 教職員数の増員について
- 陳第 205 号 学校における働き方改革について
- 陳第 208 号 30人規模学級の継続について
- 陳第 209 号 日本語指導・外国籍等児童生徒支援指導の充実について
- 陳第 210 号 不応・不登校児童生徒への支援充実について
- 陳第 211 号 養護教諭に対する代替措置について
- 陳第 212 号 教育予算の確保について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

議 案 修 正 請 求 書

令和6年(2024年)10月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県議会会議規則第26条第1項の規定により、令和6年9月26日提出した次の議案を下記の理由により、別紙のとおり修正させてください。

第1号 令和6年度長野県一般会計補正予算(第2号)案

記

修正の理由

地方自治法第180条の規定により、令和6年10月10日に令和6年度長野県一般会計補正予算(第3号)を専決処分したため。

(別紙)

令和6年度長野県一般会計補正予算(第2号)案の一部を次のように修正する。

第1条中「1兆132億7,968万4千円」を「1兆147億6,970万9千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正中

「9 国庫支出金	116,808,912	2,829,905	119,638,817」	を
「9 国庫支出金	118,298,937	2,829,905	121,128,842」	に、
「 歳入合計	1,002,159,574	11,120,110	1,013,279,684」	を
「 歳入合計	1,003,649,599	11,120,110	1,014,769,709」	に、
「2 総務費	42,452,236	40,614	42,492,850」	を
「2 総務費	43,942,261	40,614	43,982,875」	に、
「 歳出合計	1,002,159,574	11,120,110	1,013,279,684」	を
「 歳出合計	1,003,649,599	11,120,110	1,014,769,709」	に

改める。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。



◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 条 繰越明許費中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 6 号 県営農村地域防災減災事業西塩田地区沢山池改修工事変更請負契約の締結について

# 農政林務委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 283号 農福連携の推進のための障がい者等が働きやすい環境整備に向けた支援の充実について
- 陳第 286号 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に係る農用地面積目標の弾力的な運用について
- 陳第 287号 ツキノワグマ対策について
- 陳第 288号 ツキノワグマの出没情報提供のための共有プラットフォームの整備について
- 陳第 319号 竹林整備に係わる支援の充実について

# 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

### 2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 2 号 長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

第 3 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 4 号 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について

第 5 号 障がい児等療育支援事業に係る損害賠償について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 265号 保育士配置基準改善の確実な実施と保育士処遇改善のための公定価格の引き上げについて
- 陳第 267号 個人番号カードを持たない人（任意）は医療皆保険が使えなくなる懸念について
- 陳第 268号 特措法の法なしの現コロナ対策について
- 陳第 279号 民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について
- 陳第 280号 訪問介護における介護報酬の見直しについて
- 陳第 281号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて
- 陳第 326号 社会福祉制度の分野において、専門性を有する職員の確保について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 269号 医療オンラインシステムは個人のプライバシー及び個人  
情報の侵害のおそれがあることについて

陳第 327号 3地区消費生活センターの存続について

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- 請第 9号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 請第 11号 訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について
- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 34号 木曾郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 144号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 178号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について



- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 274号 母子生活支援施設の整備等に対する県の財政支援について
- 陳第 278号 福祉医療給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由  
なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

# 環境文教委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 266号 水道施設耐震化事業の財政支援に係る採択基準等の見直しについて
- 陳第 285号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
- 陳第 290号 多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
- 陳第 293号 児童・生徒の安全確保について
- 陳第 302号 義務教育費国庫負担制度について
- 陳第 312号 教員免許更新制度にかわる研修制度について

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- 陳第 21 号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40 号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 63 号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64 号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65 号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66 号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67 号 学級編制に関することについて
- 陳第 93 号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 95 号 特別支援教育の支援充実について
- 陳第 96 号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 97 号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて
- 陳第 98 号 中学校部活動の地域移行のあり方について
- 陳第 99 号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 124 号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125 号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127 号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 137 号 教育環境の整備について
- 陳第 171 号 教育環境の整備について
- 陳第 233 号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
- 陳第 234 号 欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る教員の増員について

- 陳第 235 号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
- 陳第 236 号 スクールソーシャルワーカーの拡充について
- 陳第 291 号 公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
- 陳第 294 号 大町市の学校再編について
- 陳第 295 号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 296 号 特別支援教育の充実について
- 陳第 297 号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 298 号 臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
- 陳第 299 号 定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
- 陳第 300 号 部活動と小学校の課外活動について
- 陳第 301 号 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
- 陳第 303 号 30 人規模学級の継続について
- 陳第 304 号 日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
- 陳第 305 号 不適應・不登校児童・生徒への支援充実について
- 陳第 306 号 宿泊行事に関する人材確保について
- 陳第 307 号 教育予算の確保について
- 陳第 308 号 全国学力・学習状況調査等の扱いについて
- 陳第 309 号 学校における感染症対策について
- 陳第 310 号 学校自己評価制度について
- 陳第 311 号 学校における働き方改革について
- 陳第 313 号 教員の人事異動・任用について
- 陳第 314 号 主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
- 陳第 315 号 教職員の生活について
- 陳第 324 号 小中学校給食費への財政支援について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について

- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由  
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。



◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 9 款 土 木 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 7 号 長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事請負契約の締結について

第 8 号 長野県防災交換機改修工事請負契約の締結について

第 9 号 ローター除雪車の購入について

第 10 号 除雪トラックの購入について

第 11 号 凍結防止剤散布車の購入について

第 12 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 1 工区）請負契約の締結について

第 13 号 長野県道路公社定款の変更について

第 14 号 権利の放棄について

第 15 号 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事請負契約の締結について

# 危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 277号 コンサル関係入札をながの電子調達システムの対象とすることについて
- 陳第 292号 天龍村における国道・県道の改良整備推進等について
- 陳第 320号 一級河川唐沢川（南方～古町北部）河川改修の整備推進について
- 陳第 321号 主要地方道松川インター大鹿線の防災事業の推進及び国道152号の通年通行の実施について
- 陳第 322号 下伊那北部地区活性化に向けて竜神大橋の早期完成について
- 陳第 323号 県道上飯田線の交通アクセス改善について

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 258号 既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

(8) 住宅及び建築行政について

(9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由  
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 284号 農福連携の推進のための通販拡大や企業とのマッチング  
に向けたプラットフォームの構築について
- 陳第 316号 観光産業に対する支援について
- 陳第 317号 人手不足対策とカーボンニュートラルの実現について

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 264号 県立武道館の検討を求めることについて

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

## 閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年10月9日

長野県議会議長 山岸喜昭様

産業観光企業委員長 宮下克彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

### 記

#### 1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書  
提出について

陳第 230号 社会教育施設の充実について

陳第 231号 社会教育施設の充実について

陳第 275号 令和10年(2028年)第82回国民スポーツ大会・第27回全  
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

#### 2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年10月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。



◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費

第 10 項 外事費

第 4 条 地方債の補正

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和6年10月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 271号 マイナンバーカードを利用したオンライン転出の周知について
- 陳第 272号 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充について
- 陳第 273号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について
- 陳第 318号 首都圏等からのアクセスの向上及び観光地間を結ぶ二次交通の確保・充実に向けた支援について

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年10月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- 請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について
- 陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について
- 陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について
- 陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について
- 陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について
- 陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

### 2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年10月4日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

決算特別委員長 清 水 正 康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

第 16 号 令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について

第 17 号 令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

(1) 令和5年度長野県一般会計及び令和5年度長野県特別会計の決算状況に関する事項

(2) 令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和5年度長野県流域下水道事業会計、令和5年度長野県電気事業会計及び令和5年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

### 2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

## 議員の派遣について

令和6年10月11日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 目的 ベトナム社会主義共和国及びカンボジア王国における県内企業の進出状況、新規市場開拓、外国人材確保、インバウンドについて調査し、政策立案・審査に資する。
- 2 場所 ベトナム社会主義共和国、カンボジア王国
- 3 期間 令和6年10月13日から10月19日まで
- 4 派遣議員 宮下克彦 中川博司

## 議員の派遣について

令和6年10月11日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 目的 第24回都道府県議会議員研究交流大会
- 2 場所 東京都
- 3 期間 令和6年11月12日
- 4 派遣議員 垣内将邦 青木 崇 荒井武志  
高島陽子 小山仁志 勝野智行  
和田明子

## 議員の派遣について

令和6年10月11日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 目 的 地方議会活性化シンポジウム2024
- 2 場 所 東京都
- 3 期 間 令和6年11月29日
- 4 派遣議員 共 田 武 史